

平成27年第3回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成27年9月1日 開会

）

平成27年9月18日 閉会

吉田町議会

## 平成27年第3回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議席の一部変更	2
○議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	3
○議会閉会中の委員会活動報告	2 5
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	2 9
○議案第46号～議案第62号の一括上程、説明	3 1
○報告第2号～報告第4号の報告	6 3
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	6 6
○散会の宣告	6 7

### 第 2 号 (9月2日)

○開議の宣告	6 8
○議事日程の報告	6 8
○諸報告について	6 8
○議案第49号の詳細説明	6 8
○散会の宣告	1 1 6

### 第 3 号 (9月9日)

○開議の宣告	1 1 8
○議事日程の報告	1 1 8
○一般質問	1 1 8
藤 田 和 寿	1 1 8
大 石 巖	1 3 0

山内均	142
遠藤孝子	154
○散会の宣告	165

第4号 (9月15日)

○開議の宣告	116
○議事日程の報告	116
○議案第49号の質疑	116
○散会の宣告	246

第5号 (9月16日)

○開議の宣告	247
○議事日程の報告	247
○議案第46号の質疑	247
○議案第47号の質疑	248
○議案第48号の質疑	252
○議案第50号の質疑	255
○議案第51号の質疑	257
○議案第52号の質疑	262
○議案第53号の質疑	263
○議案第54号の質疑	267
○議案第55号の質疑	267
○議案第56号の質疑	271
○議案第57号の質疑	281
○議案第58号の質疑	281
○議案第59号の質疑	282
○議案第65号の質疑	282
○議案第61号の質疑	282
○議案第62号の質疑	285
○散会の宣告	286

第 6 号 (9月18日)

○開議の宣告	287
○議事日程の報告	287
○議案第46号の討論、採決	287
○議案第47号の討論、採決	288
○議案第48号の討論、採決	289
○議案第49号の討論、採決	290
○議案第50号の討論、採決	291
○議案第51号の討論、採決	291
○議案第52号の討論、採決	291
○議案第53号の討論、採決	292
○議案第54号の討論、採決	292
○議案第55号の討論、採決	293
○議案第56号の討論、採決	293
○議案第57号の討論、採決	293
○議案第58号の討論、採決	294
○議案第59号の討論、採決	294
○議案第60号の討論、採決	295
○議案第61号の討論、採決	295
○議案第62号の討論、採決	295
○発議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	296
○議員派遣について	297
○議会閉会中の継続調査について	298
○町長挨拶	298
○議長挨拶	301
○閉会の宣告	301

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成27年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

9月議会を迎えるに当たり、議員の皆様元気な顔に接し、うれしく思っております。

私、常々職員に申し上げているところでございますけれども、吉田町は恐らくこの27年度初めこの4年間というものは、この吉田町というものがまさに胸突き八丁に差しかかっていると思っております。

皆さん御承知のとおり、第4次総合計画は今年度で終わりを告げます。新しく第5次の総合計画が、これまでと違って8年間という期間でもって策定をされ、皆様の審議に付されることとなります。その中において、吉田町というものが東日本大震災後、さまざまな形で大きく今変わろうとしております。最終的には防潮堤が築かれて、この町が東日本大震災で失われた安全というものを再び取り戻す日が来るのではないかと、来なければならないと私は思っております。

職員にも奮闘するように常々申し上げ、そして職員も夜を日に継ぐと、中国の言葉ではございませんが、夜を日に継ぐというような作業を繰り返しております。ぜひとも吉田町というものが、新しい吉田町のステージに立つように、我々当局は全身全霊でもって頑張っております。議員の皆様におかれましても、この状況をよりよく御留意の上、当局が提出をいたしました議案の審議はもちろんのこと、一般質問等によりしくお願い申し上げます、簡単でございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

---

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は、13名であります。ただいまから平成27年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議席の一部変更

○議長（大塚邦子君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

閉会中における議員の辞職及び議員の繰り上げ補充並びに議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

議員の辞職により空席となっている8番の議席を若い番号から順送りに詰め、変更することとし、7番、杉本幸正君の議席を8番に、6番、三輪正邦君の議席を7番に、5番、山内均君の議席を6番に、4番、蒔田昌代君の議席を5番に、3番、遠藤孝子君の議席を4番に、2番、大石 巖君の議席を3番に、1番、三輪美由紀君の議席を2番に、それぞれ変更します。

---

#### ◎議席の指定

○議長（大塚邦子君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回繰り上げ当選されました山口一博君の議席につきまして、会議規則第4条第2項の規定により、議長において1番に指定いたします。

ここで暫時休憩とします。御自分の氏名表をお持ちいただき、議席の移動をお願いします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時05分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、6番、山内 均君、7番、三輪正邦君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月1日から9月18日までの18日間といたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月1日から9月18日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告

○議長（大塚邦子君） 日程第5、諸報告を行います。

初めに、去る7月8日、市川陽三君から一身上の都合との理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日、議員辞職願を許可しましたから、会議規則第94条第2項の規定により報告いたします。

また、欠員となりました議員の補充として、7月17日に山口一博君が繰り上げ当選されましたので、改めて報告いたします。

次に、市川議員の辞職に伴い欠員となりました産業建設常任委員会に、1番、山口一博君を、議会広報特別委員会委員に、同じく1番、山口一博君を、委員会条例第5条第4項ただし書きの規定により、去る7月23日にそれぞれ指名し、通知しましたので、報告いたします。

また、第2回定例会で設置されました議会広報特別委員会及び議会ICT推進特別委員会が閉会中に開かれ、議会広報特別委員会委員長として、3番、大石 巖君が、副委員長として、2番、三輪美由紀君が、また議会ICT推進特別委員会委員長として、10番、藤田和寿君が、副委員長として、6番、山内 均君が、それぞれの委員会において選任されましたので、報告いたします。

次に、議長報告を行います。

閉会中の総会等について報告いたします。

7月1日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が島田市において開催されました。

7月3日には、大井川新橋等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月10日には、御前崎港整備促進期成同盟会総会が御前崎市において開催されました。

7月14日には、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月16日には、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が川根本町において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成26年度事業報告並びに決算報告及び平成27年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

そのほか、7月14日に坂口谷川水門建設期成同盟会の視察及び要望活動を行いました。

8月17日には、静岡市で開かれた静岡県市町議会議員研修会に参加いたしました。

8月20日には、森町で開かれた3町議会議員研修会に参加いたしました。

総会等への参加についての報告は、以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。 「議員派遣結果報告書」をお手元に配付させ

ていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から、例月出納検査、財政的援助団体監査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして御報告申し上げます。

本年度は、第4次吉田町総合計画の最終年度に当たりますことから、現在これまでの実績や効果などにつきまして検証を行いながら、第5次吉田町総合計画の策定を進めているところでございます。

第5次吉田町総合計画の策定に向けた取り組みにつきましては、総合計画の位置づけ及び役割など計画の本質的な部分を定めた吉田町総合計画策定に関する条例と、総合計画の策定などに係る諮問機関である審議会につきまして定めました吉田町総合計画等審議会条例が施行されましたことから、8月18日には第1回目の吉田町総合計画等審議会を開催し、町内外の20人の方に審議会委員を委嘱をさせていただきました。審議会の会長には静岡文化芸術大学の田中啓教授が選出され、間もなく田中会長を座長として諮問に対する慎重な審議が始まることとなっております。

第4次吉田町総合計画では、「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」を将来都市像として描き、「誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり」「心豊かな人を育み生かすまちづくり」「地域の特性を生かした産業と都市機能が充実したまちづくり」を計画の基本理念とし、各種施策を展開してまいりました。

この10年の間に町を取り巻く環境は大きく変化いたしました。一例として、交通環境に注目いたしますと、空の玄関口である静岡空港が開港し、それに伴うアクセス道路の整備も進み、はばたき橋も開通いたしました。また、榛南幹線や東名川尻幹線を初めとする町内の道路網の整備を急速に進み、現計画における施策の方向に示しましたとおり、利便性が向上し、車の流れも大きく変わってきております。

一方で、現計画策定時の想定とは異なる状況も生じております。その一つは人口推計でございますが、町の人口につきましては第4次吉田町総合計画における将来フレームでは、平成27年には3万人に達することを想定をしており、平成13年8月まではそれを上回るペースで増加を続け、3万605人を記録いたしました。そのときを境に減少に転じ、平成27年7月末日現在で2万9,771人と3万人には届いていない状況となっております。この要因につきましては、東日本大震災の発生により、当町におけるこれまでの安全・安心が失われ、津波の心配のない市町への転出超過が起こったことが「まちづくりに関する住民意識調査」の結果からも明らかとなっております。

第4次吉田町総合計画期間中には、この東日本大震災の発生により、新たに「津波防災ま



ちづくり」という非常に大きな行政課題が生まれたわけでありますが、当町はこの行政課題に対し、スピード感を持ち、全力を挙げて取り組んでまいりました。

津波避難タワーの建設を中心とする町民の皆さんの命を守る対策をおおむね完了した結果、人口は小幅な増減を繰り返す状況に落ち着いてきており、転出超過による人口減少はおさまりつつあるものと、取り組みへの一定の効果を感じております。

そして、この「津波防災まちづくり」における町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策につきましては、ピンチをチャンスに変えるべく、防潮堤の強化だけにとどまらず、まちのにぎわいづくりにつながる事業にまで発展させるシーガーデンシティ構想として事業展開を図ることを表明をいたしました。

シーガーデンシティ構想の具現化につきましては、海岸堤防のかさ上げが大前提となるものでありますが、そのかさ上げに向けた整備方針が、8月24日に開催をされました国主催の第3回駿河海岸整備検討会において決定し、本年度から当町の海岸線整備の事業化に向けた取り組みが始まってまいります。いよいよ「津波防災まちづくり」における住民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策が本格化することになったわけであります。

「津波防災まちづくり」によりもたらされる安全・安心という土台の上に、町民の皆様が必要とされる健康、福祉、教育、産業等に関する各種施策を展開することにより、当町が「豊かで勢いのあるまち」であり続けることができると考えております。

第5次吉田町総合計画の策定に当たりましては、これまで住民意識調査及び関係団体のヒアリングを実施するとともに、8月17日から20日までの4日間にわたり、町内4地区において「吉田町まちづくりタウンミーティング」を開催し、多くの御意見をいただくことができました。このほか8月下旬には、町内に在住する20歳から39歳までの全ての女性を対象としました結婚・妊娠・出産・子育てに関する住民意識調査を行っており、今後はこうした計画策定のための基礎資料の収集、分析とあわせ、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針の取りまとめに努めてまいりたいと考えております。

それでは、新年度に入りまして5カ月が経過したところでございますが、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す「健康・福祉」関連事業のうち「母子保健事業」につきまして御報告申し上げます。

子供を産みやすく育てやすい環境を整備し、特に妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を効果的に行うため、従前の母子保健サービスの相談事業を拡充し、支援体制の強化を図ることを目的に、国の平成26年度補正予算（第1号）に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しました妊娠・出産・母子保健支援体制強化事業を前年度繰り越し事業として実施しております。

新規事業として4月から開始いたしました助産師による妊婦・産婦健康相談におきましては、妊娠中の体調変化などへの不安の解消や安心して出産に臨むための支援をより専門的に行っております。

また、7カ月児健康相談におきましては、お子様の出生後、早期からの発育発達、感染症対策の支援などを、より専門性の高い職種の者がきめ細かく行うことで、安心して育児ができるサポートの充実に努めております。

なお、母子保健事業の拠点となる保健センターにつきましても、お子様連れのお母さんが

来所しやすく、また落ち着いた環境で相談することができるように、母子保健室設置等の改修工事を実施する予定でございますが、8月初旬に設計業務が完了いたしましたので、現在施工業者を選定する作業を進めているところでございます。

そのほかにも、子育てに係る総合的な情報をまとめたガイドブックを作成することを目指して立ち上げた母子保健を取り巻く医師、歯科医師、心理士、助産師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等の専門職種による母子保健専門会議も6月からスタートし、効果的なサービス内容や保健指導内容につきまして検討を重ねているところでございます。

次に、子育て支援事業についてでございます。

初めての妊娠・出産に不安や悩み、孤独を感じている妊婦・産婦が増える中、これらの不安等を解消するため、妊婦と生後4カ月までの赤ちゃんをお持ちのお母さんを対象に、本年4月から子育て支援センターと保健センターを会場に「プレマクラブ」を実施しております。妊娠中に注意したい病気、陣痛の痛み、想像していた育児と実際の育児のギャップや外出できないストレス、相談相手のいない孤独感など、妊婦や育児が始まったばかりのお母さんたちの不安や悩みはさまざまですが、「プレマクラブ」では子育て支援センターの指導員や助産師、管理栄養士などから話を聞きながら、不安や悩みを自然に話せる場となるように努めております。専門の講師を招いて、妊娠や出産による体の変化について指導していただいております。産後のお母さんに赤ちゃんが見える場所でヨガを行ってボディーケアを体験していただくなど、和やかな雰囲気の中、「プレマクラブ」の活動を実施しております。

また、町外から吉田町に転入されてきましたお母さんは、なれない育児に加え、知人や町の情報も少ないため、不安やストレスも大きいものと推察されることから、吉田町に転入してきたお母さんを対象に、「ウェルカムよしだ」と称したおしゃべりサロンを月1回開催しております。このサロンでは、子育て相談員から吉田町の紹介を受けた後、一緒に公共施設を見学しておりますが、今後は町内の公園を散歩したり、お互いの故郷のお正月の様子を紹介し合うなどの活動も予定をしております。

さらに、30歳代から40歳代のお母さんの交流の場として「スマイルまま」と称したおしゃべりサロンも月1回開催をしております。こちらは同世代のお母さん同士が共感し合える場を提供することが目的であり、活動内容としましては子育て相談員と編み物をしたり、吉田町マップや入園に必要なものを作成したりしながら楽しい育児ができるよう支援をしております。

このほか、子育て支援センターにつきましては、本年4月から土曜日及び日曜日にも子育て相談員を配置して開所しておりますが、7月末までの4カ月間で29回開所し、延べ724人、1日当たりにして約25人の利用がございました。これは平日1日当たりの利用人数と比較をしますと、約半分の利用者数ではありますが、土日開所に対する一定のニーズを確認できたほか、平日と異なり、お子様と一緒に御夫婦で来場される方もいらっしゃるなど、子育てされる方に働きかける新たな機会を提供できたものと捉え、今後も継続していきたいと考えております。

妊娠・出産・子育てと続く一連の過程の中で、お母さん方が抱く悩みや不安感、孤独感を少しでも解消できるよう、産みやすく育てやすい環境の整備を目指して、今後もさまざまな事業展開を図ってまいります。

次に、高齢者支援事業についてでございます。

初めに、6月から高齢者人材活用センターを拠点として開所いたしました生涯現役人材バンク事業「いきいきボランティア倶楽部」につきまして御報告申し上げます。

この事業は本年度の新規事業の一つであり、高齢者の皆様の豊富な知識、経験、技能を登録をしていただき、その力を必要とする町民や地域団体とを結び、ボランティアとして活躍していただくものでございます。

「いきいきボランティア倶楽部」の発足の際には、各種団体へ御説明をお伺いし、傾聴ボランティア、介護予防教室、野菜づくり、コーラス、詩吟、三味線の指導など幅広い分野で活躍していただける方を募集いたしました。

また、その活動実績がボランティアポイントとなり、ご本人の選択により、吉田町共通お買い物券、一般社団法人吉田町シルバー人材センターの家事援助サービス券または現金の三つの中から、いずれかにポイントを交換できることもあわせて周知をまいりました。

現在では、静岡市、浜松市、袋井市、湖西市、森町が同様のボランティアポイント制度を導入しておりますが、当町は年間最大1万円分を上限としておりまして、県内最大のポイント交換額を設定しております。

この「いきいきボランティア倶楽部」に御登録いただいた方は9月1日現在で22人となり、設立初年度に目標としておりました20人を既に超えております。現在「いきいきボランティア倶楽部」で活躍していただいているボランティアは、介護予防教室として実施しておりますパワリハ教室の方々を初め、すみれ保育園に併設をしました子育て支援センターで子育て中のお母さんや子供たちと一緒に童謡を歌うボランティア団体の皆様など、年齢や障害の垣根を超えて活動の場を広げており、高齢者の方々の社会参加が地域福祉の一助となっております。高齢者の皆様が地域において役割を持って活躍され、そのことが生きがいとなることは、高齢者の皆様自身の介護予防という観点からも極めて意義深いものでございます。

次に、介護予防の普及啓発を図るため、新たに政策を進めております介護予防体操につきまして御報告申し上げます。

本年7月末に厚生労働省から公表されました平成26年の日本人の平均寿命は女性が86.83歳、男性が80.50歳と、いずれも過去最高を更新し、女性は3年連続で長寿世界一であることが発表されました。

また、日常的な介護を必要とせず、自立した生活を送ることができる健康寿命につきましては、平成25年は女性が74.21歳、男性が71.19歳と前回の調査時点と比べ、女性が0.59歳、男性が0.77歳延びていることがわかっております。

当町の高齢者人口は7月末現在で6,823人、高齢化率は22.92%になっており、高齢者の皆様の健康寿命をいかに延ばし、過去最高を更新した平均寿命との差を縮めることが重要な課題と考えております。

このような状況の中、当町には町歌「やさしさに抱かれて」を活用しました健康づくりのための「SUN・サン体操」がございりますが、介護予防施策の一つとして新たに介護予防体操の制作に取り組んでおります。新たな介護予防体操はこの「SUN・サン体操」をベースとして、運動指導士、理学療法士監修のもと高齢者でも無理なく簡単にでき、後期高齢者や要支援者の方にも取り組んでいただけるものとしてまいります。体操が完成いたしましたら、介護予防教室や介護要望講演会等さまざまな場面にこの体操を取り入れながら定着を図ってまいります。

また、元気な高齢者の方には「いきいきボランティア倶楽部」に登録をお願いし、高齢者の集まる場面での体操指導をしていただくことで、介護を必要としない方々を増やすことに寄与していただきたいと考えております。

この体操を通じたボランティア活動が、地域の高齢者の方々の介護予防意識を高めるとともに、ボランティア自身の介護予防にもつながる相乗効果を生むことを期待しております。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す「生活環境」関連事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、「津波防災まちづくり」におけるハード整備についてでございます。海岸における「津波防災まちづくり」についてでございますが、L2クラスの津波被害に備えるための海岸堤防整備につきましては、本年8月24日に開催をされました国主催の駿河海岸整備検討会において整備方針がまとまりました。

内容といたしましては、初めに既存の防潮堤を粘り強い構造とした上で、現在の防潮堤の陸側にL2クラスの津波にも対応できる高さまで新たに盛り土を行うということでございます。当町といたしましては、単なる防潮堤の整備にとどまらず、新たなにぎわいづくりとの両立を目指し、国・県と協力して整備を進めてまいります。

次に、地震・津波防災のソフト対策についてでございますが、平成25年度に実施いたしました吉田町地域防災指導員養成講座を、本年度も10月14日から11月14日までの間に7日間で実施いたします。これは昨年度に実施いたしましたジュニア防災士養成講座と隔年で実施することにより、幅広い年代から地域防災リーダーとなる人材の育成を図るものでございます。

なお、地域防災力をさらに高めるため、こうした講座を受講された方々の中で今後、地域防災指導員として活躍いただける皆様には町から認定書を交付し、自主防災活動への支援をお願いしているところでございます。

次に、上水道事業についてでございます。

町では、災害時におきましても安定して安全な水道水を供給するため、施設整備及び他事業に合わせた配水管等の布設、または布設替え事業といった管路整備により、老朽管を耐震管に更新するなど災害に強いライフラインの構築に努めております。

施設整備といたしましては、高区配水系の第2配水池電気室耐震化工事の実施に向けた準備を進めており、管路整備につきましては、老朽管による配水管の布設替え事業として大幡川尻線ほか2路線配水管布設替工事、日の出向原線配水管布設替工事、塩谷上川原1号線ほか6路線配水管布設替工事に着手しております。

また、道路改良及び下水道事業関連工事に伴う配水管等の布設及び布設替え事業につきましては、東名川尻幹線配水管布設工事及び5本の工事を実施する予定でございます。

なお、工事竣工図及び給水台帳等の膨大な資料を一元管理し、維持管理業務の効率化を図るとともに、危機管理上におきましても緊急時に迅速な復旧体制を確立するための上水道管理台帳システムの導入につきましては、今月中にプロポーザル方式により業者が決定する予定でございます。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」の関連事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、新地方教育委員会制度に伴い、新たに設置をされました総合教育会議につきまして御報告申し上げます。

本年度、首長と教育委員会が教育の条件整備など重点的に構すべき施策などを協議・調整する場として新たに設置をいたしました総合教育会議につきましては、これまで2回の会議を開催いたしました。

5月20日の初会合では、会議をより地域の実情に即した内容とするために、小・中学校教師や保護者、学識経験者をメンバーとする吉田町教育推進委員会を設置して協議を進めていくことが合意されたほか、学校・家庭・地域における教育課題につきまして意見を交わしました。

また、8月12日の会議では、「吉田町の目指す教育について」をテーマに教育委員と意見を交わしたところでございますが、今後は吉田町教育推進委員会からの意見を十分に踏まえながら、「教育の大綱」作成に向けて協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、教育環境の整備についてでございます。

安全・安心な学校施設を整理するとともに、避難施設としての安全性の向上を図るため、現在、町内小・中学校全ての屋内運動場の天井等落下防止工事を進めております。

この工事は、文部科学省の手引に基づく調査を実施しましたところ、町内小・中学校全ての屋内運動場の天井等落下防止対策が必要であることが判明いたしましたことから、各小・中学校の教育計画等に考慮し、前期と後期に分けて実施しているものですが、5月から実施している中央小学校と自彊小学校の工事は間もなく完了する予定でございます。

また、現在、12月下旬から実施する住吉小学校と吉田中学校の工事の準備を進めているところでございますが、児童・生徒の教育環境や学校体育施設利用者に配慮し、御理解と御協力をいただきながら、来年2月中旬までに工事が完了するよう進めてまいります。

続きまして、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す「道路交通網」の整備等について御報告申し上げます。

初めに、都市防災総合推進事業により避難路として整備を進めております町道の改良事業についてでございます。町道西の坪大浜1号線につきましては、年内の完成に向けて既に工事に着手しており、青柳田中1号線につきましても先月発注をいたしました。

下片岡16号線につきましては、現在発注準備を進めており、本年度中に完成させることにより、町民の皆様の安全・安心につなげたいと考えております。

次に、都市計画道路整備についてでございます。

富士見幹線につきましては、道路改良工事を先月に発注しており、引き続き舗装工事を実施しまして、島田吉田線バイパスから大幡川幹線までの全区間を本年度末までに完成させる予定でございます。

住吉幹線につきましては、繰越事業として用地交渉を進めておりましたが、地権者の皆様の御理解をいただきましたことから、先月工事を発注し、本年度末の完成に向けて事業に取り組んでおります。工事が完成いたしますと、国道150号から海岸幹線までの計画道路の全区間が完成し、町を南北に縦断する重要な路線の一つとして経済効果を発揮することはもとより、住吉地区における避難路としての役割も果たす非常に大きな効果をもたらすものと確信をしております。

東名川尻幹線につきましては、町道高畑高島線との交差点の道路改良工事に着手し、現在工事を進めているところでございますが、この工事箇所につきましては警察による信号機の設置も行われますことから、信号機の設置工事とあわせ、安全な交通体系が確保された後に

供用を開始する計画でございます。

また、浜田土地区画整理組合が組合施行により整備をしております工事区間につきましても、本年度末までの完成に向け、事業を展開していると聞いておりますので、調整を図りながら予定どおり供用開始できるように事業を進めてまいります。

次に、防災公園についてでございます。

防災公園につきましては、繰越事業とあわせて事業を展開し、本年度末の完成を目指して工事を進めておりましたが、本年度、国からの補助金が抑制されましたことから、完成時期におくれが生ずる可能性が大きくなりました。町といたしましては、一刻も早い防災公園の供用開始に向け、新たな財源を活用した事業展開を図ってまいります。

続きまして、「魅力ある産業を振興し、活力あふれる町づくり」を目指す「産業振興」事業につきまして御報告申し上げます。

吉田漁港につきましては、漁業従事者の安全な職場環境の確保や漁業経営の安定化、水産業の振興を図るため、地域水産物供給基盤整備事業と小規模局部改良事業等により整備を進めております。

地域水産物供給基盤整備事業につきましては、平成24年度から国と県の補助を受けまして、東防波堤末端付近の旧6号岸壁を航路護岸に改修する工事を実施しております。本年度は護岸本体のブロック製作及び設置工事を延長約20メートル施工する計画であり、来月の発注に向けて現在準備を進めているところでございます。

また、県費補助事業の小規模局部改良事業につきましては、内防波堤と旧西防波堤の先端部の航路を7,500立方メートルしゅんせついたします。工事は先月発注したところであり、来年2月末日までに完了する計画でございます。

次に、本年度から実施をしております二つの新規事業についてでございますが、多目的広場の整備、防波堤の粘り強い構造化を実施する漁港施設機能強化事業につきましては、多目的広場の整備に関する測量設計業務と地質調査業務を6月上旬から着手いたしました。いずれの業務も順調に進捗し、地質調査業務は先月末日をもって完了したところであり、測量設計業務につきましても今月末日までに完了する予定でございます。

防波堤を粘り強い構造にするための津波シミュレーションと津波に対する防波堤の安定照査業務につきましては6月に発注しており、11月末日までの完了を目指し、現在実施しているところでございます。

水産物供給基盤機能保全事業につきましては、漁港施設を適正に維持管理していく上で必要な機能保全計画を策定する業務委託を7月に発注し、来年2月末日までの完了を予定しております。

今後の漁港の整備は単なる施設整備ではなく、シーガーデンシティ構想を達成する要素を含むものでありますので、南駿河湾漁業協同組合吉田支所とも連携しながら着実に進めてまいります。

続きまして、「まち・ひと・しごと創生」への取り組みにつきまして御報告申し上げます。

初めに、交付金を活用しました先行的な取り組みについて御報告申し上げます。

当町では、国の平成26年補正予算（第1号）に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型及び地域創生先行型）を活用した事業を平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）において予算措置し、地域における消費喚起や地方

版総合戦略に位置づけられる見込みの事業を効果的に実施できるように対応しております。

同交付金の地方創生先行型につきましては、地方版総合戦略を平成27年10月30日までに策定すること及び策定や見直しにおいて住民や産官学金労言との連携体制を備えていることなどの要件を満たすことを条件に、上乘せ交付分として交付金が措置されますことから、国と事前協議を行い、今議会定例会において上程いたします補正予算において、関連する事業経費を予算計上しておりますので、地方版総合戦略等の早期策定と推進のため御理解と御支援を賜りたいと存じております。

地方人口ビジョンにつきましては、現在、策定中の第5次吉田町総合計画と密接な関係にありますことから、情報を共有しながら同時進行で策定に向けた作業を進めております。

議員の皆様には、計画の素案をお示しさせていただく中で御意見等を賜る場を設けさせていただく予定でありますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、福岡県八女市との交流につきまして御報告申し上げます。

福岡県の八女市とは、平成21年度に当町と島田市、牧之原市で組織いたします空港周辺市町空港共生協議会の視察研修で訪問させていただきましたことをきっかけに、平成22年度から平成25年度までは、公益財団法人静岡県市町村振興協会の交流・定住促進事業助成金を、平成26年度からは同協会の地域づくり推進事業助成金を活用して交流を続けております。

交流は、八女市の産業・観光関係者に当町へお越しいただきましたモニターツアーや当町の産業団体等の皆様による八女市への取り組みの視察、両市町で開催されるイベントで相互に特産品販売や観光PRなどを行ってまいりました。

また、平成24年7月24日の九州北部豪雨により、山間部を中心に八女市が甚大な被害をこうむった際には、災害復旧支援のため2回わたり合計8人の職員を派遣をいたしております。

こうして続けてまいりました交流を将来に向けてより強力なものとしていくため、本年度から八女市・吉田町未来創造の翼交流事業をスタートさせ、去る7月16日には両首長の懇談や職員同士がお互いの取り組みなどを学び合うフォーラムを八女市で開催をいたしました。

また、両市町は地理的に離れており、同時に被災する可能性が低いと予想されますことから、フォーラムの開催に合わせ、災害時における相互応援に関する協定を締結をいたしました。

今回のフォーラムの開催と協定の提携によりまして、交流事業の基礎が固まりましたことから、今後は八女市との信頼観光のもと、両市町の豊かな発展に向け、交流事業を多面的に展開してまいりたいと考えております。

以上、行政運営の一端を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、現在、町づくりの基本的な方向性を示す第5次吉田町総合計画を作成しているところでございます。8年後の吉田町の姿を見据え、町の目標とする将来都市像及びこれを達成するための大綱を定めてまいりますが、本年度は第3次吉田町国土利用計画、地方版総合戦略、地方人口ビジョンといった計画なども同時に策定を進めているところでございます。

議員各位におかれましては、こうした各種計画等策定につきまして、町の発展及び住民の福祉向上のため、その知識と経験により協力に御支援賜りますようお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、伊藤利勝君。

〔監査委員 伊藤利勝君登壇〕

○監査委員（伊藤利勝君） 平成26年度決算等審査意見書に従いまして、御報告申し上げます。

報告書は、審査意見書は2部ございますけれども、まず初めに、一般会計、特別会計における決算等審査意見を述べた後、水道事業会計の審査意見を述べさせていただきます。

では、決算等審査意見書の1ページをお願いいたします。

平成26年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書。

第1、審査の対象。

吉田町一般会計歳入歳出決算、土地取得事業特別会計歳入歳出決算、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、介護保険事業特別会計歳入歳出決算、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、各会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、吉田町基金の運用状況であります。

第2、審査の時期。

平成27年7月2日から平成27年7月31日まで。

第3、審査の方法。

町長から送付された各会計歳入歳出決算書、証書類、附属書類及び基金の運用状況について計数の確認を行ったほか、財産の管理状況、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、関係職員から説明を聴取し、これを審査した。また、例月出納検査及び定期検査の結果も参考として審査した。

第4、検査の結果。

各会計歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に行われているものと認められた。

証書類の記載内容は適正に表示されているものと認めた。

基金の運用状況を示す書類の計数についても、正確に表示され、適正に処理されているものと認められた。

2ページお願いします。

第5、審査の概要。

I、決算の概要。

平成26年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりである。

平成26年度一般会計及び特別会計の予算額合計は169億4,694万9,000円で、前年度より63億5,788万5,000円の減少、対前年度比は72.7%である。

歳入額は169億1,793万4,000円で、前年度より63億9,324万3,000円の減少、対前年度比は72.6%である。また、予算現額に対する執行率は99.8%で、前年度より0.2ポイントの低下となった。

歳出額は162億7,157万9,000円で、前年度より63億9,837万1,000円の減少、対前年度比は71.8%である。また、予算現額に対する執行率は96.0%で、前年度より1.3ポイントの低下となった。

実質収支額は5億7,259万3,000円で、前年度より5,990万4,000円の減少で、対前年度比は90.5%となった。



## Ⅱ、一般会計。

### (1)歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況並びに前年度の比較は次のとおりである。

平成26年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額109億5,117万9,000円、歳出額104億6,643万4,000円、歳入歳出差引額は4億8,474万5,000円で、平成27年度への繰越財源7,376万3,000円を差し引くと、実質収支は4億1,098万2,000円となる。

平成25年度比較では、歳出額は65億1,578万円の減少、歳出額も65億8,001万8,000円の減少、実質収支額は前年度より79万4,000円の減少となった。

### (2)歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は75億4,818万9,000円で構成比率は68.9%、依存財源は34億299万円で構成比率は31.1%である。

自主財源は前年度より町税1億8,587万3,000円、寄附金357万1,000円、繰越金2億6,664万4,000円が減少となったが、一方、分担金及び負担金341万7,000円、財産収入7億1,622万4,000円、繰入金2億3,676万8,000円、諸収入670万6,000円等は増加となったため、決算額は対前年度5億808万4,000円の増加となった。

依存財源は、前年度より主に地方譲与税412万4,000円、株式等譲渡所得割交付金896万3,000円、自動車取得税交付金2,113万1,000円、地方交付税204万4,000円、国庫支出金37億4,715万7,000円、県支出金1億4,923万9,000円、町債31億9,611万1,000円等は減少となったが、配当割交付金1,365万2,000円、地方消費税交付金6,444万1,000円、諸収入2,961万1,000円が増加となり、決算額は対前年度70億2,386万4,000円の減少となった。

4ページ、お願いします。

収入済額の款別内容は、次のとおりである。

本年度の特徴として、町税について前年度と比較すると税総額では1億8,587万3,000円の減少となっている。内訳を見ると、増加は法人町民税1,341万3,000円、軽自動車税161万7,000円が増加となったが、個人町民税6,771万4,000円、固定資産税1億698万2,000円、たばこ税2,202万8,000円、都市計画税417万9,000円がそれぞれ減少となった。

その結果、税総額（国保税を除く）は、52億8,368万9,000円の収入済額となり、前年度より1億8,587万3,000円の減少となった。

過去5年間における町税収納率（国保税を除く）の状況は、次のとおりである。

収入未済額は、前年度に比べ2,473万2,000円減少し、1億9,451万5,000円となり、不納欠損額は前年度より842万6,000円減少の600万5,000円を計上することとなった。

本年度の収納率は96.3%と前年度より0.4ポイントの上昇となり、収納率の向上が図られた。今後も、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

町営住宅使用料の収納率は平成26年度76.4%となり、前年度78.9%より2.5ポイントの低下となっている。公平負担の原則及び財源確保の観点から、収納率向上に努められたい。

町債については前年度に比較して31億9,611万1,000円の減少となった。主な要因は津波防災対策分である。

なお、町債の平成26年度末現在高は116億1,283万円となっているが、その内訳は通常分76億3,623万3,000円、津波防災対策分36億7,659万7,000円となっている。

### (3) 歳出決算額の概要。

歳出予算額110億3,935万8,000円に対し、支出済額104億6,643万4,000円で、執行率は94.8%である。翌年度繰越額は3億2,661万7,000円で前年度より2億7,309万1,000円の増加となった。不用額は2億4,630万8,000円で、前年度より2億4,392万円の減少となった。

翌年度繰越額3億2,661万7,000円の主なものは、住吉幹線整備事業費1億2,300万円、防災公園整備事業費9,000万円、商工業振興費3,300万円、保健衛生管理費1,599万4,000円、大幡川改修事業費1,500万円等である。

支出済額104億6,643万4,000円は前年度より65億8,001万8,000円の減少となった。減少の主なものは民生費7億2,344万5,000円、農林水産業費8,436万円、土木費2億3,829万9,000円、消防費55億9,772万7,000円、諸支出金2億7,987万1,000円等である。

一方、増加の主なものは総務費1億6,205万8,000円、教育費1億9,249万6,000円等である。6ページお願いします。

歳出決算額の款別内容は次表のとおりである。

一般会計における当該事業の歳入歳出に関する処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

### Ⅲ、特別会計。

#### (1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額5,773万8,000円、歳出総額5,772万7,000円、歳入歳出差引残額1万1,000円の決算内容である。歳入は、財産運用収入3万6,000円及び財産売却収入5,765万7,000円、前年度繰越金4万5,000円である。歳出は、土地開発基金積立金7万円及び繰出金5,765万7,000円である。

平成26年度は、一般会計へ土地の売り払い5,765万7,000円があった。したがって、土地取得事業特別会計の平成26年度末土地残高は9億8,345万9,000円となっている。ただし、財産調書対象外分が6,306万7,000円含まれている。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

#### (2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額30億8,085万円、歳出総額29億6,011万4,000円、歳入歳出差引残額1億2,073万6,000円の決算内容である。

歳入を前年度と比較すると8,445万4,000円の増加である。これは、主に保険税6,334万2,000円、国庫支出金4,444万7,000円、県支出金1,906万円、共同事業交付金1,382万5,000円、繰越金5,689万円が増加となり、療養給付費等交付金6,664万6,000円、繰入金5,051万1,000円が減少したことによるものである。

国保税の調定額に対する収納率は77.0%で、収入未済額は2億4,067万1,000円となっている。内訳は現年度分の収納率92.2%で、収入未済額は6,648万6,000円である。滞納繰越分の収納率は22.4%で、収入未済額は1億7,418万5,000円である。

歳出を前年度と比較すると1億1,838万円の増加である。これは主に保険給付費4,206万9,000円、共同事業拠出金1,662万9,000円、基金積立金4,343万9,000円、諸支出金1,365万1,000円等が増加したことによる。

保険給付状況は療養諸費で、一般被保険者が11万844件、費用額は20億8,386万1,000円、退職被保険者等が9,962件で費用額は1億8,979万7,000円となっている。高額療養費では一

般被保険者が2,917件で1億8,847万6,000円、退職被保険者等が222件の1,952万9,000円となっている。

8ページをお願いいたします。

加入世帯及び被保険者の状況は次のとおりである。

①加入世帯及び被保険者数。

世帯数は年度末で4,007世帯で前年度対比100.2%、被保険者数は7,205人で98.6%となっております。

②につきましては、①の内訳でございます。

③平成26年度被保険者異動状況であります。増加は1,539人、減少は1,644人で、その結果105人の減少となっております。

国保税の過去5年間の収納率等の推移は、次のとおりである。

調定額の大きい現年度分の国保税収納率は、92.2%と前年度より0.8ポイントの低下となり、不納欠損額は319万3,000円増加の850万8,000円となっている。今後においても国民健康保険事業の健全な財政運用を図るため、被保険者の健康づくり及び疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

(3) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額2億1,560万3,000円、歳出総額2億1,500万7,000円、歳入歳出差引残額59万6,000円の決算内容である。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億7,512万4,000円、一般会計繰入金3,843万円、繰越金154万9,000円である。保険料の調定額に対する収納率は99.0%と前年度より0.4ポイントの低下となり、不納欠損額は4万7,000円増加の10万1,000円となっている。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金2億1,448万3,000円である。その内訳は後期高齢者医療保険料1億7,605万3,000円、低所得世帯の均等割額減額分3,116万円、社会保険被扶養者の均等割額減額分727万円である。

今後においても公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

(4) 吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額17億787万4,000円、歳出総額16億7,724万2,000円、歳入歳出差引残額3,063万3,000円の決算内容である。

歳入の主なものは、保険料3億7,970万円、国庫支出金3億5,275万3,000円、支払基金交付金4億5,690万9,000円、県支出金2億3,717万1,000円、繰入金2億4,128万5,000円、繰越金3,821万5,000円、諸収入177万6,000円等が主なものである。

保険料の調定額に対する収納率は98.0%と前年度と同率であり、不納欠損額は69万3,000円増加の182万7,000円となっている。

今後についても公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

歳出は総務費3,778万7,000円、保険給付費15億4,298万円、基金積立金4,861万7,000円、

地域支援事業費4,284万9,000円、諸支出金500万8,000円である。保険給付費のうち、介護給付費14億6,063万7,000円は前年度より7,083万8,000円の増加となった。

事業の実施状況は次のとおりである。

①被保険者の状況でございます。

第1号被保険者、65歳以上でございますが、平成27年年度末は6,761人で前年度より203人の増、高齢化率は22.7%で、0.8ポイントの上昇、第2号被保険者、40歳から64歳でございますが、9,902人で96人の減少となっております。したがって、第1号、第2号被保険者合計では1万6,663人で、前年度より107人の増となっております。

10ページをお願いします。

②要介護認定関係でございますが、ア、申請状況、平成26年度累計では1,133人となり、前年度より57人の増、イ、認定状況は平成26年度累計で1,057人となり、38人の増。

③保険給付状況は総額で15億4,298万円となっております、その内訳は、ア、施設サービス費、延べ件数2,445件、給付費6億5,781万3,000円、イ、居宅サービス費は介護給付費、予防給付費合わせまして延べ件数は7,926件、給付費は8億6,322万円、ウ、高額介護サービス費等は延べ件数で2,042件、給付費は2,109万1,000円となっております。エ、審査支払手数料は延べ件数1万9,018件で給付費85万6,000円となっております。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は適切に行われていることを認めた。

(5)吉田町公共下水道事業特別会計。

歳入総額9億469万円、歳出総額8億9,505万5,000円、歳入歳出差引残額963万5,000円となっている。

歳入は下水道受益者負担金797万5,000円、下水道使用料・現年度分7,876万5,000円、過年度分33万6,000円の合計7,910万円、国庫補助金6,796万円、一般会計繰入金5億8,629万7,000円、前年度繰越金2,624万8,000円、町債1億3,460万円、諸収入243万9,000円が主なものである。

前年度との比較では、下水道使用料159万4,000円、前年度繰越金694万2,000円等が増加となったが、公共下水道受益者負担金183万3,000円、国庫補助金4,594万円、一般会計繰入金4,917万円、諸収入191万9,000円、町債1,410万円等が減少となり、歳入総額では1億439万円の減少となった。

下水道使用料の調定額に対する収納率は94.9%と前年度より1.2ポイントの低下となり、不納欠損額は前年度より10万7,000円増加の23万7,000円となっている。公平負担と財源確保の観点から収納率向上に努められたい。

歳出の内訳は管渠建設費2億2,749万9,000円、管渠維持管理費670万5,000円、浄化センター維持管理費9,296万3,000円、浄化センター建設費2,106万5,000円、公債費5億2,682万3,000円である。前年度との比較では、歳出総額で8,777万7,000円の減少となっている。減少の主なものは管渠建設費1,516万3,000円、浄化センター維持管理費2,731万3,000円、浄化センター建設費5,292万1,000円であり、増加は公債費715万円である。

管渠建設費の内訳は公共管渠建設費1億2,036万8,000円、町単管渠建設費8,192万1,000円、町単排水設備建設費343万8,000円、人件費4,177万2,000円である。

公債費は償還金元金3億5,955万2,000円、償還金利子1億6,727万円である。

12ページをお願いいたします。

業務実績は次表のとおりであります。

管渠整備率は26年度末で76.2%、前年度より2.0ポイントの上昇、普及率は38.7%で前年度より0.8ポイントの上昇、水洗化戸数につきましては2,989で102.5%、水洗化人口は1万650人で前年度対比101.9%となっております。

企業債の前年度比較は次表のとおりである。

実質収支額の合計は、平成26年度は前年度より2,124万円の増加となり、3億9,222万3,000円となっております。

収支比率及び一般会計からの繰入金の5年間の推移は次表のとおりである。

平成26年度の収支比率は79.4%となっております。

起債償還金及び管渠維持管理費、浄化センター維持管理費のうち、公共下水道使用料で賄えない分などが一般会計からの繰入金となっている。今後においても管渠及び浄化センターの適切な維持管理を行い、収支比率の向上を図りたい。

当該事業における歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

#### IV、実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合審査した結果、計数は正確であった。

次ページをお願いします。

#### V、財産に関する調書。

公有財産につきましては、ア、土地。土地は一般会計と特別会計とございますが、まず一般会計につきましては、土地面積は前年度末に比べ5万3,214.73平方メートル減少しており、決算年度末現在高は62万2,251.54平方メートルとなっている。減少の主なものは、その他の売却が6万4,005.7平方メートルあったことによるものであります。

15ページには特別会計であります。土地取得事業特別会計でございます。

決算年度中の増減高は一般会計への売り払い2,135.77平方メートルで、決算年度末の現在高は1万9,241.47平方メートルとなっております。

次ページをお願いします。

一般会計と特別会計の合計でございますが、決算年度中の増減高は5万5,310.50平方メートル減少しており、決算年度末の現在高は64万1,493.01平方メートルであります。

イ、建物であります。建物の延べ面積は前年度に比べ8,351.01平方メートル減少して、決算年度末の現在高は8万5,827.11平方メートルとなっている。減少の主なものは、住吉工業用地内建物7,911.36平方メートルの売却によるものであります。

18ページをお願いします。

ウ、有価証券であります。これは全て株券でございます。決算年度中の増減高はゼロでありますので、前年度末現在高と同じく決算年度末現在高も270万2,000円となっております。

エ、出資による権利。静岡県漁業信用基金協会出資金を初めとして15件ございますが、決算年中の増減高はなく、前年末現在高、決算年度末現在高とも2,601万7,000円となっております。

(2)物品。物品につきましては年度中の166件の増加となっており、決算年度末の現在高は1万7,121件となっております。

(3)債権であります。吉田町住宅新築資金等貸付金は、決算年度中の増減高はゼロで年度末現在高、決算年度末現在高、同額の1,891万6,000円、吉田町奨学金貸与金は29万6,000円の入金がありましたので、決算年度末現在高は350万3,000円となっております。

20ページお願いします。

(4)基金であります。ア、特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金と、イとしまして特定の目的のために定額の資金を運用する基金の2種類ございます。

まず、特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金であります。一般会計で吉田町財政調整基金を初めとして10基金ございます。基金の増減高は2億2,284万4,000円で、決算年度末現在高は23億1,644万円となっております。

(イ)の特別会計でございますが、吉田町土地開発基金を初めとして3基金ございます。決算年度末の増減高は1億2,392万円の増加となり、決算年度末現在高は4億5,799万9,000円となっております。

特定の目的のために定額の資金を運用する基金として物品調達基金がございしますが、こちらは増減高がゼロでございますので、前年度末、今年度末とも同額の400万円となっております。

当町の基金の総額としましては、決算年度中の増減高は3億4,676万9,000円の増加となり、期末現在高は27億7,843万9,000円となっております。

財産に関する調書は、関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であった。

債権、吉田町住宅新築資金等貸付金残高1,891万6,000円は、全て償還期限経過後のものである。個々の案件について債務者の状況の変化に応じて、その都度、法令、条例等にのっとり適切な事務処理が行われず、先送りしてきた結果、長期未収債権になったものである。

公平負担の原則及び財源確保の観点からも速やかに法令、条例等にのっとり、事務処理を行われたい。

## VI、基金の運用状況。

### (1)吉田町物品調達基金。

基金運用地に係る収入金額は、本年度売上金額525万6,000円等で、合計525万7,000円となっている。支出金額は、本年度仕入金額528万4,000円等で合計528万4,000円となっている。前年度繰越金388万2,000円を加えた差引現金は379万5,000円で、期末棚卸額20万5,000円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.3%となっている。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていると認めた。

### 第6、むすび。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であることを認めた。

また、予算の執行については、おおむね事業目的及び事業計画に沿って行われ、事業の目的に沿った成果が得られたものと認められた。

平成26年度町税の収入額は、前年度に比べ、景気回復のおくれや地価の下落等の影響を受けて、主に町民税、固定資産税等が減収となり、前年度を大きく下回った。景気は穏やかな回復基調にあるものの、今後については人口の減少への対応、防潮堤及び海岸回廊等の課題

があり、町の行財政運営は厳しい状況が続くと予測されるが、町民の視点に立った、より効果的で効率的な事務事業執行に努められたい。

以上で、一般会計、特別会計の意見とさせていただきます。

それでは、平成26年度吉田町水道事業会計決算審査意見書について報告いたします。

1 ページをお願いいたします。

平成26年度吉田町水道事業会計決算審査意見書。

I、審査の対象。

平成26年度吉田町水道事業会計決算。

II、審査の時期。

平成27年6月15日から平成27年7月13日まで。

III、審査の方法。

審査に当たっては、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書、証書類、事業報告書及び同法施行令第23条の規定に基づく附属書類につき、関連する会計書類等と照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否かについて資料と説明を求めて審査するとともに当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうかを検討するため、事業等の分析を行った。また、定期監査及び例月出納検査の結果も参考とした。

なお、棚卸資産立会検査を平成27年4月1日に実施している。

地方公営企業会計制度・会計基準等の改正は平成26年度予算及び決算から適用することになっているが、改正後の会計基準等が適用され、会計処理が適正に行われているかに留意して審査を行った。

IV、審査の結果。

審査に付された吉田町水道事業会計の決算書、事業報告書及び附属書類は、関係法令等に準拠して作成されており、計数も正確で、経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認めた。

また、証書類の記載内容は適正に表示されているものと認めた。

予算の執行状況はおおむね事業の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認めた。

決算の概要は次のとおりであり、審査の過程で作成した資料を決算資料として添付してあります。

2 ページお願いします。

1、決算の概要。

(1) 事業の概要。

平成26年度の事業実績は次表のとおりである。

当年度の業務実績を見ると、平成27年3月31日現在の給水人口は3万2,496人であり、計画給水人口3万6,100人に対する給水普及率は90.0%となっている。

また、年間の総配水量は462万2,821立米、総有収水量は402万2,957立米である。

なお、稼動1日配水能力は1万8,200立米であり、前年度と同数値となっている。

(2) 予算の執行状況。決算報告書でございますが、消費税込みとなっております。

①収益的収入及び支出。

予算の執行状況は次表のとおりである。

収益的収入。

収益的収入の決算額は5億9,746万8,000円で現予算額5億8,770万円に対し、976万8,000円の増額となり、収入率は101.7%となっている。

営業収益の主なものは給水収益5億2,623万4,000円である。

営業外収益の主なものは長期前受金戻入6,121万4,000円及び雑収益686万1,000円である。

収益的支出。4ページとあわせてお願いします。

収益的支出の決算額は5億2,315万5,000円で現予算額5億4,890万2,000円に対し、不用額は2,574万7,000円であり、執行率は95.3%となっている。

営業費用の主なものは減価償却費2億2,556万5,000円及び原水浄水及び配水給水費1億872万円、業務費3,969万8,000円、総係費2,487万5,000円、資産減耗費1,154万1,000円である。

営業外費用の主なものは地方債の支払利息6,668万7,000円及び繰延資産償却1,794万9,000円、不用貯蔵品処分150万2,000円、支払消費税1,612万6,000円である。

特別損失の内訳は平成24年度水道料金不納欠損509万6,000円、賞与引当金繰入額353万4,000円、法定福利費引当金繰入額57万7,000円である。

②資本的収入及び支出。

予算の執行状況は次表のとおりである。

資本的収入。

資本的収入の決算額は1,569万5,000円で現予算額1,504万5,000円に対し、65万円の増額となり、収入率は104.3%となっている。

他会計出資金は消火栓設置に伴う一般会計の出資金である。

その他資本的収入は道路改良工事の配水管移設補償に伴う、配水管布設替工事の負担金597万6,000円及び加入分担金827万3,000円である。

資本的支出。

資本的支出の決算額は3億249万6,000円で現予算額3億1,295万8,000円に対し、不用額は1,046万2,000円であり、執行率は96.7%となっている。

建設改良費の主なものは配水管の布設及び布設替工事等を実施するための工事請負費1億4,019万円及び委託料2,359万6,000円ほかである。

企業債償還金は財務省7,734万7,000円及び地方公営企業等金融機構6,111万4,000円である。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億8,080万1,000円の補填は次表のとおりである。

補填財源としまして、過年度分消費税資本的収支調整額1,715万円、過年度分損益勘定留保資金2億6,965万1,000円となっております。

(3)経営成績、損益計算書であります。こちら消費税抜きでございます。

経営成績は次表のとおりである。

総収益は5億6,240万1,000円、総費用は4億9,988万2,000円であり、6,251万9,000円の純利益を生じており、総収支比率は112.5%である。

経常収支の推移は次表のとおりである。

平成26年度におきましては、経常収益5億6,240万1,000円、経常費用4億9,091万8,000円、



経常損益7,148万3,000円となっており、経常収支比率は114.6%となっております。

なお、当年度純利益6,251万9,000円に繰越利益剰余金年度末残高295万3,000円及びその他未処分利益剰余金変動額10億5,896万円を加えた当年度未処分利益剰余金は11億2,443万2,000円である。

6ページをお願いします。

①供給単価と給水原価の比較であります。

有収水量1立米当たり供給単価と給水原価の推移は次表のとおりである。

供給単価は前年度より29銭増加し、給水原価は前年度より12円31銭減少している。その結果、供給単価から給水原価を差し引いた額は15円68銭となり、前年度より12円60銭増加している。これは給水原価の算出において経常費用の控除項目として長期前受金戻入が加えられたことが主な要因である。

②収益は次表のとおりである。

収益合計は5億6,240万1,000円であり、前年度より5,379万9,000円増加している。

ア、営業収益。

営業収益は、前年度より833万6,000円減少している。これは主に給水収益が932万1,000円減少したものの、受託工事収益が104万5,000円増加したことによるものである。

イ、営業外収益。

営業外収益は、前年度より6,213万5,000円増加している。これは主に長期前受金戻入6,121万4,000円を計上したことによるものである。

③費用。

費用は次表のとおりである。

費用合計は4億9,988万2,000円であり、前年度より1,142万3,000円増加している。

ア、営業費用。

営業費用は前年度より872万2,000円増加している。これは主に原水浄水及び配水給水費380万8,000円及び業務費91万2,000円が減少したものの、受託工事費101万5,000円、総係費301万7,000円、減価償却費780万9,000円、資産減耗費162万4,000円が増加したことによるものである。

イ、営業外費用。

営業外費用は前年度より626万4,000円減少している。これは主に企業債の支払利息307万4,000円、雑支出235万円が減少したことによるものであり、前年度は不納欠損額を営業外費用・雑支出として計上しているが、本年度より特別損失に計上している。

8ページをお願いします。

ウ、特別損失の内訳は不納欠損額・平成24年度水道料金485万3,000円、賞与引当金繰入額353万4,000円、法定福利費引当金繰入額57万7,000円である。

(4)財政状態、貸借対象表であります。こちらも消費税抜きでございます。

①資産。

平成27年3月31日現在の資産の状況は次表のとおりである。

資産合計は75億8,044万8,000円であり、前年度より9,212万6,000円減少している。

ア、固定資産。

固定資産は前年度より7,438万3,000円減少している。これは主に有形固定資産の建物

1,023万5,000円及び構築物3,646万4,000円、機械及び装置2,782万6,000円が減少したことによるものである。

また、平成26年度末管路延長は前年度末より2,506メートル増加し、24万4,904メートルとなっている。

なお、本年度は石綿管の撤去は行っていない。

#### イ、流動資産。

流動資産は前年度より20万6,000円増加している。これは主に現金預金が1,269万円増加したものの、未収金が1,241万9,000円減少したことによるものである。

なお、未収金の内訳は営業未収金・水道料金3,092件、1,271万6,000円、その他営業未収金等38万円の合計1,309万6,000円から貸倒引当金374万3,000円を控除後の金額である。

また、営業未収金・水道料金の収納率は97.6%で前年度より0.6ポイントの上昇となっている。

#### ウ、繰延資産。

繰延資産は前年度より1,794万9,000円減少している。

#### ②負債・資本でございます。

平成27年3月31日現在の負債・資本の状況は次表のとおりである。

10ページとあわせてお願いいたします。

負債・資本合計は75億8,044万8,000円であり、前年度より9,212万6,000円減少している。

#### ア、負債。

負債合計は45億5,229万9,000円であり、前年度より45億5,224万4,000円増加している。

##### (ア) 固定負債。

固定負債は前年度より27億3,980万2,000円増加している。全額、企業債である。

##### (イ) 流動負債。

流動負債は前年度より1億6,363万6,000円増加している。増加の主なものは企業債1億4,406万4,000円、未払金1,450万円、引当金507万円である。

##### (ウ) 繰延収益。

繰延収益は前年度より16億4,880万6,000円増加している。主なものは受贈財産評価額1億2,720万4,000円、補助金7,311万2,000円、工事負担金11億6,911万8,000円、加入分担金2億7,922万8,000円である。

#### イ、資本。

資本合計は30億2,814万9,000円であり、前年度より46億4,437万円減少している。

##### (ア) 資本金。

資本金は前年度より30億2,088万1,000円減少している。借入資本金は全額30億2,232万8,000円減少している。また、繰入資本金は144万7,000円増加している。

なお、当年度の繰入資本金は他会計出資金である。

##### (イ) 剰余金。

剰余金は前年度より16億2,348万9,000円減少している。主なものは資本剰余金で27億4,496万8,000円減少している。内訳は主に受贈財産評価額1億3,714万9,000円及び補助金1億1,391万3,000円、工事負担金19億9,657万1,000円、加入分担金4億9,633万9,000円減少している。また、利益剰余金は11億2,147万9,000円増加している。内訳は減債積立金1,000万

円及び建設改良積立金1,200万円、当年度未処分利益剰余金10億9,947万9,000円となっている。

次ページをお願いします。

(5) キャッシュ・フロー計算書であります。

① 業務キャッシュ・フローにつきましては、2億8,841万3,944円のプラスとなっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは1,387万9,710円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは1億3,701万4,672円の減少となっております。

キャッシュ・フローにつきましては会計基準の改正により、本年度、平成26年予算及び決算から策定が義務づけられたものであります。1会計期間における現金及び預金の増減をあらわす財務諸表であります。

当吉田町水道事業の状況について見ますと、真ん中より下段でございますが、(ア) 業務活動によるキャッシュ・フロー。

業務活動によるキャッシュ・フローはプラスになっているが、減価償却費、固定資産除却費税、繰延資産償却費等が多額なことが要因となっている。

業務キャッシュ・フロー対流動負債比率は176.2%となっており、1年以内に支払い義務が生じる負債に対し、業務キャッシュ・フローがどの程度の支払い能力を有するかをあらわす比率である。100%を上回る結果となっており、この数値を見る限り債務の返済能力はあると言える。

(ウ) 投資活動によるキャッシュ・フロー。

投資活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっている。設備投資を行っている場合は通常マイナスになるが、本年度は約1.5億円の投資額となっております。

業務キャッシュ・フロー対投資支出比率は189.9%となっており、この比率は投資活動における支出に対して、業務キャッシュ・フローがどの程度の支払い能力を有しているかをあらわす比率であります。

100%以上であればフリー・キャッシュ・フローがあることを示す指標であり、事業費を大幅に圧縮しているため、この数値が100%以上となっている。

(エ) 財務活動によるキャッシュ・フロー。

財務活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっている。投資を抑えるとともに企業債の減少を図るため、起債は前年度に引き続き行っていない。

(オ) フリー・キャッシュ・フロー。

業務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの差額であるフリー・キャッシュ・フローはプラスとなっている。

(カ) 全体的な考察。

以上の分析から考えると、本年度は自力で事業を遂行できる状態であったと言える。今後においても、業務活動キャッシュ・フローの範囲内で投資を行うように努められたい。

Vむすび。

以上、当年度の決算に係る事業の概要、予算の執行状況、経営成績、財政状況、キャッシュ・フロー計算書について、その審査の概要を述べてきた。

業務実績を見ると現在給水人口は3万2,496人であり、前年度に比べ412人減少となり、計

画給水人口 3 万 6, 100 人に対する給水普及率は 90. 0% であり、前年度に比べ 1. 2 ポイント低下している。また、給水件数は 1 万 2, 992 件で、前年度に比べ 36 件の減少となっている。

総配水量は 462 万 2, 821 立米で、前年度に比べ 5 万 3, 714 立米減少となり、1 日平均配水量は 1 万 2, 665 立米となっている。総有収水量は 402 万 2, 957 立米で、前年度に比べ 8 万 6, 136 立米減少となり、1 日平均有収水量は 1 万 1, 022 立米となっている。また、総配水量に対する総有収水量の割合を示す有収率は 87. 0% で、前年度に比べ 0. 9 ポイント低下している。漏水調査等による有収率の増加を図る必要がある。

財産の状況を見ると、資産総額及び負債・資本合計は 75 億 8, 044 万 8, 000 円で、前年度に比べ 9, 212 万 6, 000 円減少している。当年では建設改良工事として配水管布設替工事 10 件、配水管布設工事 4 件、延長にして 4, 477. 7 メートルを実施している。

経営状況を見ると、総収益は 5 億 6, 240 万 1, 000 円で前年度に比べ 5, 379 万 9, 000 円増加となり、総費用は 4 億 9, 988 万 2, 000 円で前年度に比べ 1, 142 万 3, 000 円増加となっている。その結果、当年度純利益は 6, 251 万 9, 000 円となっている。これに前年度繰越利益剰余金 295 万 3, 000 円及び会計基準の改正による移行処理分である、その他未処分利益剰余金変動額 10 億 5, 896 万円を加えた当年度未処分利益剰余金は 11 億 2, 443 万 2, 000 円となっている。この未処分利益剰余金は資本金への組み入れ 10 億 5, 896 万円、減債積立金の積み立て 2, 600 万円、建設改良積立金の積み立て 3, 300 万円として処分し、残額の 647 万 2, 000 円は繰越利益剰余金とする予定になっている。

今後の水道状況を見ると、収益面では少子高齢化及び人口減少社会が進行するとともに節水意識の定着、節水器具等の普及、宅配水等の需要増加により、日常生活を初めさまざまな社会経済活動において水需要の増加は見込めない状況であり、収益の柱である水道料金の増収は厳しいと思われる。

一方、費用面においては、基幹施設及び重要な管路の耐震化、水源水量の平準化を図るための主要設備が予定されており、今後において多額の資金が必要になると見込まれる。こうした状況の中、安定した水道事業経営を行うために、これまで以上に中長期的な水需要予測を的確に行いながら、事業経営意識を向上させ、各事業の総点検を実施し、費用の節減を図るとともに、徴収体制の強化などにより水道料金の収納率向上を目指し収益の確保に努めるとともに、公共事業として危機管理の強化を含めた水道施設の整備及び改修に努め、安全でおいしい良質な水道用水を安定供給し、町民生活の向上と福祉の増進に引き続き寄与されるよう要望するものである。

以上で水道事業会計の審査報告とさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は 11 時となります。

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 10 時 59 分

○議長（大塚邦子君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 日程第6、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願います。

7番、三輪正邦君。

〔議会運営委員会委員長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） それでは、議会運営委員会より、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

開催日時、平成27年7月8日水曜日、午後2時より4時2分まで。

開催場所は吉田町役場4階第1会議室です。委員6名、番外1名、事務局2名です。

協議事項、吉田町議会会議規則の見直しについて。

(1)吉田町会議規則の検討に関する日程。

7月8日水曜日、午後2時より第1章より第4章。

7月15日水曜日、午後1時30分より、第5章から第6章。

7月24日金曜日、午後1時30分より、第7章から第11章。

8月6日木曜日、午前9時より、第12章から第19章。

2、検討方法について。

ア、第19章までを吉田町議会の現状を鑑み検討する。また、吉田町議会基本条例との整合性を持ちながら進めることとする。

イ、検討内容を改正案として全員協議会に提案する。事務局で新旧対照表をつくり、審議する。

ウ、全ての協議終了後、定例会に改正案として事務局で新旧対照表をつくり、上程する。

3、検討内容について。

第1章から第4章の検討内容は以下のとおりである。

ア、第2条第2項を「標準町村議会会議規則の改正」に準じて追加する。

イ、第2条第3項に、説明員の欠席についても届け出をすることを追加する。

ウ、第1条、第3条から第33条までは原文のままとする。

以上。

次に、開催日時、平成27年7月15日水曜日午後1時30分より4時40分まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、吉田町議会会議規則の見直しについて。

第5章から第6章、第34条から第61までを見直した。訂正条文は以下のとおりである。

第47条、原文のままとする。ただし、議長が許可したときは自席で発言できることの旨を申し合わせ事項で検討する。

第48条、「起立」を「挙手」に訂正する。

第2項、「先起立者」を「先発言者」に訂正する。

第52条を削除する。

第53条、「発言時間の制限」を「発言時間の制限及び発言回数数の制限」に訂正する。「あらかじめ発言時間を制限する」を「あらかじめ発言時間及び発言回数数を制限する」に訂正す

る。

第2項の「議長の定めた時間制限について」を「議長の定めた時間及び回数の制限について」に訂正する。

第60条、「第52条、質疑の回数」を「第53条、発言時間の制限及び発言回数の制限」に訂正する。ただし、53条は条文整理後、新たに第何条かを定める。

前回同様に検討内容を改正案（文言の整理は事務局で新旧対照表として作成）として、全員協議会に提案する。

開催日時、平成27年7月24日金曜日、午後1時30分より2時53分まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、吉田町議会会議規則の見直しについて。

第7章から第11章までを見直した。全て原文のままである。

開催日時、平成27年8月6日木曜日、午前9時より11時45分まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室、委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、吉田町議会会議規則の見直しについて。

第12章から第19章までを見直した。

第119条は削除する。その他の条文は全て原文のままである。

そのほか吉田町議会会議規則以外の規則についても見直しをする。日程については正副委員長が決める。

以上が議会運営委員会の閉会中の報告です。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告願います。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、調査活動について報告いたします。

平成27年6月8日、第2回定例会で所管事務について調査することを決定し、会議規則第69条第1項の規定により、議長に通知をした。

1、事項として、子ども・子育て支援の一つとしての認定こども園を調査研究をする。

2、目的。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域の実情に応じた支援が図られることになった。そこで、吉田町の取り組み及び認定こども園について調査研究を行う。

期間は調査研究が終了するまで。

6月18日木曜日、出席委員7名、事務局2名の出席で午前10時50分から11時20分まで委員会を開催した。

協議内容は、社会福祉課に対し、子ども・子育て支援の政策について説明を求める内容及び記述について協議決定をした。

質問内容は、子ども・子育て支援の政策について、認定こども園に対する町の考えについて等である。期日については担当課と協議し、決定することとした。

7月7日火曜日、出席委員7名、社会福祉課3名、事務局2名の出席で午後1時30分より3時20分まで委員会を開催した。

調査内容は、社会福祉課に認定こども園に対する考えを聞いた。

回答、認定こども園については町立でつくることは当面考えていない。理由は、町では計画的に4カ所の保育園を改築して、必要十分な面積を確保している。吉田町内では町立保育園でゼロから2歳児の子供を預かれる容量を備えている。調理場の整備や職員の増員等をしなければならなくなるなどの回答を得、次回に勉強会を行うことを決定して閉会をした。

7月24日火曜日、出席委員7名、事務局2名の出席で、午前10時30分より12時まで委員会を開催した。

協議内容は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園について勉強会を行った。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園の教育保育要領について各制度の比較、各要領に共通する5領域、その他勉強会を行いました。

2、吉田町の保育園の現状調査について協議し、決定をした。吉田町の4カ所の保育園を訪問、見学する。認定こども園制度を取り入れている近隣市を調査先として考える。保育園訪問の目的と調査事項を考える。現状調査をすることについて、各自考えをまとめて提出をお願いをした。

8月17日月曜日、出席委員7名、事務局2名の出席で午後4時10分より午後6時10分まで委員会を開催した。

協議内容については、すみれ保育園の視察と質問事項を決定をした。質問内容は、各園の教室の説明を聞き、実際を見学して、効果、感想、課題を園長に尋ねる。保育者から保育園に求められているものはあるか、家庭との連携は等7項目を決定をした。

2、視察について8月28日9時45分に決定をした。

8月28日金曜日、出席委員7名、事務局2名の出席で、午前9時40分より午前11時30分まですみれ保育園を訪問し、園長から質問に対する回答をいただき、5歳児の教室で幼稚園の外部講師によるえんぴつ教室の実習の学習風景を見学をした。

以上が総務文教委員会の議会閉会中の報告です。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

9番、増田剛士君。

〔産業建設常任委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（増田剛士君） 産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

6月定例会中及び閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。

6月9日、委員会を開催し、今期最初の所管事務調査事項を観光資源の開発についてに決定いたしました。

調査目的といたしまして、富士山静岡空港を初めとする交通インフラが整備される中、当町においては幹線道路が整備されて交流人口の増加が期待されている。しかし、当町は観光資源が乏しいとされ、観光目的での交流人口は少ない。近年は大型バス等での観光地めぐりよりも、個人の趣味によるプチ旅行が流行している。そこで、当町の隠れた観光資源を掘り起こし、交流人口の増大を図るよう調査研究を行うといたしました。

調査といたしまして、まず産業課に現状の説明を求める。吉田町よくばりまっぷに掲載されている観光地の理解と認識を深める。その他、今後の協議により決めていく。

以上を決定いたしまして、閉会いたしました。

6月16日、委員会を開催し、産業課への説明を求める内容を協議決定いたしました。

内容といたしまして、1、イベントを観光資源としてどのように生かしているかについて。①既存の町内イベントに加え、観光資源となり得るイベント企画は考えているか。②産業課と観光協会とのかかわりは。③町の三大祭りへの産業課としてのアドバイスは。また、これらを観光目的として考えているか。

2、観光目的での交流人口について。①観光目的の交流人口の統計調査結果は。②観光案内看板の設置者は。また、他のPR方法は。③町内の人気スポットの把握は。④4シーズンごとの町内宿泊客数の把握は。

3、能満寺山公園の利活用についてとしまして、①資料館の展示物、資料の現状は。また平日の開館についての検討は。②民間事業者（観光会社等）とのタイアップ等の企画は。③近隣の保育園、幼稚園、小学校等の遠足・見学等の利用状況は。

以上のように決定いたしまして、産業課と日程調整を行うことを決定いたしました。

また、定例会閉会中の継続調査とすることを決定いたしまして、議長に報告いたしました。

7月7日、委員会を開催いたしました。産業課に先の説明を受け、質疑応答を行いました。主な現状説明としまして、観光イベントに関しては観光協会が中心となっており、産業課は事務的なことを行っている。交流人口は平成20年度から26年度にかけて約12万人の増加となっているが、観光目的よりもビジネス関係となっている。

イベント事業は実行委員会を立ち上げて行っており、イベントによる経済効果を上げる施策をしている。宿泊施設が少ないため滞在型の観光とならず、経済効果につながっていない。能満寺山公園内の資料館については、展示物を含め内容の充実を検討する。展望台小山城は、高齢者、障害者に配慮するためにも駐車場の整備が急務である。よくばりまっぷは毎年、新情報を盛り込み、更新している。

以上が主な内容でございます。

次に、今後の調査として、よくばりまっぷに掲載されている観光地について、指定文化財を有している寺院・寺社等8カ所に関し調査研究することを決定し、閉会いたしました。

8月7日、委員会を開催してございます。指定文化財を所有または指定されている寺院・寺社8カ所が隠れた観光資源となり得るか協議・検討を行い、長源寺、本寿寺、能満寺、林泉寺、三番神社を視察することを決定いたしました。



そして、各所に共通する質問事項といたしまして、見学者数、目的、見学者の種別、例えば外国人であるとか子供であるとか町内の方であるかというような内容でございます。そして次に、見学者の対応について。メリット、デメリット等を質問事項と挙げております。そしてPR方法、観光資源として認められるのか、文化財の管理保存についてというようなことを共通した質問として決定いたしました。

そして、視察日程は今後の委員会にて決定していくことといたしました。

また、能満寺の大ソテツに関し、日本三大ソテツとなっていることから、他の二つの大ソテツの現状を調査する提案が出され、今後検討することを決定し、閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第7、議会ICT推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願いします。

10番、藤田和寿君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（藤田和寿君） 10番、藤田和寿。それでは、議会ICT推進特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

6月22日、午後1時半から2時半まで、委員6名、番外1名で第1回委員会を開催しました。

まず正副委員長選挙を行い、委員長、10番、藤田和寿、副委員長、5番、山内均君に決定しました。

次に、今後の委員会活動について協議を行い、以下内容で決定いたしました。

1、目的。議会情報の発信及び町民の意見の聴取の手段並びに議会運営の効率化を図るため、議会のICT化について調整研究する。

2、全議員がワード及びEメール送受信及び添付ファイルなどの操作を7月までに習得する。議員アンケートを実施し、フォローを委員会で行うこと。

3、議会の動画配信に向けて調査研究する。

今後の計画は、1、前期議会改革特別委員会の中間報告の検証を行い、全員協議会で諮っていく。

2、今年度中と翌年度にかけて議会の動画配信の具体策について調査研究し、当局と折衝し、調整を図っていく。

3、SNS等のメディアの調査研究と習得を行う。そして、最終目標は29年度から動画配信を目指すことといたしました。

7月10日、午前9時から10時半まで、委員6名、番外1名で第2回委員会を開催しました。今後の活動について協議し、以下の内容で決定いたしました。

1、動画配信を実施している近隣市、焼津、藤枝、島田市を候補として、実施前後について8月中に調査をすること。

2、動画配信への土壌づくりと情報の発信について調査すること。

3、議会のSNS使用について調査すること。

以上です。

8月4日、午前9時から午前11時半まで、委員6名、番外1名で第3回委員会を開催いたしました。

議会の動画配信について協議し、最終目標として本会議や委員会等の会議の配信を平成29年度からするというのを再確認し、次に委員会視察について協議し、以下内容で決定いたしました。

1、視察は8月18日、午前に焼津市議会、午後に島田市議会。

2、質問内容。1、導入の経緯として、導入の動機、配信に向けての土壌づくり、導入への阻害事項。経費として、設置費用とランニングコスト、事務局を置くか。次に、導入後の効果として、配信後の議会対応、アクセス向上策、市民意識の反応や変化、議会傍聴者数の変化、今後の課題と対策などです。

次に、議会のSNS状況について、ネットへ接続したプロジェクターで映し、全員で共有し、複数の市町村について現状について調査を行いました。

今後につきましては、各委員が個人のページを立ち上げて、実際に参加して議会としての方法や内容等を調査し、再度協議することといたしました。

8月18日午前に焼津市議会、午後に島田市議会に伺い、議会動画配信について視察研修を行いました。

主な内容を報告いたします。

焼津市議会は合併により庁舎機能が分庁舎方式のため、ネット配信を求める声が市民や職員から多く上がっておりました。議会としましては、平成23年8月から議会改革検討特別委員会において開かれた市民参加の議会について協議し、ネット中継の導入の検討が行われ、インターネット中継の実施について議員の総意であることを確認いたしました。

その後、平成25年、議会機能を大井川庁舎に移設し、映像関連機器を充実化したことに伴い、検討を重ねてASP方式で決定し、平成26年11月定例会から配信を開始しました。

設置費は既存の設備利用のほか約160万円、ランニングコストは5年契約の年額約250万円でした。

次に、島田市議会は平成10年代から中継に対する要望が高まっている中、平成17年度以降から毎年度に予算要求を行っていたが、予算化されてない状況であった。平成25年5月に市長が交代し、9月補正で事業実施を諮ったが、折り合いが合わず、その後、翌年度の当初予算に予算化が認められ、平成26年6月定例会からASP方式で配信を開始しました。5年間の一括リース方式で事業を行い、年額約200万円でありました。

説明後、質疑を行い、議場及び機械器具などを視察し、視察後、各委員からレポートの提

出を受けましたので、一部紹介いたします。

コンセプトが「家から出ることがない人も見てもらうため」としっかりとしていた。議会議中継は必要不可欠で、もはや当たり前のことであるという時代になっている。導入に当たり、議会全体のコンセンサスの大切さと事務局の力、また短期、中期、長期の効果を求める必要などを感じた。配信をどこまでやるのかを具体化する必要を感じた。中継をすることで当局の説明が長くなった。市民から内容の充実を要求されるようになってきている。御前崎市はケーブルテレビ放映、牧之原市、藤枝市、焼津市、島田市は動画配信、川根本町は支所放送と近隣5市2町で我が町だけとなった。早期の実現を望む。

以上で議会ICT推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第46号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第8、第46号議案から日程第24、第62号議案までの17議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について3件、決算の認定について7件、補正予算について5件、契約の締結について2件の合計17件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第46号議案は、吉田町委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを趣旨とした本条例において、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書性別欄につきまして、性的マイノリティーに配慮し、削除しようとする所要の改正を行うことにつきまして、お認めいただくものでございます。

第47号議案は、吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成25年5月31日に公布されたことに伴いまして、日本国内の全ての住民に12桁の個人番号が付番されることとなり、本年10月以降、全住民に対し通知カードが送付され、個人番号カードが申請できるようになることから、付与カードの再発行手数料につきまして規定する所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくものでございます。

第48号議案は、吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月以降、日本国内の全住民に12桁の個人番号が付番されることに伴いまして、町が保有する個人情報の取り扱いを規定している本条例におきまして、法の趣旨を踏まえた所要の改正を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第49号議案は、平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成26年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額109億5,117万8,579円、歳出総額104億6,643万3,596円、歳入歳出差引残額4億8,474万4,983円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第50号議案は、平成26年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成26年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額5,773万8,215円、歳出総額5,772万7,247円、歳入歳出差引残額1万968円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第51号議案は、平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本議案は、平成26年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額30億8,084万9,886円、歳出総額29億6,011万4,355円、歳入歳出差引残額1億2,073万5,521円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成26年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億1,560万3,054円、歳出総額2億1,500万6,778円、歳入歳出差引残額59万6,276円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、平成26年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成26年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額17億787万4,388円、歳出総額16億7,724万1,707円、歳入歳出差引残額3,063万2,681円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成26年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額9億468万9,866円、歳出総額8億9,405万4,813円、歳入歳出差引残額963万5,053円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、平成26年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度吉田町水道会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、

あわせて平成26年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入 5 億9,746万7,756円、収益的支出 5 億2,315万5,266円、資本的収入1,569万5,231円、資本的支出 3 億249万6,444円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億8,680万1,213円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,714万9,999円、過年度分損益勘定留保資金 2 億6,965万1,214円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成27年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億9,077万7,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ99億6,577万7,000円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成27年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億1,150万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億487万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成27年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億1,615万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成27年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,983万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億6,260万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第60号議案は、平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成27年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ13億7,023万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田浄化センターの電気設備の更新工事につきまして、一般競争入札により契約金額 2 億7,000万円で株式会社東芝静岡支店支店長、木暮明と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備改築工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田浄化センターの機械設備の改築工事につきまして、一般競争入札により契約金額 1 億1,016万円でクボタ環境サービス株式会社代表取締役、岩部秀樹と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が上程をいたします17議案の概要でございます。各議案の詳細につきましては、担当

課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願ひします。

会計管理者兼会計課長、増田惣一君。

会計管理者兼会計課長、増田惣一君。

〔会計管理者兼会計課長 増田惣一君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（増田惣一君） 会計課でございます。

会計課から上程いたしました第49号議案 平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算書及び参考資料の4をあわせてごらんいただきたいと思ひます。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんください

平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額109億5,117万8,579円、歳出総額104億6,643万3,596円、歳入歳出差引残額4億8,474万4,983円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

歳入歳出を前年度と比較いたしますと、歳入は金額で65億1,578万180円、率にいたしまして37.3%の減となっております。このうち前年度からの繰越額は5,340万5,150円でございます。また、歳出は金額で65億8,001万8,476円、率にいたしまして38.6%の減となっております。このうち前年度からの繰越額は5,107万5,550円でございます。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

決算書の2ページ、3ページ、それと参考資料4の1ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款町税でございます。収入額52億8,368万9,477円で、歳入に占める構成比は48.2%でございます。

13 款国庫支出金でございます。収入済額13億151万8,980円で、歳入に占める構成比は11.9%でございます。このうち前年度からの繰越額は1,743万7,750円でございます。国庫支出金は、地域の元気臨時交付金及び避難タワー関係の終了などにより、前年に比べ37億4,715万6,635円の減額となっております。

決算書4ページ、5ページをごらんください。

15 款財産収入でございます。収入済額7億3,478万7,903円でございます。歳入に占める構成比は6.7%でございます。財産収入は、町有地売り払い等により、前年度に比べ7億1,622万4,375円の増額となっております。

次に、17 款繰入金でございます。収入済額は8億1,190万3,840円で、歳入に占める構成比は7.4%でございます。繰入金は、基金の繰り入れ等により、前年度に比べ2億3,676万8,048円の増額となっております。

歳入合計は予算現額110億3,935万8,400円に対し、調定額111億6,289万5,347円、収入済額が109億5,117万8,579円で、不納欠損額が627万3,558円でございます。収入未済額は2億544万3,210円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書6ページ、7ページと参考資料4の3ページををらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

最初に、2款総務費でございます。支出済額は11億1,316万9,491円で、歳出に占める構成比は10.6%でございます。このうち前年度からの繰越金は329万9,400円でございます。総務費は、コミュニティー施設整備事業などにより、1億6,205万8,364円の増額となっております。

次に、3款民生費でございます。支出済額24億6,335万7,570円で、歳出に占める構成比は23.5%でございます。このうち前年度からの繰越額は513万円でございます。民生費は、すみれ保育園建設が終了したことなどにより、7億2,344万4,730円の減額となっております。

4款衛生でございます。支出済額は15億7,824万5,693円で、歳出に占める構成比は15.1%でございます。このうち前年度からの繰越額はございません。衛生費は、榛原病院組合負担金あるいは生活排水対策事業費の減額などにより、5,598万96円の減額となっております。

次に、8款でございます。土木費でございます。支出済額は15億4,473万3,944円で、歳出に占める構成比は14.8%でございます。このうち前年度からの繰越額は3,323万2,750円でございます。土木費は避難路として整備していました町道あるいは都市計画街路等の減額などの要因により、2億3,829万8,627円の減額となっております。

続きまして、決算書8ページ、9ページをお開きください。

歳出合計でございます。予算現額110億3,935万8,400円に対し、支出済額104億6,643万3,596円、翌年度繰越額3億2,661万6,530円で、こちらの翌年度繰り越しは商工費の商工業振興事業費補助金、土木費の都市計画費などがございます。これにより、不用額は2億4,630万8,274円でございます。

以上が歳出でございます。

次に、参考資料4の5ページををらんください。

一般会計歳出の性質別構成比でございます。主なものを申し上げますと、まず補助費でございます。性質別構成比が19.2%でございます。このうち一部事務組合の構成比が12.7%でございます。

続いて、人件費の構成比でございますが、こちらは14.7%でございます。

その次が普通建設事業費が14.6%でございます。普通建設事業費につきましては、補助事業の構成比が5.4%でございます。

なお、公債費の構成比につきましては8.5%ございました。

最後に、決算書の316ページをお開きください。

平成26年度決算の実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は、4億1,098万2,000円ございました。

以上が平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算書の概要でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、谷澤智秀君。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第48号議案及び第50号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第48号議案 吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページから8ページまで及び参考資料ナンバー3をごらんをいただきたいと存じます。

本議案は、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、日本国内に住所を有する全ての住民に12桁の個人番号が付番されることに伴いまして、町が保有する個人情報の取り扱いを規定しております本条例におきまして、番号法の趣旨に沿いました必要な措置を講じる必要がありますことから、個人番号を含む特定個人情報などの取り扱いについて本条例に追加する旨の改正を行うものでございます。

改正の主な概略でございますが、大きく分けて六つございます。

まず一つ目でございますが、用語の定義の追加でございます。第2条に新たに加わる定義といたしまして、特定個人情報と情報提供等記録がございます。特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことであります。また、情報提供等記録とは、特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者、提供者の名称、照会、提供された特定個人情報の項目等のことでございます。

個人番号は個人情報に該当いたしますので、個人番号をその内容に含む特定個人情報と情報提供等記録は条例上の個人情報に該当しますことから、本条例に新たに規定するものでございます。

続きまして、二つ目としまして、利用の制限、いわゆる目的外利用の規定でございます。第10条の2及第10条の3に新たに加わる条文といたしまして、特定個人情報及び情報提供等記録における目的外利用について、法の趣旨に基づいた内容として規定するものでございます。

また、利用制限の関連規定となりますが、提供の制限の規定でございます。第10条の4に新たに加わる条文といたしまして、特定個人情報及び情報提供等記録について提供することのできる規定を法の趣旨に基づいた内容として規定するものでございます。

続きまして、三つ目として、開示請求権でございます。個人情報の開示等との請求につきましては、本人または法定代理人に限られているものでございますが、特定個人情報及び情報提供等記録の開示等の請求につきましては、本人、法定代理人に加えて任意代理人までも認めるものでございまして、これらも法の規定に沿った内容で、第14条、第29条の2、第30条につきまして改正するものでございます。

続きまして、四つ目としまして、情報提供等記録の提供先への通知についてでございます。情報提供等記録に訂正があった場合は、番号法におきまして総務大臣及び情報紹介者または情報提供者に通知することとなっているものでございますので、条例第25条の2におきまして、法と同様の規定の内容を規定するものでございます。

続きまして、五つ目としまして、利用停止請求権についてでございます。本条例におきまして現在規定されているものは、自己情報の開示請求に加え、自己情報の訂正や中止、削除の請求規定でございます。ここでいう利用停止請求は、本条例ではもともと規定されていた



ものではないため、番号法に規定されています利用停止請求について、特定個人情報及び情報提供等記録について第29条の2から第29条の4など新たに規定するものでございます。

また、第26条及び第28条に規定しております自己情報の中止請求権及び削除請求権については、利用停止請求兼に相当することと捉えまして、特定個人情報を除くと規定を追加するものでございます。

続きまして、六つ目としまして、条例第43条にあります他の法令等の調整についての規定している内容でございます。これは住民基本台帳による閲覧規定など他の法律で個人情報の開示等の手続が定められているものにつきましては、その法律を優先し、本条例は適用しない規定でございます。

番号法におきましては、他の法令等で同一の方法での開示が認められている場合でも、マイナーポータルと言われる特定個人情報を閲覧できるウェブサイトによる開示を認めることとしておりますことから、本条例においても法の趣旨にのっとり、開示請求の重複を認めることとするものでございます。

その他、用語の整理をあわせて行うものでございます。

以上が主な改正の概略でございます。

それでは、改正の内容につきまして、改正順に説明をさせていただきます。

議案書の6ページ及び参考資料ナンバー3をごらんください。

まず、目次の改正規定としまして、「第3章、開示、訂正、中止及び削除」を「第3章、開示、訂正、中止、削除及び利用停止」に、「第4節、削除、第28条、29条」を「第4節、削除、28条、29条」、新たに「第5節、利用停止、第29条の2から第29条の4」に改めるものでございます。

続きまして、第1条の改正規定では「及び削除」を「、削除及び利用停止」に改めるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第8号を第10条とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に2号を加えるものでございます。

第5号としまして、特定個人情報としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいうと規定するものでございます。

第6号では、情報提供等記録としまして、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいうと規定するものでございます。

続きまして、第10条の改正規定では、同条第1項にあります「当該個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に3条を加えるものでございます。

加える3条としましては、第10条の2としまして、見出しを「特定個人情報の利用の制限」とし、実施機関は、利用目的以外の目的に特定個人情報（状況提供と記録を除く。以下この条において同じ）をみずから利用してはならない。

第2項に、前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報をみずから利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために、みずから利用することによって、本人又は第

三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとして規定するものとさせていただきます。

次に、第10条の3としまして、見出しを「情報提供等記録の利用制限」とし、実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録をみずから利用してはならないと規定するものとさせていただきます。

第10条の4としまして、見出しを「特定個人情報の情報の制限」とし、実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないと規定するものとさせていただきます。

続きまして、第12条の改正規定では、同条第1項にあります「き損」の「き」を漢字の「毀」に改めるものとさせていただきます。これは平成22年11月に常用漢字が改定をされまして、「毀損」の「毀」の字が常用漢字に追加されたものとさせていただきます。そうしたことから今回改正するものとさせていただきます。

続きまして、第3章の章名にあります「及び削除」を「、削除及び利用停止」に改めるものとさせていただきます。

第14条の改正規定では、同条第2項第1号にあります「法定代理人」の次に「特定個人情報にあっては、成年被後見人もしくは未成年者の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「特定個人情報代理人」という。）」を加え、同条第3項第1号にあります「法定代理人であった者」の次に「特定個人情報にあっては、特定個人情報代理人」を加えるものとさせていただきます。

続きまして、第18条及び第24条の見出しにあります「手続き」を「き」の送り仮名を抜いた「手続」に改めるものとさせていただきます。文言修正となります。

続きまして、第25条の次に1条を加える規定でさせていただきます。第25条の2としまして、見出しを「情報提供等記録の提供先への通知」としまして、実施機関は、訂正請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7項に規定する情報紹介者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとするとして規定するものとさせていただきます。

続きまして、第26条の改正規定では、同条第1項にあります「本人とする個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下28条において同じ）」を加えるものとさせていただきます。

続きまして、第27条及び第29条につきましては、用語の整理でさせていただきます。

続きまして、第3章第4節の次に、新たに1節加えるものとさせていただきます。目次にあります題名「第5節、利用停止」を追加し、第29条の2として、見出しを「自己情報の利用停止請求権」とし、何人も自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができるとし、掲げる事項として二つの事項を掲げております。

第1号といたしまして、当該特定個人情報を保有する実施機関により、適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収

集され、もしくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき、当該特定個人情報の利用の停止又は削除と規定をしております。

第2号としまして、番号法第19条の規定に違反して提供されているとき、特定個人情報の提供の停止と規定しているものでございます。

同条第2項といたしまして、第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」と言う。）について準用すると規定するものでございます。

続きまして、第29条の3といたしまして、見出しを「利用停止請求手続」とし、利用停止請求をしようとする者、当該利用停止請求に係る特定個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならないとしております。掲げる事項として、第1号から第4号までの四つの事項を掲げるものでございます。

第1号としまして、利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所。

第2号としまして、利用停止請求に係る特定個人情報を特定するために必要な事項。

第3号としまして、利用停止を求める理由。

第4号としまして、その他実施機関の定める事項と規定するものでございます。

次に、同条第2項としまして、利用停止請求をしようとする者、当該利用停止請求の根拠となる証拠書類等を提出し、又は提示しなければならないと規定するものでございます。

次に、同条第3項としまして、第18条第2項の規定は、利用停止請求について準用すると規定するものでございます。

続きまして、第29条の4といたしまして、見出しを「利用停止請求に対する決定等」とし、第25条の規定は、利用停止請求に対する決定等について準用すると規定するものでございます。

続きまして、第30条の改正規定では、同条第4項にあります「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあっては特定個人情報代理人）」を加えるものでございます。

続きまして、31条の改正規定は、見出しにあります手続用語の修正を行い、同条第1項にあります「及び29条」を「、第29条及び29条の4」に改めるものでございます。

継ぎまして、第35条の改正規定では、こちらは用語の整理をしているものでございます。

続きまして、第43条の改正規定では、同条第2項にあります「規定により個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「又は削除の手続」を、「削除又は利用停止の手続」に、「又は削除」を「、削除又は利用停止」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を平成27年10月5日からとし、ただし書きとしまして、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行すると規定するものでございます。

今回の改正に当たりましては、条例第38条に規定します吉田町個人情報保護審査会へ諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上が第48号議案 吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

続きまして、第50号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成26年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事

業特別会計歳入歳出決算書をごらんをいただきたいと存じます。

6ページをごらんください。

歳入総額5,773万8,215円、歳出総額5,772万7,247円、歳入歳出差引残額1万968円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額は3万5,543円でございます。これは土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に、1款2項財産売払収入の収入済額は5,765万7,247円でございます。これは大井神社前コミュニティ広場の用地を一般会計へ売り払いを行った収入でございます。

次に、2款1項の繰入金につきましては、実績なしのため収入はございませんでした。

次に、3款1項の繰越金の収入済額は4万5,415円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子の収入済額は10円でございます。これは土地取得事業特別会計の預金の利子収入でございます。

次に、歳出でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は7万円でございます。これは土地開発基金への積立金でございます。

2款目の財産取得費につきましては、支出はございませんでした。

3款の繰出金の支出済額は5,765万7,247円でございます。これは大井神社前コミュニティ用地を一般会計へ売り払いを行った収入を土地開発基金へ繰り戻したものでございます。

収入及び支出の説明は以上でございます。

また、23ページには平成26年度末土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料6の2の平成26年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただきました。

以上が第50号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございます。

総務課からの2議案につきましては説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 11分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第56号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,077万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,577万7,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくこととするものでございます。

次の第2条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、翌年度に繰り越して使用できる経費を4ページに掲げる第2表繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくこととするものでございます。

今回繰り越しをお認めいただくこととする事業でございますが、都市防災総合推進事業、防災公園整備事業費にかかわるものでございますが、建物を建設するための事業予算額1億8,543万7,000円を平成28年度に繰り越して使用することをお認めいただくこととするものでございます。

なお、繰り越す財源につきましては、起債と一般財源でございます。

表紙裏面に戻っていただきたいと思っておりますが、次に第3条になります。第3条の地方債の補正をお認めいただくこととするものでございますが、その内容につきましては5ページから7ページにございます第3表地方債補正をごらんいただきたいと思っております。

初めに、5ページの1の変更に掲げる起債でございますが、都市防災総合推進事業防災公園整備事業費につきましては、国庫支出金の内示の結果、当初予定した額の国庫支出金の収入が見込めないこととなりましたことから、国庫支出金を受けるよりも有利な財源となり得る緊急防災減債事業債を充てるように充当財源の変更を行うことにより、起債の限度額を1億1,600万円増額いたしまして、補正後の起債の限度額を1億8,090万円とするものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、平成27年度普通交付税大綱の中で示されました発行可能額と同額の臨時財政対策債を措置することとするように1億7,818万3,000円増額いたしまして、補正後の限度額を5億5,818万3,000円とするものでございます。

次に、6ページから7ページにかけましての2の廃止に掲げる8つの起債につきましては、一般財源として収入される普通交付税及び臨時財政対策債が確定いたしましたことから、交付税算入率の低い起債を取りやめ、臨時財政対策債を含む一般財源を充当するように総額で1億1,620万円の起債措置を取りやめようとするものでございます。

以上が今回の補正予算の概要でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入の8款地方特例交付金でございますが、5万4,000円の減額でございます。こ

の交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための交付金となりますが、普通交付税の算出に伴って、その交付額も決定されましたことから、減額するものでございます。

続きまして、9款地方交付税でございますが、1億4,608万3,000円の増額でございます。これは7月24日の総務大臣による平成27年度普通交付税大綱の決定に伴いまして、当町に対する普通交付税の額が3億2,708万3,000円と確定され、当初予算計上額を上回る結果となりましたことから、上回る額の1億4,608万3,000円を増額するものでございます。

次に、4ページ、11款分担金及び負担金でございますが、14万9,000円の増額でございます。これは年度途中からこども発達支援事業所に入所を希望される園児の利用者負担金でございます。これは歳出の3款2項に提示をいたしましたこども発達支援事業費の財源の一部に充当するものでございます。

次に、13款国庫支出金でございますが、8,136万8,000円の減額でございます。

まず1項1目の民生費国庫負担金におきまして、介護保険法の改正に伴い軽減されました低所得者の保険料について国が2分の1を負担することになっておりますことから、2分の1に相当する72万7,000円を計上するものでございます。これは歳入の14款1項に計上いたしました民生費県負担金の36万3,000円と一般財源を合わせまして、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次、2項2目民生費国庫補助金におきましては、子ども・子育て支援新制度に基づいて始まりました認定こども園に通う園児が一時預かり事業を利用しておりましたことから、補助率に応じた19万8,000円を増額するものでございます。

次に、7目の都市防災総合推進事業補助金につきましては、国からの内示額が示されたことから、当初予算に計上してあります金額をその内示額に合わせた額とするために9,229万3,000円減額するものでございます。

次に、9目の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、国の平成26年度補正で措置されました地方創生先行型の上乗せ交付分1,000万円の増額でございます。この1,000万円の交付金は、今回新たに国に申請いたします四つの事業を実施するための財源として充当するものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思えます。

14款県支出金でございますが、2,834万2,000円の増額でございます。

まず、1項1目民生費県負担金におきまして、介護保険法の改正に伴い軽減されました低所得者の保険料について県が4分の1を負担することになっておりますことから、軽減される額の4分の1に相当する36万3,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目民生費県補助金でございますが、2,796万2,000円の増額でございます。この内訳でございますが、まず介護基盤緊急整備等特別対策事業費につきましては、補助金算定の基準単価が増額になったことに加え、新たに開設準備経費が追加されましたことから2,583万9,000円増額するものでございます。

その次の地域子ども・子育て支援事業費につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づいて始まりました認定こども園に通う園児が一時預かり事業を利用しておりましたことから、補助率に応じて19万8,000円増額するとともに、ひとり親家庭就学支援事業費につきましては、このほど公表されました県の制度に沿って事業費を算出した結果、30万円を新規に計

上するほか、地域少子化対策強化交付金につきまして、新規に交付決定を受けましたことから、今回162万5,000円を増額計上するものでございます。

次に、3項1目総務費県委託金でございますが、1万7,000円を増額でございます。これは平成26年度に実施いたしました農林業センサスの調査後の事務処理に対する追加交付でございますが、この決定を受けましたことから今回増額計上するものでございまして、県費10分の10事業として歳出の2款5項の統計調査費に充当するものでございます。

次、7ページの16款寄附金でございますが、56万3,000円を増額でございます。これは1項1目の一般寄附金につきまして、庁舎などに設置しております飲料用自動販売機の利益還元分を御寄附いただきました56万3,000円を増額するものでございます。

次に、7ページ、8ページにかけましての17繰入金でございますが、368万1,000円を増額となります。これは1項特別会計繰入金において、平成26年度決算に伴い、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額を増額するものでございます。

次に、18款繰越金でございますが、平成26年度一般会計決算がまとまりましたことから、平成26年度一般会計の歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越額と繰越明許費として繰り越すことになっております一般財源の額、この合計額を差し引いた2億1,098万2,000円を増額計上するものでございます。

次に、9ページでございますが、19款諸収入でございます。441万6,000円を増額となっております。これは5項2目の雑入に計上してあります公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金が、交付先となる静岡県市町村振興協会の事業見直しによりまして、これまでの公共施設ユニバーサルデザイン化事業も包含した形で、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー新エネルギー機器導入事業助成金に変わりましたことから、またこの変更に伴って交付限度額も引き上げられましたことから、当初予算に計上してありました公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金の100万円を減額いたしまして、新たに創設された公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー新エネルギー機器導入事業助成金として400万円を計上することとしたものでございます。

また、こども発達支援事業所に園児を受け入れるために採用する職員からの給食代6万円と、園児の増加に伴いまして国民健康保険連合会から収入される事業収入135万6,000円の増加もでございます。

次に、9ページから11ページにかけての20款町債につきましてでございますが、1億7,798万3,000円を増額でございます。内容につきましては、先ほど補正予算全体説明の中で第3条地方債の補正の第3表の説明でも申し上げましたとおりでございますが、今回起債を取りやめる交付税算入率の低い起債につきましては、減額後ゼロ円となる表記の事業でございます。全部で8事業となっております。

以上が歳入でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げますので、12ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございますが、166万5,000円の減額でございます。これは人事異動等に伴う職員人件費の減額によるものでございます。

続きまして、2款総務費でございますが、1,749万3,000円を増額でございます。その内訳

でございますが、まず1項の総務管理費につきましては、1,056万円の増額となります。まず1目の一般管理費につきまして、人事異動等に伴う職員人件費が2,775万8,000円減額となるものでございます。

次の5目財産管理費につきましては、2,826万4,000円の増額となります。これは庁舎管理費におきまして、マイナンバー制度開始に伴い、カード交付場所などのセキュリティー環境を強化する必要があるとともに、御利用者がより一層サービスの提供を受けやすい環境になるように1階のカウンター部分を改修するほか、庁舎の効率的な使用を可能とするように6階部分などの改修を行う費用を増額させていただきます。また、公有財産管理費において、住吉会館のトイレの便器を和式から洋式に変更し、あわせてトイレ入り口の段差の解消なども実施するための工事費を新たに計上しております。この工事は、歳入19款諸収入に計上いたしました公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー新エネルギー機器導入事業補助金を活用して実施する事業となっております。

次に、13ページから14ページにかけての6目の企画費につきましては、248万2,000円の増額となります。これは、企画調査費において第5次吉田町総合計画や吉田町版の総合戦略を策定するための審議会委員が決定いたしましたので、委員の人数や会議日数の見込みから算定いたしました報酬や旅費を増額するほか、地域交流費において平成26年度に町のPRキャラクターとして誕生した吉田町PR部長「よし吉」を活用したPR資材を作成するための事業費を新たに計上するものでございます。

なお、今回計上いたしました地域交流費の事業は、歳入で御説明を申し上げました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型上乗せ交付金を活用して実施するものでございまして、国庫支出金215万円と一般財源を充てることとしております。

次、14ページから15ページにかけての11目事務改善対策費につきましては、757万2,000円の増額でございます。これは情報化推進費においてマイナンバー制度開始に伴い、全国の地方自治体や政府とのネットワークを構成するためのL G W A N回線の増強や自治体中間サーバーのウイルス対策を強化するための委託料を増額しております。また、ホームページ運営事業費におきましては、利便性を高めるとともに総合戦略の目指す事業効果をより高める内容にホームページを刷新するためのリニューアル予算を新たに計上するものでございます。

なお、このホームページ改修の事業は、歳入で御説明申し上げました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型上乗せ交付金を活用して実施するものでございまして、国庫支出金550万円と一般財源を充てることとしております。

次、2項徴税費につきましては、661万3,000円の増額でございますが、これは1目の税務総務費について、人事異動に伴い職員人件費を増額するものでございます。

次の15ページから16ページの3項戸籍住民基本台帳費でございますが、30万3,000円の増額でございます。これは1目の戸籍住民基本台帳費について、人事異動等に伴って職員人件費が増額となることに加えて、マイナンバー制度の開始に伴う通知カードや個人番号カードを処理するためのシステムを借り上げる費用を増額するものでございます。

次、16ページから17ページの5項統計調査費につきましては、1万7,000円の増額でございます。これは歳入で御説明申し上げました総務費県委託金を全額充当して実施する事業でございます。

続きまして、3款民生費でございますが、4,713万2,000円の増額でございます。その内訳



でございますが、まず1項1目社会福祉総務費につきましては239万9,000円の減額でございます。これは、人事異動等に伴う職員人件費の減額のほか、臨時福祉給付金給付事業費におきまして、平成26年度に支給した給付金及び給付金事務費が確定いたしましたことから、精算を行うための補正でございます。

次の2目国民年金事務費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を318万3,000円減額するものでございます。

18ページから19ページにかけての3目国民健康保険費につきましては、3万3,000円の増額でございます。これは、人事異動等に伴い職員人件費は減額しておりますが、国民健康保険事業特別会計で採用を予定しております臨時職員の給与分に対する繰出金が増額となりましたことから、全体として増額となるものでございます。

次の4目老人福祉費につきましては、2,583万9,000円の増額でございますが、これは歳入で御説明申し上げました県支出金の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を全額充当して実施する事業でございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。7目の介護保険費でございます。506万6,000円を増額するものでございます。これは、人事異動等に伴い職員人件費を増額するとともに、介護保険特別会計で管理をしております事務機器に対しての繰出金、介護保険法の改正に伴い軽減されました介護給付費にかかわる繰出金、そして低所得者利用者負担額軽減措置事業費の返還金、これらをそれぞれ増額するものでございます。

なお、介護給付費に係る繰出金につきましては、介護保険法の改正に伴う負担軽減分を国が2分の1、県が4分の1負担することになっておりますので、72万7,000円は国庫支出金、36万3,000円は県支出金、残りが一般財源となるものでございます。

21ページから22ページにかけての2項児童福祉費につきましては、2,177万6,000円の増額でございます。内訳を申し上げますと、まず1目の児童福祉総務費につきましては1,592万6,000円の増額でございます。これは人事異動等に伴い、職員人件費を増額するとともに、児童福祉費において子育て環境をさらに充実させるため、町内の公共施設等にキッズサークルを設置するための特定消耗品費105万円を計上するほか、成人式において少子化がもたらす影響や町の子育て施策のPRをするための啓発資材作成費用162万5,000円を計上するものでございます。

なお、キッズサークル設置のための費用につきましては、歳入で御説明申し上げました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型上乗せ交付金を活用して実施するものでございます。国庫支出金が100万円と一般財源を分けることとしております。

次のひとり親家庭対策事業費につきましては、県支出金に計上いたしましたひとり親家庭就業支援事業費補助金を充当して実施する事業でございますが、その内容でございますが、児童扶養手当を支給している方を対象に、子供が小学校に入学する際にランドセルなどの学用品を上限3万円を限度に支給するというものでございます。

なお、県費の補助率は事業費に対して2分の1でございます。

次の子ども発達支援事業費につきましては、年度途中から子供を発達支援事業所に入所を希望される園児を受け入れるための費用として246万7,000円増額するものでございます。

次の3目保育所費でございますが、585万円の増額でございます。これは、子ども・子育て支援新制度に伴って始まりました小規模保育園を利用している園児や認定こども園が実施し

ている一時預かり事業を利用している園児がおりましたことから、町から園に対して支給する地域型保育給付費及び地域子ども・子育て支援事業費の計上でございます。

なお、地域子ども・子育て支援事業費につきましては、国庫支出金及び県支出金の地域子ども・子育て支援事業費を充当して事業を実施するものでございまして、補助率は事業費に対して国が3分の1、県が3分の1でございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと思いますが、4款衛生費でございますが、670万7,000円の減額でございます。内訳でございますが、まず1項1目保健衛生総務費につきましては1,149万8,000円の減額でございます。これは、人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

次の23ページから24ページにかけての3目環境衛生費につきまして、311万1,000円の増額でございますが、これは環境衛生推進事業費におきまして、経年劣化により故障した作業用公用車を更新する費用を計上するとともに、吉田町牧之原市広域施設組合で実施しておりますごみ処理施設の建設費用等の契約額が確定し、その負担率も決まりましたことから、ごみ処理費に係る負担金を174万5,000円増額するものでございます。

次の24ページから25ページにかけての5目母子保健衛生費につきましては、167万円の増額でございます。これは、母子保健衛生費において妊娠期から出産後までの切れ目ない質の高いサービスを提供するために、家庭訪問用の公用車を購入するための費用を新規に計上するものでございます。

なお、この事業の費用につきましては、歳入で御説明申し上げました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型上乗せ交付金を活用して実施するものでございまして、国庫支出金135万円と一般財源を充てることとしております。

次の7目老人保健事業費につきましては、平成26年度に医療機関から返還がありました保険者負担額のうち、国や県等に返還する額が確定いたしましたことから、当初予算に計上いたしました額と返還する額との差額の1万円を増額するものでございます。

続きまして、26ページでございますが、6款農林水産業費でございますが、1,276万5,000円の増額でございます。内訳でございますが、1項1目農業委員会費につきましては413万1,000円の増額、2目の農業総務費につきましては24万5,000円の減額となっております。いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正でございます。

27ページの3項2目漁港管理費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を887万9,000円増額するものでございます。

また、水産基盤整備事業費につきましては、交付税算入率の低い起債を取りやめ、一般財源を充当するための財源振替を行うものでございまして、事業費の変更はございません。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思いますが、

7款の商工費でございますが、27万7,000円の増額でございます。これは1項1目商工総務費につきまして、人事異動等に伴い、職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、8款の土木費でございますが、868万8,000円の増額でございます。内訳でございますが、28ページから29ページにかけての1項1目土木総務費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を539万2,000円増額するものでございます。

次の29ページから30ページにかけての2項道路橋梁費の補正につきましては、1目道路維持費に計上してございます吉田町内道路補修修繕事業、2目の道路新設改良事業に計上してご

ございます都市防災総合推進事業の西の坪大浜1号線道路改良事業費及び下片岡16号線道路改良事業費に関しまして、交付税算入率の低い起債を取りやめ、一般財源を充当するための財源振替を行うもので、事業費の変更はございません。

次の4項2目土地区画整理事業費につきまして、25万3,000円の増額となっております。これは、人事異動に伴い職員人件費を154万5,000円減額する一方で、土地区画整理事業費につきまして、浜田土地区画整理事業区域内の事業進捗により、地区計画決定図書等の作成に係る委託料179万8,000円増額するものでございます。

また、浜田土地区画整理事業雨水管渠整備事業につきましては、交付税算入率の低い起債を取りやめ、一般財源を充当するための財源振替を行うもので、事業費の変更はございません。

次の3目街路事業費につきましては、都市防災総合推進事業の住吉幹線整備事業費及び富士見幹線整備事業費について、交付税の算入率の低い起債を取りやめ、一般財源を充当するための財源振替を行うもので、事業費の変更はないものでございます。

31ページから32ページにかけての6目公園費につきましては、304万3,000円の増額でございます。これは防災公園に建設する建物につきまして、国庫補助金から、充当率が高く有利な交付税措置を受けられる緊急防災減災事業債に財源を振り替えることにより、平常時の活用範囲を広げることができる状況になりますことから、今後の活用を考慮いたしまして、平常時にも活用しやすい建物にすることを目指して、一部設計を変更するための修正設計等に要する費用を増額計上するものでございます。

続きまして、9款消防費につきましては356万4,000円の減額でございます。これは1項5目災害対策費につきまして、人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいのですが、10款教育費についてでございますけれども、1,374万5,000円の増額でございます。

1項の教育総務費でございますが、532万6,000円の増額となっております。その内訳でございますが、2目の事務局費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費が244万7,000円増額しております。3目の教育諸費につきましては287万9,000円の増額で、小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するための小・中学校活動補助金を実績に応じて増額いたしております。

次に、33ページから34ページにかけての2項小学校費につきましては、683万円の増額でございます。これは、1目の学校管理費につきまして、人事異動等に伴い職員人件費を644万3,000円増額するほか、中央小学校においてリース契約をしておりましたコピー機が故障いたしましたことから、リース契約を終了いたしまして、コピー機を購入するための予算38万7,000円を計上するものでございます。

次の34ページから35ページにかけての3項1目学校管理費につきましては、5万6,000円の増額でございます。これは、吉田中学校維持管理費において体育館の天井等落下防止工事に伴い、体育館の使用が制限されますことから、その期間における土日・祝日について県立吉田特別支援学校の施設を借用して部活動ができるようにするために、その使用料を計上するものでございます。

次の4項1目社会教育総務費につきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を153万3,000円増額するものでございます。

続きまして、36ページの12款公債費につきましては、229万8,000円の減額でございます。

これは、平成16年度に借り入れを行いました住民税等減収補填債及び臨時財政対策債の利率の見直しがございまして、利率が下がるとともに平成26年度借り入れ分の借り入れ利率が当初の見込みを下回って確定されましたことから、利息の支払いが減ることとなりましたので、元利金等の返済方法に即しまして、1項1目の元金につきましては13万2,000円増額いたしまして、2目の利子につきまして243万円減額するものでございます。

最後に、37ページの13款の諸支出金でございしますが、4億491万1,000円の増額となっております。これは全額2項1目の基金費に措置するものでございまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を財政調整基金に積み立てるための支出でございまして、

ただいま申し上げました内容が平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の内容でございまして、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続いて、町民課長、久保田千江子君。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございまして。

町民課からは第46号議案、第47号議案、第51号議案、第52号議案、第57号議案、第58号議案の6議案につきましてお認めいただくとするものでございまして。

最初に、第46号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ、参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。

平成15年7月に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が成立いたしておりますが、性同一性障害者などの性的マイノリティーへの配慮から、印鑑登録証明書を発行する市区町村の1割強におきまして、印鑑登録証明書の性別欄が廃止をされております。当町におきましても同様に、性同一性障害などの性的マイノリティーに配慮いたしまして、印鑑登録事務におきまして性別に関する事項を取り扱わないこととするため、住基等のシステム改修の機会に合わせまして、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書等から性別欄を削除するため、今回の改正をするものでございます。

また、この改正に合わせまして文言の整理をするため、「き損」を「毀損」の表記に統一するための改正でございまして。

改正内容でございまして、第6条、登録印鑑の制限及び第9条、印鑑登録証の再交付中「き損」を「毀損」に改め、第7条、印鑑登録原票では第1項中「第6号、性別」を削除し、第7号を第6号に、第8号を第7号に、第9号を第8号に繰り上げ、同条第2項中、第9号を第8号に改めるものでございまして。そして、附則により、この条例の施行期日を平成27年10月5日と定めるものでございまして。

続きまして、第47号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございまして。

議案書の3ページ、4ページ、参考資料ナンバー2の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、住民票を有する全ての方に個人番号が付番され、平成27年10月5日以降に通知カードが住民票の住所へ順次送付されます。さらに、申請により平成28年1月1日からは個人番号カードの交付が開始され、これに伴い住民基本台帳カードは廃止をされます。通知カード、

個人番号カード、いずれも初回の交付に係る手数料は無料となりますが、再交付につきましては、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、総務省が示した再交付手数料相当経費の額を再交付手数料として徴収することとしたこと、住民基本台帳カードの廃止に伴い、手数料を削除する必要が生じたことから、これに伴い手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、手数料条例の別表第2条関係のうち第1条の改正により、住民基本台帳カードの交付の項の次に「通知カードの再交付1枚につき500円」を加え、第2条の改正により、「住民基本台帳カードの交付1枚につき500円」を「個人番号カードの再交付1枚につき800円」に改めるものでございます。

そして、附則により、第1条の施行期日を平成27年10月5日から、第2条の施行期日を平成28年1月1日と定めるものでございます。

続きまして、第51号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

議案書の13ページ、14ページ、別冊歳入歳出決算書の一般会計、土地取得事業特別会計の次にございます吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー7をごらんください。

それでは、決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額30億147万7,000円に対しまして、収入済額は30億8,084万9,886円でございます。不納欠損額は850万8,426円、収入未済額は2億4,089万5,029円でございます。

歳入の内訳を申し上げます。事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は収入済額8億3,559万5,123円でございます。平成26年度に保険税率等の改正をさせていただきましたので、前年度に比べ増額となっております。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は、収入済額42万7,616円で督促手数料でございます。

3款国庫支出金は、収入済額5億7,835万7,611円でございます。国庫負担金では、保険給付費等の保険者負担分について定率で負担する療養給付費等負担金や高額医療費共同事業に対する負担金等、国庫補助金では市町村間の財政力の不均衡等を調整するために交付される普通調整交付金等でございます。

次に、12ページ、13ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金は、収入済額1億6,054万6,000円でございます。国民健康保険が負担する給付額と被用者保険が負担する給付額の構造的な不均衡について財政調整をするため、社会保険診療報酬支払基金から交付される退職者医療交付金でございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

5款前期高齢者交付金は、収入済額6億2,853万9,196円でございます。65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

6款県支出金は、収入済額1億6,510万1,828円でございます。県負担金では、国と同様に高額医療費共同事業負担金や特定健康診査等負担金、県補助金では定率で交付される普通交付金と特別交付金からなる調整交付金でございます。

7款共同事業交付金は、収入済額3億3,437万9,283円でございます。高額な医療費の発生による財政リスクの軽減と、事業運営の安定化を図るためにレセプト1件80万円を超える医療費を対象とし、市町村国保から拠出金を財源とした県単位で費用負担を調整し、国・県は拠出金の一部を負担する高額医療費共同事業と、市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件10万円を超え80万円までの医療費について市町国保からの拠出により負担を共有する保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

8款財産収入は、収入済額2万710円で、基金利子でございます。

9款繰入金は、収入済額2億1,220万7,614円でございます。国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金が9,395万1,000円、低所得者に対する保険税軽減分の補填や軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険税を補填する保険基盤安定繰入金、一般管理費や賦課徴収費などの事務費に対する職員給与費等繰入金、出産育児一時金の3分の2相当額など一般会計繰入金が1億1,825万6,614円でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

10款繰越金は、前年度繰越金1億5,466万2,185円でございます。療養給付費交付金繰越金723万9,961円、その他繰越金が1億4,742万2,224円でございます。

次に、20ページ、21ページをごらんください。

11款諸収入は、収入済額1,101万2,720円でございます。保険税延滞金や第三者行為納付金、給付費返納金などがございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書の4ページ、5ページをごらんください。

予算総額30億147万7,000円に対しまして、歳出総額は29億6,011万4,365円、不用額は4,136万2,635円でございます。

歳出の内訳を申し上げます。事項別明細書の24ページから27ページをごらんください。

1款総務費は、支出済額1,220万2,750円でございます。主な支出は、一般管理費では臨時職員賃金や電算委託料など、連合会負担金では国民健康保険団体連合会への負担金、賦課徴収費では通信運搬費や電算処理委託料など、そして運営協議会費では国民健康保険運営協議会の委員報酬などがございます。

次に、28ページから37ページでございます。

2款保険給付費は、支出済額19億44万6,627円でございます。主な支出は、疾病や負傷に関する給付のうち現物給付として給付される療養給付費や現金給付等である療養費、被保険者の一部負担金相当額が高額療養費算定基準額を超えた場合に支給する高額療養費、出産育児一時金や葬祭費などがございます。

次に、36ページ、37ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は、支出済額3億8,717万6,109円でございます。後期高齢者の医療給付の費用に充てるため、保険者が負担する支援金と関係事務費拠出金でございます。

次に、38ページ、39ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額30万2,438円でございます。歳入で申し上げましたが、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に

応じて調整するもので、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

5款老人保健拠出金は、支出済額1万3,693円でございます。老人保健制度は廃止されておりますが、経過措置として継続されておりますので、事務処理に係る拠出金でございます。

次に、40ページ、41ページをごらんください。

6款介護納付金は、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としたもので、支出済額は1億7,837万1,383円でございます。

7款共同事業拠出金は、支出済額3億1,132万9,074円でございます。歳入の共同事業交付金で申し上げましたが、保険者の財政運営の不安定を解消するために国民健康保険団体連合会が運営する高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業などに対し町が拠出をするものでございます。

次に、42ページ、43ページからの8款保健事業費は、支出済額2,319万6,983円でございます。主な支出といたしましては、特定健康診査等事業では特定健康診査委託料や電算処理委託料、保健事業活動費では人間ドック委託料や医療費通知書作成業務など保健事業に係る経費でございます。

次に、46ページ、47ページでございます。

9款基金積立金は、国民健康保険給付費等支払準備基金に1億1,153万1,000円の積み立てをいたしました。

なお、年度末の基金残高は9,467万5,643円でございます。

10款公債費の支出はございませんでした。

次に、48ページ、49ページをごらんください。

11款諸支出金は、支出済額3,554万4,304円でございます。保険税還付金や療養給付費償還金、退職療養給付金償還金など過年度の精算に係る償還金でございます。

次に、50ページ、51ページをごらんください。

12款予備費は、4件41万7,000円を充用いたしました。

以上が歳出でございます。

それでは、6ページをごらんください。

歳入総額30億8,084万9,886円から歳出総額29億6,011万4,365円を差し引いた残額1億2,073万5,521円が平成27年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第51号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、第52号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書の15ページ、16ページ、別冊歳入歳出決算書の国民健康保険事業特別会計の次でございます吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書と、あわせて参考資料ナンバー8をごらんください。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入でございます。

予算総額2億1,726万8,000円に対しまして、収入済額は2億1,560万3,054円でございます。不納欠損額は10万900円、収入未済額は66万5,845円でございます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料は収入済額 1 億7,512万4,360円で、このうち現年度分に95万2,600円、過年度分に1万5,300円の還付未済額が含まれております。保険料は後期高齢者医療広域連合で賦課し、市町で徴収をしております。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 万6,300円で、督促手数料でございます。

3 款繰入金は、収入済額3,842万9,694円でございます。これは、低所得世帯の均等割額減額分と社会保険被扶養者の均等割額減額分で、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

4 款繰越金は、収入済額154万9,029円で、前年度の保険料、督促手数料、預金利子を繰り越したものでございます。

次に、10ページから13ページをごらんください。

5 款諸収入は、収入済額48万3,671円で、延滞金、保険料還付金、預金利子などがございます。

次に、歳出でございます。

4 ページ、5 ページをごらんください。

予算総額 2 億1,726万8,000円に対しまして、支出済額は 2 億1,500万6,778円でございます。不用額は226万1,222円でございます。

事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 2 億1,448万2,649円でございます。これは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者広域連合に納入したものでございます。

2 款諸支出金は、支出済額52万4,129円でございます。資格の異動等に伴う保険料の還付金と前年度の督促手数料、預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

3 款予備費は、2 件 1 万6,000円を充用いたしました。

以上が歳出でございます。

6 ページをごらんください。

歳入総額 2 億1,560万3,054円から歳出総額 2 億1,500万6,778円を差し引いた残額59万6,276円が平成27年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が第52号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、第57号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案書の24ページ、別冊の吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億1,150万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億487万9,000円とする補正予算でございます。

今回の補正は、平成26年度の決算に基づくものでございます。

歳入でございます。補正予算に関する説明書の 3 ページをごらんください。

9 款繰入金は、職員給与費等繰入金76万8,000円の増額でございます。臨時職員賃金に係る一般会計からの繰入金でございます。



10款繰越金は、1億1,073万5,000円の増額でございます。これは前年度繰越金でございます。

次に、4ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費の76万8,000円の増額は、職員の異動に伴う臨時職員賃金でございます。

9款基金積立金は、1億402万4,000円の増額でございます。前年度繰越金の一部を国民健康保険給付等支払準備基金に積み立てるものでございます。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

11款諸支出金は、671万1,000円の増額でございます。資格の更正等による保険税還付金の増額と前年度の精算に伴う療養給付費、特定健康診査事業費交付金の返還金でございます。

以上が57号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、第58号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案書の25ページ、別冊の吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,615万2,000円とする補正予算でございます。

今回の補正は、平成26年度の決算に基づくものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入でございます。

4款繰越金は、59万6,000円の増額で前年度繰越金でございます。

5款諸収入は、80万円の増額でございます。過年度分の保険料還付金を支出するために、後期高齢者医療広域連合から入金されるものでございます。

3ページ、4ページをごらんください。

歳出でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、57万6,000円の増額でございます。平成26年度に収入となりました保険料のうち、未精算分の保険料を納入するためのものでございます。

2款諸支出金は、82万円の増額でございます。保険料還付金と預金利子督促料を一般会計へ繰り出すための増額でございます。

以上が平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課から本定例会へ上程いたしました6議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、高齢者支援課長、久保田明美君。

高齢者支援課長、久保田明美君。

〔高齢者支援課長 久保田明美君登壇〕

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課からは、本定例会に上程いたしました第53号議案、第59号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第53号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の17ページ及び歳入歳出決算書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次にございます吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成26年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額は17億787万4,388円、歳出総額は16億7,724万1,707円、歳入歳出差引残額3,063万2,681円という内容をお認めいただくものをございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページ、事項別明細書は8ページ、9ページでございます。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で収入済額3億7,970万200円でございます。保険料の収納状況は収納率98%で、不納欠損額は182万6,600円、収納未済額は588万6,390円でございます。

2款使用料及び手数料は3万5,900円で、保険料の督促手数料でございます。

次に、3款国庫支出金でございます。事項別明細書の8ページから11ページをごらんください。

3款国庫支出金の収入済額は3億5,275万3,088円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分と財政調整交付金、事務費交付金でございます。

4款支払基金交付金は4億5,690万8,870円で、第2号被保険者の保険料でございます。

次に、5款県支出金でございます。12ページ、13ページをごらんください。

5款県支出金の収入済額は2億3,717万660円で、県負担金、県補助金で介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分でございます。

次に、6款財産収入でございます。14ページ、15ページをごらんください。

6款財産収入の収入済額は2万8,604円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、7款繰入金でございます。14ページから17ページをごらんください。

7款繰入金の収入済額は2億4,128万5,436円で、一般会計からの繰入金でございます。2項の基金繰入金は、平成26年度は繰入金ございませんでした。

次に、8款繰越金は3,821万5,404円で、前年度決算による繰越金でございます。

次に、9款諸収入でございます。16ページから19ページをごらんください。

9款諸収入の収入済額は177万6,226円で、返納金、介護予防事業参加者の利用料、預金利子、保険料の延滞金収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

決算書の4ページ、5ページ、事項別明細書は20ページからでございます。

1款総務費の支出済額は3,778万7,003円で、介護保険事業執行に必要な事務費でございます。介護保険制度運営事業費、そして22、23ページにございます介護認定審査会費が主な事業費でございます。

次に、2款保険給付費でございます。24ページから29ページをごらんください。

2款保険給付費の支出済額は15億4,297万9,863円で、介護サービス及び介護予防サービスの給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費が主な事業費でございます。平成26年度は第5期介護保険事業計画の最終年度で、事業計画の計画値に対しまして、保険給付費の執行率は81.4%で、計画値内での執行でございました。

次に、3款基金積立金でございます。28ページから31ページをごらんください。

3款基金積立金の支出済額は4,861万7,000円で、前年度決算による介護給付費準備基金でございます。平成26年度末現在、基金残高は1億6,310万5,296円となっております。

次に、4款地域支援事業費でございます。30ページから35ページをごらんください。

4款地域支援事業費の支出済額は4,284万9,393円で、要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業のほかに、地域包括支援センターの運営に関する包括的支援事業、介護相談員の派遣や配食サービスなどを行う任意事業が地域支援事業費でございます。

次に、5款諸支出金です。34ページから37ページをごらんください。

5款諸支出金の支出済額は500万8,448円で、前年度の実績に伴う国・県からの補助金の返還金が主な支出でございます。平成26年度は、一般会計への繰出金はございませんでした。

6款予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、第53号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げました。

続きまして、第59号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の26ページと別冊の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をあわせてごらんください。

歳入歳出予算総額に2,983万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,260万6,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

詳細につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ、事項別明細書の歳入をごらんください。

1款保険料でございます。低所得者の介護保険料軽減強化を図るため、第1段階の保険料率を0.45に改正したことによる保険料の減額で、145万4,000円を減額するものでございます。

7款繰入金でございます。一般会計繰入金のうち事務費繰入金は、歳出の総務費に増額計上しております修繕料及び使用料の20万1,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。また、低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料の軽減強化に伴う国・県・町の公費負担分145万4,000円を増額するものでございます。

8款繰越金でございます。平成26年度の歳入歳出決算に基づき繰越金として計上するもので、2,963万3,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の4ページをごらんください。

1款総務費でございます。現在使用しております介護保険システムのプリンター修繕料及びパソコンの借り上げ料、合わせて20万1,000円を増額するものでございます。

次に、3款基金積立金でございます。介護給付費準備基金条例に基づき、前年度の剰余金の範囲で基金への積み立てを行うもので、平成26年度の歳入歳出差引残額から給付費等国・県への精算を行った後に算出した1,005万1,000円を本年度、基金へ積み立てるため増額をするものでございます。

次に、4款地域支援事業費でございます。

2項1目の包括的支援事業費の中に新たに認知症施策推進事業費を設け、関連する財源の組み替えを行うもので、国の制度改正を受け、地域支援事業の充実分の一つとして認知症施策の推進が位置づけられたことから、予算事業を設置し、財源の組み替えを行うものでござい

す。

次に、5款諸支出金でございます。平成26年度の最終実績に基づきまして、国・県からの交付金及び一般会計からの繰入金に対して返還金が生じたことから、1,958万2,000円を増額するものでございます。

以上、第59号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての御説明でございます。

高齢者支援課から2議案につきましての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、下水道課長、大石剛久君。

下水道課長、大石剛久君。

〔下水道課長 大石剛久君登壇〕

○下水道課長（大石剛久君） 下水道課でございます。

本定例会に上程いたしました第54号議案、第60号議案、第61号議案及び第62号議案の4議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第54号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案つづりの19ページ、20ページ、別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、あわせまして参考資料ナンバー10の下水道特別会計主要な施策と成果に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

最初に、決算書の6ページをごらんください。

歳入総額9億468万9,866円、歳出総額8億9,505万4,813円、歳入歳出差引残額963万5,053円という内容をお認めいただくとするものでございます。

歳入でございます。事項別明細書8ページ、9ページをごらんください。

1款1項負担金、収入済額797万5,280円、これにつきましては下水道受益者負担金でございます。

2款1項使用料は、収入済額7,910万372円、不納欠損額23万6,845円、収入未済額400万8,902円でございます。収納率は現年分が98.1%、過年度分が11.2%でございます。

2項手数料は下水道指定工事店証の手数料でございます。新規登録4件、更新10件、合計14件で7万円でございます。

3款1項国庫補助金、収入済額6,796万円、これにつきましては管渠整備、管渠耐震補強などに係る社会資本整備総合交付金でございます。

事項別明細書の10ページ、11ページをごらんください。

4款繰入金、1項の繰入金でございます。収入済額5億8,629万7,000円、一般会計からの繰入金で職員人件費、公債費など一般会計から繰り出したものでございます。

5款1項繰越金、収入済額2,624万8,341円、これについては平成25年度からの繰越金でございます。

6款諸収入でございます。収入済額243万8,873円、1項延滞金加算金及び過料9,500円、2項預金利子1万7,444円、3項雑入は241万1,929円で、消費税還付金231万2,823円が主な収入でございます。

事項別明細書12ページ、13ページをごらんください。

7款町債、1項町債でございます。収入済額1億3,460万円、これにつきましては管渠建設費、浄化センター建設費の町起債分でございます。

以上、歳入合計、収入済額9億468万9,866円でございます。

次に、歳出でございますけれども、事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款公共下水道事業費、支出済額3億6,823万2,149円でございます。

1目管渠建設費は、支出済額2億4,749万9,495円でございます。主要な施策と成果に関する説明書は1ページから6ページとなります。職員6名分の職員人件費のほか公共管渠建設工事7件を初め、町単管渠建設では附帯工事や取り付け管設置などで合わせて17件の工事と実施設計業務委託7件などが主な支出でございます。

平成26年度の管渠整備延長は1,094.13メートル、地震対策ではマンホールの可とう継ぎ手等の耐震補強工事を実施をしたところでございます。

事項別明細書の18ページ、19ページをごらんください。

2目管渠維持管理費は、支出済額670万4,583円で、主要な施策と成果に関する説明書は7ページをごらんください。公共下水道台帳作成業務など2件の業務委託料とマンホールポンプの電気料、保守点検料が主な支出でございます。

3目浄化センター維持管理費は、支出済額9,296万2,671円で、主要な施策と成果に関する説明書は8ページから10ページでございます。職員人件費1名分のほか、浄化センター維持管理業務委託など9件の業務委託料と検針負担金、電気料、機械備品修繕料などが主な支出でございます。

事項別明細書の22ページ、23ページをごらんください。

4目浄化センター建設費は、支出済額2,106万5,400円で、主要な施策と成果に関する説明書は11ページ、12ページをごらんいただきたいと思っております。長寿命化計画に伴う浄化センター改築実施設計業務委託を公共、それから町単合併施工で行うとともに、下水道施設津波浸水対策計画策定業務委託を実施をいたしました。

事項別明細書の22ページから25ページをごらんください。

2款公債費の支出済額は5億2,682万2,664円で、1目元金の起債及び借入金の償還元金が3億5,955万2,465円、2目利子の償還金利子及び一時借入金利子が1億6,727万199円でございます。

3款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計、支出済額8億9,505万4,813円となります。

次に、28ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額9億468万9,000円、歳出総額8億9,505万4,000円、歳入歳出差引額は963万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は963万5,000円となります。

以上が第54号議案の説明でございます。

続きまして、第60号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書（第1号）、補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,023万4,000円とするものでございます。

補正予算書（第1号）の1ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんいただきたいと思  
います。また、説明書の2ページをあわせてごらんください。

歳入でございます。

5款繰越金、1項繰越金は、前年度決算に伴う繰越金でございます。当初予算に463万  
5,000円を追加し、963万5,000円とするものでございます。

歳出でございます。説明書の3ページをごらんください。

1款公共下水道事業費について463万5,000円を増額し、8億3,401万3,000円とするもので  
ございます。内訳でございますが、1目管渠建設費は360万3,000円減額し、3億1,440万6,000  
円とするもので、職員人件費について人事異動による給料、職員手当等をそれぞれ減額するも  
のでございます。

3目浄化センター維持管理費は、3万3,000円を増額し、9,835万6,000円とするもので、  
職員人件費について人事異動による給料を増額し、職員手当等を減額するものでございま  
す。

説明書の4ページをごらんください。

4目浄化センター建設費は、820万5,000円を増額し、4億1,369万5,000円とするもので、  
町単浄化センター建設費について工事請負費を増額するものでございます。これにつきましては、  
浄化センターの津波対策に基づく中央監視機能の移設に伴う改修工事に550万円、長寿命  
化計画に基づく浄化センター電気設備工事に270万5,000円を、それぞれ町単分として追加計  
上させていただきたいというものでございます。

以上が第60号議案の説明でございます。

続きまして、第61号議案 平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電  
気設備更新工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

議案書の28ページ、29ページをごらんください。

本議案は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札に付した平成27年度都市計  
画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結につきまして、契  
約の金額を2億7,000万円、契約の相手方を静岡県静岡市葵区追手町3番11号、株式会社東芝  
静岡支店支店長、木暮明と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取  
得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございま  
す。

参考資料ナンバーの12をごらんいただきたいと思ます。

参考資料ナンバーの12の1ページは、入札結果表でございます。平成27年8月21日金曜日、  
午後1時半から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加者資格委員会において入札  
参加資格が確認された業者2社による一般競争入札を執行する予定でございましたが、入札執  
行前に1社が辞退したため、1社による入札執行でございました。

この入札の結果、株式会社東芝静岡支店が2億5,000万円に消費税及び地方消費税相当額  
の8%を加算した金額でございます2億7,000万円で落札し、8月24日に仮契約を締結をして  
おります。

また、工期につきましては、平成27年9月28日から平成29年2月24日までとしております。

なお、工期のうちの平成28年度分の予算といたしましては、本年度に債務負担行為として  
計上をさせていただいております。

次に、2ページの工事等概要書をごらんいただきたいと思ます。

工事箇所は吉田町住吉地内、工事内容は吉田浄化センター内の電気設備の更新を行おうと

するものでございます。

その内容でございますが、汚水主ポンプ設備更新につきましては、主ポンプ設備コントロールセンター、主ポンプ設備補助継電器盤、主ポンプV V V F盤、主ポンプ現場操作盤及びポンプ製攪拌機現場操作盤などの運転操作設備機器の製作、据えつけ、配線工事を行います。

汚泥処理設備更新につきましては、監視制御設備機器の更新としまして、電源供給を行うための配線用遮断機などを制御用分電盤に追加するとともに汚泥処理設備コントローラー盤の機器製作、据えつけ及び配線工事を行います。

また、計装設備機器の更新といたしまして、汚泥供給流量、汚泥供給濃度、薬品供給流量、薬品溶解タンク液及び雑用水槽水などの機器の製作、据えつけ、配線工事などを行います。

監視制御設備更新につきましては、中央監視機器の更新を行うもので、沈砂池ポンプ設備コントローラーの入出力点数の増設を行うとともにLCD監視制御装置、データサーバ盤、プリンター及びハードコピーなどの機器の製作、据えつけ、配線工事などを行うものでございます。

3ページ以降には、吉田浄化センターの一般平面図に施工範囲をお示ししたものと、システム構成図を添付をさせていただいております。

本契約の概要は以上でございます。

また、本事業につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として行うものでございます。

以上が第61号議案の説明でございます。

続きまして、第62号議案 平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備改築工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

議案書の30ページ、31ページをごらんいただきたいと思っております。

本議案は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札に付した平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備改築工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を1億1,016万円、契約の相手方を東京都台東区松が谷一丁目3番5号、クボタ環境サービス株式会社代表取締役、岩部秀樹とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバーの13をごらんいただきたいと思っております。

1ページは入札結果表でございます。平成27年8月21日の金曜日、午後1時半から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加者資格委員会において入札参加資格が確認された業者2社による一般競争入札を執行する予定でございましたが、入札執行前に1社が辞退をしたため、1社による入札執行でございました。

この入札の結果、クボタ環境サービス株式会社が、1億200万円に消費税及び地方消費税相当額の8%を加算した金額でございます1億1,016万円で落札し、8月24日に仮契約を締結しております。

また、工期につきましては、平成27年9月28日から平成28年3月18日までとしております。

次に、2ページの工事等概要書をごらんいただきたいと思っております。

工事箇所は吉田町住吉地内、工事内容は吉田町下水道長寿命化計画に基づき、浄化センターの機械設備の改築を実施するもので、汚泥処理棟における濃縮汚泥ポンプ、脱水機、汚泥供

給ポンプ、薬品供給ポンプ及びケーキ搬送コンベアの主要部品の交換を行う長寿命化対策を行うものであります。

その内容でございますけれども、濃縮汚泥ポンプにつきましては、羽根車、主軸、軸受け、メカニカルシートの交換を行います。脱水機につきましては、汚泥受け槽、浄化槽シールゴム、リミットスイッチ、スクレーパー、ロール軸受け、スプロケット、チェーン、蛇行修正用のエアシリンダー、ミリングロール及び計装設備の部品を交換するものでございます。

汚泥供給ポンプ及び薬品供給ポンプにつきましては、ローター、ステーター、主軸、メカニカルシート、玉軸受けを交換するものであります。

ケーキ搬送コンベアにつきましては、駆動スプロケット、本体チェーン、本体スプロケット、駆動装置、ローラー類の部品の交換を行います。

3ページ以降には、吉田浄化センターの一般平面図に施工範囲をお示ししたものと汚泥処理棟、汚泥処理設備フローシートを添付してございます。

本契約の概要は以上でございますが、本事業は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として行うものでございます。

以上が第62号議案の説明でございます。

下水道課から4議案につきまして御説明をさせていただきました。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、水道課長、大井一弘君。

水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課から第55号議案 平成26年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

資料につきましては、平成26年度吉田町水道事業会計決算書、平成26年度吉田町水道事業決算書附属資料及び平成26年度水道事業会計決算資料の3部ございますが、別冊の平成26年度吉田町水道事業会計決算書を使いまして御説明申し上げます。

初めに、吉田町水道事業会計決算書の1ページから4ページまでをごらんください。

これは平成26年度吉田町水道事業決算報告書でございますが、決算報告書の金額は消費税を含んでおります。

それでは、1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の水道事業収益の予算額5億8,770万円に対し、決算額5億9,746万7,756円、予算額に対して976万7,756円増額となりました。

その内訳としましては、第1項の給水収益などの営業収益の予算額5億2,551万1,000円に対し、決算額5億2,922万5,422円、予算額に対して371万4,422円増額となりました。

次に、第2項の長期前受金戻入などの営業外収益の予算額6,218万9,000円に対し、決算額6,824万2,334円、予算額に対し605万3,334円増額となりました。

次に、2ページをごらんください。

支出につきましては、第1款の水道事業費用の予算額5億4,890万2,000円に対し、決算額5億2,315万5,266円、不用額2,574万6,734円となりました。

その内訳としましては、第1項の原水浄水及び配水給水費などの営業費用の予算額4億



3,572万1,000円に対し、決算額4億1,166万4,641円、不用額2,405万6,359円となりました。

第2項の支払利息及び企業債取扱諸費などの営業外費用の予算額1億254万8,000円に対し、決算額1億228万3,505円、不用額26万4,495円となりました。

第3項の特別損失の予算額963万3,000円に対し、決算額920万7,120円、不用額42万5,880円となりました。

第4項の予備費につきましては、支出がありませんでした。

次に、3ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款の資本的収入の予算額1,504万5,000円に対し、決算額1,569万5,231円、予算額に対して65万231円増額となりました。

その内訳としましては、第1項の企業債は、平成26年度は借り入れを行いませんでした。

第2項の他会計出資金の予算額37万円に対し、決算額144万6,791円、予算額に対して107万6,791円増額となりました。

第3項工事負担金などのその他資本的収入の予算額1,467万5,000円に対し、決算額1,424万8,440円、予算額に対して42万6,560円減額となりました。

次に、4ページをごらんください。

支出につきましては、第1款資本的支出の予算額3億,129万8,000円に対し、決算額3億249万6,444円、不用額1,046万1,556円となりました。

その内訳としましては、第1項の委託料や工事請負費などの建設改良費の予算額1億7,449万6,000円に対し、決算額1億6,403万5,030円、不用額1,046万970円となりました。

第2項の企業債償還金の予算額1億3,846万2,000円に対し、決算額1億3,846万1,414円、不用額586円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億8,880万1,213円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,714万9,999円、過年度分損益勘定留保資金2億6,965万1,214円で補填をいたしました。

次に、決算書の5ページ、6ページをごらんください。

これは平成26年度吉田町水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。

最初に、平成26年度に地方公営企業会計制度の見直しにより、平成25年度と平成26年度決算書の損益計算書で大きく変わったところをご説明申し上げます。

一つ目は、6ページの営業外収益に、建設改良費などの償却資産の取得改良のために交付された工事負担金などを収益化した長期前受金戻入を計上したことです。

二つ目は、平成24年度分の水道料金不納欠損金や平成26年6月支給分の賞与などを特別損失として計上したことです。

三つ目は、平成25年度までの長期前受金を収益化した累計額を、その他未処分利益剰余金変動額として計上したことでございます。

それでは、営業収益の主なものについてご説明申し上げます。

5ページをごらんください。

営業収益の給水収益は、町内の人口の減少及び各家庭における節水意識の高まりや節水機器の普及、また夏場の天候不順などにより4億9,170万5,420円となりました。受託工事収益は、小藤路公園内の耐震性貯水槽点検及び清掃などにより119万5,448円となりました。

次に、営業費用の主なものについてご説明申し上げます。

営業費用の原水浄水及び配水給水費は、設計積算システムの機種変更や大規模な修繕工事が発生しなかったことにより、1億249万5,525円となりました。総係費は、平成26年度から地方公営企業会計制度の見直しにより貸倒引当金繰入額を計上することにより、2,476万9,788円となりました。減価償却費は、平成25年度に取得した構築物の送配水及び給水設備の増加により、2億2,556万4,694円となりました。

次に、営業外収益の主なものについてご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

長期前受金戻入は6,121万4,100円となりました。雑収益は、決算済みの水道料金の原水などが増加したことにより、641万8,978円となりました。

次に、営業外費用の主なものについてご説明申し上げます。

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は、新規の借り入れをしなかったことにより6,668万6,742円となりました。雑支出は、不用貯蔵品を処分することに伴う費用化などにより、152万2,363円となりました。特別損失のその他特別損失は、896万4,326円となりました。

この結果、当年度純利益は、新たに収益項目に追加された長期前受金戻入を計上することになったため、前年度より4,237万6,925円増額の6,251万8,506円となりました。

また、平成26年度は地方公営企業会計制度の見直しにより、平成25年度までの長期前受金収益化累計額に相当する金額10億5,896万476円をその他未処分利益剰余金変動額として計上しました。そのため、平成26年度末の未処分利益剰余金は11億2,443万2,432円となりました。

次に、9ページから13ページをごらんください。

これは平成26年度吉田町水道事業貸借対照表であります。この貸借対照表の金額も消費税を含んでおりません。

最初に、地方公営企業会計制度の見直しにより、平成25年度と26年度の貸借対照表で大きく変わったところをご説明申し上げます。

一つ目は、10ページにあります流動資産の未収金に貸倒引当金を計上してあることでございます。

二つ目は、11ページにあります企業債が、1年以内に返済する企業債を流動負債の企業債、それ以降に返済する企業債を固定負債の企業債と分けて計上させていただきました。

それでは、平成26年度吉田町水道事業貸借対照表の主な項目につきましてご説明申し上げます。10ページをごらんください。

流動資産の現金預金は6億2,073万5,412円となりました。未収金は平成25年、平成26年度の水道料金などで935万3,173円となりました。

次に、11ページをごらんください。

流動負債の未払金は、平成26年度分の未払消費税の1,449万9,900円となりました。

最後に、8ページをごらんください。

これは平成26年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）であります。未処分利益剰余金の当年度末残高は、11億2,443万2,432円となっております。この金額は、先ほどご説明いたしました6ページの損益計算書の当年度純利益6,251万8,506円、前年度繰越利益剰余金295万3,450円、その他未処分利益剰余金変動額10億5,896万476円の合計金額でございます。そのうち資本金への組み入れに10億5,896万476円、減債積立金の積み立てに2,600万円、建設改良積

立金の積み立てに3,300万円の合計11億1,796万476円を処分し、処分後の繰越利益剰余金を647万1,956円になることをお認めいただくとするものでございます。

以上で、平成26年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのご説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

---

### ◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（大塚邦子君） 日程第25、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 平成26年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成26年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成26年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第3回吉田町議会定例会に上程いたします報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は3件でございます。

それでは、各事項につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、平成26年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ御報告するものでございます。

第3号報告は、平成26年度決算に基づく吉田町公共下水道会計特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道会計特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第4号報告は、平成26年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、前3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程いたします報告事項の3件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

初めに、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

〔総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇〕

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第2号報告といたしまして、平成26年度決算に基づく吉田町健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

議案つづりの32ページと33ページをごらんいただきたいと思います。

この報告につきましては、平成26年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告をさせていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率がございまして、算出された比率を指標にして財政の健全性を客観的に判断するものになっております。

当町の平成26年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、32ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計において実質収支が黒字でございましたので、いずれも比率は表示されておりません。また、実質公債費比率につきましては11.9%、将来負担比率につきましては84.3%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も基準より大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となり、いずれの指標でも健全な状態であることを示しております。

それでは、別冊の参考資料でございますが、参考資料ナンバー14、平成26年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページお開きいただきまして、総括表でございますが、総括表①の健全化判断比率の状況でございますが、上段には先ほどの四つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されております。

その結果、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画などの策定や起債制限など県や国の指導が行われることになっております。

それでは、個々の比率について御説明をさせていただきますが、初めに実質赤字比率でございますが、対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得特別会計の二つとなります。この二つの会計の実質収支額が標準財政規模に対して、どの程度の割合を占めるのかを比率であらわすことになっておりますが、いずれの会計においても黒字の実質収支となっている当町の場合は計算結果が反映されないため、1ページ、総括表には数値が表示されておりません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は2ページに示されておりますとおり一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質収支額、または資金不足額総額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるか、その比率であらわすものでございますが、いずれの会計も実質収支は黒字でございますので、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示されておりません。

次、実質公債費比率でございますが、この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が

含まれます。この比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借入れを行う場合、協議の対象とするか許可の対象とするかの判断の基準などに用いられております。

具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合の負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているかをあらわしているものとなります。

平成26年度決算に基づく実質公債費比率は11.9%となりまして、昨年度の13.4%から1.5ポイント下がっております。この要因につきましては、3ページの総括表、実質公債費比率の状況を活用しながら御説明をさせていただきます。

比率が下がった要因の一つといたしましては、⑤の欄ですが、一部事務組合等の負担金に起債化した吉田町牧之原市広域施設組合のごみ処理施設の元利償還金が平成25年度で終了いたしましたので、平成26年度決算分に算入される負担金が減ったことが挙げられます。

また、実質公債費比率は決算の数値、それに決められた計算方法によって求めた数値、さらに交付税算定資料からの数値、それら3要素のそれぞれの数値を用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3カ年平均で判断することになっております。こうしたルールに基づいて算出した平成26年度決算に基づく実質公債費比率は、単年度で約10.2%となりまして、平成24年度から平成26年度の3カ年平均では11.9%となっているものでございます。

1ページに戻っていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。続きまして、将来負担比率について御説明申し上げます。将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町における比率の対象となる会計は実質公債費比率と同様に地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となっております。

当町の平成26年度決算に基づく将来負担比率は84.3%となり、昨年度の102.8%より18.5ポイント下がっております。この要因につきましては4ページになりますが、総括表の将来負担比率の状況のところをごらんいただきながら御説明をさせていただきます。

比率が下がった要因の一つといたしましては、下段の算定式、将来負担額Aに該当する地方債の現在高が平成25年度決算より減少したことに加え、充当可能財源Bに該当する充当可能基金が増加したことが要因でございます。

ここまで四つの比率を御説明をさせていただきましたが、各比率から見た当町の財政状況は、いずれも健全であることが記されております。

以上、この第2号報告としての平成26年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 次に、下水道課長、大石剛久君。

下水道課長、大石剛久君。

〔下水道課長 大石剛久君登壇〕

○下水道課長（大石剛久君） 下水道課でございます。

第3号報告 平成26年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの34ページ、35ページ、それから参考資料ナンバー15をごらんいただきました

いと思います。

地方公共団体の財政の健全性に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を添えて御報告させていただくものでございます。

資金不足比率につきましては、同法第22条第2項の規定により算定いたしました結果、黒字となっております。したがって、報告書につきましては資金不足が生じていないため、比率は数字では表示してございません。

以上、平成26年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 次に、水道課長、大井一弘君。

水道課長、大井一弘君。

〔水道課長 大井一弘君登壇〕

○水道課長（大井一弘君） 水道課でございます。

水道課から第4号報告 平成26年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

提出議案つづりの36ページ、37ページと参考資料ナンバー16をごらんください。

地方公共団体の財政の健全性に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告させていただくものでございます。

同法の第22条第2項の規定により、平成26年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、当水道事業会計の決算において、未払金などの流動負債の金額より、現金預金などの流動資産の金額が上回っているため、資金不足は生じておりません。

したがって、報告書の水道事業会計の資金不足比率欄は、数字では表示してございません。

以上で、平成26年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

---

## ◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長（大塚邦子君） 日程第26、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙を行います。

この件につきましては、閉会中に吉田町牧之原市広域施設組合議会の吉田町選出議員が欠員したことに伴い、町長から選出の依頼がありました。したがって、ここでは1名の補欠選挙を行います。

初めに、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したかつて、議長が指名することに決定しました。

それでは、1番、山口一博君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました1番、山口一博君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番、山口一博君が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選をいたしました。

ここで、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました1番、山口一博君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時25分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会 2 日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎諸報告について

○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。

日程第 1、諸報告を行います。

本日は説明員のうち、町長におきましては地方自治法第121条第 1 項ただし書きの規定により欠席届が提出されておりますので、あらかじめ御了承願います。

---

◎議案第 4 9 号の詳細説明

○議長（大塚邦子君） 日程第 2、第49号議案 平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第49号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。説明は款ごとに区切って行います。

初めに、歳入の 1 款から10款及び20款について順次説明願います。

なお、歳入の11款から19款までは、各課の歳出の説明にあわせて行いますので願います。

執行部の説明は、歳入については歳入事項別明細書により、願います。

また、歳出の説明は主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に各事業区分に沿ってわかりやすく簡潔に、自席で願います。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。

それでは、歳入の 1 款から説明を求めます。

初めに、税務課長願います。

税務課長。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

歳入 1 款町税の収入状況につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。



決算書の12ページから15ページをごらんいただきたいと思います。あわせて、課税状況につきまして主要な施策と成果に関する説明書の65ページから68ページまでをごらんください。

町税全体の収入状況といたしましては、調定額54億8,420万9,042円、収入済額は52億8,368万9,477円でございます。町税全体の収納率は96.34%で、前年度と比較いたしますと0.44%の増でございます。収納につきましては、各種実態調査等の強化、文書催告等の実施、滞納処分を行ったこと、分納誓約の履行により滞納税額が完納になったものもあり、未納者の数は国保税を含み、前年度より182人減少し、1,877人となっております。

次に、税目別の収入状況でございますが、個人町民税の現年課税分につきましては、調定額14億6,793万3,420円、納税義務者の減少及び給与所得、営業所得等の減少により、前年度より減額となっております。収入済額は14億4,694万8,013円、収納率は98.57%で、前年度対比0.29%の増でございます。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額1億1,171万9,947円、収入済額は3,361万3,216円、収入率は30.09%、前年度対比2.91%の減でございます。

続きまして、不納欠損でございますが、322万5,139円でございます。不納欠損の理由といたしましては、時効によるものが6人、13万152円、財産のないことによるものが29人、87万2,021円、生活保護等生活困窮によるものが21人、77万670円、所在不明等が33人、140万8,925円、法人の解散、破産によるものが2名、4万3,371円でございます。

次に、法人町民税の現年度分につきましては、調定額5億6,309万6,800円、収入済額は5億6,259万8,043円、収納率は99.91%で、前年度対比0.05%の増でございます。滞納繰越分につきましては調定額263万3,857円、収入済額は58万8,700円、収納率は22.35%で、前年度対比18.7%の減でございます。不納欠損につきましては22万9,100円で、これは法人の解散、破産によるもので5件でございます。

続きまして、固定資産税でございますが、現年分につきましては、調定額27億2,503万8,700円、土地の下落、償却資産の減少等により、前年度より減額となっております。収入済額は27億398万4,672円、収納率は99.23%、前年度対比0.1%の増でございます。滞納繰越分につきましては、調定額9,281万8,367円、収入額は2,640万9,176円、収納率は28.45%、前年度対比4.48%の減でございます。不納欠損につきましては220万6,386円、不納欠損の理由といたしましては、時効によるものが11人、28万7,275円、財産のないことによるものが21人、64万9,224円、生活保護等生活困窮によるものが6人、49万744円、法人の解散、破産によるものが7人、77万9,143円でございます。

次に、固定資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、こちら314万1,200円でございます。土地及び家屋の下落により、昨年度より減額となっております。

続きまして、軽自動車税でございますが、現年度分につきましては、調定額7,120万8,200円、自家用の四輪が増加したことにより増額となっております。収入済額は7,013万1,953円、収納率は98.36%、前年度対比0.27%の増でございます。滞納繰越分につきましては、調定額378万7,534円、収入済額は105万7,893円、収納率は27.93%、前年度対比2.04%の減でございます。

次に、不納欠損でございますが、不納欠損額は15万7,200円、不納欠損の理由といたしましては、時効によるものが14人、4万8,000円、財産のないことによるものが3人、9,200円、生活保護等生活困窮によるものが15人、5万7,600円、所在不明等によるものが10人、4万円、

法人の解散、破産によるものが1名、2,400円でございます。

次に、決算書の14ページをお願いいたします。

たばこ税につきましては1億8,883万6,795円でございます。売り上げ本数につきましては3,670万4,534本で、昨年度より12.6%の減でございます。

次に、都市計画税でございますが、現年度の調定額は2億4,604万4,500円、固定資産と同様、土地の下落により減額となっております。収入済額は2億4,414万3,526円、収納率につきましては99.23%で、前年度対比0.1%の増でございます。滞納繰越分は、調定額785万9,722円、収入済額は223万6,290円、収納率につきましては28.45%、前年度対比4.48%の減でございます。不納欠損額は18万6,833円でございます。不納欠損の理由につきましては、固定資産税と同様でございます。

簡単でございますが、以上、1款町税の収入状況でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、2款から10款までと20款の町債の歳入につきまして御説明を申し上げます。決算書の14ページ、そのままお開きいただきたいと思います。

まず、2款の地方譲与税でございますが、予算現額8,950万1,000円に対しまして、収入済額は9,082万5,000円でございます。

1項の地方揮発油譲与税でございますが、平成21年度の税制改正により目的税から普通税に改められまして、名称も地方道路譲与税から地方揮発油譲与税とされまして一般財源化されたものでございます。収入済額は2,719万6,000円でございます。

次に、2項の自動車重量譲与税でございますが、これは自動車重量税といたしまして徴収されたものを、県を通じて譲与されるものでございまして、これも地方揮発油譲与税と同じように、平成21年度に税制改正によりまして一般財源化されております。なお、算定の基礎につきましては平成25年4月1日現在における市町村道の延長と面積でございます。収入済額は6,362万9,000円でございます。

次に、3項の地方道路譲与税でございますが、例年どおり、税制改正前に地方道路税として課税されたものが、滞納繰越分に係る収入を当初予算で1,000円予定をさせていただきました。これが、平成26年度には収入実績はないということで計上されておられません。

続きまして、決算書の16ページをごらんいただきたいと思います。

3款の利子割交付金でございますが、県民税の利子割収入額のうち、本来市町村分に属する額につきまして、都道府県から市町村に交付金として交付されるものでございます。収入済額は855万6,000円となっております。

次に、4款配当割交付金でございますが、この交付金は平成15年度の税制改正によって創設されたものでございますが、一定の上場株式等の配当等の所得に対して、県民税配当割として課税して徴収した一部が、市町村に配当割交付金として配分されるものでございます。収入済額は2,899万5,000円となっております。

次に、5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、これも平成15年度の税制改正によ

って創設されたものでございますが、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対して県民税、株式等譲渡所得割として課税して徴収した一部が、市町村に配当されるものでございます。収入済額は1,792万4,000円でございます。

次に、決算書の18ページをごらんください。

6款の地方消費税交付金でございますが、都道府県の地方消費税収入額のうち、市町村に配分される額をベースとして、直近の国勢調査人口と経済センサスによる従業者数をもとに算定した額が、各市町村に交付されるものでございます。収入済額は3億8,675万3,000円となっております。なお、この収入済額のうち6,162万8,000円につきましては、社会保障財源化分の地方消費税交付金として交付されたものでございますので、社会福祉、社会保険、保健衛生の分野の一般財源の一部として充当をしております。なお、詳細については資料に掲載をさせていただきますので、またごらんいただきたいと思います。

続きまして、7款の自動車取得税交付金でございますが、都道府県の自動車取得税収入のうち、徴税経費を差し引きまして市町村に配分される額をベースとして市町村道の延長と面積をもとに算定された額が市町村に交付されるものでございます。収入済額は1,428万円となっております。

続きまして、8款の地方特例交付金でございますが、これは長期にわたる景気低迷対策の一環として打ち出されました恒久的な減税で生ずる地方減収分額の一部を補填するために、平成11年度から創設された交付金でございます。平成26年度におきましては、個人住民税における住宅借入金と特別税額控除の実施に伴う減収補填特例交付金でございます。収入済額は2,261万6,000円となっております。

また、18ページから20ページにかけての9款地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、平成26年度におきましても基準財政需要額が基準財政収入額を上回りましたことから交付を受けておりまして、収入済額は1億9,972万1,000円となっております。また、普通交付税に算入されない特殊な事情を勘案して交付される特別交付税でございますが、1億1,205万2,000円の収入済額となっております。合計の地方交付税の収入額につきましては、3億1,177万3,000円でございます。

次に、10款の交通安全対策特別交付金でございますが、これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金に係る収入見込額から事務処理費相当額を控除した額が、都道府県及び市町村に交付されるものでございまして、交付額は交通事故発生件数や人口の集中度などを考慮して算定されるものでございます。この交付金は一般財源として取り扱うものでございますが、用途につきましては交通安全施設の設置及び管理に要する費用に限定されているものでございます。収入済額は531万6,000円となっております。

次に、52ページをごらんいただきたいと思います。

20款の町債でございますが、52ページの一番下のところになりますが、町債の収入済額につきましては6億3,120万1,000円でございます。

54ページ以降をごらんいただきたいと思います。まず、54ページの1目農林水産業債でございますが、水産基盤整備事業及び小規模局部改良事業に充てるために当初予算で1,470万円を計上いたしました。補正予算（第5号）で320万円減額をいたしましたので、予算現額と同額の金額を収入いたしております。収入済額に計上されております水産基盤整備事業130万円につきましては、平成25年度から平成26年度に繰り越すことをお認めいただいた額と同額の130

万を収入しております。

次に、2目の土木債でございますが、全体の収入済額は5,500万円でございます。内訳でございますが、まず道路橋梁債につきましては、都市防災総合推進事業西の坪大浜1号線整備事業に充てるため、当初予算に360万円計上いたしまして、予算現額と同額を収入いたしております。

次に、横山森下線整備事業に充てるため、当初予算に1,180万円計上しておりましたが、補正予算（第5号）で90万円を減額いたしましたので、予算現額と同額の1,090万円を収入いたしております。

次に、青柳田中線整備事業に充てるため、当初予算に420万円計上しておりますが、これも予算現額と同額を収入しております。

続きまして、河川債でございますが、当初予算では西川原間屋2号線水道改良事業に充てるため、560万円の起債を予定しておりましたが、補正予算（第5号）でこの起債を取りやめる補正予算をお認めいただいたところでございます。

続きまして、都市計画債でございますが、全体の収入済額は3,630万円となっております。内訳といたしまして、まず都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業でございますが、当初予算に7,380万円計上しておりましたが、補正予算（第5号）で4,730万円を減額いたしましたので、予算現額は2,650万円となっております。実際に収入いたしました金額は2,220万円でございます。収入済額に計上されております榛南幹線整備事業1,410万円につきましては、平成25年度から26年度に繰り越すことをお認めいただいた額と同額の1,410万円を収入しております。

なお、平成26年度予算計上分のうち、予算現額と収入済額との差額の9,010万円は平成27年度に繰り越しさせていただいております。

次に、3目の消防債でございますが、消防救急デジタル無線整備事業に充てるため、当初予算では2,190万円を計上いたしましたが、補正予算（第2号）で290万円を増額させていただきました。実際に収入いたしました額も予算現額と同額でございます。

次に、4目教育債でございますが、公民館改修事業に充てるため、当初予算で2億970万円を計上いたしましたが、地域の元気臨時交付金を充当できるようになりましたことから、補正予算（第5号）で1億1,540万円を減額いたしまして、予算現額を9,430万円とさせていただきました。実際に収入した額につきましては9,120万円となっております。

次に、5目の臨時財政対策債でございますが、当初予算で3億3,300万円を計上いたしましたが、補正予算（第2号）で1億1,440万1,000円を増額いたしまして、予算現額を4億4,740万1,000円といたしました。実際に収入した額も予算現額と同額でございます。

以上が2款から10款までと20款までの歳入についての御説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 歳入の説明が終わりました。

これから、歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

決算書の58ページ、59ページの歳出事項別明細書をごらんをいただきたいと思います。また、参考資料No. 5の主要な施策と成果に関する説明書により説明させていただきますので、1ページ、2ページをあわせてごらんをいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、2の事業、議会運営費でございます。支出済額6,797万7,767円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は、議員報酬、議員期末手当、議員共済費となっております。

事業内容につきましては、定例会、臨時会及び各委員会など、議会の運営でございます。本年度も、全体的に昨年度と比べまして支出が大幅な減額となっておりますが、主な要因といたしまして、年度途中で2人の議員が辞職をしておりますので議員報酬が減額となったことによるものでございます。

次に、歳出事項別明細書の59ページから61ページ、主要な施策と成果に関する説明書の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

3の事業、議会調査活動費でございます。支出済額は331万1,530円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は費用弁償、追録代、印刷製本費、協議会などへの負担金となっております。事業内容は事務事業の調査研究で、調査、委員会視察、議会広報紙の発行を行っております。

事業を進める中で、26年度につきましては、議会広報紙として発行しております議会だよりにつきましては、第76号から紙面をオールカラーとして、より見やすくわかりやすくなっております。

以上が議会費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので御了承ください。

それでは、決算書の63ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと思えます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の5ページをごらんください。

決算額は3,954万5,049円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の2万7,000円、諸収入2万7,760円でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに他の部局に属さない事務を全庁的に執行するもので、顧問弁護士の相談料や町長交際費、図書の追録代、郵便料、事務機器借上料等の経常的経費が主なものでございます。

次に、決算書の65ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。説明書、概要につきましては、説明書の6ページをごらんください。

決算額は64万4,885円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。町の各分野におけます業績顕著な方、また行政に貢献してくれた方を表彰することにより、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。主な支出としましては、6人の表彰受賞者及び19人の感謝状受賞者に対する記念品代でございます。

次に、決算書の67ページ、4の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、総務管理費で

ございます。概要につきましては、説明書の7ページをごらんください。

決算額は3,232万円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は一般管理費としての人件費が主なものでございます。

次に、決算書の67ページの5の事業、日曜開庁事業費でございます。概要につきましては、説明書の8ページをごらんください。

決算額は364万4,116円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、平成15年10月から日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めているもので、日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金を支出しているものでございます。

次に、決算書の67ページ、2款1項2目文書広報費、2の事業の広報事業費をごらんいただきたいと存じます。概要につきましては、説明書の10ページをごらんください。

決算額は716万3,055円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田における放送番組製作委託料が主なものでございます。

次に、決算書の71ページの2款1項5目財産管理費、2の事業の庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。概要につきましては、説明書の13ページ、14ページをごらんください。

決算額は6,856万7,608円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設の空間を確保するため、維持管理を行っているものでございます。主な支出でございますが、庁舎の防水修繕や空調機の修繕のほか、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など、庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成26年度に特筆すべき事項といたしまして、町民サービスの向上を図るために、役場1階に授乳室を設置する工事を実施するとともに、税務課内に電話録音機能登録工事を実施いたしまして、109万1,340円を支出しているものでございます。

次に、決算書の73ページの3の事業、公有財産管理費でございます。概要につきましては、説明書の15ページをごらんください。

決算額は2,501万9,435円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、普通財産などの町有地の草刈りなどの管理業務費や、わかば保育園やあやめ保育園等の公共施設の土地借上料など、経常的経費を支出しているものでございます。

次に、決算書の75ページの4の事業、公用車管理費でございます。概要につきましては、説明書の16ページ、17ページをごらんください。

決算額は819万3,381円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課の管理車両であります9台分の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料を支出しているものでございます。

なお、平成26年度に特筆すべき事項といたしまして、町長公用車を新たに購入しましたことから、564万8,400円を支出しております。

また、株式会社小糸製作所から100周年記念事業といたしまして、公用車1台を寄贈していただきましたことから、登録手数料や損害保険料を新たに支出しておるものでございます。

次に、決算書の75ページの5の事業、契約管理費でございます。概要につきましては、説明書の18ページをごらんください。

決算額は106万5,678円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。町が行う契約管理の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で、資料として聴取する見積もりや図面等の作成費用が主なものとなっております。

次に、決算書の83ページの2款1項7目自治振興費、2の事業の自治振興費をごらんください。概要につきましては、説明書の37ページをごらんください。

決算額は1,646万6,376円でございます。財源内訳としましては全て一般財源でございます。自治振興費でございますが、自発的、積極的にコミュニティー活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティー活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金を支出しているものでございます。

次に、決算書の83ページの3の事業、自治会運営費でございます。概要につきましては、説明書の38ページをごらんください。

決算額は395万8,000円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。自治会運営費でございますが、自発的、積極的にコミュニティー活動を行っていただき、自治意識の高揚と地域の特性が生かされた自治会活動に資するため、各自治会に基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を、運営補助金として各自治会に交付しているものでございます。

次に、決算書の83ページの4の事業、地域施設管理費でございます。概要につきましては、説明書の39ページをごらんください。

決算額は265万円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。地域施設管理費でございますが、自発的、積極的にコミュニティー活動を行っていただき、自治意識の高揚を図ることを目的に、各自治会が所有しますコミュニティー施設や町が管理委託している地域コミュニティー施設などのコミュニティー活動の拠点施設に対しまして、管理運営に係る補助金を交付しているものでございます。

次に、決算書の83ページの5の事業、町内会運営費でございます。概要につきましては、説明書の40ページをごらんください。

決算額は380万円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。町内会運営費につきましては、各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付することによりまして、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、決算書の83ページの6の事業、町内会活動費でございます。概要につきましては、説明書の41ページ、42ページをごらんください。

決算額は789万7,000円でございます。財源内訳は一般財源のほか、利子及び配当金収入の2,499円でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の5つの分野につきまして、コミュニティー活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付することにより、自発的、積極的なコミュニティー活動の推進と自治意識の高揚を

図ろうとするものでございます。

次に、決算書の88ページ、89ページの2款1項10目人事管理費、2の事業の職員福利厚生費をごらんをいただきたいと存じます。概要につきましては、説明書の51ページをごらんください。

決算額は321万8,172円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断を実施しているもので、血液、血圧、尿、心電図、聴力検査、胃部エックス線、胸部レントゲン検査などの委託料が主な支出でございます。また、職員の心身のケアを図るため、産業医による健康相談を実施し、働きやすい職場環境を整えるため、産業医の委託料も含むものでございます。

次に、決算書の91ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。概要につきましては、説明書の52ページをごらんください。

決算額は5,080万2,403円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。この臨時職員対策事業費は多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員に係る必要な雇用保険、社会保険料、健康診断委託料、公務災害負担金などの人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、決算書の91ページの4の事業、職員研修事業費でございます。概要につきましては、説明書の53ページ、54ページをごらんをいただきたいと存じます。

決算額は334万2,692円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。職員研修事業費は地方分権の受け皿となり、自立した職員を育成することを目的に、職員が自発的に参加する派遣研修などに必要な旅費や研修負担金を初め、町独自で実施する階層別研修などの講師料を確保し、職員が研修を受けやすい環境づくりの一環としての経常的な経費が主なものでございます。

なお、平成26年度に特筆すべき事項といたしましては、効率的でかつ効果的な職場環境づくりに寄与するため、課長級、課長補佐級の管理職を対象とした階層別研修として、マネジメント研修を実施するとともに、今後導入されますマイナンバー制度に関する理解及び適正な個人情報保護体制を構築に資するため、管理職及び実務担当者を対象にマイナンバー制度の研修会を実施いたしました。

次に、決算書の91ページの5の事業、人事管理費でございます。概要につきましては、説明書の55ページをごらんください。

決算額は1,024万9,509円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。人事管理費は必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用にかかる経費を初め、適正な人事管理を行うための給与、人事システム委託料、県からの技術派遣職員の人件費に係る負担金などの経費が主なものでございます。

次に、決算書の92ページ、93ページの2款1項11目事務改善対策費の3の事業、情報公開制度推進費をごらんをいただきたいと思っております。概要につきましては、説明書の58ページ、59ページをごらんください。

決算額は365万4,512円でございます。財源内訳としましては全て一般財源でございます。情報公開制度推進費は町政の透明性の向上及び公平性を確保するとともに、町が保有する個人情報適正に保護され、適正な事務を執行することを目的に、吉田町情報公開条例及び吉田町



個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などの経費が主なものでございます。

なお、平成26年度に特筆すべき事項といたしましては、情報公開制度及び個人情報保護制度におきまして、それぞれ不服申し立てが1件ずつあり、第三者機関であります審議会を開催し、それぞれ審査され、町民の救済制度が適切に運用されております。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。こちらにつきましては、決算書の319ページの節別支出額明細書をごらんをいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業であります職員人件費につきましては、この節別支出額明細書で御説明申し上げます。

この節別支出額明細書では、1款議会費から10款教育費までの各項に対する節ごとの支出金額が掲載されております。このうち、職員人件費に当たる節は2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費となります。

それでは、節別支出明細書の339ページをごらんをいただきたいと存じます。こちらに合計が出ております。

まず、2節の給料ですが、町長、副町長、教育長及び一般職の職員の計207人分の給料といたしまして、7億408万6,203円を支出しております。

次に、3節の職員手当等でございますが、期末勤勉手当や時間外手当、通勤手当、扶養手当などの手当として、5億2,812万6,033円を支出しておりますが、この職員手当の中には議会議員の期末手当、臨時福祉給付金事業の臨時職員の時間外手当なども含まれております。

なお、参考としてですが、1の事業としての207人分の職員手当の金額につきましては、5億1,250万5,876円となるものでございます。

次に、4節共済費でございますが、2億7,591万8,098円を支出しておりますが、この共済費の合計の中には職員共済費のほか、議会議員共済費、臨時職員の社会保険料等も含まれております。

なお、参考としてでございますが、1の事業としての207人分の職員共済費の金額につきましては、2億2,052万5,460円となるものでございます。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係ります1の事業であります職員人件費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課関係の事業につきまして、決算書及び資料の主要な施策と成果に関する説明書によりまして御説明を申し上げます。

まず、決算書の67ページをごらんいただきたいと思っております。あわせて、主要な施策と成果に関する説明書の9ページ、ごらんいただきたいと思っております。

初めに、2款1項1目の6の事業でございますが、行財政構造改革推進事業費をごらんいただきたいと思っております。決算額については5万2,031円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。支出は旅費と需用費の事務費のみでございます。この事業は行財政構造改革推進本部会議を主催しながら、行財政改革や吉田町まちづくりステップアップ行政評価にかかわる事務を推進するためのものでございまして、全庁的に対応すべき新たな

行政課題にかかわる検討などにつきましても、この行財政構造改革推進本部会議の議題として行政運営を行っているところでございます。

続きまして、決算書の69ページ、3目の2の事業、財政管理費をごらんいただきたいと思っております。決算額につきましては185万6,195円でございます。概要につきましては、資料説明書の11ページでございますが、ごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます、支出は旅費、需用費、委託料、使用料及び負担金となっております。

この事業では予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計処理、その他財政健全化への取り組みなどについての事務を行っております。また、財政運営状況に関する情報の開示につきましてもこの財政管理事業の中で行っておりますが、平成26年度の情報開示状況につきましては、説明書に記載させていただいております。

次に、決算書の77ページの2款1項6目の2の事業、企画調査費をごらんいただきたいと思っております。決算額については32万9,495円でございます。概要につきましては、資料の説明書の19ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業は、企画調査事務全般につきまして他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。平成26年度におきましては、総合計画の策定とまち・ひと・しごと総合戦略にかかわる予算も含んでおります。執行率が低くなっておりますが、その要因といたしましては、次期総合計画の策定をまち・ひと・しごと総合戦略と連携する中で進める必要が生じたことから、開発審議会の開催時期につきまして、新たな審議会の位置づけを構築した後に開催するというにいたしましたことから、1節の報酬に予算措置した委員報酬の執行がなかったことが大きなものでございます。

なお、平成25年度までは内陸フロンティアに関する予算もこの事業に含まれておりましたが、平成26年度は2款1項6目の14事業として内陸フロンティア推進事業費を措置いたしましたことから、個別の事業として決算をさせていただいております。

次に、3事業、国際交流推進費をごらんいただきたいと思っております。決算額は100万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の20ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業は、国際交流協会に対する補助が主たる事業でございますが、平成26年度の国際交流協会が主催するホームステイ事業につきましては、オーストラリアのケアンズの子供たちを当町に受け入れを行う事業だけとなりましたことから、派遣事業がなかったということで、補助金の交付額が予定よりも少なくなっております。結果として、執行率が低くなっておりますが、そうした理由によるものでございます。

なお、そのほかの事業につきましては、予定どおり実施されております。

続きまして、決算書の79ページの4事業、地域交流費をごらんいただきたいと思っております。決算額は483万195円でございます。概要につきましては、説明書の21ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては一般財源のほか、サマージャンボ宝くじを財源とする静岡県市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金183万195円を充当しております。

この助成金につきましては、平成25年度までは交流定住促進事業助成金として交付されていたものでございますが、静岡県市町村振興協会が助成金の再編を行った結果、交流定住促進事業に海外セールス事業などを加えた事業を一つの助成事業といたしましたことから、名称が

変更されたものでございます。

この助成金を受けて実施いたしました事業は、八女市との交流事業と町のPRキャラクター作成でございまして、両事業とも平成26年度には大きな成果を残すことができたと思っております。

また、19節の地域活性化大規模イベント事業補助金である吉田カムカム補助金につきましては、4つのイベントに対して総額300万円を支出いたしております。

次に、5事業、男女共同参画推進費をごらんいただきたいと思っております。決算額は20万4,218円でございます。概要につきましては、説明書の22ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

支出額の多くは、女性団体連絡協議会による女性フェスティバル開催経費でございますが、平成26年度の女性フェスティバルでは、女性の社会参加をテーマに立川市大山自治会の佐藤良子会長による魅力ある住民に必要とされる自治会づくりの講演も行われ、自治会活動を通しての男女共同参画のあり方について考える機会を提供していただいております。

なお、執行率が5割弱となりましたが、その要因でございますが、8節報償費の講師謝礼金が予定額よりもかなり安価な額にとどまったということが原因でございます。

次に、6事業の国土利用計画事業費をごらんいただきたいと思っております。決算額は25万9,600円でございます。概要につきましては、説明書の24ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。現行の第2次吉田町国土利用計画が平成27年度をもって計画期間を満了いたしますことから、次期計画策定を目指して平成26年度には基礎資料の収集等のための調査業務委託を実施しております。

続きまして、7事業、生活交通確保対策事業、生活交通確保対策費をごらんいただきたいと思っております。決算額は16万5,620円でございます。概要につきましては、説明書の25ページをごらんいただきたいと思っておりますが、財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業はバス路線の確保を目指すためのものでございまして、島田静波線と藤枝相良線が国庫補助対象路線となる要件を満たさない程度までに業績が悪化した場合に、国庫補助要件を満たすようにする額の補助金を関係市町と協調して交付することが主要なものとなりますが、平成26年度にはそのような事態には至らなかったということで、業績悪化にかかわる補助金は支出しておりません。

ただし、平成26年度にバス事業者がバス路線利用者の利便性向上のために町内のバス停留所に夜間照明を設置する事業を実施していただきましたので、その事業費の2分の1に相当する額を補助金として交付をしております。

次に、8事業、住民参画推進事業費をごらんいただきたいと思っております。決算額は2,500円でございます。概要につきましては、説明書の26ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございまして、支出は旅費のみというふうになっております。

続きまして、決算書の81ページの9事業、ユニバーサルデザイン推進費をごらんいただきたいと思っております。決算額は1,500円でございます。概要につきましては、説明書の27ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳としては全て一般財源でございまして、支出は旅費のみでございます。

次の10事業、コミュニティー施設整備事業費をごらんいただきたいと思っておりますが、決算額

は1億7,977万1,471円でございます。概要につきましては、説明書の28ページと29ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、県支出金の空港隣接地域振興事業費補助金856万6,000円と、静岡空港共同利用施設整備事業費補助金4,789万5,000円と、コミュニティ施設整備事業費補助金400万円のほか、地域の元気臨時交付金基金繰入金9,584万6,726円、さらに一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金250万円がございます。

この事業につきましては、平成26年度末をもって完了になりました町立神戸コミュニティ広場整備事業が主たる事業内容となっております。そのほかに2件の補助事業もございます。県の静岡空港関連の補助事業となります町立神戸コミュニティ広場整備事業では、管理棟建設と管理棟周りの外構工事などの工事費として9,859万6,440円、それから土地取得事業特別会計からの用地の購入費として5,711万5,446円、建築工事監理委託料といたしまして469万9,080円などが主な支出となっております。平成27年3月29日に実施いたしましたコミュニティ広場の全体の竣工式の経費も、この中で支出をさせていただいております。

また、補助事業といたしましては、北区第一町内会のコミュニティ用備品整備事業に対しまして250万円、住吉西浜町内会の公会堂建築事業に対しまして1,438万4,000円、それぞれ支出をさせていただいております。

次に、11事業、大井川流域 s m i l e ネット事業費をごらんいただきたいと思っております。決算額は884万1,541円でございます。概要につきましては、説明書の30ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、県支出金の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金783万7,141円と一般財源となっております。

平成26年度は、吉田中継局のFM島田吉田中継局の保守管理業務委託のほか、県の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金を活用したコミュニティFM放送従事者等育成事業を企画いたしまして、FM島田と連携して人材育成と就職支援を行う事業を展開するとともに、年間を通じて吉田 s m i l e ラジオ番組を放送しております。

次に、決算書の81ページから83ページにかけての12の事業、大井川流域交流費をごらんいただきたいと思っております。決算額は67万1,280円でございます。概要につきましては、説明書の31ページと32ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業は、大井川流域の市町が連携いたしまして、さまざまな交流を図るとともに流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る負担金の支出が主なものとなっております。

次に、決算書の83ページの13の事業、吉田町総合計画策定事業費をごらんいただきたいと思っております。決算額の計上はございません。概要につきましては、説明書の33ページをごらんいただきたいと思っております。

この事業につきましては、国の平成26年度補正予算で措置されました地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型に対応した事業といたしましたことから、地方人口ビジョンと地方総合戦略の策定に係る事務を合わせて実施することといたしましたことから、調査業務委託契約を943万3,800円で締結をいたしておりますけれども、平成27年度に予算を繰り越して執行することを議会でお認めいただき、事業を2カ年にまたいで実施をさせていただく

ということにいたしましたことから、平成26年度には支出がなく、決算額が計上されないというものになっております。

次に、4事業の内陸フロンティア推進事業費をごらんいただきたいと思います。決算額は4万6,420円でございます。概要につきましては、説明書の34ページと35ページをごらんいただきたいと思いますが、財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

県の構想とタイアップし、内閣府の総合特区の指定も受けて推進しております内陸のフロンティアを拓く取り組みでございますが、平成26年度では物資供給拠点確保事業区域と企業活動維持資源事業区域の双方とも、それぞれの事業区域の中で先行的に開発を目指す区域を選定し、その区域を県の内陸フロンティア推進区域に指定していただき、地権者や関係者などの皆様方の参画も得て推進協議会などを立ち上げております。国・県の支援のもとで着実に事業は進んでいる状況でございます。

次に、15事業、地域の賑わい創生事業費をごらんいただきたいと思います。この事業につきましても決算額の計上はございませんが、概要につきましては、説明書の36ページをごらんいただきたいと思います。

この事業につきましても、国の平成26年度補正予算で措置されました地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型に対応した事業でございます。シーガーデンシティ構想による賑わいづくりを具現化するための賑わい創出支援業務委託料として550万円を補正予算措置いたしまして、全額27年度に繰り越しておりますことから、平成26年度には支出がなく、決算額は計上されないという状況でございます。

続きまして、少し飛びますが、決算書の93ページの2款1項11目の2事業、情報化推進費をごらんいただきたいと思います。概要につきましては、説明書の56ページとなります。この事業の決算額は3,545万3,104円でございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金の社会保障税番号制度にかかわるシステム整備費の団体内統合利用番号連携サーバー分200万円と中間サーバー分98万1,000円の補助金と一般財源となっております。この事業では町の行政総合情報システムやLGWANの保守管理など、ウイルス対策なども含めて実施しております。

また、平成27年度からスタートする社会保障税番号制度に対応するための町のシステムの改修を行う経費とともに、国と連携するためのシステム構築に対しての負担金を支出しております。

次に、決算書の95ページの4事業、ホームページ運営事業費をごらんいただきたいと思います。決算額は57万7,020円でございます。概要につきましては、説明書の60ページをごらんいただきたいと思いますが、財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。事業といたしましては、町のホームページの管理運営でございますが、平成26年度には子育て関連情報などのコンテンツを追加しております。

次に、同じく決算書の95ページでございますが、12目の2の事業、空港活用推進費をごらんいただきたいと思います。決算額は85万2,160円でございます。概要につきましては、説明書の61ページをごらんいただきたいと思いますが、財源内訳といたしましては、総務費雑入となる県市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金7万5,060円と一般財源となっております。

空港対策と空港利活用の両面について、空港周辺市町や他の関係団体などと連携しながら対応しておりますが、吉田町空港対策協議会とも連携して諸活動を展開してまいっております。

特に、平成26年度には静岡空港運用時間延長にかかわる協定の見直しや、神戸コミュニティー広場の整備完了の時期に当たりましたことから、吉田町空港対策協議会とは、より一層連携を密にして課題解決を図ってまいりました。

以上が当課にかかわります2款1項の事業でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願ひします。

会計管理者兼会計課長、増田惣一君。

○会計管理者兼会計課長（増田惣一君） 会計課でございます。

会計課からは、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明をいたします。

決算書の69ページ、2の事業、出納管理事務費をごらんください。決算額は565万8,657円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の12ページをごらんください。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。

この事業は、公金の収納及び支払い事務を円滑、適正に執行するための事務費でございます。平成26年度におきましては、建築士さんの個人事業主に対する委託料や手数料に課税する所得税及び復興特別所得税への源泉漏れに23件の該当がありましたので、これに対する公課費の支出356万7,093円の支出がございました。なお、該当する対象者の7人の方でございますが、後日、源泉徴収分を納入していただいております。このほかは、指定金融機関派出手数料等の経常経費が主なものでございます。

会計課からは以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（大塚邦子君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願ひします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税費につきまして御説明申し上げます。

決算書の97ページ、1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんいただきたいと思いますと思います。決算額は2,401万6,077円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の62ページをごらんいただきたいと思います。財源は全て一般財源でございます。この事業は税務事務の効率化を図るための事務費でございます。歳出の主なものは、臨時職員賃金、公用車2台の管理費、各種協議会等への負担金及び過年度分の還付金等でございます。

続きまして、決算書の99ページ、2の事業、賦課徴収費をごらんいただきたいと思います。決算額は4,426万5,574円でございます。概要につきましては、説明書の63ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金353万3,000円、県支出金1,910万2,000円、その他といたしまして使用料及び手数料89万3,676円、総務費雑入35万1,406円でございます。この事業は課税を適正に行うこと及び収納率の向上を図ることを目的としたものでございます。主な歳出でございますが、徴収指導員の顧問料、固定資産税評価業務のための委託料、滞納整理機構の負担金等でございます。

平成26年度におきましては、社会保障税番号制度にかかわるシステムの改修業務委託を行っております。

以上が当課にかかわります歳出でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の101ページ、2事業、戸籍住民基本台帳事務費をごらんください。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の69ページから72ページをごらんください。決算額は3,422万6,504円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金602万9,000円、県支出金117万9,000円でございます。戸籍法や住民基本台帳法等に基づき、各種届け出書の受理及び各種証明書の交付事務などを行っております。主な支出は、外国人通訳ほかの臨時職員賃金や各種システムに係る電算処理委託料、事務機借上料などがございます。

平成25年10月15日から住民の利便性の向上のため、総合証明自動交付機を導入いたしました。主要な施策と成果に関する説明書の72ページに利用状況がございますが、交付件数では、印鑑登録証明書は3割以上、全体でも約2割の件数で利用していただいております。

また、平成26年度から行政の事務における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に向け準備を進めておりますが、当課では個人番号の付番等に対応できるよう、既存住基システムの改修等を実施いたしております。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

2款総務費の4項選挙費と、13款諸支出金、1項の普通財産取得費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の102ページ、103ページの2款4項1目選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の73ページをごらんください。決算額は51万2,350円でございます。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金の828円でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催に係る経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、決算書の104ページ、105ページ、2款4項2目明るい選挙推進費、2の事業の明るい選挙推進費をごらんください。概要につきましては、説明書の74ページをごらんください。決算額は2万7,768円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。選挙に対する意識の向上を図るとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールの参加者への参加賞、賞品代が主な経費でございます。

なお、平成26年度に特筆すべき事項といたしましては、例年、成人式の日には新成人に対しまして選挙啓発物資の配布を行っておりますが、平成26年度では静岡県中部明るい選挙推進協議会から啓発物品の配布があったこと、及び平成27年4月に統一地方選挙を控え、若年層の投票率の向上を図るため、新成人への選挙啓発のあり方を検討し、成人式におきまして模擬投票

を実施するなど新たな取り組みを実施をいたしました。

次に、決算書の105ページの2款4項3目静岡県議会議員選挙費、2の事業、静岡県議会議員選挙費をごらんください。概要につきましては、説明書の75ページをごらんください。決算額は106万787円でございます。財源内訳といたしましては全て県支出金でございます。平成27年4月12日執行の静岡県議会議員選挙でございます。平成26年度と平成27年度の2カ年で事業が執行されるものでございます。主な支出につきましては、選挙事務準備といたしまして、入場券等の郵送料49万1,181円、選挙人名簿電算処理委託料として30万9,096円でございます。

次に、決算書の107ページの2款4項4目農業委員会委員選挙費、2の事業、農業委員会委員選挙費をごらんください。概要につきましては、説明書の76ページをごらんください。決算額は11万5,640円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。平成26年7月6日執行の農業委員会委員の選挙費でございます。主な支出につきましては、無投票となっておりますことから、選挙長、選管管理委員会委員の報酬で8万2,900円、当選証書等の消耗品などで需用費として3万2,740円を支出しているものでございます。

次に、109ページの2款4項5目、衆議院議員選挙費、2の事業、衆議院議員選挙費をごらんください。概要につきましては、説明書の77ページをごらんください。決算額は776万7,301円でございます。内訳といたしましては全て県支出金でございます。平成26年12月14日執行の衆議院議員選挙費でございます。主な支出といたしましては、選挙事務従事者手当費が431万8,938円、ポスター掲示場看板などの需用費が96万7,674円でございます。

続きまして、308ページ、309ページの13款1項1目普通財産管理費、2の事業、普通財産取得費をごらんください。概要につきましては、こちらの主要施策につきましては、本年度決算額がゼロということになりますので、当事業の掲載のものはございません。平成26年度におきましては、土地取得事業会計からの土地の買い戻し実績がございませんでしたので、決算額はゼロということになっております。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、総務グループ参事兼企画課長、お願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からでございますが、2款の5項統計調査費、それと12款の公債費、それから13款の諸支出金、それから14款の予備費と御説明をさせていただきます。

まず、初めに決算書の111ページになります。2款5項1目になります。その2事業、統計一般事務費をごらんいただきたいと思います。決算額は18万8,280円となっております。概要につきましては、説明書の78ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、県支出金の県単独統計調査委託料3万1,000円と、統計調査員確保対策委託料1万1,000円の特定期間財源のほかは一般財源となっております。この事業でございますが、町の統計調査員の確保を行うとともに統計要覧を500部作成をするというような事務が主なものでございます。

続きまして、2目、2事業、諸統計調査費となります。決算額は339万5,310円でございます。概要につきましては、説明書の79ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳につきましては全額県支出金となる各種の統計調査委託料を充てております。平成26年度には



経済センサス全国消費実態調査、工業統計調査、農林業センサスを実施いたしましたほか、本年度10月1日を基準日として行われる国勢調査の準備事務を行っておりまして、それぞれ支出をしております。

続きまして、ページが大分飛びますが、決算書の307ページから309ページにかけての12款公債費を説明させていただきます。

決算書の307ページの1項1目の2事業の公債費元金をごらんいただきたいと思いますが、決算額につきましては7億5,076万3,145円となっております。概要につきましては、説明書の330ページと331ページに掲載をしておりますのでごらんいただきたいと思いますが、財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。借入先ごとの償還額及び地方債現在高の推移につきましては、説明書の331ページのとおりとなっております。また、それぞれの推移において、通常分と津波防災対策分にそれぞれ分類して集計させていただくとともに、実質公債費比率の推移につきましても資料に掲載をさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思いますが、

次に、決算書の309ページの2目、2事業、公債費の利子でございますが、ごらんいただきたいと思いますが、決算額につきましては1億3,696万4,643円でございます。概要につきましては、説明書の332ページと333ページをごらんいただきたいと思いますが、財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。説明書の333ページに借入先別の償還利子額の一覧表がございまして、元金に係る通常分と津波防災分の分類に応じた償還利子額を分類しておりますので、ごらんいただきたいと思いますが、

次に、3目、2事業の公債諸費でございますが、この事業につきましては公債費を措置するために特別な支出は行っておりませんので、執行はございませんでした。したがって、説明書につきましても作成はいたしていないということでございますので御了解いただきたいと思いますが、

続きまして、13款諸支出金でございますが、決算書の311ページにございます。2項1目の2事業、財政調整基金費をごらんいただきたいと思いますが、決算額につきましては10億3,402万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の334ページにございますが、財政調整基金の基金利子収入23万4,567円と一般財源10億3,379万1,433円を充てて積み立てを行いました。

次に、3事業の減債基金費でございますが、決算額につきましては7,667円でございます。概要につきましては、説明書の335ページのとおりでございますが、基金利子収入の7,667円を積み立てたものでございます。

次に、4事業の環境保全基金費でございますが、決算額は1,485円でございます。概要につきましては、説明書の336ページに載せてございますが、基金利子収入の1,485円をそのまま積み立てたものでございます。

次の5事業の小・中学校建設基金費でございますが、決算額は4万7,373円でございます。概要につきましては、説明書の337ページにございますが、基金利子収入の4万7,373円をそのまま積み立てたものでございます。

次に、6事業の教育振興基金費でございますが、決算額は51万8,508円でございます。概要につきましては、説明書の338ページにございますが、基金利子収入の1万5,508円のほか、高等学校等奨学金の返還金50万3,000円を積み立てたものでございます。

次に、7事業の地域の元気臨時交付金基金費をごらんいただきたいと思いますが、決算額は9万9,811円でございます。概要につきまして、説明書の339ページでございますが、基金利子収入の9万9,811円を積み立てたものでございます。この基金は平成26年度末をもって廃止されるものでありますことから、平成26年度には元金とともにこの利子収入分の積立金も取り崩しを行いまして、基金残高をゼロとしております。したがいまして、国庫返納分は生じないというような方法で清算をさせていただきました。

次に、決算書の313ページの8事業でございますが、緊急地震津波対策事業基金費をごらんいただきたいと思いますが、決算額は2万3,056円でございます。概要につきましては、説明書の340ページでございますが、基金利子収入の2万3,056円をそのまま積み立てたものでございます。この基金につきましては、平成27年度末をもって廃止されるという予定の基金でございます。

次に、決算書の312ページから313ページにかけましての14款予備費でございますが、予備費につきましては、当初予算で2,000万円の措置をさせていただきました。そのうち732万6,000円を充用させていただきましたが、その結果といたしまして予算現額につきましては1,267万4,000円となっております、そのまま不用額として翌年度へ繰り越させていただきます。

なお、充当先でございますが、説明書の341ページに記載してございますので、そうしたところに充用させていただいたということでございます。

以上で企画課関係の説明となりますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、仲田京司君。

○議会事務局長（仲田京司君） 議会事務局でございます。

戻りまして、決算書の112ページ、113ページの歳出事項別明細書をごらんをいただきたいと思っております。また、主要な施策と成果に関する説明書の80ページ、81ページをあわせてごらんをいただきたいと思っております。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、2の事業、監査委員費でございます。支出済額は105万5,675円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は監査委員報酬となっております。

本年度の特徴といたしましては、現行の吉田町監査基準を見直しまして、新たに吉田町監査委員会監査基準を設けまして、より公正で能率的な監査が進められるようになっております。

以上、監査委員費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩いたします。再開は、10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、3款民生費の説明を求めます。説明は自席でお願いします。

初めに、社会福祉課長、お願いします。

社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課でございます。

3款1項社会福祉総務費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の115ページ、2事業、福祉総務費をごらんください。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の82ページをごらんください。決算額は33万5,232円でございます。財源内訳としましては全てが一般財源でございます。社会福祉業務に係る消耗品や自動車修繕等の経常的な経費が主なものでございます。

次に、同じく決算書の115ページ、3事業の民生児童委員活動費をごらんください。概要につきましては、説明書の83ページをごらんください。決算額は628万7,600円です。民生児童委員50人と主任児童委員3人、計53人の活動費に係る負担金が主なものです。財源内訳としましては県支出金と一般財源です。

次に、117ページ、4事業の戦没者追悼事業費をごらんください。概要につきましては、説明書の84ページをごらんください。決算額は58万5,200円です。これは戦没者の御霊を弔う事業で、昨年10月5日に開催をいたしました戦没者追悼式に係る記念品と祭壇設営に係る委託料が主なものです。財源内訳は全てが一般財源です。

同じく117ページの5事業、社会福祉協議会補助金は、決算額2,727万4,000円です。概要につきましては、説明書の85ページをごらんください。事業は地域福祉の核となる社会福祉協議会の組織と活動の充実を図るためのもので、事務局人件費のほか相談事業、民生児童委員活動費、福祉団体に対する助成事業等となっております。財源内訳は全てが一般財源です。

同じく決算書の117ページ、7事業の臨時福祉給付金給付事業費は、決算額4,633万9,185円です。概要につきましては、説明書の87ページをごらんください。これは消費税率の改定に伴い、低所得者の生活必需品等の購入費用を軽減するため、昨年国が実施したもので、前年にはなかった事業です。財源内訳は全額国庫補助金です。対象者1人につき1万円、加算対象者にはさらに5,000円を上乗せして支給をいたしました。支給をされた方3,460人、そのうち5,000円が加算された方が1,866人いらっしゃいました。

次に、決算書の127ページをごらんください。5目、2事業の心身障害者福祉費は、決算額188万4,300円です。概要につきましては、説明書の103ページをごらんください。2事業は、身体、知的、精神の3障害者の相談員への報償金と心身障害者扶養共済に係る補助金が主なものです。財源内訳としましては県支出金、諸収入、一般財源です。

次に、決算書の129ページをごらんください。3事業の心身障害者更生援護費は、決算額4,783万3,359円です。概要につきましては、説明書の104ページをごらんください。これは障害をお持ちの方が地域で安心して暮らし続けられるよう日常生活や活動を支えるサービスの充実を目指したもので、身体障害者、知的障害者のうち重度障害者に対する医療費、移送費、日常消耗品の給付等が主なものであります。財源内訳としましては県支出金と一般財源です。

同じく決算書の129ページ、4事業の心身障害者施設等負担金は決算額1,907万7,940円です。概要につきましては、説明書の105ページをごらんください。これは障害児が将来自立のために必要な訓練や指導を受けるためのもので、島田市にある駿遠学園と牧之原市にあるつくしの家に対する負担金であります。財源内訳は全てが一般財源です。

次に、決算書の129ページ、5事業の心身障害者自立支援事業費は決算額3億5,243万6,986円です。概要につきましては、説明書の106、107ページをごらんください。事業は身体、知的障害者、知的障害児の自立と社会参加を促進するためのものです。生活介護給付や就労継続支援給付、デイサービス等給付などの扶助費に係るものが主なもので、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、一般財源です。

次に、決算書の131ページをごらんください。

6事業の障害者自立支援施設管理事業費は、決算額312万492円です。概要は説明書の108ページをごらんください。吉田町障害者自立支援施設あつまりーナの管理に係るものです。社会福祉法人牧ノ原やまばと学園の指定管理委託料が主なもので、財源内訳は全てが一般財源です。

決算書の131ページ、7事業をごらんください。地域生活支援事業費、決算額2,962万1,249円です。概要については、説明書の109ページをごらんください。これは障害者の生活を営むための事業となっております。訪問入浴サービス、相談支援や日常生活用具の給付等が主なものです。財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源です。

次に、決算書の133ページ、6目人権地域改善費のうち、2事業の人権地域改善費は決算額31万9,860円です。概要については、説明書の110ページをごらんください。事業は差別のない社会の実現を目指し、人権啓発活動を推進するためのもので、内容としましては人権啓発のためのリーフレット作成費用が主なものとなっております。財源内訳としましては国庫支出金と一般財源です。

次に、決算書の133ページ、3事業の神戸西会館運営費です。決算額は463万5,707円です。概要については、説明書の111ページをごらんください。これは差別のない社会の実現するための拠点として設置をしている神戸西会館の運営費で、経常経費のほか教養講座7教室の講師料などがございます。財源内訳としましては、使用料、県支出金、一般財源です。

次に、決算書の139ページをごらんください。

2項1目、2事業の児童福祉費は決算額586万688円です。概要については説明書の115ページをごらんください。事業は児童福祉業務に係る経常的な経費でございますが、26年度から配置をしました子育て相談員の賃金や、同じく26年度から実施をしました鉛筆教室等4教室の講師謝礼金、子ども子育て支援事業計画策定に係る委託料が主なものとなっております。財源内訳としましては全額一般財源です。

同じく2事業の児童福祉費繰越明許は513万円が決算額です。概要は説明書の116ページをごらんください。内容は子ども子育て新制度に係る電子システムの導入に係るものです。前年度中にシステムとして構築すべき内容が国から示され切れなかったために、年度内に作成、導入をすることができず、繰り越しをお認めいただいて、昨年導入を果たしたものです。財源内訳は全て県支出金です。

次に、3事業の児童虐待防止事業費は、決算額275万3,738円です。概要は説明書の117ページをごらんください。これは支援を必要とする方への取り組みを行い、子供の安全を確保することが目的で、児童虐待等、要保護児童の相談及び指導等に係る経費となっております。社会福祉課内に配置する家庭相談員の賃金が主なもので、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金と一般財源です。

次に、4事業のひとり親家庭対策事業費は決算額520万9,787円です。概要は説明書の118

ページをごらんください。20歳未満の児童を扶養しているひとり親に対し、保護者本人とその子に対する医療費の助成が主なものです。対象者は保護者、児童、合わせて355人いらっしゃいました。財源内訳としましては県支出金と一般財源です。

5事業の子供発達支援事業費は、1,176万691円が決算額です。概要は説明書の119ページ、120ページをごらんください。これは昨年4月に開所した吉田町立こども発達支援事業所に係る事業費です。発達障害をお持ちのお子さんに少人数での保育サービスを提供することにより対人関係やコミュニケーションの苦手さを改善しようとするものです。事業所運営のための経費となっております。臨時職員として雇用した3人の保育士に係る賃金が主なもので、このほか焼津市の社会福祉法人から心理士や児童相談員等専門職員を年間50回程度派遣していただく委託料も含まれております。

次に、6事業の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、決算額4,473万9,630円です。概要は説明書の121ページをごらんください。消費税率の改定に伴い、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国が昨年実施をしたもので、前年にはなかった事業です。子供1人当たり1万円の支給を行ったもので、支給された児童は4,192人いらっしゃいました。なお、財源は本来全額国庫支出金により賄われるものですが、1,000円単位であったため、事務費に係る1,000円に満たない端数金額630円につき一般財源の負担となったため、一般財源にも1,000円の数字が記載をされております。

次に、143ページをごらんください。

2目、2事業の児童手当費は、決算額5億8,095万4,002円です。概要は説明書の122ページをごらんください。子供の健やかな育ちを経済面から応援するために、中学校修了前までの幼児、児童・生徒の保護者に支給をするものです。財源内訳としましては国庫支出金、県支出金、一般財源です。

次に、145ページをごらんください。

3目、2事業の保育園管理費は、決算額1億513万5,197円です。概要は説明書の123ページをごらんください。臨時保育士等の賃金や任意の報酬等、保育園全体に係る経費です。財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源です。

次に、147ページをごらんください。

3事業のさくら保育園運営費は、決算額1,664万5,478円です。概要は説明書の124ページをごらんください。保育園の運営に係るもので、給食のための賄い材料費や保育材料費等が主なものとなっております。財源内訳としましては分担金、負担金、諸収入、一般財源です。

次に、149ページをごらんください。

4事業のすみれ保育園運営費は決算額1,972万2,288円です。概要は説明書の125ページをごらんください。同じく保育園の運営費となっております。ここでも同様に、給食のための賄い材料費や保育材料費が主なものです。財源内訳としましては分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。

次に、5事業のさくら保育園運営費は1,894万6,731円です。概要は説明書の126ページをごらんください。保育園の運営費です。これも給食のための賄い材料費や保育材料費が主なものです。財源内訳としましては分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。

次に、6事業のわかば保育園運営費は決算額2,011万9,396円です。概要は説明書の127ページをごらんください。これも保育園の運営費で、給食のための賄い材料費や保育材料費が主

な支出となっております。財源内訳としましては分担金及び負担金、諸収入、一般財源です。

次に、153ページをごらんください。

7事業のあやめ保育園管理費は1,522万3,680円です。概要は説明書の128ページをごらんください。あやめ保育園については平成23年度より休園としておりましたが、今後も再開する必要性の見込みがなく、施設の老朽化が進み、台風の折には屋根材が剥離して周囲に飛散するなどの影響が出ていたものから、これを解体したものです。財源内訳は全て一般財源です。

次に、4目、2事業の児童館運営費をごらんください。決算額は889万4,898円です。概要は説明書の129ページをごらんください。事業は児童館において各種事業をするための経費であり、児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかに育成するための事業となっております。財源内訳としましては諸収入と一般財源です。

次に、157ページをごらんください。

3事業の放課後児童健全育成事業費は、決算額3,416万2,444円です。概要は説明書の130ページをごらんください。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生を放課後児童クラブにお預かりして子供たちに適切な遊びと生活の場所を提供するもので、指導員の賃金を主としたクラブの運営費となっております。財源内訳としましては県支出金、諸収入、一般財源です。

次に、決算書の159ページをごらんください。

4事業の地域子育て支援拠点事業費は決算額374万4,182円です。概要は説明書の131ページをごらんください。子育て支援センターに係る運営費で、昨年より拠点を川尻のすみれ保育園に併設した施設に移転をいたしました。ここでは子育てに関する不安解消のために育児に係る保護者に気軽な交流の場を提供し、2人の指導員を常駐させて、保護者からの相談や援助を行っており、財源内訳としましては県支出金と一般財源となっております。

次に、154ページ、155ページをごらんください。

5事業の子ども会育成連合会助成事業費は決算額40万円です。概要は説明書の132ページをごらんください。地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への助成金です。財源内訳としましては諸収入と一般財源です。

次に、5目、2事業の児童厚生施設整備費は決算額35万1,806円です。概要は説明書の133ページをごらんください。これは町内にあります児童遊園の管理費で、遊具の点検や修繕に係る費用が主なもので、財源内訳としましては全てが一般財源です。

次に、161ページ、3項1目、2事業の生活保護費は、行旅人等への旅費支給を目的としたものですが、昨年度支出はありませんでした。説明書では134ページとなります。

また、4項1目、2事業の災害救助費についても支出はありませんでした。説明書では135ページとなります。

以上が社会福祉課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

3款民生費、1項社会福祉費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の119ページをごらんください。

2目、2事業、国民年金事務費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の88ページ、89ページをごらんください。決算額は118万9,971円でございます。財源内訳といたしましては全て国庫支出金でございます。町では国民年金の資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続の一部を行っております。主な支出といたしましては、電算処理委託料や複写機借上料などがございます。平成26年度は消費税率の改正にあわせて施行を予定しております年金生活者支援給付金に係るシステム改修を実施いたしております。

次に、決算書の121ページをごらんください。

3目、2事業の国民健康保険事業会計繰出金でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の90ページ、91ページをごらんください。決算額は1億1,825万6,614円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金823万4,000円、県支出金5,916万6,000円でございます。これは一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

まず、保険基盤安定繰出金は低所得者の保険税軽減分を補填する保険税軽減分と軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて保険税額の一定割合を補填し、中間所得者層を中心に保険税負担を緩和するための保険者支援金でございます。

職員給与等は、総務費の一般管理費、賦課徴収費、運営協議会費のうち、該当経費を繰り入れるものでございます。

次に、出産育児一時金は、支給額1件、42万円のうち、3分の2を繰り入れるものでございます。

次の財政安定化支援事業は、国民健康保険財政の健全化及び保険税の平準化に資するための繰り出しでございます。

次の保健事業につきましては、特定健康診査項目のうち、クレアチニンに係る項目が健康増進事業補助金の対象となっておりますことから繰り入れるものでございます。

その他、一般会計分につきましては、平成25年度に収入となりました国民健康保険事業への規定寄附金10万円を繰り入れるものでございます。

以上が町民課からの説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、高齢者支援課長、お願いします。

高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 高齢者支援課でございます。

高齢者支援課からは、3款民生費の1項1目社会福祉総務費のうち、6事業、福祉介護手当支給事業、そして4目の老人福祉対策費と7目介護保険費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の117ページをごらんください。

3款1項1目、6事業の福祉介護手当支給事業費でございます。決算額は254万円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の86ページをごらんください。常時介護が必要な方を3カ月以上在宅で介護している介護者に対し、月額1万円の介護手当を支給しているもので、介護者の心身及び経済的負担軽減を目的に実施しております。財源内訳といたしましては一般財源のほかに、15款財産収入の地域福祉基金利子の4,998円を充当しております。

次に、4目老人福祉費でございます。決算書の121ページ、123ページ、2事業、老人福祉

対策費をごらんください。決算額は127万7,105円でございます。概要につきましては、説明書の92ページ、93ページをごらんください。経常的な一般事務経費のほかに、介護保険の給付対象にならない在宅福祉サービス事業が主な支出でございます。財源につきましては全て一般財源でございます。

次に、決算書の123ページをごらんください。

3事業、敬老事業費でございます。決算額は291万3,462円でございます。概要につきましては、説明書の94ページをごらんください。町内在住の77歳及び80歳以上の高齢者を対象に記念品の贈呈をし、2,199人、93.4%の方に受領していただきました。また、町内最高齢者は103歳、100歳になられた方がお二人いらっしゃいまして、長寿のお祝い訪問をさせていただきました。そして、平成26年度に米寿を迎えられました方に対しましては、誕生日月に記念となる写真を贈呈させていただきました。財源は全て一般財源でございます。

次に、決算書の123ページ、4事業、社会福祉施設管理事業費でございます。決算額は7,002万4,661円でございます。概要につきましては、95、96ページをごらんいただきたいと思えます。当課が管理する施設の指定管理委託料、そして牧之原市にあります相寿園管理組合負担金、杉の子園の施設整備費補助が主な支出でございます。指定管理につきましては施設の目的に沿った形で事業が実施され、管理者による適正な施設の管理運営が行われました。財源内訳といたしましては一般財源のほかに、12款の健康福祉センターの使用料600万円、19款の諸収入として、それぞれの諸収入を充当しております。

次に、決算書の123ページ、125ページをごらんいただきたいと思えます。5事業、老人保護措置費でございます。決算額は572万5,189円でございます。概要につきましては、説明書の97ページをごらんください。環境上の理由や経済的な理由、家族からの虐待などで65歳以上の高齢者が在宅での生活が困難になった場合に養護老人ホーム等に措置するもので、平成26年度末でお二人の方が入所されております。財源内訳といたしましては一般財源のほかに、11款老人施設入所者負担金の2万6,400円を充当しております。

次に、6事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。決算額は1億1,157万6,379円でございます。概要につきましては、説明書の98、99ページをごらんいただきたいと思えます。高齢者人材活用センターの建設事業が主な事業費でございます。高齢者人材活用センターは、高齢者の生きがいがづくりや社会参加活動を支援し、生涯現役社会の実現を目指し、就業環境や地域福祉活動の促進を図るため、2カ年事業で建設をいたしました。平成26年度事業は、建築工事の管理業務、センターの造成、外構工事、本体建築工事及び物置等建築工事、そしてセンターの備品を購入いたしました。また、この建設工事のほかに、高齢者の地域活動支援や就業機会の支援を目的に町老人クラブの活動補助金やシルバー人材センター運営費補助金がございます。

財源内訳につきましては一般財源のほかに、町老人クラブ活動補助金には14款県補助金として老人クラブ活動補助金161万8,000円を充当し、高齢者人材活用センター建設事業には13款地域介護福祉空間整備推進交付金の200万円、17款地域の元気臨時交付金基金繰入金の9,710万2,800円を充当しております。

次に、7事業、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定事業費でございます。決算額は288万9,980円でございます。概要につきましては、説明書の100ページをごらんください。第7次吉田町高齢者保健福祉計画、第6期吉田町介護保険事業計画の策定業務委託が主な事業



費でございます。財源は全て一般財源でございます。

次に、決算書の127ページをごらんいただきたいと思います。

8事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。決算額は80万3,824円でございます。概要につきましては、説明書の101ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度に発足いたしました高齢者見守りネットワーク事業でございますけれども、高齢者見守りネットワーク協力事業所として、3つの事業所に登録をお願いし、平成26年度は38事業所に登録していただいております。また、協力事業所や関係機関の皆様に参加していただきました高齢者見守りネットワーク連絡会を開催しております。静岡福祉大学教授を講師にお招きしまして、グループワークを行いまして関係機関同士の意見交換を行っております。財源は全て一般財源でございます。

次に、9事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。決算額は70万5,564円でございます。概要につきましては、説明書の101ページをごらんください。ひとり暮らし高齢者のための緊急通報システムや配食サービスの事業を行い、ひとり暮らし高齢者の安全の確保と安否確認の手だてとして実施をいたしました。財源内訳は一般財源のほかに、19款諸収入の緊急通報システム利用料、配食サービス利用料を充当しております。

次に、決算書の137ページをごらんいただきたいと思います。

3款1項7目介護保険費の2事業、介護保険事業会計繰出金でございます。決算額は2億4,128万5,436円でございます。概要につきましては、説明書の112ページ、113ページをごらんください。介護保険事業会計繰出金は、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金がございます。それぞれの費用負担率により一般会計から介護保険事業会計へ繰り出して行っております。財源内訳といたしましては一般財源のほかに、9款の諸収入、コピー印刷代を充当しております。

次に、3事業の低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。決算額は28万1,481円でございます。概要につきましては、説明書の114ページをごらんいただきたいと思います。社会福祉法人による低所得者の利用者負担軽減は、低所得者で特に生計が困難であると町が認めた方に対しまして、社会福祉法人が基本的に利用者負担の1割の4分の1の軽減を行い、その軽減額の4分の1を町が負担するもので、低所得者に対しましてのサービスの利用促進につながったと思っております。財源内訳といたしましては一般財源のほかに、14款県補助金の介護保険利用者負担額軽減措置事業費を充当しております。

以上、高齢者支援課からの決算の御説明を申し上げました。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課からは、4款衛生費、1項保健衛生費の1日から8目でございます11事業につきまして御説明をいたします。

決算書の162、163ページの1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費をごらんください。決算額は767万7,580円でございます。なお、164、165ページの15節工事請負費から7節賃金へ流用した78万5,000円と、13節委託料の108万円、15節工事請負費の1,412万9,000円の計

1,599万4,000円を、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として、平成27年度に繰り越し、妊娠、出産、母子保健支援体制強化事業を実施することとしております。

それでは、概要につきまして、主要な施策と成果に関する説明書の136ページと137ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、衛生費雑入の50万9,000円でございます。保健衛生管理費は健康づくり課が行う保健衛生事業と保健センター施設の総務管理費でございます。主な支出は保健センターの光熱水費、システムの使用料や保守料としての電算処理業務委託料と、医療行為の賠償保険などの損害保険料でございます。平成26年度は、平成23年2月に10年間の期間の計画として策定した健康増進計画と食育推進計画の中間評価見直しのため、8節報償費で策定委員の謝礼金を、13節委託料で実態調査実施委託料を支出しております。

また、8節報償費から15万5,000円、13節委託料から1万円を11節需用費へ流用し、保健センター1階の南側、母子保健事業等を実施する部屋の窓ガラスに災害時ガラス飛散防止フィルムを張ったほか、水道や街灯などの故障に対応する修繕を行っております。

次に、決算書の165ページ、3の事業、救急医療対策事業費をごらんください。決算額は555万6,481円でございます。概要につきましては、説明書の138、139ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域の救急医療機関を確保し、町民の皆様が安心して救急医療を受けることができるように、また町民の皆様に救急医療に対する理解を深めていただくための事業でございます。

支出は、志太榛原の5市2町が夜間の1次救急医療体制として整備している志太榛原地域救急医療センターの運営費負担金、救急医療の適正化を推進する社団法人志太榛原地域救急医療対策協会事業への負担金、休日の当番医の救急医療業務に対する救急医療協力促進事業費負担金、2次救急医療を輪番制で実施する焼津、藤枝、島田、榛原の各総合病院に対する救急医療施設運営費負担金でございます。

なお、志太榛原地域救急医療センター運営費負担金につきましては、平成23年度から25年度までの3年間は、県の補助金、地域医療再生推進事業費補助金と、それからセンターの診療報酬の収入により必要経費である支出を収入が上回ったことから、構成市町の負担金なしで運営ができておりましたが、26年度から県の補助金がなくなりましたことから市町の負担金が発生しております。

次に、決算書の165ページ、4の事業、榛原病院負担金をごらんください。決算額は4億812万4,700円でございます。概要につきましては、説明書の140ページと141ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。町民が地域において速やかに質の高い医療を受けることができるように、榛原総合病院組合の経営の健全化を図るための町から病院組合に対する負担金で、平成26年度の吉田町の負担割合は31.835%でございます。

続きまして、決算書の167ページ、6の事業、災害時医療救護対策事業費をごらんください。決算額は120万568円でございます。概要につきましては、説明書の144ページと145ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほかに、基金繰入金と交付金の79万2,000円でございます。大規模地震などの災害時に備え、医療救護体制の整備を図ることを目的とする事業で、主に救護所等で使用する医療器具類などの備品などを購入をしております。

次に、決算書の167ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。決算額

は7,800万1,778円でございます。概要につきましては、説明書の146ページから148ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。伝染のおそれのある疾病の蔓延を予防するための知識の普及と各種予防接種事業を実施しております。主な支出は予防接種費でございます。

平成26年度は、ポリオと3種混合の予防接種のワクチンが4種混合予防接種ワクチンに移行した関係で集団接種の接種回数が減り、集団接種時の医師等謝礼金と医薬材料費が減額、また予防接種法の改正により、10月から新たに水疱瘡と高齢者の肺炎球菌の予防接種が定期接種として個別接種で開始となったことから、個別の接種委託料が増額となっております。19節の榛原医師会予防接種業務負担金119万3,000円は、平成25年度まで保健衛生管理費にあったものを目的に合わせ、平成26年度から予防費へ移行しております。

なお、風疹予防接種費助成金は平成26年度から県が風疹の抗体検査の助成事業を開始したことで、抗体検査の値が低かった方のみ予防接種の対象となり、前年度に比較し、実施者が減ったことで減額となっております。

次に、決算書の174、175ページの5目、2の事業、母子保健衛生費をごらんください。決算額は1億6,948万3,455円でございます。なお、8節報償費の27万円と、176ページ、18節備品購入費の40万円を平成27年度に繰り越しております。4款1項1目、2事業、保健衛生管理費で説明をさせていただいたものと同様に、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型を活用し、妊娠、出産、母子保健支援体制強化事業を実施することとしております。

それでは、概要につきましては、説明書の161ページから163ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金が122万1,000円、県支出金が3,338万5,000円、寄附金その他衛生費雑入が202万8,000円でございます。母子保健衛生費は妊産婦や乳幼児に対する各種の健康診断、相談、訪問、講座などの母子保健事業と、それから医療費などの助成事業を実施しております。主な支出は子供医療費と乳幼児・妊婦健診の委託料等でございます。

平成26年度の子供医療費助成額についてでございますが、1億2,418万112円でございます。その内訳といたしましては、昨年度に比べて小・中学生の通院医療費のみ医療費が増加し、小・中学生の入院医療費と未就学児の通院、入院の医療費は減額となっております。また、不妊治療費助成事業の申請延べ件数でございますが、前年度の18件から23件と増加し、助成額が増額となっております。

それでは、続きまして、決算書の177ページ、6目健康づくり事業費、2の事業、健康づくり事業費をごらんください。決算額は115万1,342円でございます。概要につきましては、説明書の164と165ページでございます。財源内訳としましては全て一般財源でございます。生涯を通じた健康づくりを推進するための講座、会議、地区組織の育成などの事業を実施しております。主な支出は各種事業の謝礼金でございます。平成26年度は、各種講座の内容の見直しと、それから一部教室について講師を町外講師から町内講師に変更しております。また、ストックウオーキング、ヨガ、ダンベルなど、自主グループ化を進めております。

次に、決算書の177ページ、3の事業、ダンス健康づくり事業費をごらんください。決算額は354万9,859円でございます。概要につきましては、説明書の166ページでございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。平成26年度から任意団体ダンス推進会として活動を開始しております。予算は全て19節負担金、補助及び交付金で、ダンス健康づくり

事業費補助金として実績に基づき交付をいたしました。内容については、ほとんど団体になる以前の前年度の町が直営で実施していた内容と変更のない内容の実施となっております。

次に、決算書の177ページ、4の事業、健康体操運営費をごらんください。決算額は400万3,722円でございます。概要につきましては、説明書の167ページと168ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、寄附金及び衛生費雑入の256万2,000円でございます。一人でも多くの町民の運動習慣の定着を図ることを目的としており、全て総合体育館を使用し開催している健康体力づくり事業でございます。親子で参加する2教室と、成人から高齢者に向けた10種類の教室を実施しております。主な支出は、26年度にダンス健康づくり事業費から移行した賃金、講師謝金でございます。

続きまして、決算書の179ページ、5の事業、食育推進事業費をごらんください。決算額は61万3,935円でございます。概要につきましては、説明書の169ページと170ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか雑入の10万5,000円でございます。食と健康に関する知識を学び、意識を高める教室の開催、地域の組織育成等を通じて、食育推進を図る事業でございます。主な支出は会議、講座の講師等謝礼金、実習に係る資料とか食材料費等でございます。

最後に、決算書の181ページ、8目、2の事業、健康増進事業費をごらんください。決算額は2,979万4,447円でございます。概要につきましては、説明書の174ページから176ページでございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、国庫支出金218万1,000円、県支出金185万円でございます。生活習慣病予防を積極的に推進をするために、成人対象の個別の健康相談、各種健康教育、各種がん検診、骨粗しょう症、歯周疾患、肝炎ウイルス検診等の検診を実施をいたしまして、主な支出は各種検診などの委託料となっております。

平成26年度は、25年度に引き続き、複数のがん検診の同時実施と、無料クーポンの配布などのがん検診推進事業を実施しておりますが、前年度と比較し、ほぼ同様の実績となっております。

また、印刷製本費で津波避難タワーをめぐるウォーキングマップを9,500部作成をし、避難と健康づくりに活用していただくため、ウォーキング教室等で活用するほか、各戸配布をしております。

健康づくり課の平成26年度事業の実施状況についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明を申し上げます。

決算書の167ページをごらんください。

1目、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の142ページ、143ページをごらんください。決算額は1,333万9,000円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の維持管理に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の169ページをごらんください。

3目、2事業の環境衛生推進事業費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の149ページ、150ページをごらんください。決算額は190万2,287円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、県支出金13万7,000円、その他として手数料101万7,000円でございます。この事業では主に狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射に関する事務、このほかの動物関係の事務などを行っております。主な支出といたしましては、公用車の維持管理に係る経費や、狂犬病予防注射に係る経費、死亡猫等の死体収集運搬委託料、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などが主な支出でございます。

次に、決算書の171ページをごらんください。

3事業のごみ減量リサイクル推進費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の151ページをごらんください。決算額は53万7,428円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、その他として手数料6万5,000円でございます。ごみの減量化や環境に対する意識を高めるための事業でございます。主な支出でございますが、生ごみ処理機等設置費補助金や団体による資源回収事業に対しまして補助するクリーン活動事業奨励金でございます。

次に、5事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の153ページをごらんください。決算額は110万3,000円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業は環境負荷の少ないエネルギーの導入を推進するため、住宅用の太陽光発電システムを設置したものに對しまして2万円を補助するもので、主な支出は地球温暖化防止対策事業費補助金でございます。

次に、6事業の環境教育推進事業費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の154ページをごらんください。決算額は1万8,610円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。環境に対する関心と理解を深めるために環境体験学習教室の開催や啓発事業実施をいたしました。主な支出といたしましては講師謝礼金や啓発物品代などでございます。

次に、7事業、環境保全費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の155ページ、156ページをごらんください。決算額は974万3,885円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。この事業は環境の保全を図るため、公園や河川等の公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境整備に係る臨時職員の賃金、作業に係る消耗品代や修繕料、使用車両などの借上料でございます。

次に、決算書の173ページをごらんください。

8事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の157ページをごらんください。決算額は9,011万5,000円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の158ページをごらんください。決算額は3億9,261万9,000円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。吉田町

牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の維持管理等に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、4目、2事業、公害対策費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の159ページ、160ページをごらんください。決算額は391万2,132円でございます。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金31万円でございます。この事業は、公害関係特定施設等の届け出に係る事務と、河川水、事業所排水、環境中の大気、騒音、ダイオキシン類などの環境調査、分析業務が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境調査及び分析調査委託料や協議会への負担金などでございます。

次に、決算書の179ページをごらんください。

7目、2事業、老人保健事業事務費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の171ページをごらんください。決算額は22万1,281円でございます。財源内訳といたしましては全て一般財源でございます。旧老人保健法に係る給付費等について、平成25年度に入金となりました過誤等による診療報酬返還金に対し、国・県・社会保険診療報酬支払基金からの該当年度の交付金の確定に伴い、返還金及びこれに係る事務費を支出するものでございます。

次に、3事業の後期高齢者医療事業事務費でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の172ページ、173ページをごらんください。決算額は2億3,813万4,550円でございます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、県支出金2,882万2,000円、その他として諸収入329万5,000円でございます。この事業は、後期高齢者医療保険料の徴収に係る事務や資格の管理に係る事務、各種届け出に係る事務などを行っております。主な支出といたしましては、後期高齢者の人間ドック委託料や特定健診委託料、後期高齢者広域連合への事務費負担金や後期高齢者給付費町村負担算定額の当町の負担分である療養給付費負担金、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などでございます。

以上が町民課からの説明をでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、下水道課長、お願いします。

下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 下水道課でございます。

下水道課から、4款1項3目、4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明いたします。

決算書の171ページをごらんください。

生活排水改善対策事業費の決算額は2,124万500円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の152ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、国庫支出金435万5,000円、県支出金275万1,000円でございます。この事業につきましては合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としているものでございます。主な支出につきましては、浄化槽設置費補助金2,120万8,000円でございます。59件分の補助金の支出でございます。

以上、当課の係る説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

産業課長、お願いします。

産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課でございます。

産業課からは、一般会計における5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の183ページをお願いします。

5款1項1目、2の事業の雇用対策費であります。概要につきましては、説明書の177ページをごらんください。決算額は28万5,000円でございます。財源としましては全額一般財源となっております。主な支出であります。職業訓練校補助金として、御前崎市、牧之原市と2市1町で職業訓練法人榛南職業訓練協会に補助金を交付しております。

次に、決算書の同じく183ページ、3の事業、労働福祉費でございます。概要につきましては、説明書の178ページをごらんください。決算額は255万2,000円でございます。財源としましては全額一般財源であります。例年と同様、勤労者の福利厚生への支援として、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会にそれぞれ補助金を支出いたしました。

5款労働費は、以上であります。

続きまして、6款農林水産業費であります。

決算書の185ページから187ページとなります。

6款1項1目、2の事業、農業委員会運営費であります。概要につきましては、説明書の180ページをお願いします。決算額は534万472円でございます。財源としましては一般財源のほか、県支出金2件分で291万6,000円、その他としまして雑入の11万614円あります。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費の支出を行いました。主な支出としましては農業委員会委員報酬となります。農業委員会総会は毎月1回の合計12回開催をいたしました。

次に、決算書の187ページとなります。

3の事業、農業者年金事務費であります。概要につきましては、説明書の181ページをごらんください。決算額は15万3,071円でございます。財源であります。その他としまして諸収入であります。農業者年金基金受託事業収入15万3,000円が財源となります。この事業は農業者年金基金から受託事業で、事務に伴う需用費が主な支出となります。

次に、決算書の189ページをお願いいたします。

2目、2の事業、農業総務費であります。概要につきましては、説明書の182ページをごらんください。決算額は95万8,479円でございます。財源は全額一般財源となります。事業内容であります。農業共済組合負担金等各負担金と公用車関係の経費が主なものになります。

決算書の同じく189ページから191ページになります。

3目、2の事業、農業振興費であります。概要につきましては、説明書の183ページをごらんください。決算額は603万4,333円でございます。財源としましては一般財源のほか、県支出金の農業経営基盤強化資金利子助成事業費の2万8,736円と、経営体育成支援事業費278万7,000円あります。意欲的な経営を行う農家や組織の育成、連携を図り、農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的として設立しました農業経営振興会と部農会組織の活動補助金が主なものであります。

決算書の同じく191ページとなります。

3の事業、担い手育成総合対策事業費でございます。概要につきましては、説明書の184ページをごらんください。決算額は279万3,410円でございます。財源としましては一般財源の

ほか、県支出、金青年就農給付金の225万円となります。農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて担い手の育成を図るため、農地利用集積奨励補助金が主なものになります。

次に、同じく191ページとなります。

4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費であります。概要につきましては、説明書の185ページをごらんください。決算額は12万4,000円でございます。財源としましては、国庫支出金12万4,000円であります。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、100%国庫補助により事業実施をしております。

次に、同じく191ページとなります。

5の事業、耕作放棄地対策事業費であります。概要につきましては、説明書の186ページとなります。補助事業の対象となる支出はございませんでした。農地パトロールの実施や是正指導、担い手農家へのあっせんを推進し、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりました。

次に、決算書の193ページになります。

4目、2の事業の畜産業費であります。概要につきましては、説明書の187ページをごらんください。決算額は6万4,355円でございます。財源は全額一般財源となります。前年度同様の負担金、補助金が主な事業費であります。

次に、決算書の195ページになります。

5目、4の事業の土地改良事業費であります。概要につきましては、説明書の191ページをごらんください。決算額は2,213万1,005円でございます。財源は一般財源のほか、その他としまして雑入の大井川用水ほか目的使用料3万6,447円となります。大井川土地改良区負担金が主なものであります。当町におきましては、老朽化に伴う基幹水利施設の機能回復改修工事として、東部幹線、中央幹線の用水路改修工事と、吉田12号水路及び吉田13号水路の補修工事を行い、通水量の安定確保や円滑な消火活動に向けた防火用水機能の充実など、適正な維持管理が図られております。

次に、同じく195ページになります。

2項1目、2の事業の松くい虫防除事業費でございます。概要につきましては、説明書の192ページをごらんください。決算額は384万8,081円でございます。財源であります。全額一般財源となります。例年同様、地上散布防除、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除事業を実施し、松枯れの蔓延防止を行っております。

次に、決算書の同じく195ページから197ページになります。

3の事業、保安林等保護環境整備事業費であります。概要につきましては、説明書の193ページをごらんください。決算額は476万6,239円でございます。財源内訳としまして一般財源のほかに、鳥獣飼養登録手数料の3,400円と、権限移譲事務交付金の9,600円と6,802円であります。例年同様、保安林等の環境維持事業として、除草や支障木の伐採、また大幡川の桜並木の保護として、薬剤散布を実施しております。

次に、決算書の197ページになります。

3項2目、2の事業、水産振興費であります。概要につきましては、説明書の194ページをごらんください。決算額は203万3,720円でございます。財源は全額一般財源となります。事業内容であります。水産業の振興や活性化を目的とした負担金、補助金が主なものであります。中でも漁業近代化資金利子補助金は8件が対象となっております。また、漁港環境保全対策事業補助金であります。南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行う漁港の港内清掃活動に要し



た経費の2分の1を補助しております。昨年は5回実施しております。

次に、同じく197ページとなります。

3の事業、地域栽培推進事業費であります。概要につきましては、説明書の195ページをごらんください。決算額は41万2,000円でございます。財源は全額一般財源となります。事業の内容としましては、負担金、補助金が主なものでございます。榛南地域栽培漁業推進事業では、ヒラメ、マダイの放流を行っております。

決算書の199ページから201ページになります。

3目、2の事業、漁港管理費であります。概要につきましては、説明書の196ページをごらんください。決算額1,225万4,921円でございます。財源は全額一般財源となります。内容は吉田漁港の維持管理費で、漁港管理会の開催、公用車の維持管理と、例年同様、緊急時に備えて陸閘、水門、制御所の保守点検作業業務を行っております。駐車場管理業務委託であります海岸利用者のため、駐車場出入り口の開閉管理を吉田町シルバー人材センターへ管理業務委託をしております。

次に、決算書の201ページになります。

3の事業、水産基盤整備事業費であります。概要につきましては、説明書の197ページをごらんください。決算額は3,091万9,880円でございます。財源内訳であります。一般財源のほか、県支出金1,424万円、町債870万円、分担金及び負担金が577万6,940円あります。事業内容であります。委託費としまして老朽化により崩壊した6号岸壁の護岸改修工事の業務委託を実施しました。また、工事では航路護岸改修工事を23メートル実施し、町単事業として構造物取り壊しと掘削工事を実施しております。

同じく201ページになります。

3の事業、水産基盤整備事業費の繰越明許分であります。概要につきましては、説明書の198ページをごらんください。決算額は941万3,400円でございます。財源内訳は、県支出金670万7,040円、繰越金として140万6,360円、町債の水産基盤整備事業130万円となります。事業内容であります。平成25年度の繰越明許事業の航路護岸改修工事となり、全体で75メートルを実施しております。

同じく201ページになります。

4の事業、小規模局部改良事業であります。概要につきましては、説明書の199ページをごらんください。決算額は1,050万円でございます。財源内訳であります。一般財源のほかに、県支出金350万円、その他として分担金及び負担金が315万円と、町債の小規模局部改良事業費が280万円となっております。工事の内容としましては漁港安全施設整備事業として漁港内の西側泊地に老朽化した防舷材を取りかえる工事を実施しました。防舷材の数は33基でございます。

同じく201ページになります。

5の事業、津波高潮危機管理対策事業費であります。概要につきましては、説明書の200ページをごらんください。決算額はゼロ円となっております。これは吉田漁港全体でL2の津波に対する防御方針が確立していなかったため、海岸保全施設の事業計画が立てられなかったことで、大幡川水門の耐震設計を実施することができなくなりまして、取りやめたものであります。

6款農林水産業費は以上であります。

次に、7款商工費であります。

決算書の203ページをお願いします。

7款1項1目、2の事業の消費生活費であります。概要につきましては、説明書の201、202ページをごらんください。決算額は97万2,520円でございます。財源内訳としまして一般財源のほかに、県支出金19万7,048円、その他としまして諸収入3万円あります。啓発リーフレットを各団体に配布し、消費者被害防止に努めております。また、平成26年度の吉田町の消費生活相談件数は63件でありました。なお、消費生活専門相談員を週2日お願いし、消費者相談に対応しております。

次に、同じく203ページをお願いします。

2目商工業振興費、2の事業、商工業振興費であります。概要につきましては、説明書の203ページをごらんください。決算額は577万7,240円でございます。財源内訳であります、一般財源のほかに県支出金1,545円あります。商工会への運営費補助金を主に町内商工業の振興を図っております。

次に、決算書の205ページになります。

3の事業、中小企業振興費であります。概要につきましては、説明書の204ページをごらんください。決算額は169万1,554円でございます。財源は全額一般財源となります。小中企業者の経営安定のため、事業資金の低利融資や利子補給を実施し、借入者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図るため事業を進めております。

決算書の同じく205ページになります。

4の事業、企業立地振興費であります。概要につきましては、説明書の205ページをごらんください。決算額は893万円あります。財源内訳であります、一般財源のほかに県支出金7万5,017円になります。住吉工業用地の売却に伴い残留物の処理の委託料並びに工事請負費と、静岡県と市町が企業誘致活動を一体的に推進するために設置されております連絡会の負担金、企業誘致活動及び企業誘致の会議、研修等の旅費でございます。

次に、決算書の同じく205ページから209ページになります。

3目観光費、2の事業の観光振興費であります。概要につきましては、説明書の206、207ページをごらんください。支出済額は3,378万9,610円でございます。財源内訳としまして一般財源のほかに、県支出金合計で1万5,296円、その他としまして使用料及び手数料241万6,055円と8万9,273円、繰越金が385万4,944円、諸収入の計が53万265円あります。臨時職員賃金は3人分となっております。委託料の凧揚げ大会、港まつり花火大会、小山城まつりの委託は、観光協会のイベントの委託費であります。委託料のその他の歳出としましては、観光施設の維持管理、修繕を行っております。

次に、同じく決算書の209ページになります。

3の事業、産業委員会運営事業費でございます。概要につきましては、説明書の208ページをごらんください。決算額は11万2,000円でございます。財源としましては全額一般財源となります。例年同様、産業委員会を平成26年12月3日に開催し、産業4団体の現状について情報交換を行いました。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時12分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

都市建設課長、お願いします。

都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは、2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち、4の事業、交通安全施設整備費、6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門・排水機場管理費と3の事業、用水路改良維持修繕費、8款土木費、9款消防費、1項4目の水防費及び11款災害復旧費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の89ページをごらんください。

2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち、4の事業、交通安全施設整備費でございます。決算額は494万2,080円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の49ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町道に薄層カラー舗装工190平方メートルと区画線6,125メートルなど、安全対策を実施したものでございます。

次に、決算書の同じページの4の事業、交通安全施設整備費繰越明許でございます。決算額は329万9,400円でございます。概要につきましては、説明書の50ページをごらんください。財源内訳は前年度繰越金でございます。町道に薄層カラー舗装工312平方メートルと区画線1,803メートルなど、安全対策を実施したものでございます。

次に、決算書の193ページの6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業の水門・排水機場管理費でございます。決算額は723万179円でございます。概要につきましては、説明書の188ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。この事業は排水機場や水門の維持管理を行い、農地の効率的な利用を推進しております。

次に、決算書の195ページの3の事業、用水路改良維持修繕費でございます。決算額は80万4,599円でございます。概要につきましては、説明書の190ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、農業用の用排水の整備、維持管理に努め、前の事業と同じく農地の効率的な利用を推進しているものでございます。

次に、決算書の211ページから213ページの8款土木費のうち、1項1目土木総務費の2の事業、土木管理費でございます。決算額は1,636万2,929円でございます。概要につきましては、説明書の209ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。土木管理費につきましては土木行政の事業を円滑に運営するための委託料や使用料及び賃借料が主なものであり、土木事業の総務費的なものでございます。

次に、決算書の213ページの8款土木費、2項1目道路橋梁総務費の2の事業、道路橋梁総務費でございます。決算額は44万7,890円でございます。概要につきましては、説明書の211ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。道路事業に必要な不動産鑑定評価手数料と大井川用水決済金でございます。

次に、決算書の213から215ページの8款土木費、2項2目道路維持費の2の事業、道路維持費でございます。決算額は7,347万6,993円でございます。概要につきましては、説明書の212ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金の495万円と地域の元気臨時交付金の54万1,801円と、指定交付金の3万円でございます。道路維持費については安全で快適な道路環境を維持するための費用であります。維持修繕件数でございますが、住吉84件、片岡85件、川尻105件、北区153件の合計426件の修繕工事を行っております。

次に、決算書の215ページの8款土木費、2項3目道路新設改良費、2の事業、都市防災総合推進事業東向2号線道路改良事業費でございます。決算額1,718万20円でございます。概要につきましては、説明書の214ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の1,717万9,000円でございます。事業内容は工事請負費と補償補填及び賠償金でございます。

次に、決算書の217ページの3の事業、都市防災総合推進事業、舞台民附線道路改良事業費でございます。決算額9,564万9,617円でございます。概要につきましては、説明書の215ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の9,485万9,000円でございます。事業内容は工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金でございます。

次に、決算書の同じページの4の事業、都市防災総合推進事業西の坪大浜1号線道路改良事業費でございます。決算額は605万8,011円でございます。概要につきましては、説明書の217ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の125万9,000円と地方債360万円でございます。事業内容は、公有財産及び購入費、補償補填及び賠償金でございます。

次に、決算書の同じページの5の事業、都市防災総合推進事業中瀬北原1号線道路改良事業費でございます。決算額910万1,160円でございます。概要につきましては、説明書の218ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の910万1,000円でございます。事業内容は工事請負費でございます。

次に、決算書の同じページの6の事業、都市防災総合推進事業下片岡16号線道路改良事業費でございます。決算額は1,000万1,894円でございます。概要につきましては、説明書の219ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の1,000万1,000円でございます。事業内容は設計業務委託料と公有財産購入費でございます。

次に、決算書の219ページの7の事業、横山森下線道路改良事業費でございます。決算額1,221万4,800円でございます。概要につきましては、説明書の220ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、地方債の1,090万円でございます。事業内容は工事請負費でございます。

次に、決算書の同じページの8の事業、青柳田中線道路改良事業費でございます。決算額512万9,062円でございます。概要につきましては、説明書の221ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、地方債の420万円でございます。事業内容は公有財産購入費でございます。

次に、決算書の同じページの9の事業、町上3号線道路改良事業費でございます。決算額168万9,120円でございます。概要につきましては、説明書の222ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は測量調査委託料でございます。

次に、決算書の同じく219ページの8款3項1目河川総務費のうち、2の事業、河川総務

費でございます。決算額89万1,877円でございます。概要につきましては、説明書の223ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金の57万円でございます。河川改修と適切な維持管理業務を推進するものでございます。事業内容は、湯日谷川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理委託料や各種同盟会への委託料や負担金、補助及び交付金でございます。

次に、決算書の221ページの3の事業、治水対策推進事業費でございます。決算額1万円でございます。概要につきましては、説明書225ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。2級河川坂口谷川の水門建設促進期成同盟会の負担金でございます。

次に、決算書の同じページの8款3項2目河川維持費のうち、2の事業、河川維持管理費でございます。決算額1,985万1,538円でございます。概要につきましては、説明書226ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。河川の維持管理に必要な費用で、堤防除草、水路しゅんせつなどが主な事業となっております。

次に、決算書の同じく221ページの8款3項3目河川新設改良費のうち、2の事業、西川原問屋2号線水路改修工事費でございます。決算額468万757円でございます。概要につきましては、説明書の228ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は設計委託料及び公有財産購入費でございます。

次に、決算書の223ページの3の事業、片岡下河原水路改修事業費でございます。決算額443万4,689円でございます。概要につきましては、説明書229ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、工事請負費、公有財産購入費が主なものでございます。

次に、決算書の同じページの4の事業、大幡川改修事業費でございます。決算額の計上はございません。概要につきましては、説明書の230ページをごらんください。この事業は、国からの補助金決定の時期がずれ込んだため、測量業務委託を平成27年度へ全額繰り越したものでございます。

次に、決算書の223ページから225ページの8款4項1目都市計画総務費のうち、2の事業、都市計画総務費でございます。決算額90万8,778円でございます。概要につきましては、説明書の231ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。不動産鑑定評価手数料や研修会、講習会への参加など都市計画事業の推進に必要な事業でございまして、負担金補助及び交付金や役務費が主な歳出となっております。

次に、決算書の225ページの3の事業、建築確認事務費でございます。決算額11万4,543円でございます。概要につきましては、説明書の232ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金の4,068円でございます。建築確認件数は総数で166件ございました。

次に、決算書の同じページの4の事業、土地利用対策費でございます。決算額232万6,346円でございます。概要につきましては、説明書の234ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金の7万8,200円でございます。土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備を促進するための事業を展開しており、役務費や工事請負費が主な歳出でございます。

次に、決算書の同じページの5の事業、TOUKAI-0促進事業費でございます。決算額453万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の235ページをごらんください。

財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の60万6,000円と県支出金の229万1,000円でございます。TOUKAI-0は、我が家の専門家診断事業、既存住宅耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の四つの事業から成り立っております。

次に、決算書の227ページの8款4項2目土地区画整理事業費のうち2の事業、土地区画整理事業費でございます。決算額6,306万7,958円でございます。概要につきましては、説明書の237ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、県支出金の1万2,685円でございます。事業内容の主なものは富士見及び浜田土地区画整理組合への負担金、補助及び交付金でございます。

次に、決算書の同じページの2の事業、土地区画整理事業費繰越明許でございます。決算額152万7,750円でございます。概要につきましては、説明書の238ページをごらんください。財源内訳は前年度繰越金でございます。事業内容は浜田地区の用途地域変更に伴う地区計画の策定業務のうち、素案の作成まで行ったものでございます。

次に、決算書の229ページの8款4項3目街路事業費のうち、2の事業、都市防災総合推進事業住吉幹線整備事業費でございます。決算額の計上はございません。概要につきましては、説明書の239ページをごらんください。この事業は地権者との用地交渉の関係から公有財産購入費、補償補填及び賠償金を平成27年度へ全額繰り越ししたものでございます。

次に、決算書の同じページの3の事業、都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業費でございます。決算額2億2,909万9,081円でございます。概要につきましては、説明書の240ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫支出金の1億9,962万5,000円と地方債2,220万円でございます。事業内容は、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金であり、工事請負費の一部を平成27年度へ繰り越ししたものでございます。

次に、決算書の同じページの4の事業、都市計画道路事業負担金でございます。決算額14万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の242ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。各種同盟会などへ負担金を支出しております。

次に、決算書の同じページの22の事業、榛南幹線整備事業費でございます。決算額278万6,725円でございます。概要につきましては、説明書の243ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は工事請負費と補償補填及び賠償金でございます。

次に、決算書の同じページの22の事業、榛南幹線整備事業費、繰越明許でございます。決算額3,170万5,000円でございます。概要につきましては、説明書の244ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金の1,743万7,750円と地方債1,410万円と、前年度繰越金の16万7,250円でございます。事業内容は工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金でございます。

次に、決算書の231ページの8款4項5目都市下水路のうち、2の事業、都市下水路費でございます。決算額10万円でございます。概要につきましては、説明書の246ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は機械借上料でございます。

次に、決算書同じページの8款4項6目の公園維持管理費の2の事業、公園維持管理費でございます。決算額3,438万3,780円でございます。概要につきましては、説明書の247ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園維持管理費の主な支出につきましては、都市公園の管理について町内にある都市公園を九つを五つのグループにまとめ、造

園業者に委託発注し、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを行っております。

次に、決算書の233ページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。決算額30万円でございます。概要につきましては、説明書の249ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園愛護活動を自発的に行う団体に報償金を交付しております。

次に、決算書の同じページの4の事業、都市防災総合推進事業、防災公園整備事業費でございます。決算額1億6,259万5,390円でございます。概要につきましては、説明書の250ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金の1億4,284万7,000円でございます。事業内容は測量調査委託料、工事請負費が主な歳出でございます。

次に、決算書の同じページの5の事業、能満寺山公園整備事業費でございます。決算の額計上はございません。概要につきましては、説明書の252ページをごらんください。この事業は駐車場整備に当たり用地交渉を行った結果、契約に至らなかったものでございます。

次に、決算書の同じページの8款4項7目の2の事業、緑化推進費でございます。決算額327万2,968円でございます。概要につきましては、説明書の253ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。主な歳出は委託料としてみどりのオアシスマつり実行委員会への委託料でございます。

次に、決算書の235ページの3の事業、花のまち推進事業費でございます。決算額187万1,792円でございます。概要につきましては、説明書の254ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、地域コミュニティー活性化助成事業助成金の107万3,110円と、指定交付金の1万6,890円でございます。吉田町花の会への補助金と花いっぱい活動団体への補助金が主な歳出であり、花いっぱい活動団体は現在13団体が活動しております。

次に、決算書の同じページの4の事業、みどりのまちづくり事業でございます。決算額19万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の255ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。道路に面している部分に新たに生け垣をつくる場合、その者対して5万円を上限に補助金を交付しているものでございます。26年度は4件の申請がございました。

次に、決算書の同じページの8款5項1目住宅管理費のうち、2の事業、町営住宅維持管理費でございます。決算額784万4,160円でございます。概要につきましては、説明書の256ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫支出金の55万5,000円と、住宅使用料のうち728万9,160円でございます。平成26年度末の町営住宅の管理戸数は141戸でございます。

次に、決算書の243ページの9款1項4目水防費の2の事業、水防費でございます。決算額87万9,444円でございます。概要につきましては、説明書の265ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。水防資機材の充実を図ることや排水ポンプの借り上げを行って水害の軽減を図っております。

次に、決算書の305ページ、11款災害復旧費のうち1項1目農林水産施設災害復旧費と、決算書の307ページの2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては歳出はございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 初めに、2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の85ページ、1項8目防犯対策費、2の事業の防犯対策推進費をごらんください。決算額は1,091万1,944円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の43ページ、44ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、諸収入として158万7,000円でございます。町民、町内事業者に対する防犯広報及び町民などが行う自主防犯活動の支援を行い、犯罪被害に遭いにくい町づくりを推進しております。主な支出としまして委員報酬でございまして防犯まちづくり推進協議会を年3回開催いたしました。その委員報酬で30万8,000円の支出でございます。委託料でございますが、防犯灯整備委託料は4自治会の防犯灯の新設、修繕、移設に係る費用で667万9,802円でございます。

また、防犯灯LED化整備契約委託料が158万7,600円でございますが、これは環境省の補助対象事業となります防犯灯LED導入促進事業の実施に係る整備計画を策定するものでございます。この整備計画によりまして、町内防犯灯1,801基をLED照明に取りかえたところでございます。使用料及び賃借料は防犯カメラの機械借上料で32万2,875円でございます。

次に、決算書の87ページ、9目交通安全対策費、2の事業の交通安全推進費をごらんください。決算額は629万3,548円でございます。概要につきましては、説明書の45、46ページをごらんいただきたいと思います。財源は全て一般財源でございます。啓発広報活動により地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善、また交通安全施設を充実させることにより安全で安心な町づくりを推進していきます。主な支出でございますが、カーブミラーの修繕料とカーブミラーの新設設置工事、各連絡会等への負担金でございます。

次に、決算書の同じく87ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。決算額は601万7,838円でございます。概要につきましては、説明書の47ページ、48ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。主な支出でございますが、交通指導員の報酬として34人の方に317万6,000円、交通指導員の費用弁償として132万9,000円を支出いたしました。

以上が2款1項総務管理費の説明でございます。

次に、9款消防費、1項消防費につきまして御説明申し上げます。

決算書の237ページ、1項1目常備消防費、2の事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金の消防費をごらんください。決算額は2億4,619万5,000円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の258ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、県支出金8万8,148円でございます。吉田町牧之原市広域施設組合消防本部の運営のための負担金でございます。

次に、決算書の同じく237ページの3の事業、消防救急広域化事業費でございます。決算額は4,030万817円でございます。概要につきましては、説明書の259ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか繰入金として4万円、諸収入として1,534万5,000円、地方債の2,480万円でございます。消防救急広域化へ向けた整備を行うもので、主な支出としまして、負担金で消防救急広域化運営協議会負担金8万950円と、消防救急デジタル無線整備事業の負担金4,019万8,867円でございます。

次に、決算書の239ページ、2の事業、非常備消防費、2の事業の消防団運営費でございます。決算額は1,643万1,835円でございます。概要につきましては、説明書の260ページ、261ページをごらんください。財源内訳でございますが、全てが一般財源でございます。消防団員



の育成と消防技術の向上を図るもので、主な支出としましては消防団員の報酬として162名の団員に452万333円の支出でございます。その他、消防団員の費用弁償としまして296万2,740円、本部運営費交付金として160万円、分団運営費交付金として435万6,000円でございます。

次に、決算書の241ページ、3の事業、消防団員福利厚生費でございます。決算額1,027万7,200円でございます。概要につきましては、説明書の262ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、諸収入として363万7,618円でございます。主な支出としまして、退職団員14名分の報償金418万4,400円、消防団員退職報償金負担金で453万5,352円、福祉共済掛金負担金48万6,000円でございます。

次に、決算書の同じく241ページ、3目消防施設費、2の事業、消防施設整備事業費でございます。決算額は1億368万7,176円でございます。概要につきましては、説明書の263ページ、264ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、国庫支出として8,411万9,000円、県支出金として110万5,920円、繰入金として175万2,000円、諸収入としまして10万2,000円でございます。主な支出としまして、消防団第3分団、第4分団の詰所設計委託料及び第4分団詰所敷地工事設計委託料で813万2,400円、工事請負費としまして吉田町消防団第3分団、第4分団の詰所建築工事、第4分団敷地造成工事、防火水槽工事等で8,728万8,360円でございます。

次に、決算書の245ページ、5目災害対策費、2の事業、地震対策費をごらんください。決算額2,434万3,019円でございます。概要につきましては、説明書の266ページ、267ページをごらんください。財源内訳としまして、繰入金として619万6,000円、諸収入としまして38万8,000円でございます。災害の未然防止や災害組織体制及び災害発生時の対応策の充実に図り、災害に強い町づくりを進めるための費用であります。

主な支出としまして、需用費の特定消耗品として災害用救急医療セットEM5の更新費用、新規隣組への消火器と格納箱、また毛布200枚、非常食1,291食を購入をいたしました。委託料は、住吉コミュニティー防災センター指定管理委託料で16万5,000円でございます。使用料及び賃借料としまして、庁舎に設置されてありますAEDの借上料で14万9,040円でございます。工事請負としまして、津波避難タワーM工区の擁壁設置工事を行いました。防災備品としまして、津波シェルター1基、災害用救急医療セットEM5の購入、簡易トイレ50基を購入いたしました。補償費として、避難タワーG工区の建設に伴う補償費を支出いたしました。繰出金は水道事業会計への繰出金で、小藤路公園の耐震貯水槽点検及び清掃を行いました。

次に、決算書の247ページ、3の事業、国民保護対策費でございます。決算額は1万820円でございます。概要につきましては、説明書の268ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。国民保護J-ALARTの研修への参加旅費の支出でございます。

次に、決算書の同じく247ページ、4の事業、防災意識向上事業費をごらんください。決算額250万8,932円でございます。概要につきましては、説明書の269ページ、270ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、繰入金として96万9,000円でございます。県並びに富士常葉大学の協力を得て、ジュニア防災士養成講座を吉田町で開催し、24名の中学生が受講をいたしました。また、平成17年度に作成しました地震防災ガイドブックを全面改定し、各戸配布を行いました。

次に、決算書の同じく247ページ、5の事業、情報伝達充実強化事業費をごらんください。決算額1,427万6,241円でございます。概要につきましては、説明書の271ページ、272ページを

ごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、繰入金として260万4,000円、諸収入として9,000円でございます。災害時の情報収集、情報伝達のさらなる充実を図る計画でございます。

主な支出としまして、通信回線使用料、衛星電話回線使用料と防災メール使用料でございます。防災メールは事前登録することにより防災情報のサービスが受けられることとなります。現在の登録数は約1,356人でございます。委託料は、防災行政無線を初めとして、県防災行政無線、ファックス、防災用MCA無線の通信施設の保守点検料で、合わせて330万6,960円を支出いたしました。使用料及び賃借料は、同報無線中の土地の借り上げとMCA無線の電波塔の使用料でございます。工事請負費は、映像情報共有システム構築工事として468万7,200円、それから静岡県デジタル防災通信システム、ファクシミリ設置工事として258万9,840円でございます。備品購入費は、デジタル雨量計の更新と電池メガフォン5台を購入いたしました。負担金は、県防災無線協議会への負担金と同報無線、行政無線、MCA無線の電波使用料でございます。

以上、簡単ではございますが、防災課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、教育委員会事務局長、お願いします。

教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 教育委員会事務局でございます。

教育委員会事務局から、5款労働費、1項労働諸費、2目勤労者会館運営費と、10款の図書館費を除きました事業につきまして御説明をいたします。

初めに、5款労働費、1項労働諸費、2目勤労者会館運営費につきまして御説明いたします。

決算書の185ページ、2の事業、勤労者会館運営費をごらんください。概要につきましては、説明書の179ページをごらんください。決算額は3万5,000円でございます。財源は一般財源のほか、使用料の8,500円でございます。勤労者の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的としまして、勤労者会館の管理運営を行う事業でございます。支出につきましては、勤労者会館運営委員会委員報酬でございます。勤労者会館につきましては、中央公民館3階、4階部分でございますが、平成26年度に中央公民館の耐震補強工事を実施をしまして、あわせて維持管理の効率化を図るために、1階から4階まで中央公民館としまして一元管理をすることとしましたことから、勤労者会館の設置条例を27年1月に廃止をしております。

次に、10款教育費、1項教育総務費につきまして御説明をいたします。

決算書の251ページ、1目教育委員会費、2の事業、教育委員会費をごらんください。概要につきましては、説明書273ページをごらんください。決算額は122万7,379円でございます。教育委員会に関する所掌事務費で、財源は全て一般財源でございます。平成26年度におきましては定例会を毎月1回、12回、臨時会を1回、開催をいたしました。主な支出は、教育長を除く教育委員の委員報酬、教育委員会評価委員報酬及び先進地視察研修の補助金及び負担金等でございます。

次に、決算書の253ページ、2の事業、事務局事務費でございます。決算額は471万9,781円でございます。概要につきましては、説明書の275ページをごらんください。財源内訳とし

ましては一般財源のほか、県委託金1万5,000円でございます。教育委員会事務局費は教育委員会学校教育部門の学校基本調査等の所掌事務費でございます。事務局職員賃金、各種負担金、需用費などの経常経費でございます。

次に、同じく決算書の253ページ、3の事業、幼稚園就園奨励費、幼稚園運営費補助事業でございます。決算額は2,317万6,900円でございます。概要につきましては、説明書の276ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金460万6,000円でございます。私立幼稚園における幼児教育の振興を奨励し、その充実と向上を図ることを目的とするもので、幼稚園就園奨励費は私立幼稚園へ通う園児を持つ保護者の負担軽減のための補助を行うもので、幼稚園運営補助につきましては町内にごございます私立の2幼稚園の運営に対する補助を行うもので、支出につきましては負担金、補助及び交付金のみでございます。

次に、決算書の255ページ、3目教育諸費の2の事業、小・中学校健康診断費でございます。決算額は1,201万4,823円でございます。概要につきましては、説明書の277ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。学校保健法に基づきまして児童・生徒及び職員の健康の保持管理を図るため、健康診断を行うもので、医師報酬や検査委託料など、学校で行う健康診断等の経常経費が主な支出でございます。

次に、決算書の255ページ、3の事業、教育振興事業費でございます。決算額は6,009万3,364円でございます。概要につきましては、説明書の279ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金の11万2,000円、寄附金3万円及び雑入106万6,380円でございます。教育振興事業費は、教育効果を高め、良好な学校教育が展開できるよう、児童・生徒及び教職員を支援する事業でございます。主な支出は、賃金におきます教員補助員賃金、需用費の各学校の図書館の図書購入費、吉田町ラーニングプラン業務委託料、備品購入費における通級指導教室の備品購入等でございます。

次に、決算書の257ページ、4の事業、教職員等負担金補助金でございます。決算額は336万590円でございます。概要につきましては、説明書の281ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のみでございます。教職員の資質向上と児童・生徒の教育振興に資するもので、支出としましては、確かな学力育成事業、小・中学校活動補助金、競技大会で県大会以上の派遣についての補助金等、負担金、補助及び交付金でございます。

次に、決算書の259ページ、5の事業、ちいさな理科館事業費でございます。決算額は648万276円でございます。概要につきましては、説明書の283ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、雑入4万100円でございます。子供たちの自然科学に対する興味、関心を引き起こし、生涯教育に資することを目的にちいさな理科館の運営を行うもので、臨時職員の賃金、講師謝礼金、管理委託料及び教材備品等の経常経費が主な支出でございます。

次に、2項小学校費につきまして御説明いたします。

決算書の261ページ、1目学校管理費の2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。決算額は2,478万801円でございます。概要につきましては、説明書の285ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金3万7,000円、使用料31万5,300円、基金繰入金62万1,000円、雑入20万7,000円でございます。住吉小学校において良好な教育活動が展開できるようにすることを目的として行うもので、主な支出としましては、賃金、需用費、役務費等の経常経費と、委託料では住吉小学校屋内運動場天井等落下防止対策工事の設計の業務委託を行っております。

次に、決算書の265ページ、3の事業、中央小学校維持管理費でございます。決算額は1億967万7,555円でございます。概要につきましては、説明書の287ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、使用料24万5,800円、国庫補助金4万円、基金繰入金8,359万2,000円、雑入は36万円でございます。中央小学校におきまして良好な教育活動が展開できるようにすることを目的として行うもので、主な支出としましては、賃金、需用費、役員費等の経常経費と、委託料では中央小学校屋内運動場天井等落下防止対策工事の設計業務委託、工事請負費では施設整備としまして中央小学校トイレ改修工事13カ所を実施をいたしました。

次に、決算書の269ページ、4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。決算額は2,698万6,582円でございます。概要につきましては、説明書の289ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫補助金8万7,000円、使用料24万5,900円、基金繰入金91万8,000円、雑入30万6,000円でございます。自彊小学校におきまして良好な教育活動を展開できるようにすることを目的として行うもので、主な支出につきましては、賃金、需用費、役員費等の経常経費と、委託料では自彊小学校屋内運動場天井等落下防止対策工事の設計業務委託、それから工事請負費では施設整備としまして、合併浄化槽修繕工事などを実施をいたしました。

次に、決算書の273ページ、2目教育振興費の2の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は191万7,442円でございます。概要につきましては、説明書の291ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金1,000円でございます。経済的な理由によりまして住吉小学校への就学困難な児童につきまして学用品等を給与する事業で、支出は全て扶助費でございます。

次に、同じく決算書の273ページ、3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は189万8,827円でございます。概要につきましては、説明書の292ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のみでございます。住吉小学校と同様に、経済的な理由によりまして中央小学校への就学困難な児童につきまして学用品等を給与する事業でございます。支出につきましては全て扶助費でございます。

次に、同じく決算書の273ページ、4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は78万6,658円でございます。概要につきましては、説明書の293ページをごらんください。財源内訳につきましては一般財源のほか、国庫補助金7,000円でございます。こちらほかの学校と同様に、経済的な理由によりまして、就学困難な児童につきまして学用品等の給与を行う事業でございます。支出につきましては全て扶助費でございます。

次に、決算書の273ページ、3目特別支援学級費の2の事業、住吉小学校別支援学級費でございます。決算額は28万5,605円でございます。概要につきましては、説明書の294ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金9万9,000円でございます。特別支援学級の維持管理のほか、特別支援学級の保護者の経済負担を軽減するための学用品等を給与する事業でございます。

次に、同じく決算書の273ページ、3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。決算額は24万1,254円でございます。概要につきましては、説明書の295ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金8万4,000円でございます。特別支援学級の維持管理のほか、特別支援学級の保護者の経済負担を軽減するための学用品等を給与するという事業でございます。

次に、決算書の275ページ、4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。決算額

は19万6,607円でございます。概要につきましては、説明書の295ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金8万4,000円でございます。特別支援学級の維持管理のほか、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するための学用品等を給与する事業でございます。

次に、3項中学校費でございます。

決算書の275ページの下段、1目学校管理費の2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。決算額は6,046万3,855円でございます。概要につきましては、説明書の297ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金1万4,000円、使用料62万5,600円、基金繰入金1,833万8,400円、雑入54万円でございます。吉田中学校におきまして良好な教育活動が展開できるようにすることを目的として行うもので、主な支出は賃金、需用費等の経常経費とともに、工事請負費では施設整備で吉田中学校屋内運動場屋根等改修工事とテニスコートのフェンス取りかえ工事を実施しております。それから、委託料では吉田中学校屋内運動場天井等落下防止対策工事の設計の業務委託を行っております。

次に、2目教育振興費でございます。決算書の279ページ、2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。決算額は490万9,968円でございます。概要につきましては、説明書の299ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金1万5,000円でございます。経済的な理由によりまして吉田中学校への就学が困難な生徒につきまして学用品等を給与する事業で、支出につきましては全て扶助費でございます。

次に、同じく決算書の281ページの3目特別支援学級費の2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。決算額60万1,295円でございます。概要につきましては、説明書の300ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、国庫補助金19万8,000円でございます。中学校における特別支援学級の維持管理を含め、特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するもので、支出は需用費、原材料費、扶助費などでございます。

次に、4項社会教育費につきまして御説明をいたします。

決算書の283ページ、1目社会教育総務費の2の事業、社会教育総務費でございます。決算額は115万871円でございます。概要につきましては、説明書の301ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、基金繰入金373円でございます。社会教育総務費では社会教育部門の所掌事務の事務費で、臨時職員賃金、旅費、需用費、役務費などの経常経費が主なものでございます。

次に、同じく決算書の283ページ、3の事業、社会教育委員費でございます。決算額は57万100円でございます。概要につきましては、説明書の302ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。社会教育委員につきましては、社会教育法第15条の規定によって設置をされまして、同第17条の規定により各活動を行っておりまして、支出は社会教育委員に対する報酬、旅費及びこれに伴う負担金でございます。

次に、同じく決算書の283ページ、4の事業、人権教育事業費でございます。決算額は8万7,140円でございます。概要につきましては、説明書の304ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。人権教育事業費は人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために行っているもので、平成26年度には社会福祉課と共催で、藤田敬一さんをお招きしまして、「生き合う町づくりのために皆さんに期待すること」という演題で人権教育講演会を実施しました。支出は、報償費の講師謝金、旅費、需用費でございます。

次に、決算書の285ページ、5の事業、芸術文化振興事業費でございます。決算額は329万6,720円でございます。概要につきましては、説明書の305ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、雑入20万8,900円でございます。文化芸術を振興し、心豊かな暮らしを創造することを目的として行っているもので、主な支出は、報償費、需用費、負担金、補助及び交付金で、事業としましては劇団講演とコンサートの実施、文化協会への補助等、文化祭の実施などでございます。

次に、決算書の285ページ、6の事業、文化財保護事業費でございます。決算額は79万7,831円でございます。概要につきましては、説明書の306ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、雑入1万6,200円でございます。文化財を保存し、理解を深めることを目的として行っているものでございます。主な支出は、報酬、需用費等の経常経費でございます。26年度には、吉田町の文化財の冊子の改定を行っております。

次に、同じく決算書の285ページ、7の事業、青少年健全育成事業費でございます。決算額は37万1,783円でございます。概要につきましては、説明書の307ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。青少年健全育成事業は、たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年を育成をするために行っている事業でございます。成人式の実施、青少年健全育成委員会の開催などの事業でございます。主な支出としましては、補償費、旅費、需用費、委託料、負担金でございます。

次に、同じく決算書の285ページ、8の事業、生涯学習推進事業費でございます。決算額は11万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の309ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。人が生涯にわたり学び続け、豊かな生活を送ることを目的として行うもので、生涯学習推進委員の研修会の実施、にこにこ青年講座及びぼっかぼかの会の学習活動の事業委託を行っておる内容でございます。支出は、報償費、委託料でございます。

次に、決算書の287ページ、9の事業、地域教育推進事業費でございます。決算額は66万4,200円でございます。概要につきましては、説明書の310ページをごらんください。財源内訳としまして一般財源のほか、雑入26万6,445円でございます。地域全体で子供を育てる体制を作り、子供たちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティーの活性化を図ることを目的として行う事業でございます。主な支出につきましては、委託料、それから補助金でございます。

次に、同じく決算書の287ページ、2目公民館費の2の事業、中央公民館運営費でございます。決算額は2億5,781万4,646円でございます。概要につきましては、説明書の312ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、使用料4万8,020円、基金繰入金1億3,758万6,140円、町債が9,120万円でございます。生涯学習の場を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的としまして中央公民館の施設管理を執行するもので、主な支出につきましては、臨時職員の賃金、ほか管理のための経常経費に加えまして、平成26年度には工事請負費及び委託料で中央公民館の耐震補強及び大規模改修工事を実施しております。

次に、決算書の289ページ、3の事業、中央公民館活動費でございます。決算額は392万6,198円でございます。概要につきましては、説明書の312ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、雑入370万円でございます。生涯学習の一環としまして中央公民館の学習活動を展開する事業で、報償費、需用費などの経常経費が主な支出でございます。

次に、同じく決算書の289ページ、4の事業、地域教育活動費でございます。決算額は275万9,742円でございます。概要につきましては、説明書の314ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、雑入143万9,500円でございます。地域教育活動費は地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うもので、報償費、需用費、使用料及び賃借料が主な支出でございます。

次に、決算書の291ページ、3目学習ホール運営費、2の事業、学習ホール運営費でございます。決算額は845万7,937円でございます。概要につきましては、説明書の316ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、使用料93万5,400円、それから雑入が100万円でございます。芸術文化の場を提供し、芸術文化の振興を図ることを目的として、学習ホールの管理運営を執行するもので、需用費、役員費等の経常経費に加えまして、ユニバーサルデザイン化事業によるトイレ改修工事費が主な支出でございます。

次に、決算書の299ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費の2の事業、社会体育振興費でございます。決算額が868万586円でございます。概要につきましては、説明書の321ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、雑入71万6,038円でございます。社会体育振興費は体育の振興を図ることを目的としまして、町民1人1スポーツを目指したスポーツ活動の場を提供する事業で、スポーツ推進委員による各種スポーツ教室の実施や体育協会への活動補助、駅伝体会などの競技会の実施でございます。主な支出は、報酬報償費、需用費、負担金、補助及び交付金でございます。

次に、決算書の301ページ、3の事業、体育施設広場維持管理費でございます。決算額は524万9,943円でございます。概要につきましては、説明書の323ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。社会体育施設広場維持管理費は社会体育にかかわる施設の維持管理を行うもので、中央コミュニティー、住吉コミュニティー、高島スポーツ広場等の維持管理費でございます。主な支出につきましては、需用費、役員費、委託料等でございます。

次に、同じく決算書の301ページ、2目給食施設費の2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（給食施設費）でございます。決算額は1億808万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の324ページをごらんください。財源内訳としましては全て一般財源でございます。吉田榛原共同調理場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政における学校給食事業の円滑な執行に資するもので、負担金でございます。

次に、決算書の301ページ、3目体育館運営費の2の事業、総合体育館運営費でございます。決算額は1,482万1,975円でございます。概要につきましては、説明書の325ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、使用料284万6,700円でございます。社会体育の振興を目的としまして総合体育館の維持管理を行うもので、賃金、需用費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。

次に、決算書の305ページ、3の事業、吉田町体育センター運営費でございます。決算額は154万313円でございます。概要につきましては、説明書の327ページをごらんください。財源内訳としましては一般財源のほか、使用料72万9,800円でございます。社会体育の振興を目的としまして吉田町体育センターの維持管理を行うもので、需用費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。

以上が教育委員会事務局の決算内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、図書館長、お願いします。

図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 図書館でございます。

図書館からは、10款4項4目図書館費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により説明させていただきます。

決算書の293ページ、2の事業、図書館管理費でございます。決算額は4,370万6,179円でございます。概要につきましては、説明書の318ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源と図書館使用料45万8,500円でございます。図書館管理費は図書館施設の維持管理費のための経費で、施設設備の修繕料、電気水道使用料等の需用費、電話料等の役務費、警備保障業務、ビル管理業務、清掃業務等の委託料、このほか図書検索システムインターネット等の使用料、図書館情報システムの借上料、図書館用地の土地借上料など、経常的な経費が主なものでございます。

なお、昨年度当初に地権者から早急に用地買収を進めてほしいという要望が出されたことから、12節役務費につきまして不動産鑑定評価手数料100万80円の支出がございました。また、15節の工事請負費につきましては、老朽化で使用できなくなっておりました監視カメラの更新工事を実施し、189万円を支出しております。

次に、決算書の297ページ、3の事業、図書館活動推進費でございます。決算額は2,236万8,260円でございます。概要につきましては、説明書の319ページをごらんください。財源につきましては全て一般財源でございます。図書館活動推進費は、主に図書館サービス、運営のための経費で、主な支出といたしましては、図書館協議会委員報酬、臨時職員賃金、講師謝礼金、図書購入費、図書視聴覚資料のマーク作成業務委託料、日本図書館協会、静岡県図書館協会への負担金等でございます。

平成26年度は、図書館会館15周年を記念し、子供向け事業として本と理科を結ぶことをコンセプトに「理科読ワールドへようこそ」と題しまして、東京にございますガリレオ工房から講師2人を招き、10月4日の土曜日と5日の日曜日に授業を実施いたしました。2日間で親子合わせまして48人の参加がございました。

また、大人向け事業といたしましては、「朗読と生演奏による大人の朗読会」と題しまして、太宰治の「カチカチ山」を静岡県舞台芸術センター（SPAC）所属の俳優2人によって演じていただき、52人の参加がございました。

なお、平成26年度の図書館の利用状況につきましては、説明書の320ページにまとめてございますが、開館日数は280日、貸し出し人数4万8,603人、貸し出し冊数21万5,978冊、来館者数は11万8,604人ございました。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 以上で第49号議案の詳細説明を終わります。

---

## ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。



本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時30分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第9日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の一般質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） おはようございます。10番、藤田和寿でございます。

私は、さきに通告したとおり、土地利用の推進について一般質問を行います。

町は、平成19年12月に吉田町第2次国土利用計画、平成21年2月に吉田町都市計画マスタープランを策定して、計画的な土地利用を進めています。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災による環境の変化により、都市整備環境は大きく変わったと考えております。

また、人口急減及び超高齢化の克服と成長力の確保に向けた国の総合戦略を受けた地方創生の動き、具体的には「地方人口ビジョン」や「地方版総合戦略」の策定の推進により、地域間競争がさらに激しくなることが予想されております。地域の実情と要求に即した土地利用の推進が今後ますます求められると考えております。

そこで、土地利用の状況や今後の状況について、以下町長にお伺いいたします。

1、後期基本計画で「生活環境の調和と多様な機能を備えたまち」を目指し事業展開を図っておりますが、土地利用の成果として2項目において目標を掲げております。どのような

状況でしょうか。

1、後期基本計画の成果指標として適正な土地利用に満足している割合は、平成27年度目標を30%としているが、いかがでしょうか。

2、同じく後期基本計画の成果指標として、土地利用承認申請の承認件数について、平成21年度実績14件を、平成27年度目標として20件としております。過去5年間の申請件数と承認件数の推移状況はいかがでしょうか。また、その状況に対する分析と対策はいかがでしょうか。

二つ目の項目としまして、有限の土地の活用と税込確保、そして雇用の拡大策として、健やかで活力ある都市づくりは、地域間で誘致競争が行われております。そして、特区や工場立地法など土地利用において緩和傾向にあると考えております。

そこで、近隣市に比べ厳しい我が町の土地利用は見直しの必要があると考えるが、いかがでしょうか。例えとしまして、事業用敷地の緑化、調整池、隣接地の開発などでございます。

3項目め、総合特区事業推進計画として、内陸のフロンティアを拓く取り組みに参画し、物資供給拠点確保と企業活動維持支援事業は、津波防災のまちづくりとともに土地利用の推進においても期待するところでございます。

そこで、特区だけでなく、町全体が持続的発展を目指し、第5次総合計画策定後に用途地域の見直しの必要を考えますが、いかがか。

以上、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 土地利用の推進についてお答えします。

まず、1点目の後期基本計画で「生活環境の調和と多様な機能を備えたまち」を目指し事業展開を図っておりますが、土地利用の成果指標はどのような状況ですかの御質問のうち、適正な土地利用に満足している割合は、平成27年度目標を30%としているが、いかがかについてお答えします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画の土地利用構想では、限られた貴重な資源である町土は、地域社会を成立させている共通の基盤であり、地域の発展と町民の暮らしに深いかわりを持っており、当町では全ての土地利用に当たり、住民の暮らしの安全性、快適性を最重要視し、これまで育んできた歴史と伝統を継承した文化の香りが高いまちづくりを展開していくこととしております。

また、地域ごとに特色ある土地利用を推進しつつ、町全体としての方向性の統一を図り、調和のとれた土地利用の形成を目指すこととし、これらを踏まえて、町の土地利用を二つのゾーンとして捉え、それぞれの方向性を示しております。

この二つのゾーンとは、東名吉田インターチェンジ・能満寺山公園・吉田漁港を結ぶ都市軸を核として、他の土地利用ゾーンと有機的に形成される地域とする都市的土地利用ゾーンと、海岸地域や吉田田んぼなど、自然環境と市街地との調和を図り、近隣地域との共有財産という認識に基づいて、自然環境の保全と活用を推進する地域である自然保全・活用土地利用ゾーンとしております。

また、土地利用の役割は、必要な基準を定めて、その適正な施行を誘導することにより、

施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保を行うものでございます。

御質問の適正な土地利用に満足している割合でございますが、平成25年度に実施しました「まちづくりに関する住民意識調査」における住居地域・工業地域などの用途に応じた適正な土地利用に係る住民満足度は23.6%という状況でございます。

町では、土地利用対策委員会での審議など、町が目指すべき土地利用に向けて規制、誘導を行っておりますが、引き続き適正な指導を行うことで、平成27年度目標の満足度30%に近づけてまいります。

続きまして、1点目御質問のうち、土地利用承認申請の承認件数について、平成21年度実績14件を、平成27年度目標として20件としています。過去5年間の申請件数と承認件数の推移状況はいかがか。また、その状況の分析と対策はいかがかについてお答えします。

過去5年間の土地利用申請件数及び承認件数につきましては、平成22年度9件、平成23年度9件、平成24年度8件、平成25年度12件、平成26年度17件の合計55件でございます。

平成22年度からの3カ年は、申請件数及び承認件数は横ばいから減少傾向でございましたが、平成25年度からは増加傾向に転じております。

これを分析いたしますと、申請件数の減少は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の津波被害などの影響もあり、事業者が土地利用事業への投資を控えたものと考えられ、増加傾向に転じたことにつきましては、津波避難タワーを初めとする津波防災まちづくり事業や、幹線道路を主とした道路整備事業の成果が一定の効果をもたらしたものと推測しております。

町といたしましては、引き続き津波防災まちづくりを継続し、安心・安全な町を目指すとともに、内陸フロンティアを拓く取り組みによる物資供給拠点確保事業、企業活動維持支援事業を進めることが、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した当町が目指す土地利用を加速させ、より一層の町土の発展に資するものと考えております。

次に、2点目の御質問の有限の土地の活用と税収確保、そして雇用の拡大策として、健やかで活気ある都市づくりは地域間で誘致競争が行われています。そして、特区や工場立地法など土地利用において緩和傾向にあると考えます。そこで、近隣市に比べ厳しい我が町の土地利用は見直しの必要があると考えるが、いかがか（事業用敷地の緑化・調整池・隣接地の開発など）についてお答えします。

最初に、近隣市に比べ厳しい我が町の土地利用ということでございますが、第4次吉田町総合計画後期基本計画の中の土地利用の構想が、近隣市と比較して厳しいということではなく、当町が個別の事業に対して行っている指導の基準、いわゆる「吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱」第8条の承認の基準が厳しいとの御質問内容と判断し、お答えいたします。

まず初めに、事業用敷地の緑化でございますが、町では現在、平成4年12月に制定をいたしました「吉田町緑のオアシス条例」及び「吉田町緑のオアシス条例施行規則」に基づき、500平方メートル以上の敷地を有する工場、店舗、倉庫、共同住宅、その他の事業を行う事業者の皆様へ一定率以上の緑化に御協力をいただいております。

緑地率の規定内容でございますが、新設の場合と既設の場合で区別をしており、新設の場合、敷地面積が1,000平方メートル未満の事業場につきましては、敷地面積の10%以上、敷

地面積が1,000平方メートル以上の事業場につきましては、敷地面積の20%以上の緑地を求めております。

一方、既設の場合につきましては、一律敷地面積の10%以上の緑地を求めるものでございます。

これ以外には、事業用地の緑化に対する基準として工場立地法で定める緑化率等がございます。

この工場立地法は、高度経済成長に伴う公害問題などの社会情勢を受けて、昭和49年6月に施行されたものであり、製造業等に係る一定規模以上の工場または事業場、いわゆる「特定工場」の設置等を行う場合の届け出等が義務づけられたものでございます。

静岡県は、県内経済の回復に向け「静岡県産業成長戦略会議」において、次世代産業の創出を加速化するための新たな施策や、事業活動の活発化に向けた環境整備についての検討を行い、その一環として工場立地法に基づく県条例を制定することにより、町村部を対象とした緑地率等の緩和を行うこととし、平成27年10月1日から施行することとなっております。

緑地率等の緩和を行うことで工場の事業活動の活性化を図ることを目的としており、この内容は、町で進めております内陸フロンティアを拓く取り組み等にも大きく関係するものであると認識しております。

当町の事業場敷地の緑化につきましては、さきに述べさせていただきましたとおり、「吉田町緑のオアシス条例」及び「条例施行規則」で規定しているところであり、工場立地法の届け出対象となる事業場は条例の適用除外とされておりますことから、工場立地法の届け出対象となる事業場以外の緑化率の緩和につきましては、「吉田町緑のオアシス条例施行規則」の改正が必要となることもあり、現在検討を行っているところでございます。

次に、御質問の調整池でございますが、現在町では、新たに1,000平方メートル以上の土地利用事業を施行する場合、原則として事業者に対して、防災の個別指導として調整池の設置を指導しております。

調整池とは、農地や池沼、雑種地などが開発され、宅地化されることにより、それまでは地下へ浸透したり、区域内に貯留していた雨水がそのまま道路や水路へ、さらには隣接する住宅などへと流出し、浸水被害を引き起こすという危険性をなくすため、一時的に雨水を貯留し、少しずつ河川へ放流するための施設でございます。

近隣市の調整池設置基準の状況につきましては、焼津市、藤枝市、牧之原市、菊川市につきましては、1,000平方メートル以上の土地利用事業につきましては、原則義務づけとなっております。当町同様の指導を行っているところでございます。

一方、島田市では、3,000平方メートル未満の宅地分譲についてのみ設置は不要という内容でございます。

また、御前崎市につきましては、1,000平方メートルから2,000平方メートルまでの土地利用事業につきましては、放流河川が1分の1以上の河川断面、2,000平方メートルから3,000平方メートルまでの土地利用事業につきましては、放流河川が7分の1以上の河川断面があれば、調整池は不要ということになっております。

当町の状況を申し上げますと、土地利用事業の放流先である町の河川や水路のほとんどは、土地利用事業で新たに発生する雨水の流出形態に対応できない状況であるため、一時的に雨水を貯留し、少しずつ河川に放流する調整池の役割は大きいものとなっております。

さらに近年の異常気象により、以前に比べゲリラ豪雨の発生が多くなっている自然環境は、当町におきましても同じであり、調整池の必要性はさらに高まっていると認識をしており、現時点では調整池に関する設置基準の緩和は考えておりません。

次に、御質問の隣接地の開発でございますが、近隣市に比べ厳しいということですので、隣接地が開発を行った場合の土地利用事業上での一体性の取り扱いと推測し、お答えいたします。

町が土地利用事業の審議におきまして、一つの指針としております「静岡県開発行為等の手引き」の中では、許可を要しない小規模な開発行為が行われた後に、隣接地等で一体的な土地利用を目的とした開発行為が行われる場合において、既に行われた開発行為の区域を含めた区域全体の面積が許可を要する規模以上である場合には、原則として既に行われた開発行為の区域を含めた全体で開発許可を受けるものとしております。

これには「ただし書き」がございまして、「既に行われた開発行為の完了後5年以上経過している場合で、かつ計画性がないと認められる場合は、この限りではない」とされており、さらに平成27年4月1日の改訂によりまして、「完了後5年以上」を「3年以上」に短縮している経緯がございます。

他方、当町では、以前から県のただし書きのように年数の設定を行っておらず、既存のものが古いものであっても、新たに設置しようとするものとの利用形態の一体性に重きを置く判断基準としております。これはいわゆる「申請逃れ」による無秩序な開発を防ぎ、施工区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境の確保を目的に指導しているものであり、一定の効果が見られることから、現時点での見直しの必要性はないと考えております。

最後に、3点目の御質問の総合特区事業推進計画としての内陸のフロンティアを拓く取り組みに参画し、物資供給拠点確保と企業活動維持支援事業は、津波防災まちづくりとともに、土地利用の推進においても期待するところです。そこで、特区だけではなく町全体が持続的発展を目指し、第5次総合計画策定後に用途地域の見直しが必要と考えますが、いかがかについてお答えします。

現在、当町の用途地域の指定状況につきましては、昭和59年10月1日に用途地域を設定し、その後、平成5年10月1日に都市計画法改正に伴う用途地域の見直しを行い、用途地域の割合は住居系が356ヘクタールの62.7%、商業系が14ヘクタールの2.5%、工業系が198ヘクタールの34.9%となっております。

内陸フロンティアを拓く取り組みにおける物資供給拠点確保事業と企業活動維持支援事業は、町の土地利用の方向性や用途地域に与える影響は大きなものであると認識しておりますので、2地区を中心に、それ以外の地域も含めた用途地域の見直しの必要性の有無について検討をまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はございますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 御答弁のほどありがとうございます。

私が目的としたことはほぼ今の答弁で検討していくということでいただきましたので、質問をした目的は達成されましたので、満足しております。冒頭お礼を申し上げます。

それでは、再質問させていただきます。

今回冒頭ですけれども、本当に台風18号の影響で、9日のきょう議会に臨むに当たりまして、担当課長の方には本当に寝てないんじゃないかなと思ひまして、早く終わらせるようにしますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの質問の中で、成果目標という形で30%といった目標に対しまして、今現時点23.6%といった形での実態であるといったこととありますけれども、答弁のほうであったんですけれども、平成25年に行った吉田町まちづくりタウンミーティング調査ということとあります。先日の、失礼しました、町づくり意識調査ですね。総合計画策定の住民意識調査ということなんですけれども、25年ですか、26年、私がこの間、吉田町まちづくりタウンミーティングで行ったときにもらった資料だと、26年3月1日で、3月20日から3月30日で25年度に行っているんですけれども、この資料でよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 間違いございません。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） それによりますけれども、住居地域、工業地域などの用途に応じた適正な土地利用という形でなっている割合でありますけれども、やや満足している、どちらとも言えないという方が601、やや満足しているが207という形で、分析して満足度と偏差値をまとめたところとありますけれども、それで評価するところによりますと、問題はありますが、緊急度は低いというところの位置、ゾーンに入っているということで、このタウンミーティングのときの説明会で資料によりますとそのような形でなっているわけなんですけれども、今の現実、23.6%という形となっておりますし、目標が27年が30%ということとありますので、御答弁のとおり、町としてはほぼよしといったような御判断をされているわけですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 目標値は総合計画を設定するときに、本来であるならば100%が好ましいというのが本当だとは思いますが、実情に合わせまして30%という目標値を設定させていただいている中で、25年度の調査におきましては23.6%という数字が出ておる中で、現状で満足をしておらず、町長答弁のほうにもございましたけれども、適正な土地利用事業の審議を行いまして、30%に近づけてまいりたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

その辺のところ、すぐにはあれですけれども、今後見直しを図っていくということで、具体的にはオアシス条例の指導のところの部分と、オアシスないんですね。用途の見直しは今後検討していきたいよという形で、ちょうど総合計画も策定して、地域総合戦略も早々に策定する時期でありますので、吉田町の新たなビジョンづくりというんですか、そういったものも踏み出すんだなということは本日の答弁で確認できました。

実際ですけれども、緑化も必要なんですよね。土地利用というのは開発ばかりをすることではなくて、両方のものがいいと思うんですよね。吉田町という20キロ平米として限られているところの中で、それをいかに有効で未来永劫繁栄していくような形での土地利用を行うことによって町が豊かになると思ひますし、心温まる町になると思われるわけなんですけれども、その誘導と規制の観点のところの尺度というんですか、そういったものというのは、こ

の土地利用の申請件数が先ほどあったわけですが、申請件数が平成25年度は12件で、26年が17件といった形であるわけですが、全てが通っているわけではなくて、それは制限も行っているということで、その辺のところの申請に対する土地利用委員会の中での考え方というのはどのようなものなんでしょうか。条件に対して合っていればオーケーとか、その辺の今後町が考える、この地域はこういったことに誘導していきたいよという考え方がございますよね。先ほど町長が言った、町は二つのゾーンとして、都市軸と自然保全活用ゾーンという形で二つのゾーンに分けたいと。その中においてそういった行為が行われたときには、指導を行っていくという考え方なんですか。全てが通っていないというのは本当に事務的な書類的な不備で通っていないのか、それとかそういった町の意味が入っていて、規制がかけられているのか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 土地利用の方向性としまして二つのゾーンを設定をさせていただいてまして、都市的土地利用ゾーン、自然保全活用土地利用ゾーンということでゾーニングはさせていただいている中で、じゃ、個別の案件につきましてどのような基準で審議をしていくか、方向性を求めていくかということにつきましては、土地利用対策委員会で審議をさせていただいております。その土地利用の方向性を全て決めるのは土地利用対策委員会だけではなくて、いろいろな都市建設課での指導も含めて土地利用というものが成り立っていると思います。一つの事案に対して土地利用対策委員会というもので審議をさせていただいている中で、基準を設けさせていただいて審議を行っております。申請があつて、審議に漏れてしまうものが、基準に合わないものがあるのかどうかというところでございますが、26年度の状況を申し上げますと、そういうようなものはなくて、皆さんの御協力を得て、適正な土地利用ができていっていると思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） はい、わかりました。土地利用を申請するに当たりましては、いろいろな形で周りの地域の方々、隣地の方々も含めまして、さまざまな御同意をいただきながら申請されてくると思われまますので、そういったことはないということで、またその二つのゾーニングをもとに、町として土地利用以外にもさまざまな指導を行っているといったところで理解しました。

そうした中で、先ほどのオアシス条例というものが平成4年に制定されまして、オアシス条例は町民が緑豊かな都市環境の中で、健康で快適な文化生活の営みができるよう、町と町民が一体となって緑化の推進と保全に努め、緑あふれる都市づくりを図ることを目的とするといった形でのオアシス条例であるわけですが、その中の指導の中で、条例施行規則の中で、事業場敷地の緑化という形で、先ほど町長が御答弁されたとおり、500平米以上の場合、また1,000平米以上の場合という形になっているわけですが、きょう参考資料として皆様の席のほうに配らせていただきました近隣市の比較という形で、先ほど町長が答弁されたとおり、条例とかいろいろなものでありますので、細かいことをいろいろ書きますと非常にわかりづらい資料になりますので、抜粋でございまして、多少私の意図しているところが不完全な場合があるかもしれませんが、冒頭お断りしておきますけれども、大ざっぱで言いますと、吉田町が20%、牧之原市3%、御前崎市3%、島田市6%、藤枝市6%、焼津市10%といった形であります。



平成4年ころ、吉田町は企業のほうが進出で吉田町に工場を建てるといふ、進出すると、もう本当に名誉なこと、なかなか進出が難しいと。富士フィルムさん、日ハムさん、オカモトさん、また枚挙に暇ありませんけれども、超優秀な企業が進出されている吉田町に工場を進出したいというような形で、非常に立地が盛んに行われておりましたけれども、限られた面積でありますし、用途もありますし、非常に厳しいという形の意向もあったんじゃないかなと思うんですけども、非常にハードルを高くされているわけでもありますけれども、この条例をつくったときの20にした経緯というのを少し今後見直しを図られるということでありますので、見直しを図るじゃないです、失礼しました。検討していくということでありますので、そのつくったときのやはり経緯というのをしっかり理解していないといけないと。ただ、制限を下げるといふことではいかがかと思うものですから、その目的に沿った形で緩和していかねばならないなどは他方考えるんですけども、その当時の目的というんですか、経緯の説明をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 平成4年12月25日に制定されております吉田町緑のオアシス条例の第1条に目的がございます。そこには町と町民が一体となって緑化の推進と保全に努め、緑あふれる都市づくりを図ることを目的とするということの中で、都市環境の中で健康で快適な文化生活の営みができるよという言葉もございます。それに加えまして、当時地球温暖化も叫ばれておりました。その防ぐ目的も一つありますし、良好な都市空間の創造という中では、緑地というものは大切であるということで、吉田町のほうで制定した経緯がございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） それならばほかの市町のように半分ぐらいでもよかったのではないかなと思うんですけども、この20にした理由というのを再度お願いします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員のほうから提出いただいております一般質問の資料のこととございますが、吉田町の他市町のことは余り触れませんが、吉田町のことにつきまして少し説明をさせていただきます。

吉田町のこの緑地公園の20%というものでございますが、先ほど来説明をしておりますように、まず土地利用事業の新設と既存と分かれていまして、必ずしも20%というものではないでございます。既存、今まであったものに対しては10%でございます。さらに新設の場合でも面積関係がございまして、10%、20%として分かれているものでございます。最大で20%ということとございますので、その中でお答えをさせていただく中では、工場立地法の関係で20%ということ参考にしていて、先ほど来吉田町は昔から防災、いわゆる調整池ですけども、防災機能の充実と緑の重要性に重きを置いておりますので、20%というものを設定させていただいております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 先ほどの答弁の繰り返しになってしまうので大変恐縮なんですけれども、工場立地法のほうですけども、先ほど町長も御答弁されたとおり、10月1日から県条例のほうは緩和するという形となっております。12月の記事でありますけれども、県内全ての町を対象に条例で、工場新造時の基地内の緑地率を緩和すると。規制緩和による企業誘

致促進を目指すとして、県内12町と合意済みで、ことしの2月の定例会に提出をするといった形で10月1日から施行するわけなんですけれども、この県内12町と合意済みということなんですけれども、うちの町も合意したんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 合意をしております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 工場立地法というのは敷地面積が9,000平米以上のですから、非常に大きなものでありますので、私が主体としている1,000平米以上となると、もう少し面積も小さくなりますので、その中の何%といいますと、非常に割合が大きくなる可能性もあるものですから、この県条例のほうの改正があって、工場地で、これもいろいろあるものですから、非常にわかりづらくてあれなんですけれども、準工業地域であった場合と環境施設の緑地面積率を15%以上、環境施設面積は20%以上、工場地域では10%以上、同じく環境施設面積が15%以上ということで、用途によってパーセントが違ってくるものであれですけれども、うちの町のこのオアシスの場合は1,000平米以上という形でなっている、1,000平米の場合は10%、課長が言われたように、既設の場合は10%、新設の場合の1,000平米以上は20%となっているわけでありまして、こういったところも用途によって変えていくようなことまで検討されていくんですか。今後の話ですけれども。この検討するに当たって。それについてはどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 検討段階ですので、詳細なところまではお話できなくて申しわけございませんが、少なくとも県条例の改正に準じまして、準工業地域、工業地域、工業専用地域の整合性はとっていかなければならないと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今回何で県が改正したか、先ほども答弁にもあったかもしれませんが、環境に配慮しつつ規制緩和を進め、企業が立地しやすい県であることを全国にPRしていくということで、県の経済産業部はこの条例の制定に当たり、各市町にこの条例と同じようなものを制定するように呼びかけているという形で、県内では7市が緑地緩和の条例をもう既に制定してあるということでもありますので、うちの町も将来的にはこういった形のオアシス条例がどうなるかわかりませんが、緑地率緩和の条例の改正を制定していくという考え方でよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 条例の改正というよりもオアシス条例施行規則の改正ということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 緩和に向けての改正をするということ、施行規則の改正を行うということでもよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） オアシス条例にかかわる緑化率の件でございますけれども、現在の当町のオアシス条例の背景というのは、当初制定当時に、非常に議員

さんの御質問にもございましたけれども、大規模な開発が相次いで、非常に開発される率がふえていたということもございまして、また、吉田町の場合はまだ未線引き地域ということで、市街化調整区域なども決まってないところから、開発が非常に無秩序に進む可能性があるということを考えまして、できるだけ吉田町の場合は山林も余りございませんし、緑地を人工的に守っていかないと、なかなか住民の皆様方に潤いのある環境が提供できないだろうというような、そういうことを考えまして、それで緑地をできるだけ残せるような、そういう取り組みをしようじゃないかということで、オアシス条例の制定に至ったわけでもございまして、議会にもお認めをいただいたという経緯がございます。

それで、その緑化率をどうするかということについては、先ほど都市建設課長の答弁にもありましたが、工場立地法を参考にさせていただいたということでもございますが、工場立地法そのものは法律の中で緑地率をどうするかということは定めていなくて、それぞれ都道府県の準則に委ねるということになっておりまして、県のほう、静岡県の場合は今まで緑地20%と、それから、その他の環境施設を5%以上ということで、緑地プラスその他の環境施設を含めて25%以上をとるようにと、こういう準則の指導があったわけでもございます。

このオアシス条例を定めるときには、その工場立地法が目指すところも環境保全ということでもありますし、また、その他の環境施設がなぜあるかということについては、工場立地法、製造業が対象ですので、この大型の製造業の立地に対して従業員の皆様方の厚生面も考慮しなければいけないということから、5%以上の環境施設、全て緑地で満たしてもいいわけでもございますが、そういう内容でもございます。当町としては、その緑地の部分については目指す方向は工場立地法と同様であろうということで、県の準則の20%というのを基準に制度設計を図っていったというのが経過でもございます。

こうした経過でもございますので、県の準則が変われば、そうした考え方も見直さなければいけないだろうというふうには考えておりますが、今回県が打ち出している緩和できる対象というのが御質問にもありましたとおり、用途の設定がなされているところというところでもございますので、当町の場合は用途設定部分については、それに準ずることは前提としては考えなければいけないというふうに思っておりますが、それ以外の開発についてどうするかという課題が残されておりますので、そうしたところを十分に検討した上で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

あくまでも工場立地法にあれですけども、工場立地法というのはあくまでも大型のあれでありますので、土地利用にかかわるのが1,000平米ですから、例えば小さな商店とかコンビニとか、そういったものはちょっと見合いが違ってくると思うものですから、今後検討するに当たりましては、これから町が勢いのある町を継続するためにも、いろいろな業種を問わず、町へ来ていただく。誘致を考えるに当たりましては、緩和傾向がよろしいのではないかなと思いますので、お願い申し上げます。

続きまして、調整池に関しましては、本日のことでもありますのであれなんですけれども、調整池はつくるときには土地利用の形でしっかりと処理的なことはやるんですけども、つくった後の調整池がちゃんと機能しているかといったところまではしっかりと管理されてい

るんでしょうか。調整池の中に草が生えてしまって、調整池の機能を果たさなかったり、いろいろな形での先ほどの答弁にもありましたけれども、今ある町内の河川が排出する量はいっぱいいっぱい、新たなものが集中的に出ると大変であるといった、本日の議会冒頭にも時間雨量の話も出ましたけれども、ゲリラ豪雨等々あるわけでごさいます、つくるときに指導するのであれば、つくった後もしっかりと管理をするのだと思うのですが、その管理というのはどうなっていますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 御質問の調整池の管理でございます。細かい話になりますが、企業の調整池と宅地分譲の調整池と単純に考えていただきますと、一般企業の皆さんがつくられた調整池につきましては、管理計画書というものを出示していただいて、その方たちに管理をしていただくという維持管理の部分についてはそうなっております。

一方、宅地造成につきましては、そこに住まわれた方たちが維持管理をしていってほしいということで協定を結びまして、お願いをしておるのが現状でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、協定なり計画書を出していただければ確認はしない。そのときは確認するしかないですけれども、経年してから確認はしないということですね。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 定期的の確認はしておりませんが、この大雨ですとか、でかなり私どもも神経を使っています、パトロールの中で大雨で浸水被害が発生しそうなところですかというのはある程度わかっておりますので、そういうところを重点的にパトロールをしている中で目視をさせていただいて、点検、中まで入りませんが、状況を確認させていただいているということを行っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

早く終わらせるつもりだったんですけれども、あと9分しかなくなってしまって、たくさんあるものであれですけれども、指導する権限は町にはないということですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 指導は行っていけるとおもいます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 1カ所でそういった形であふれると、そこの方だけではなく隣接地も含めて、地域全体が非常に影響があるということでございますので、そういった指導をすることもできるということでもありますので、指導されているかもしれませんが、今後こういう時期ではございますので、より一層のパトロールと指導のほうをお願いしたいと思います。

最後の質問の中でございますけれども、用途の見直しということでございまして、ちょうどまた今県が榛南・南遠広域都市計画区域の整備という形で、公聴会をあしたからやる予定だったみたいですけれども、意見を言う方がいらっしゃらないということで中止になったということでございます。その中に吉田町にかかわる、これは案なものですからあれですけれども、まず前もってあれですけれども、この榛南・南遠広域都市計画区域の整備の開発及び保全の方針の変更という形でもありますので、県が出す以上、町も携わっていると思えます。

れども、町の意見として今回新たに改正された内容について、町はどのような意見聴取して改正案に至ったかということで、相当な形で内容が入っていると思いますけれども、それについてのかかわりについてまずお願いします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員のおっしゃられたものは、私どものほうで言いますと地域マス、地域マスタープランという略して言っているものでございまして、吉田町は吉田町の都市計画を持ってございます。広域的な目から県が吉田町、牧之原市、御前崎市をその地域マスタープランで眺めていてくれます。その中で、今回10年の中で5年の見直しと意識していますが、意見聴取が県のほうからございまして、私どものほうと協議をしているいきさつはございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今第2次ですので、本年度は最終年度で、都市マスのほうは平成37年でありますので、第2次吉田町国土利用計画が最終年度は27年、今年度ですね。第3次は今つくっているんですね。

〔「はい」の声あり〕

○10番（藤田和寿君） そうした中でもお願いしたいと思います。

この用途なんですけれども、今回内陸のフロンティアでなかなか用途を変更するというのは非常に難しいというのは十分理解しておりますけれども、特区を申請される中で、今実態に合っていないようなところがございますよね。例えばお宮の近くの大道の通りのところですけれども、あそこは商業業務ほかを誘導するという形でなっていますか、それで間違いないですよ。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 間違いございません。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 高齢化とか商業の集積とかいろいろな形で、確かにあそのところで頑張っていらっしゃいます商店の方々もたくさんいらっしゃるわけでございますけれども、中には後継者とか営業上の理由という形でお店を閉められているところもぼつぼつ目立っているわけでありまして。また、吉田町の東名インターチェンジの近くですけれども、沿道利用を促進していきたいということですね。島田吉田線、東名川尻幹線に係るところでありますけれども、そういった誘導を町道東名大井川線を含めてやっていくという形で、やはり町の流れとか、そういったものもある程度今実態が変わってきていると考えます。

また、150号に関しましても榛南幹線が開通して、大幡幹線、東名川尻、北部幹線等々が通ってくると、国道150号の片岡のところからの沿道利用も、今150号線の片岡の辻から東側にかけては、沿道利用を行っていかうということになってるんですけども、なかなか難しいところもあるんじゃないかなと考えるところでありまして。

今度第5次総合計画を策定して、地域ビジョンを策定して、地域版総合戦略を策定して、人口ビジョンも策定して、10日に当局と議員との懇談会もあって、意見を言えるということもありますけれども、そういったことを考えていくと、土地利用も含めて、用途地域も含めて、やはり今の実態に合った状態を考慮しつつ、また今後どういうふうな形で吉田町をつくっていくかということをややはり総合的に見直す非常にいいチャンスだと私は考えております

ので、ぜひとも土地利用の緑地オアシス条例、細かいことかもしれませんが、そういったことから一步一步限られた吉田町の土地を有効利用するために、いろいろな検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 以上で、10番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

◇ 大 石 巖 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

○3番（大石 巖君） 3番、大石 巖です。

私は、浜岡原発の再稼働問題と広域避難計画について、吉田町の対応について質問をしたいと思います。

中部電力は昨年の2月に4号機、ことしの6月に3号機についての新規制基準に基づく審査を原子力規制委員会に申請をしております。再稼働に向けた準備、手続を進めようとしていることは明らかではないかと思えます。

最近、この地方でも地震が起こっており、大地震につながる兆候ではないかというような不安の声も聞かれます。浜岡原発は東海大地震の想定震源域の真上に存在をする「世界で一番危険な原発」とも言われております。吉田町はおおむね20キロ圏内に位置をしております。一旦原発事故が起これば、福島原発事故のような、いや、それ以上の被害が出るのではないかと大変危惧をするところです。福島第一原発での事故究明もなかなか進まない中で、再稼働への不安が町民の中にも広がっているという状況にあると思えます。

以下、4点について御質問をいたします。

一つ、浜岡原発の再稼働に対する町長の見解を伺います。

二つ、浜岡原発の単独事故あるいは事故など災害との複合的な事故を想定した広域避難計画について、静岡県は緊急時防護措置準区域、UPZと略しますが、31キロ圏内の11市町、住民94万人を対象とする避難先を発表いたしました。吉田町のこの計画についての策定状況を伺いたいと思えます。

3番目、安定ヨウ素剤の配布状況について伺います。放射性ヨウ素による内部被曝を防ぐために安定ヨウ素剤の配布、服用が子供たちにとって必要な処置となっております。ヨウ素剤の備蓄、配布体制はどうなっているのか伺いたいと思えます。

4番目、私たちのアンケート調査によれば、回答をいただいた79%の町民の方が再稼働に反対ということを表示しております。どちらともわからないと答えた方が18%、賛成は3%という数字になっております。町民の多数が再稼働に反対を表示をし、不安を抱えているという状況にあります。昨年3月に吉田町が実施をしました住民意識調査の中でも、これからの町づくりに大切なことという項目では、安心・安全、そういう項目が大変大きな要望となっているという数字があらわれております。当然こうした要望の中には地震や津波、こうした自然災害から町民の暮らしや安全を守ってほしいという願いと同時に、浜岡原発の不安を除去する。安心・安全な吉田町にしてほしいという願いも強いのではないかと思えます。こうした町民の願いに対する今後の取り組みについて伺いたいと思えます。よろしくお願

ます。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 浜岡原発再稼働と広域避難計画についての御質問のうち、1点目の浜岡原発の再稼働に対する町の見解はについてお答えします。

原子力発電は、国が国策として推進しているエネルギー政策でございます。国は、平成23年3月11日の福島第一原子力発電所の事故を受け、事故を起こさないための安全対策の基準と重大事故が発生したときの対策を盛り込んだ原子力施設の設置や運転等の可否を判断するための安全対策の基準となる新規制基準を策定いたしました。

また、国は原子力発電所の事業者に対し、既に認可を受けている原子力発電所につきましても、新規制基準への適合を義務づけることとしました。

中部電力は、新規制基準への適合性を確認する審査を受けるため、平成26年2月に、国に対し浜岡原子力発電所4号機の申請書を提出しております。また、平成27年6月に、浜岡原子力発電所3号機の申請書を国に対し提出したところでございます。このことが直ちに浜岡原子力発電所原子炉の再稼働につながるかどうかは承知をしておりますが、浜岡原子力発電所につきましても、想定される地震の震源域の真上に位置しており、いかなる防災対策を講じましても絶対的な安全性は確保できないと考えるため、私は浜岡原子力発電所は廃炉にすべきであると申し上げてまいりました。

また、吉田町議会におきましても、平成23年12月16日に「中部電力浜岡原子力発電所の速やかな廃炉を求める決議」を行い、国及び県に対しまして原子力発電所の再稼働を認めないことや廃炉を事業者を求める等を強く要望する意見書を提出しております。

ただいま申し上げましたとおり、町民の皆様の安全・安心を最優先に考えたとき、町民の皆様方の生命、財産を守るためには「浜岡原子力発電所は廃炉にすべき」という考えは、私も吉田町議会も同じであります。

次に、2点目の浜岡原発事故災害時の広域避難計画の策定状況はについてお答えします。

福島第一原子力発電所事故における原子力災害では、これまでの原子力防災対策を重点的に実施すべき地域、いわゆるE P Zの目安である原子力施設から半径10キロメートルの範囲を超える地域に避難の指示等が出され、さらには大気中に放出されました放射性物質の影響が広範囲にわたるなど、従来の原子力防災体制では十分な対応ができないことが明らかとなりました。

こうした事実を踏まえ、国は原子力災害対策指針等を大幅に見直し、従来のE P Zにかえ、原子力災害対策重点区域を原子力施設からおおむね半径5キロメートルを予防的防護措置を準備する区域、いわゆるP A Z及び半径30キロメートルを緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるU P Zとして新たに定め、当町は全域がU P Z圏内に位置することになりました。

平成24年9月に、国の中央防災会議におきまして見直された防災基本計画原子力災害対策編では、U P Z内の地方公共団体におきましても広域避難計画を策定することとされました。

この広域避難計画は、原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域内に係る住民の避難等の防護措置を円滑に実施するため、防護措置の種類、避難先、避難手段等について定めるものであります。

浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した広域避難計画の策定状況でございますが、現在、静岡県が静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻に基づき、策定の作業を進めておりますので、原子力災害対策重点区域にある11市町につきましては、この静岡県が策定をする広域避難計画に基づいてそれぞれ策定することとなります。

現在策定中の静岡県の広域避難計画では、当町の避難先について原子力災害が単独で発生した場合は、静岡市及び富士宮市へ避難することとなります。そして、大規模地震との複合災害時などで静岡市及び富士宮市へ避難することを前提としつつも、避難することができない場合に備え、関東甲信地方へ避難先を確保する案が検討されております。

また、避難者の放射性物質の汚染検査や除染を実施する避難退域時検査場所の確保や避難経路の選定などにつきましてもあわせて具体的な検討がされております。

ただいま申し上げましたとおり、静岡県では広域避難計画の策定を進めておりますので、当町といたしましても、静岡県及び関係市町などと連携を図りながら、実効性のある避難計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、3点目のヨウ素剤の配布状況はについてお答えします。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被曝を防ぐために服用するもので、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さくなってしまふことから、適切なタイミングで服用されることが必要であります。

この服用のタイミングですが、原則として原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国または地方公共団体の指示に基づいて服用することとなっております。

当町の安定ヨウ素剤の配備状況でございますが、粉末剤のものが300グラム、丸い剤ですが、丸剤が25万6,000丸でございます。

原子力規制庁が示す年齢に応じた安定ヨウ素剤の服用に対する規定量を、当町の平成27年4月1日時点の人口2万9,762人対しましても十分な量が配備をされております。

次に、4点目の「町民の多数が再稼働に反対もしくは不安を表明している。町民の暮らしと安全を守る立場から、町の今後の取り組みの施策を問う」についてお答えします。

先ほど1点目の御質問でも申し上げましたとおり、原子力発電は国が国策として推進しているエネルギー政策でございますので、町が今後取り組むことができる施策はございません。

しかしながら、町としましては、町民の皆様の安全・安心を最優先に確保するために、実効性のある広域避難計画を策定するとともに、引き続き廃炉を堅持してまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はございますか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） それでは、3番、大石です。

再質問をお願いします。

今、町長のほうから極めて危険な原発ということで廃炉にすべきというふうな御見解をいただきました。大変心強く思っている次第ですが、ただ、今政府の進めている電力政策によりますと、ベースロード電源ということの中に原発の電源20%というような方針も出されております。鹿児島川内原発などの運転再開という状況が生まれるもとでは、この浜岡原発についても政府あるいは電力会社からのそうした強い力で予断を許さない状況ではないのかというような状況が生まれるんじゃないかという判断をしております。

昨年11月に3号機、4号機についての原子力規制委員会による規制基準に合格した場合、



その再稼働について地元の市町は賛成か反対かというような朝日新聞のこのUPZ圏内11市町に対するアンケート調査が行われました。その中では牧之原市、吉田町、島田市、袋井市、磐田市の5市町が反対を表明いたしておりました。県と7市町では再稼働は立地の自治体だけでなしに、周辺の自治体の同意も必要だというような意見も出されています。同時に川勝県知事は、11市町の同意がないと稼働できないということも述べておりますし、見切り発車はしないということも同時に表明されております。この稼働について何点かお伺いをしたいと思います。

1点は、今再稼働という言葉が言われるわけですがけれども、原子炉の再稼働という状態というのはどういう状態のことをいうのかということの見解を伺いたい。川内原発の場合を見てみましても、最初に火入れといいますか、核燃料棒を入れて原子炉を起動することから、試験運転をしながら最終的には営業運転再開というところに行くわけですがけれども、その試験運転の起動の段階なのか、あるいは営業運転再開の段階が再稼働というのか、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 再稼働の関係で、試験起動、それから営業という話があったわけですが、中部電力さんは、当然今新規規制基準にのっとって3号機、4号機の基準の適合性を確認する申請を今上げているところでございます。国のエネルギー基本計画においては、原子力発電所を再稼働する際には、立地自治体等関係者の理解と協力を得るように取り組むという話をしておるところでございまして、適合基準に適合して、それから地元のという話になってくると思います。それを判断していくのは当然中部電力でございまして、中部電力が再稼働をするよという判断をしたときが、その時点ではないかなと私は考えております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

この問題は、今いろいろなところで、各地で原発の再稼働、規制委員会に対する申請という状況の中で大分議論がされていますので、また今後の課題ということで、地元の対応をどうするのかという問題もありますので、また引き続きのちょっと課題ということでお願いをしたいと思います。

続いて、先ほど話をしましたように、川勝知事も地元の御前崎市初め、地元の4市に加えて、UPZ31キロ圏内の7市町の同意も必要だというふうな見解を表明しているわけですが、31市町、UPZ圏内の同意が必要とする根拠というものが法的にありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほどちょっと話をさせていただきましたが、国のエネルギー基本計画の関係でございしますが、原子力発電所を再稼働する際には、立地自治体と関係者の理解と協力を得るように取り組むという話の中で、どの範囲までとか、同意とかというものは法的にはないと考えております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

そうしますと、今県知事が言われた11市町、UPZ圏内、この地域も同意の対象というこ

とで判断をしていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほどちょっと話をさせていただきましたが、法的な根拠、同意を得る区域とか、同意が必要なのかというものはないというふうに今考えております。知事のほうは、今新聞紙上にも載っていますが、11市町まで事前了解があるならば必要ではないかと知事は言うておりますが、法的な話を議員言われておりますので、法的には先ほど言ったように、立地自治体と関係者の理解と協力を得るところだと思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

昨年の12月に国会の議論を見てみましたら、国会の答弁では、避難計画がきちっとできた上でないと稼働という段階には入らないというのが1点と、それから、地元の同意が必要ですよという二つの再稼働に当たっての考えが示されています。この中に今お話がありましたように、法的に根拠が、吉田町が同意しなければ再稼働できないんだということを法的には今の段階では非常に難しい状態だ。ただ、今中電との安全協定締結について進められておりますが、その中で事前了解事項という項目もありますので、そうしたものを明文化をしていただいて、きちっとこの11市町全てが同意をしなければ再稼働できないというような問題についても努力をしていただきたいと思います。これはきょうの質問ではありませんので、私のほうのそういうふうな見解を述べさせていただきます。

次に、広域避難計画の関係ですけれども、先ほどの答弁をいただいた中に、これから県のそうした状況を踏まえて、対応については検討をしていくというお話でしたが、この広域避難計画は各市町がつくるものだというふうに理解をしていますが、吉田町としていつの時期、いつまでにこれを策定するのか、その辺のところの計画を教えてもらえますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 避難計画については、先ほどちょっと町長のほうから答弁させていただきましたが、県の避難計画に準じてつくっていくということでございます。今県のほうは委員会を設けて進めているところでございますが、新聞によりますと、実効性の乏しいというような意見も県の委員の中から出ているというのは新聞紙上に載ってありました。県のほうについては、なるべく早く避難計画をつくってということは私のほうも聞いておりますが、時期的な話はいつになるかというのはまだわからない状態です。それを見ながら11市町はつくっていくということになりますので、その後ということになると思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

私も新聞の中でしかちょっとその辺の情報はなかなかつかみにくいわけですが、県はこの年度内にもそうした計画について各市町にもできるようなことで準備を進めているというような報道がありました。ということをお考えますと、地元市町は今年度というか来年度中ぐらいにはつくるめどがあるのかなという考えをするわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 避難計画、非常に難しいというお話があります。それは

なぜかと言いますと、相手がいるということもあります。今、静岡市、富士宮市という形で県から示されたわけですが、何人の方が静岡市へ、何人の方が富士宮市へという割り振り、それは県は大きな目で、吉田町は静岡、富士宮市と、ただそれだけの計画でいいわけですが、町になりますと、その下の段階へおりてきまして、どの自治会がどちらへという話になってくると思うんです。非常にその辺、マッチングといいます、人数の合わせ、それから向こうの避難地の人数、受け入れ体制、いろいろな問題があると思いますので、その辺は今後進めていくという話になります。

また、後から話がありますが、安定ヨウ素剤の配布の話も非常に難しい問題だと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

確かに今言われたように、いろいろな問題があるというふうに思っておりますので、今後こうした問題は広い範囲で意見を聴取していただきながら、策定についての事務の計画を進めていただきたいなと思います。

続いて、この計画について最終的な決定権者というのはどなたになるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほども述べさせていただきましたが、11市町がそれぞれつくるということでございます。決定権者は町長になります。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

各市町の広域避難計画ですから、町長が策定をするということについては十分理解をします。

ただ、最終的な決定権者というふうなお話をしたのは、これは各市町のことだけではなしに、各市町がばらばらで自分のところはつくったよという形ではなかなかかなりにくいんじゃないかと。整合性や統一性がないとまずいということで、そういう調整は県ないし、あるいはもっと広域で国のほうも関与して調整を図るんじゃないかなということもちょっと考えますので、そうした段階で各市町が独自に計画を、じゃこうだよとつくって、それが通るのかどうかですね。その辺もまた今後はちょっと検討をお願いをしたいなと思います。

続いて、もし浜岡原発で放射能漏れなどの事故が起こった場合の避難指示という問題ですが、どういうふうな事故で、どういうふうな放射能漏れ、どの程度の放射能漏れがあった場合には、どういうふうな避難指示が出るのかということを経験がございましたら教えてください。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 県のほうから避難の措置の基準というものが少し示されております。UPZ圏内につきましては、減災法の関係の15条の事象ということで、原子力の緊急事態宣言が発令されたときということなんです、そのときにはUPZのほうにつきましては、屋内退避、屋内です。避難しません。自宅のほうに、屋内に避難していただくということになっております。

それから、先ほど避難するときはどういうときかという話なんです、避難するときというのは、これはどこではかったりということがまだ決まってないものですから、はっきりし

ていないんですが、空間放射線をはかって500マイクロシーベルトに達したときに避難が示されると。それは国が指示するというのを聞いております。避難についてはそういう数値に達したら避難するということになります。避難方法については、屋内退避からどういうふうに避難していくかというのはまだはっきりしたことはわかっておりませんが、そういう数値基準は示されております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 確かにそうした基準値も報道等ではされておりますが、ただ、実感として具体的にどうなるかというのは目に見えないわけですので、私たちですとわかりかねる問題があるんですが、今お話に出ましたように、500マイクロシーベルトという数字がこういう空間線量というんですが、至った状態というのは、これは例えば原発の現場などで作業されている方は年間被曝量が20ミリシーベルトというふうな基準があると思うんですが、500マイクロシーベルトを何時間ぐらい浴びたら、多分かなり高い数字になるんじゃないかなと私ちょっと思いますので、またその点は研究してまいりたいと思いますが、そういう高い状態になるまで屋内退避という状態に置かれた場合、住民にはどういうふうな情報が伝えられるのかと。詳しい今例えば空間線量は幾つ、それから吉田町のモニタリングで幾つ、それから原発からの風向きがどうか、そういう気象情報もあわせて住民にどんな情報が伝えられるのか、その辺のいわゆる今考えられているものがありましたら教えてください。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今議員がおっしゃられたとおり、風向きとか、今どれぐらい放射線が放出されているのかという状況を逐次町のほうに入ってくると思っておりますので、それは同報無線なりエリアメールなり、そういうもので住民にはお知らせしていくことになると思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

先ほどの県の避難計画では、吉田町は人口約3万人いるわけですけれども、単独災害の場合、話がありましたように、静岡市、富士宮市に避難、あるいは大規模地震等複合災害が重なった場合、これは県外関東甲信地方というふうなことが出ておりましたけれども、その避難には自家用車を使うというようなことが言われております。その避難経路も吉田町の場合には150号線あるいは東名を使って避難するというふうなことも新聞では書かれておりました。そういった場合、地震との複合になった場合の話で、富士見橋や太平橋等をそうした大井川にかかる橋を通れるのかどうか、そういう問題がありますが、どうでしょうか、その辺は。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 国のほうでは今道路啓開と言いまして、どの道をどういうふうにあけていくかと。一番初めどの道を避難路として開通させるかということで、今そういう協議会を持って進めているところでごさまして、一番は今言われたように、東名高速道路と、うちのほうでいきますと150号ということになります。それをあけた後にくしの歯と言いまして、南のほうに町道が南北に走っているわけですが、それを町があけていくと。県も当然手伝っていただけたらと思いますが、あけていくという話になってくると思います。今現在、東名高速道路、150号、県道、国道でございまして、そちらのほうにつきましては、

地震動に対する橋梁の対応はできていると聞いてございます。落橋はしないということでございます。それこそ複合災害と言いますと、電信柱が倒れたりブロック塀が倒れたりということがございますが、なるべく早く道路啓開をして、避難できるような形にするということになります。

それから、今議員言われたように、原則自家用車で逃げるということになっています。当然自家用車で逃げていくと、相手先、先ほど言った静岡市、富士宮市へ逃げるわけですが、駐車場の問題とかいろいろな問題がここに出てくるということで、その駐車場の確保等からも検討していかなければならないと考えております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

道路あるいは橋が地震にどれだけ耐え得るかというのは常々検査、点検はしていることと思いますが、やはりその点は大規模地震という我々体験したことの無い地震であるということが予想されますので、非常に不安が強いわけですね。本当にもし地震が起こって、原発の事故が起こったといった場合に、今のそうした県が進めている150号や東名が本当に使えるのかということで、今150号線を伺いましたけれども、東名のほうはそれこそ道が大丈夫でも、ほかからの車でいっぱい、とても入り切れないんじゃないかなという心配もあるんですが、そういうふうな交通整理なんていう話は聞いていますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 県のほうの避難の中で、議員も知っていると思いますが、多段階避難と言いまして、1時間に3,000台ずつ順次避難していくという計画で、今計画を考えております。これが実効性があるかないかというのはまだあるわけですが、県の計画としましては1時間に3,000台ずつ順次出していくということでございます。そうしますと、今渋滞の話が出たわけですが、一番スムーズに抜けられるということを県のほうは言っています。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

今お話ありました点については、確かに県のほうも3,000台ということを想定をしながら避難計画を順次避難の段階で指示を出していくというようなことを言っておりますが、これが本当に大丈夫なのかということは、この前の会議の中でも、協議会ですか、の中でも委員から意見が出されていまして、どういう人が情報を知って、どういうふうに東名に入ったり、150号に入ったりする、そういう統制がきくのかという問題もありますので、こういう問題についてもやはりもっと専門家も交えて、いろいろな問題を検討していく必要があるんじゃないかなと思います。

今、自家用車という話がありましたけれども、ただ、自家用車がない方あるいはいろいろな施設、病院とか、それから養護施設とか、そういう施設の方、あるいは車があっても、いつ地震が起こるかかわからない、災害が起こるかかわからないわけですので、ガソリンが入っているかどうかかわからないわけですね、車に。そうした方々が、じゃ逃げろと言われても逃げようがないといった場合の対応はどうなりますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今言ったように非常に難しい問題でございまして、それ

こそ去年、実は仙台市の消防局長が講演会を開いて、聞いてくれたかもしれませんが、その消防局長は、私はいつも満タンにしているという話をしていました。車を運転して、さあ逃げましょうというときに、ガス欠で何台もとまって、それが渋滞を引き起こしているということがありまして、そういう言葉も聞いております。こういうのはまた広報をしていかななくてはならないと思いますが、地震については本当にいつ起きるかわからないということでございます。それこそ今言ったように、何で渋滞するかというのは、そういうことも考えられるということもありまして、また広報していきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

確かに今答弁いただきましたように、これからの計画策定には大きな問題がたくさんありますし、それが単に机上での想定の上の積み重ねの計画ということでは実効性がないわけですので、それぞれのいろいろな角度からの専門的な知識も含めながら、こういう計画についてはつくっていくと。特に町民の命の問題ですので、やはり計画についてはしっかり住民の理解を踏まえながらつくっていくということが必要じゃないかなと、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、安定ヨウ素剤の関係の御質問をいたします。

福島県では3.11以降の原発事故があった後、4日以上たった後からヨウ素剤が配布をされたというような記事を見たことがあります。福島の場合、事故時に18歳未満の子供たちが約30万人いたというふうに言われておりますけれども、その子供たち対象に甲状腺の診断が毎年行われていると。11年度、事故の当年は原発に近い地域で診断が行われて、このときには15人の子供たちがそういう異常という診断があったと。あるいは12年度については中通地域を対象とした診断で56人、それから13年度は比較的離れた地域の診断で38人という方が異常の診断がされたというようなことを新聞でも読みました。そのうち84名の方が甲状腺がんというふうな診断がされているということも言われております。これは先ほどお話がありましたように、やはり内部被曝をしてからヨウ素剤を服用しても効果がない。事前に服用するということになりますと、そのヨウ素剤の配布をスムーズに行うための体制も非常に大事じゃないかなというふうに思っておりますが、今実際にどこにヨウ素剤が配置をされていて、どういうふうな状態で管理あるいは周知がされているのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 県のほうからヨウ化カリウムの粉末、先ほどもちょっと話をさせていただきましたが、粉末300グラム、それからヨウ化カリウムの丸剤が25万6,000丸うちのほうで保管しているわけですが、この庁舎のほうで保管をさせてもらっています。これについては服用の関係、誤ってということがありますので、鍵がかかるもので、それから温度管理ができるところで管理しているところでございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

突然の事故と災害ということは起こるわけですし、そういう非常時にその配布体制とか、あるいは服用方法などがきちっとやっぱりできないと実効性が全くないわけですし、そういう体制の問題と、それから、それを受けた住民の側の受ける服用の理解といいますか、そういう問題もやっぱり徹底周知する必要があるんじゃないかなというふうに思うわけでありま

すけれども、今の庁内に保管をしているという状態では、ちょっとそういう緊急時に間に合わないんじゃないかなというふうな危惧をするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 議員の言われるとおりで思っております。それこそ私のほうもいろいろな会議の中で、安定ヨウ素剤の配布方法について県のほうに話はしているところなんです。まず初めに、考えると屋内退避をしているというところから、皆さん集めて問診をして、この安定ヨウ素剤というのは副作用があるという方もありまして、飲むに当たっては医師の問診が必要だということになってございまして、その問診をいつするのか、それから、その医師は何人来るのか。薬剤師、粉末を持っているわけですが、粉末を溶液に溶かしまして、何グラムずつ乳幼児には飲ませるわけですが、その薬剤を粉末から液剤にする薬剤師といますか、そういう方が何人来るのか。幾つの場所、何カ所でそういうものができるのかというのが全然まだ示されていないというところで、今現在この庁舎の中で管理しているという状況です。どの町もそのことについては県のほうへ話をしているところとございまして、早くどういった方法で、いつ、どういうタイミングで飲ませるのかというのは、本当に切実な問題でございまして、県のほうには事あるごとに話をしていると。吉田町だけではなくて、牧之原市、それから御前崎市のほうも同じような話をしているということとございまして。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

確かに難しい問題があるとは思いますが。ただ、今のお話のように、庁舎の中ということの方法も一つあるんですが、ほかの市町の状況を完全に把握しているわけではありませんけれども、話によりますと、公民館あるいは学校にということでの保管をしているというところもあると聞いています。

それから、今話がありました服用する場合には医師の診断が必要と、緊急の場合にそういう医師がいるのかといったら、医師はほかにもっとけが人とか、それからもっと重症患者とか、そういうところに多分優先的に行くんじゃないか。こうした子供一人一人を診るという体制にはないんじゃないかなと思いますので、それについてもただ単なる医師にという判断だけでなしに、やはり適切なそういうことができるような環境整備あるいは教育なり、周知徹底なりをやっぴり常日ごろしていく必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺はぜひ検討をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 答弁求めますか。

○3番（大石 巖君） 結構です。

続いて、これは皆さんからよく聞く話なんですが、役場の前、バス停の横にモニタリングポストがございましてね。毎日新聞にも吉田町の線量が出ていますけれども、いつもほかの市町よりも数字が高い。これは吉田町が浜岡から何か飛んできて、ちょうど落ちるところじゃないかというような話もあって、ちょっと心配だと。役場に聞いてほしいとか、いろいろなそういう声があるんですが、役場のほうにもそういう話があったら、どういうふうな返事をされているのかお聞きをしたいと思いますが。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 役場のほうにも、新聞を見るといつも高いよという話は

来ています。それこそ県のほうにもこういう報告をさせてもらっていますが、自然界のものが多ということで、あの数値というのは非常に小さい数値で、全く影響はないと。その数値だけでの影響はないということは聞いております。自然界にあるものだという事です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

県の答えもそういうことだろうと思いますけれども、やはりどうしてもほかの市町と比較はされて、0.01でも高ければ、やはりちょっと危険じゃないかと。心配だという声が聞かれますので、その辺についてもやはりその土地柄、それから自然界といいますか、吉田町の土壌、その場所の土壌にもよるんじゃないかなというふうに思いますが、そういう点での周知徹底といいますか、疑問に対する答えが皆さんに伝わってないんじゃないかなと思いますので、機会がありましたら、その点も一つの放射線に対する理解をする中でも大事な問題だと思いますので、お願いをしたいと思います。

今の浜岡原発の中に使用済みの燃料体あるいはまた使用途中の燃料体が約9,000体あるというふうに言われておまして、3号機から5号機のプールに保管をされていると言われておりますが、浜岡原発が停止をしてから4年経過をしておりますし、プールにある燃料体もかなり温度が下がっているんじゃないかなというふうに思うわけですが、もし原発の中で苛酷事故、放射線漏れのような事故が起きて、今のプールの中に入っている燃料体の場合だったら、もし事故があっても数日間は福島のようなああいう放射能漏れのような大きな事故にはつながらないんじゃないかということも言われております。今、基本的には再稼働せずに、冷えた燃料体は乾式の貯蔵施設に移して、安全に保管をするということが一番じゃないかなと思います。それが1点と、それから、今ヨウ素剤の関係ですけれども、ヨウ素剤の配布は、やはり行政が責任を持って行っていただくということですので、そういう体制あるいは教育を含めて、町の行政として、防災の一環として原発事故に対応する、そうした体制も強化をしていただきたいと思います。

続いて、今後の取り組みについても伺います。8月のタウンミーティングの中でも、原発の再稼働はやめてほしい。あるいは子供のヨウ素剤に対することについても意見、要望があったんじゃないかと思えます。これからの町の活性化に向けても、きょうの台風とか、あるいは地震や津波対策、そういう対策ももちろん大事ですけれども、安心・安全に暮らすという観点から、浜岡原発の再稼働は絶対に行ってはならないというふうに思いますが、町長のこれまで議会における所信表明あるいは施政方針などの中には、この浜岡原発の問題が取り上げられていません、私の知る範囲で。浜岡原発は人がつくった施設ですし、この浜岡原発をなくしていくというふうな町の方針あるいは議会の方針とも一致をしておりますけれども、これは町の発展にとってもとても大事な問題だと思いますので、ずっとこの吉田町に安心して住み続けるためにも町の施策として大きな柱として、この浜岡原発の再稼働をさせない、あるいは廃炉を速やかに行っていくというふうな施策の柱をぜひ明示をしていただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 施策でございますけれども、町がそれについてどうのこうのやれるということは基本的にはできません。ただ、町の姿勢として、私の意思として、浜岡については廃炉にしていきたいという、その意思は今後とも堅持してまいりたいと思っております。



す。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

各市町でこの浜岡原発に対する見解あるいは対応の方法はいろいろ違っているわけですが、お隣の牧之原市では、毎年市民の意識調査、吉田町で言えば住民意識調査ですね。そういう中で再稼働についての設問も入っておりまして、毎年その結果については新聞等でも報道をされておりますけれども、なぜ吉田町はそうした住民意識調査の中で町民の声を聞かないといえますか、設問を持っていないのかお願いをしたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 町の住民意識調査の中に直接的に浜岡原発にかかわるものがないということだと思んですが、住民意識調査の中で求めておりますのは、町が直接的に施策として展開できるものを掲げるアンケートが、目的としてはそうした項目に対する住民の皆様方の意識を酌み取るというものでございまして、その浜岡原発に対して町がどう対応していくかということについては、町長も大石議員も所属していらっしゃいます議会としても廃炉決議をされているわけですね。そういう中で当町の姿勢としてはそれを今後とも堅持していくということを町長が申し上げておりますので、そうした中であえて項目としては取り上げていないということでございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

先ほどからお話の中に、11年12月に議会として再稼働はせずに、速やかに廃炉すべきというふうな決議を議会に上げたということのお話も何回か出されております。同時に、議会として意見書の中で再稼働を認めない。廃炉を事業者に求める。使用済み核燃料を安全に冷却する方策の対策、それから、代替エネルギーの活用等を求めるということでの意見書も採択をしています。ですから、そういう点では、この町民の声を議会に反映させる、あるいは議会のこうした決議、意見書を行政としてしっかりと受けとめていただいて、施策の中に入れていただきたいなと思っております。

町長は日ごろから議会に対して、議会の皆さんがやれというふうに決議をしていただければやりますよというようなお話も伺っておりますので、ぜひ議会でのそうした決議について十分に受けとめていただきたい。廃炉の町長の決意を伺いましたので、具体的な方策についてもぜひお願いをしたいと思います。

私が昨年の暮れから町民に対するアンケートをいろいろとりまして、その中にたくさんの今の原発に対する御意見、御要望をいただいておりますので、今幾つか御紹介をしたいと思います。時間がありませんので、省いていきたいと思っております。

町民からたくさんの御意見をいただいておりますが、やっぱり議会、行政を動かしていく、その力はやっぱり町民の思いだろうと思っております。子供たちあるいは孫の代まで皆さんが安心して暮らしたいという願いを、これを実現するのもやはり議会あるいは行政の力だろうと思っております。浜岡原発の問題はまだまだ大きな問題がたくさんありますので、引き続き今後問題提起をさせていただきたいと思っております。一日でも早く廃炉になるように世論を高めていくことが大事だと思います。

これをもって質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

- 議長（大塚邦子君） 以上で3番、大石 巖君の一般質問が終わりました。  
ここで暫時休憩とします。  
再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 山 内 均 君

- 議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。  
6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

- 6番（山内 均君） 6番、山内 均であります。

私は、通告書に従い内陸フロンティア構想における賑わい創生と景観について質問をさせていただきます。

その前に、訂正とおわびをさせていただきたいと思えます。

文章の冒頭、町長のメッセージと題して、「これから北区の革新が始まる」と書いてしまいました。私が北区の住人であり、この内陸フロンティア構想には非常に大きな期待を持っていますので、気持ちを込めて間違いました。まことに申しわけありません。

では、続けます。

人が集まる魅力ある吉田町の構築における賑わいの創生と景観について、特に内陸フロンティア構想とエリアの環境整備及び環境整備についてお聞きします。

最近、町長のメッセージで、「これから北区が変わる」という言葉がよく聞かれます。内陸フロンティアの核をなす防災公園と富士見幹線を挟んだ大型商業施設との関係、また、東名高速道路吉田インターと東名川尻幹線、富士見幹線と一連のにぎわい創生計画との関係について発信されています。

東名川尻幹線と大幡川幹線を結ぶ富士見幹線沿いには防災公園と大型商業施設を連携させ、災害時の物資供給拠点としての構想があり、内陸フロンティア内の防災エリアとしての整備計画が策定されているようです。

興味があり意味あることと職業的にも納得するものであります。

この内陸フロンティアの防災公園と富士見幹線や大型商業施設の敷地等からは世界遺産となった富士山を望むことができます。

また、このエリアは東名高速道路吉田インターチェンジから近距離にあり、大型商業施設は町内外からも人を集める機能を持っています。面的構想はよく理解できます。空間としての構想も重要な集客要素ではないでしょうか。

昨年の9月議会の一般質問で景観法についての質問をしました。当町では、良好な景観形成を保全・創出するために、今後、景観行政団体への移行を目指して準備を進めてまいります。また、静岡県は屋外広告物条例を施行して規制を行っているとの答弁をいただきました。

資料として2枚の写真、A4の裏表の写真をつけさせていただきました。富士見幹線から望む富士山の景色と箱根町での景観条例により規制された広告物の実例を参考例としました。そこで質問します。

景観について行政団体への準備はされているのでしょうか。今後の予定はありますか。

2、賑わいの創生を演出するための広告物等の高さや色など、空間としての構想は考えていますか。

内陸フロンティア構想における防災公園と大型商業施設を核としたエリアについて。

3、富士山が展望できる貴重な景観は人を集める機能を持っていると思います。活用すべきであると思いますが、いかがですか。

建物も木も広告物も富士山が展望できる高さにするのが望ましいと思いますが、いかが考えますか。

5、東名高速道路吉田インターチェンジをつなげる開発の構想はどのように考えていますか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 内陸フロンティア構想における賑わい創生と景観について、お答えします。

当町では、平成25年2月15日に内閣府から指定を受けた「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」に基づき、内陸のフロンティアを拓く取り組みに参画し、その中で「命を守る対策」、「財産生産活動を守る対策」、「被災時の生活支援対策」の三本柱を充実・強化することにより、町の持続的発展を可能とする津波災害に強いまちづくりを実践しております。

このうち、物資供給拠点確保事業として、都市計画道路富士見幹線に沿った箇所に、有事の際、沿岸域等で被災した住民の避難の受け皿となる防災公園を整備し、あわせて住民等の生活を支える生活物資を供給することのできる商業施設の誘致を行うことにより、被災時の生活支援対策と有事における防災拠点機能の確保を図るよう進めております。

また、平時での防災公園は、子供たちや家族連れ、お年寄りなど年齢を問わず活動の拠点としていただくとともに、商業施設との共存による相乗効果により、我が町に新たなにぎわいをもたらすものと確信をしております。

いわば津波防災まちづくりを進めることこそ地方創生であり、防災機能とにぎわいづくりの両立を目指しているものでございます。

それでは、1点目の景観行政団体への準備はされているのでしょうかについてお答えします。

景観行政団体とは、景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」を言い、景観行政団体への指定につきましては、県、政令市、中核市は法律により自動的に移行されますが、その他の市町は県知事の協議・同意が必要となり、景観行政団体となった際には、景観計画

を定めることとなります。

景観計画を定めることのできる土地の区域として、景観法で「現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域」、「地域の自然、歴史、文化等から見て、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域」、「地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの」、「住宅市街地の開発その他建築物もしくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの」、「地域の土地利用の動向等から見て、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域」の5つが定められております。

また、景観計画で必ず定めなければならない事項としまして、景観計画区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針があり、必要とされるものを選択的に選べる選択事項としては、定めることが望ましい事項として、屋外広告物に関する事項や景観重要公共施設に関する事項などがございます。

景観に関係した、現在の当町の取り組み状況を申し上げますと、静岡県主催の景観講習会や牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会などの研修会への参加や、島田榛原地区都市計画連絡協議会においては、既に景観行政団体へ移行し、景観計画を策定した近隣市との意見交換や説明を受ける機会を設け、情報・資料の収集などを行うなど景観行政団体指定に向けての準備を進めている状況でございます。

次に、2点目の賑わいの創生を演出するための広告物等の高さや色彩など、空間としての構想は考えていますか。内陸フロンティア構想における防災公園と大型商業施設を核としたエリアについてお答えします。

防災公園や大型商業施設を核としたエリアにつきましては、町の玄関口でもありますので、広告物の大きさや形状、色彩等が必要以上に主張し過ぎる状態などはかえって地域周辺との一体性を欠き、にぎわいの妨げになることも考えられますことから、関係機関等の調整を行い進めていくべきと考えます。

また、このエリアは内陸フロンティアを拓く取り組みの推進区域でもあり、防災機能と賑わいづくりの両立を図る、これからの町づくりの拠点となる一つでもあることから、広告物の大きさや形状、色彩など他の事例なども参考にしながら、空間としての構想や構想実現に向けての取り組み方など検討してまいります。

次に、3点目の「富士山が展望できる貴重な景観は、人を集める機能を持っていると思います。利活用すべきであると思います。いかがですか」についてお答えします。

富士山を見るために、平成25年6月に世界遺産に登録されてから、国内外からより多くの観光客が訪れていることは皆様周知のことでございます。

さらに構成資産である三保の松原につきましても来場者が増加し、そこからの富士山の展望により、多くの来場者を楽しませているものと伺っております。

また、葛飾北斎の富嶽三十六景に代表されるように、多くの絵画などの題材にされ、古くから国内のみならず、国際的にも大きな影響を及ぼしていることから、富士山の持つ人を魅了するという力の大きさは確かなものでございます。

当町からの富士山の眺めにつきましても、季節によって大きく様子が異なりますが、空気の澄んだ冬のシーズンには富士見橋や太平橋から望む富士山の眺めは格別であると感じてお

ります。

このため、シーガーデンシティ構想や内陸フロンティア構想などとも連携をし、周りの景観と富士山が一体となった環境が創造できますよう、吉田町に合った富士山の活用方法を模索してまいります。

次に、4点目の「建物も木も広告物も富士山が展望できる高さにするのが望ましいと思いますが、いかが考えますか」についてお答えをします。

当町は、東名高速道路吉田インターチェンジの開設をきっかけに企業の進出が活発化し、町の東に位置する大井川沿いの工業地域には大規模な工場が立地をいたしました。工場の中には、隣との緩衝帯として敷地周りに高木を植栽したり、建物の高いものや煙突等もごございます。

また、住宅地の中には、神社や寺院など、樹齢の長い由緒ある高木や町民の皆様の中にも思い入れのある樹木が自宅に植えられている方などさまざまでございます。

このような状況のもと、一律に建物や木、広告物の高さを規制することは、それぞれに置かれている環境などから現実的ではなく、例えば建築物などを新設するのに対して、富士山と一体となった景観を残したい場合にありましても、富士山を眺望できるようお願いするなどといった柔軟性を持った取り組みが好ましいと考えます。

次に、5点目の「東名吉田インターチェンジをつなげる開発の構想はどのように考えていますか」についてお答えをします。

防災公園付近から東名吉田インターチェンジを結ぶ一帯の開発と判断しお答えいたします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画における土地利用の構想では、東名吉田インターチェンジから防災公園に至る付近は、都市的土地利用ゾーンとして地域設定されており、さらに細かく、地域の特性を生かし、活気ある町の玄関口となるために、交通、流通の拠点となるゾーンを目指す区域となっております。

現在、町では、このような構想を実現させる方法として、内陸フロンティアを拓く取り組みのうち、物資供給拠点確保事業を展開しておりますが、農地の規制が厳しい地域であるなど、今後、関係機関との調整が必要なものもあるため、これら課題の解消に努め、現在行っている推進区域での取り組みも含め、順次広げる予定でございます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

御答弁ありがとうございます。

まず最初に、ちょっと資料で写真をつけさせていただきました。1枚目は、今話にも出ました広告の写真です。2枚あります。ここにコンビニとかホテルとか、これは箱根に行って撮ってきました。箱根町は景観法を制定しています。この景観法の地区には幾つかの地区指定がありますが、この地区では広告物の色彩、形、高さを3メートルほどと統一されたものに近いもの、見ばえのいいもの、色の統一、それが何カ所かありましたので、行くチャンスがありましたので、撮ってきました。

もう1枚の写真は、現在工事中の富士見幹線、ちょうど商業施設の間のところから富士山が、8月の朝5時半か6時ごろ撮ったものですから、ちょっと薄くて、なかなか見えないんですけども、今町長の言われた冬とかそういうときには本当にきれいな富士山が、想像し

ていただけるとわかると思うんですけれども、見えます。そして、この富士山のところに避難タワーなんかを見ても、ちょうどF D Aの真っ白い富士山に飛行機が行ったりとか、そういう景色が吉田町にはあちこちありますので、それを大事にしたいと思ひまして、写真を撮りました。この富士山の入った写真をもとにして少し質問をさせていただきます。

人を呼ぶにぎわいの創出にはまず演出が必要だと思います。他の市町から吉田町を選んで来てくれた人に何か持って帰ってもらわなければなりません。日本人には富士山を大切に思っている人や見たいと思っている人、そして富士山信仰のようなものがあります。富士山に見える広い空は人が集める条件を満たすと思っておりますが、町の担当のほうはどういうふうに考えますか。ちょっと感想をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 町長の答弁にもございました富士見橋、太平橋等から見る富士山の眺望、本当に立派なものだと感じております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

冬景色のときに、ちょうど真っ白い富士山にF D Aの色のついた飛行機が飛んでいる景色は皆さん、関心を持って見たことございますか。まあいいです。非常にきれいな景色、きれいな写真になるような景色が見えるんですね。その富士山を大事にしたいと。人が集まってきたときに景色を持って帰ってもらうことが大事だと思っておりますので、今その感想を聞かせていただきました。

また、富士山をシンボルとした景色を有効に活用するためには、写真の左側にあります東側につながるエリアを一体として考える必要があると思ひます。そのためには低層の建物や低い木の植栽、それが絶対条件であると思ひます。また、集会所のような施設があれば、地震や災害があったときなど、人を一時的に避難させることができます。町ではこのエリアをどのように開発しようと思ひているかお聞かせいただけますか。構想がありましたら願ひします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この内陸フロンティアの物資供給拠点確保事業区域全体とその周辺というエリアを捉えてどう取り組むかということかというふうに解釈をいたしまして答弁をいたしますが、物資供給拠点確保エリアにつきましては、まず防災機能を確実に確保していくということで、今お話にありましたような非常時には被災者の収容もできるというような、そういう機能も設置してまいるといふことと、あと非常時には仮設住宅などもそこに建てることのできるという十分な広さも確保していきたいと。

それと、有事の際には援助物資なども、各地から支援物資なども届けられるということが想定できますので、そうしたところもそのエリア全体として受け入れをして、荷さばきまでできるというような、そういう機能もそこに定着させていきたいというふうに思っております。

また、平常時においては、そのエリア自体ににぎわいを持たせるということ念頭に置いて活用を考えておりますが、有事の際の物資供給機能を確保するための一環として、平時から商業施設を誘致しておくということで、防災公園周りに商業施設を誘致をするということ前提としております。できる限り商業施設を誘致できるエリアというものを広げていき

いなということは思っておりますが、際限なく広げられるわけではございませんので、当面は現在開発をしようとしている7.7ヘクタールについて先行的に開発を進めていくというつもりであります。

その後、総合特区のエリアとしてはインター付近の96ヘクタール全体を目指しておりますので、可能な限り一体的な機能を持ちながら、統一的な景観も確保したいというふうに思っておりますが、大体近隣についてはその一環の景観を整えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。

まさに非常に具体的によくわかるし、イメージとしてもよくわかります。ただ、今言われた中で、防災の機能、もちろんこの防災はその目的としてつくっていただくわけですが、そのときに仮設住宅の話も出ました。ここに仮設住宅が、拠点が決まった以上、どうしてもそこに避難をする人もある程度限定されますよね。その限定された人も平時の段階から子供たちが遊ぶのも含めて、そこにいろいろな人を、避難すべき人がある程度決まったものを常に行き来をしてとか、そうやって日常生活の中から避難の訓練ができると思うんです。それと、そういうものに関して、これは以前、何年か前に一般質問でもやらせていただきましたけれども、例えば大幡川幹線がある程度決めたときに、その人たちに来ていただくことができれば、日常生活の中にその景観を含めて、そしてそこに仮設ができたときに非常に心安らく景観ができることを考えて訓練をしたらいいと思うんですけれども、そういうものの訓練とか考えとか、その辺のイメージはお持ちですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 主に私のほうの答弁としては防災公園が主体になってしまうかもしれませんが、イメージとしてお話をさせていただきますと、先ほど総務参事のほうからもありました防災機能の充実とにぎわいづくりの両方ということで、プラス平常時の使い方も議員のおっしゃるように、常日ごろ身近に感じていただいて、そこに集っていただくと。それがにぎわいにもつながってきまして、それが防災機能への訓練の円滑なことにつながると。常にそこへ来ることによって防災を身近に感じていただくということで、日ごろから公園をかわいがってもらいたいということの中で平時は考えております。そういう平時と有事のことを両方を織り交ぜまして防災公園をつくってまいりたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ちょっと聞きたかったのが、その防災公園の使い方はそういう形で非常に機能はいいかもしれませんが、そのときに平時の日常の中で、ある程度、あそこが仮設ができてということになれば、幾つか吉田町には仮設住宅をつくる予定地がありますので、そういうある程度決められた部分を常に行き来をさせるような、要するに日常の中で訓練ができるようなイメージを自分は持っているんですけれども、町としてのイメージ、そういうものに関しての関心というか、考え方とかそういうのは今どうなんですか。これからも含めて。

防災公園もできますよね。仮設住宅ができるでしょう。非常時のときにつくりますよね、仮設住宅をね。その仮設住宅を、すみれ保育園もありますけれども、ある程度地域を絞って、

そして、その地域を絞った中で常に行くことも日常的な交流、日常の中での交流というものを考えておけば、それが日常の中で訓練になるんじゃないですかと。そういう考え方、そういうものがいざというときには日常の行動範囲の中で起きることができますか。そういうものが……

○議長（大塚邦子君） 山内議員、今のすみれ保育園の言葉が出ましたけれども、今回防災公園のところの言及でお願いします。関連質問にならないようにお願いします。

○6番（山内 均君） 関連じゃないです。防災公園に仮設をつくり、そこにそういうものがあると。吉田町は全体としてそういうものをつくっていますよと。そういうときに公園の一番安全で有効な使い方が日常として使うことができるでしょう。そういうことなんです。どこが関連になりますか。

○議長（大塚邦子君） 本質問については、防災公園、内陸のフロンティアにおける賑わいの創生と景観についてということでございますので、その中の北区の防災公園の中で質問をお願いしたいと思います。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、企画課の課長の中からそういう話が出てきたものですから、そして、そのものが大事なことになるし、その話が出てきたものですから、そういう話を日常的にどうですか。そうすると有効に使えますよという話なんです。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 平時における防災公園等の活用の一環ということで考えて答弁をさせていただきたいと思いますが、物資供給拠点確保エリアの中核となりますのは防災公園というふうに考えておりますので、防災公園の防災機能というのは、そこにとどまるものではないというふうに思っております。富士見幹線のアクセス道路ができ上がりまして、それから東名川尻幹線にはすぐに接続できる場所と。それから、東名吉田インターともすぐつながりますし、南に行けば、先ほど出ておりましたけれども、すみれ保育園。すみれ保育園の一角も仮設住宅が建つところでもございますし、そうしたところとの防災公園を拠点として、ほかの防災拠点も支援していくという機能は当然果たされるべきことでありますので、そうした連携は十分に考えていきたいと思っておりますし、また、防災公園そのものを考えても、地元の皆様方とのかかわりというのは当然持った中で、有事の場合にも運営されていかなければなかなか難しいというふうに思っておりますので、そうした地元の皆様方とどういにかかわりを持っていただけるかというところについては、防災の啓発的なことを行う施設にもしてまいりたいと思っておりますので、そういう中で防災施策と絡めて活用を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 一つだけ議長、お願いしますね。質問の中に内陸フロンティア構想における防災公園と大型施設を核としたエリアについて、エリアですから、防災公園に限定されましたけれども、私はエリアとして考えています。防災公園だけではなくて。お願いします。

先ほど町長の答弁にも、課長の答弁にもありましたけれども、この一帯、また商業施設、建物が、これからエリアを開発するに当たって、どうしても規制ができれば一番いいものが、いい景色が残せるんじゃないか。要するに自然の豊かなものを自然のまま残せるんじゃない



かと。そういう意味でいくと、本当はやっぱり準備をされていますということなものですから、景観法がね。景観条例というのが非常に役に立つし、景観条例はこの町をどういうふうな内容で、どういうふうな形にしたいんだというのが出るものですから、先ほどの中で景観行政団体への移行へ準備していますと。それが町のほうでは言いにくいかもしれませんが、大体どのあたりを目指していますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 具体的な期日は申しわけないですが、ちょっと申し上げられない状態でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

現在構想をやっている構想計画ですか。現在第5次総合計画、そういう中にも加味はされてはいきますか。その中での考慮はされているんですか。準備をするということの中で。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 総合計画の中で景観行政団体ということではなくて、まちづくりの一環としては語られるものだと思います。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

目的は景観行政団体にあって、景観条例をつくるのではなくて、今言われたとおりの町づくりの中で、そういう自然に合った、自然を大事にできるものをどうやってつくっていくかということが一番大事と住民の人たちが感じるんじゃないかな。計画だと思うんです。そういう意味で、その辺の中に考慮はされていきますかという話なんです。時期ではなくて。当然考慮していただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） おっしゃるように、空間ですので、町づくりにつながる部分でもありますので、そういう面では考慮というんですか、検討の中には入って来ると考えます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

できれば検討の段階からまた一歩進んでいただきたいと思います。

それから、今町から先日、防災公園の概要が示されました。その中で周りに木を植えていくという話が出てきたんですが、その木が高木であるとか、いろいろな一つはヤマモモのような木というような話が出ました。そういうものの木、そういう植栽を考えたときに、ちょうど公園の北側にはずっと住宅が並んでいまして、そこに葉が生い茂るような、そういう木は一向に構わんと思うんですけれども、そういう木自体が目隠しをする役割を持っていますので、ただ、高木に関して話が出たときに、高木というのはどうしても剪定をしていくうちにランニングコストがどうしてもかかってきますよね。あと公園から見ると、東側はちょうどイメージもできると思うんですけれども、この東側を見た一帯にできれば高木ではなくて、低い木、東側に今言った世界遺産の富士山が見えるような低い木があって、そして、それが全体の広い空の眺望を妨げないような、そういう施策を、そういう計画をやっていただければと思うんです。あと、低木に関しては、これから高齢化が進む中で、現在もシルバー人材

の人たちがいろいろやってくれていますが、そういう人たちの生きがいであるとか、運動であるとか、長寿の関係で、できれば低木をやっていただきたいと思うんですけれども、この中で先日示された中では木が結構散らばっています。そういうこれからつくっていく計画の中に、今言ったような富士山のある眺望を大事にするための低木とか、木の配置、そういうのは現実的に今いただいた中では考慮はされていたんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 公園の計画を立てる段階で周りに植栽を考えました。その役割としましては、隣、周りとの緩衝帯のような役割もございます。景観の役割もございます。また、そこに避難されてきた方たちのストレスの解消の場、コミュニケーションを活発にするというような緑の効用というものは大きなものがあると感じておりますので、緑は積極的に植えていきたいと。例えば話は違いますが、風の対策、輻射熱の対策等も考えまして、緑地の設定はさせていただいている中で、町としましては高木、中木、低木をバランスよく配置することが好ましい。適切な管理を行っていききたいということで、高木、低木、中木を設定させていただいております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

きょう皆さんにいろいろ質問をさせてもらっているのは、あの一帯が周りから、例えば町外から人が来たときに、その人たちにできるだけいい眺めを持っていてもらってということとを前提に考えているわけですが、そのときにとにかくこの景色が高木によって壊されないように、優先順位はどっちになるかということですね。そういうのをぜひ考えていただきたいということですが、そういうその辺の気持ちもバランスよくやっていくということしか考えませんか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 防災公園の一帯ということで少しお話をさせていただきますと、沿道の富士見幹線でございますが、景観の一つであります屋外広告物の規制を供用開始と同時にかけると。しかも縦道の東名川尻幹線と同じぐらいの厳しい規制をかけるということで、県のほうと調整をしまっております。そういった中で防災公園の一帯も含めまして、景観の保持に努めたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

広告に関しては次をお願いをしようと思ったんですけれども、防災公園一帯、商業施設を含めて人が来たときに、防災公園と商業施設、それをもうちょっと大きなエリアとして考えていったほうがいいんじゃないかと思うんです。そうすることによって、町の意味が、ここはこういうふうな地域、こういう景色を持ったものにするんだという強い意識が出てくれば、それはやっぱり人工的とは言わないけれども、意識的につくった空間が恐らく周りの人が来たときに、吉田町ではこういう使い方をやっているとか、吉田町の独自性が出せると思うんです。そういう意味で空間を含めて聞いたんです。その景観の向こう側に富士山が見えますよと。これはもう貴重なものだからということで、思いはそういう考え方なんです。だから、その辺の今防災公園に限定するとそうですよと聞きましたけれども、全体的にはエリアとしての構想というのは先ほども聞いたから、都市建設課としては持ち合わせして

いますか。やっぱり全体的に考えてほしいと思うんです。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 幹線沿道は今言ったような広告物の規制というようなことも一つの手法ではございますが、当然町づくりの中ではエリアとして考えていかなければならないものであります。そういうような中で先ほど説明のありましたにぎわいづくりを壊すことのないような景観づくりをしてまいりたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ぜひその辺のエリアとしての考え方を優先順位の先のほうへ持って行ってください。

そして、最初景観法の町長の答弁があったように、エリアの中を考えていくと、あそこに大幡神社とか、そういうものがあって、歴史的なものがあるんですよ。そうすると、ここに来た人が、町に例えば県外からもし来た人がいたときに、それを知らせて広げてくれるメッセンジャーとしての役割も持ってもらえるような、後々に吉田町の近隣に人が集まってこられるような状況を常に頭に浮かべながら、いろいろ考えていっていただきたいと。

その中で、今細かいことを言いますと、富士見幹線、確かに牧之原市のほうから新しくできた富士見幹線を下がってきて、そして今これから新しくなっていく道、トンネルの北側の道、あの道は本当に富士山がきれいに見えるんです。確かに富士見幹線という名前のおり。そういうところが箇所としてたくさんありますので、それを生かす。あそこを見ていくと、細かい話をさせてくださいね。左に電柱がありますよね。この写真に電柱がこっち側、南側へつくのと東側につくのと全く違う景観をつくってしまうわけですよ。幸いにして、この地域というのは自転車道がありますので、ここに電柱を立てば、今言った道路の南側から自転車道がある広い範囲が一つの本当にきれいな景観を持たせることができるエリアになりますので、ぜひその辺も町のほうでもそういう案を練る中で、多分気がついたことがあると思うんですけれども、そういう気がついたものというものの生かし方を考えているのかどうか、どのように考えているのか。一度きょう車で1回通ってみていただければよくわかると思うんですけれども、その辺の細かい話をもうちょっと頭の中に入れておいていただきたいと思うんです。そのあたりはどうでしょう。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） やはり景色を見まして気持ちのいいというのは皆さん残していきたいという気持ちは同じだと思います。そういう中で、今具体的に電柱というようなお話もございました。そういうこともありますけれども、関係の皆様と調整を図りまして、よりよいものにしていくものだと感じておりますので、皆さんの意見も取り入れながらよい景観づくりをしていきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。

実際にはできた景色を頭に浮かべてやっていただければ、非常に皆さんが見たときに、あそこのにぎわいを創設することができると思うんですね。呼び込むことがね。もちろん商業施設も大事なことでしょう。でも、エリアとしてやっていただきたいと思います。

それと、今話が出ましたインターから南、東名川尻幹線と富士見幹線、確かに不思議に思

っていたんです。一つ、二つの広告物を除いて、ほとんどが今低い。きれいとは言いませんけれども、それができているんですね。供用開始とともにあそこを規制をかけることになったら、やっぱりそのためにこの写真が生きると思うんですけども、こういう形で景観をやっているところがありますので、ぜひまた、これ仙石原のところだと思います、箱根のね。余り箱根詳しくないかな。実際ここで見てもらうと、本当にこういうものがこれから規制と同時に町の意味、色、形、高さ、その意思がここへ反映されて、統一的なものがもしできたとしたら、その景観に対しての非常に美しいものができると思うんです。その辺の協議をしているということですので、広告物に関してね。その広告物の協議の中では町で考えている規制というのはどんなものがあるんですか。どんなものに対しての規制をしようとしていますか。

○議長（大塚邦子君） 山内議員に申し上げます。再質問につきましては、通告をしてあります1番から5番のどこの部分の再質問かということをお願いいただくと、答弁側も大変わかりやすいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただいまの再質問の答弁についてはいかがでしょうか。

○6番（山内 均君） そういふのはありますか。

○議長（大塚邦子君） また議長からです。山内議員、ただいまの質問は1番から5番のうちどこの再質問かもう一度お願いいたします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

2番に入っています。広告物の高さや色彩など空間としての構想は考えていますか。いいですか、これで。

○議長（大塚邦子君） それに対して御答弁をお願いいたします。

都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 町長の答弁にもございましたとおり、広告物の大きさや形状、色彩などほかの事例なども参考にしながら、空間としましての構想実現に向けての取り組みを検討してまいるといふことでございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。

景観を大事にして、それを競える町がここだけではなくて、今たくさん出てきましたので、ぜひよそにないような景観を持った地域をぜひつくっていただきたい。あとは町長の答弁の中にあつた、吉田インターからの周辺の拠点の整備、開発に関しては、やっぱり農地法の問題があつてなかなかできないと。そういうことですが、これに当たっては、できないからといって全然考えていないわけではないと思いますので、これからこの辺のこういうところ、吉田インターを中心とした防災拠点は防災公園ですか。あの辺の一带というのはどのような計画、開発が町では望ましいと思っているんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） あの辺、インター周辺から防災公園にかけてのエリアでございますけれども、総合特区の物資供給拠点確保事業地域の全体エリアというのはインター前から一帯が96ヘクタール、先ほども申し上げた面積でございますが、そうい

うエリアを設定させていただいて、できる限り農地も大切なことはわかっておりますけれども、インターを有して、幹線道路も整備をされてきていて、ああした立地条件を持っているところというのはなかなかないものですから、それに沿うべく土地利用の形態を変えていきたいというふうに思っております、また、インターからの吉田町に入ったところというのは、吉田町に入っの第一印象を決定づける部分であるというふうに思っておりますので、そうした景観、印象をちゃんと、吉田町の印象、好感を持っていただけるような、そういうところの景観をつくっていきたいというふうに思っておりますが、今回、ようやく内陸フロンティアで7.7ヘクタールだけは国から農地法、非常に厳しい農地法のちょっと除外を可能性として出させていただきましたので、さらにいろいろな方法を見つけて、それに向かって進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

最後になりますけれども、今ある富士山を含めた吉田町の自然の豊かな景観をとにかく守って、それと同居しながら、同時並行的に開発を進めていっていただきたい。そして、まさに課長が今言われた、とにかく吉田町の顔になりますから、あの辺が今のままではいずれにしても裏の顔になっていますので、どうしてもその辺を含めて、自然を守りながら開発をしていただきたい。それが切なる希望ですので、それに対して町の考えがもしあればちょっと教えていただきたい。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまも申し上げましたとおり、議員と全く同じ考えでございますので、それに向けて具体的にイメージをしていくというところまでできるだけ早く進めていかないと物事が進まないと思っておりますので、そうした具体性のあるものに取りかかる時期を一日も早くしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

この地域の開発、今言われたものが北区のあの地域の人たちにとっては本当に長い間の懸念材料であり、希望材料でありますので、ぜひその辺をしっかりとやっていただき、本当に皆さんが、多くの人誇れるような、そしていいものを持って帰れるような吉田町の頭をつくっていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時5分といたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 遠藤孝子君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

4番、遠藤孝子君。

〔4番 遠藤孝子君登壇〕

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

私は、平成27年第3回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあり、賑わい創出の構想について町長にお伺いいたします。

6月定例会の町長の所信表明で、四つの柱のうち一つとして、にぎわいづくりについて次のような説明がありました。津波防災まちづくりとあわせて整備する多目的広場については、シーガーデンシティ構想の核の一つである。海浜回廊の一部となる施設であり、防災機能を有するだけでなく、漁港の特性を生かし、町の特産であるシラスなどを活用した事業を展開することで、継続的な水産業の振興を図る。海浜回廊は新たなにぎわいの場の創出には最適な場所であると確信している。より多くの人を当町に呼び込むことのできる産業界とも連携し、事業を展開していくとありました。

また、行政報告の中ではシーガーデンシティ構想の具体化について、海岸堤防のかさ上げを大前提として整備方針を国の駿河湾海岸整備検討会において決定し、本年度から当町の海岸線整備の事業化に向けて取り組みが始まりますの報告がありました。安心・安全の土台の上に町民が豊かで勢いのある町の具体的な取り組みが展開されているところであります。

8月29日の議会報告会で、町民の皆様がにぎわいのあるシーガーデンシティ構想、具体的なイメージを持ってない、また、自分たちの生活がどのように変わるのかというふうな意見が幾つかありました。そこで町民が具体的なイメージができるような当局のお考えをお聞きしたく御答弁をいただきたいと思っております。

質問の要旨は、産業振興の拠点となる多目的広場を中心とした海浜回廊と内陸フロンティア推進区域などを都市計画道路により連携させ、沿岸部の防災対策とにぎわいの創出構想の進捗状況についてお伺いします。

一つ、富士山静岡空港や東名高速道路吉田インターチェンジから新たな人の流れをシーガーデンシティ構想に向ける計画はどのように具体化されていますか。

二つ目、榛南幹線からシーガーデン（多目的広場・海浜回廊）付近の商業施設誘致の進捗状況についてお伺いいたします。

三つ目、防災公園付近の商業施設誘致の進捗状況についてお伺いいたします。

四つ目、地元住民にとって具体的にどのような効果があるとお考えでしょうか。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 遠藤議員、私はこの場所に立って13年目に入ります。よく首長と議会は車の両輪である。いわばまちづくりの両輪であると言われて久しいわけですが、けれども、13年ずっと私はそのことはこの議会においては死語であると。死んでしまった言葉

だと思っておりました。大体質問されるのはいつも揚げ足をとられるか、何かどこか悪いところをぶすつとやられるか、そういうふうなところがあったんですけども、久しぶりに議会と首長が町のいわば大きな町づくりについての構想を戦わせると。それによって非常にすばらしい一般質問であるとまずもってエールを送りたいと思っております。

賑わい創出構想についての御質問のうち、1点目の富士山静岡空港や東名高速道路吉田インターチェンジから新たな人の流れをシーガーデンシティ構想に向ける計画は、どのように具体化されていますかについてお答えします。

本題に入ります前に、まず、「シーガーデンシティ構想」のイメージについて触れさせていただきます。

現在、当町では、津波防災まちづくりを進める一環として、当町の海岸部全体に、千年に一度の津波が襲来しても越流しない高さの海浜回廊を整備するとともに、漁港東側には同じ高さの多目的広場を整備し、同時ににぎわいの場としても活用できるシーガーデンとするように計画をしております。

その計画の中でも、吉田公園から吉田漁港までの海岸部につきましては、先行的に事業を進め、防災機能のほか、多目的広場については水産振興を図るための機能を付与し、海浜回廊につきましては吉田公園と多目的広場の間を多くの来訪者が楽しみを持って集い、行き交う憩いの場にしてまいります。

そして、このシーガーデンに人々をいざなうために、内陸フロンティアの物資供給拠点確保事業区域の中核施設として整備をしている防災公園で多彩な情報を発信してまいります。

このように、新たな安全を提供する中で、防災公園とシーガーデンとの連携を主軸とした新たなにぎわいを喚起しようとする構想がシーガーデンシティ構想でございます。

御質問にございました「この構想の具体化に向けての取り組み」という点についてでございますが、まず、情報発信拠点となる防災公園を含む物資供給拠点確保事業区域につきましては、平成27年度末までにアクセス道路となる都市計画道路富士見幹線の整備を完了させ、防災公園につきましても、平成28年9月末ごろまでには建物を含めた全体の整備を完了させるように取り組んでまいります。

また、この事業区域には商業施設の誘致を進めており、平成28年度早々から一部の区域におきまして大型店舗がオープンする見通しを持っております。そして、さらに商業集積を進め、この区域そのものを人でにぎわう拠点とするようにしてまいります。

そして同時に、東名吉田インターチェンジや静岡空港などから来訪されるお客様に対し、シーガーデンを初めとする当町の魅力を強烈に発信する情報発信拠点としてまいります。

次に、シーガーデンの具体化という点についてでございますが、海浜回廊につきましては、国の駿河海岸整備検討会が取りまとめた千年に一度の津波対処する海岸整備の方針も示されましたので、引き続き国土交通省や静岡県と一層連携を密にしながら、一刻も早く構想どおりの海浜回廊ができて上がるように努力をしてまいります。

また、多目的広場につきましては、水産振興をテーマとしたにぎわいづくりへの取り組みとなりますので、水産庁と静岡県と連携をして、今年度から各種調査や設計などに取り組んでまいります。

そしてにぎわいづくりは、ハード面が充足されるだけでは達成されず、にぎわいづくりを担う人材に活躍していただくことが必要不可欠となりますので、その役割を果たす人材によ

って構成される組織体づくりを町で主導してまいりつもりでございます。

この組織体は、町の防災に関する取り組みや、町内の魅力など多様な情報を発信するとともに、地域産業の新たな連携、新たなにぎわい創出のための町づくりやイベント等の開催なども手がけてもらうほか、防災公園や指定管理も担ってもらいたいと考えております。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、人口減少社会に直面する中で、当町が豊かで勢いのある将来を展望できるようにするためには、これまでにないさまざまな取り組みを組み合わせるにぎわいを創出しようとするシーガーデンシティ構想の具現化が急務であると確信をしております。

次に、2点目の榛南幹線からシーガーデン（多目的広場・海浜回廊）付近の商業施設誘致の進捗状況についてお伺いしますについてお答えします。

シーガーデンシティ構想は、先ほども申し上げましたが、千年に一度の津波をも水際で防御でき、新たなにぎわいが創出されるシーガーデンを活用したにぎわいづくりのための構想でございます。この構想の一丁目一番地は多目的広場の整備であり、海浜回廊の整備でございます。

川尻海岸にシーガーデンが完成いたしますと、その背後地にある浜田土地区画整理事業区域の津波に対する不安感も払拭され、周辺部に立地する企業の活動もさらに活発化し、新たなにぎわい拠点におけるさまざまな活動も活発に展開されることが期待をできます。

さらに目下、浜田土地区画整理組合では、事業区域内を良好な住環境に整えるとともに、商業系用途地域も創出するほか、東名川尻幹線についても、平成27年度末までに東名吉田インターチェンジからシーガーデンまでの間の全線を開通させるように整備を進めていただいておりますことから、この地域の魅力は一気に高まってまいりました。

こうした町や組合の取り組みは既存の1企業にはもちろんのこと、新規立地を目指す企業などから大変好感を持って受けとめていただいているところでございまして、現に浜田土地区画整理組合には、商業施設の立地を目指す具体的な引き合いもございまして、町といたしましてもシーガーデンシティ構想の取り組みを公表することによって、誘致交渉が成立しやすくなるに応援をしてまいりました。

今後ともこうした取り組みを継続し、組合と連携して、でき得る限り早く町民の皆様にも新しいニュースを提供できるように努力してまいります。

次に、3点目の「防災公園付近の商業施設誘致の進捗状況についてお伺いします」についてお答えします。

町では、既に国の総合特区の指定を受けております物資供給拠点確保事業区域の中でも事業実施が可能な区域であります7.7ヘクタールにつきまして、平成26年5月27日に内陸フロンティア推進区域として県から指定を受け、積極的に商業施設誘致を進めているところでございまして、現在、防災公園南側の池沼の跡地でもあります3.1ヘクタールにつきましては、大型商業施設の進出が決定をしております。

この大型商業施設は、平成27年1月8日に町の土地利用委員会の承認を受け、平成27年5月21日に都市計画法に基づく開発行為申請の許可を県から受けておりまして、現在造成に着手をしております。造成の進捗率につきましては、平成27年8月末現在で30%程度であると伺っております。

また、現在、町と大型商業施設の出店者との間において、物資供給拠点確保事業の主目的



であります有事の際に生活物資を住民に滞りなく供給するための「物資供給に関する協定書」を店舗のオープンに合わせて締結できるように協議を進めているところでございます。

なお、防災公園東側の農地につきましては、1.25ヘクタールが農振農用地区域、いわゆる青農地でございます。新たに商業施設を誘致するためには、農振農用地区域からの除外が必要不可欠となっております。

農振農用地区域からの除外につきましては、農業振興地域整備計画の変更が必要となるとともに、現地は国営大井川農業水利事業の受益地にもなっておりますので、今後とも当町では国・県と協議を重ねてまいります。

具体的な開発案を提示することによりまして協議が先に進むこともありますので、今年度は商業施設の誘致を積極的に進めることにより、農振農用地区域からの早期除外を目指してまいります。

最後に、4点目の、地元住民にとって具体的にどのような効果があると考えていますかについてお答えします。

シーガーデンシティ構想は、津波防災まちづくりによる単なる防災対策だけではなく、1点目の御質問においてお答えいたしましたように、新たな人の流れをつくり、新たな安全とにぎわいの創出を図るもので、この構想を具体化することにより、当町にヒト・もの・カネを呼び込むものであります。

さきにも申し上げましたが、シーガーデンの整備につきましては、単なる高台の創出にとどまらず、水産振興につながる事業展開も含めて新たなにぎわいを創出してまいります。

また、防災公園につきましては、有事の際の一時避難地、応急仮設住宅用地としての活用だけではなく、平常時においては町の魅力に関する多様な情報の発信拠点となるほか、さまざまな地域活性化への取り組みを展開する拠点として活用してまいります。

このようにシーガーデンシティ構想に取り組むことで、沿岸部に新たな安全がもたらされ、企業が安心して生産活動を継続でき、企業の進出環境を整備することで新たな雇用が生み出され、また、同時ににぎわいの創出による魅力あるまちづくりを進めることにより、町に人を呼び込み、今までなかった新しい人の流れをつくり上げてまいりますので、町民の皆様にも多大な効果があるものと確信しております。

シーガーデンシティ構想を具現化することによりまして、東日本大震災後、一旦は失われた当町の安全・安心が確保され、再び豊かで活気ある町を取り戻す、この取り組みに対しまして、議員初め町民の皆様方の御理解と御支援を切にお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありませんか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 答弁ありがとうございました。

順番に再質問をさせていただきたいと思います。

今具体的な回答がありまして喜んでいらっしゃるところでございますけれども、皆さんお待ちかと思っておりますけれども、私はこのインターのところから、今町長さんから話がありました海までのこのところのエリアについての再質問をさせていただきたいと思います。

一つ目の部分ですけれども、交流人口が増加するというふうなことを今お聞きしたわけですけれども、新たな人の流れがあるというふうなことから、その一つとしては空港からというふうにと考えると、外からのお客様、このお客様のニーズに応えるような何か方策を考え

ていらっしやれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 空港、それからインターも含めまして、吉田町においでいただいた場合に、現在不足していると思われる部分なんですね。まず、吉田町においでになられた場合に、どこに行ったらいいのかがなかなかわかりにくいところがございます、どこに行ったら何が買えるかと、どこに行ったらどういふ楽しみ方ができるかとというようなことが非常に伝わりにくい現状であるというふうに感じておひまして、まず、空港やインターからおいでいただく場合に必ず立ち寄っていただければ、ある程度の吉田町の魅力というのをそこで一気に把握できると、こういうような拠点をつくっていききたいというのが防災公園の平常時における役割というふう位置づけておひます。

また、空港までの距離というのは防災公園から大体バスで移動しても20分程度、30分も見れば必ず到達することができるというところにありますので、現在、空港では大分中国のお客さんが多いわけでございますが、その方々が空港のターミナルビルが非常に狭いという関係もありまして、早く到達した場合には居場所がないというような、外に並んでいるというような、そういう状態が今ござひまして、でき得れば空港サイドでも早くいらしたお客さんのために、途中で立ち寄って、できるだけターミナルに短時間滞在していただくような、そういう環境を創出できるように協力してもらえないかというような呼びかけもござひます。

当町の場合は大体30分程度見れば空港まで行き着くという距離関係にありますので、そうした皆様方の受け皿として物資供給拠点エリアそのものを、そういう場所として提供していきたいというふうにおひます。

以上です。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 挙手を。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

今の空港からというふうな話があったんですけども、空港でバスに乗って来ますよね。そうしたときに、吉田町に入ったときに、これから吉田町を期待できるような工夫をされるということで、吉田町の町がどんな町かなと期待されるということで、看板等のことではないかと思ひますけれども、そのほかに空港、いろいろな町へ行って空港におりたり、それからインターチェンジにおりたときに、つまり、吉田町を期待するような仕組みがいろいろある。おもてなしのイメージとかあるんですけども、そのおもてなしをするような具体的な方策はお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 空港やインターからいらっしやる方々に対して情報発信をするツールとしましては看板というふうには余り考えておひません。防災公園まで誘導するための看板は確かに設置はしたいというふうにおひしておりますが、まず防災公園においでいただいて、そこで吉田町の例えば先進的な津波避難タワーの取り組みとか、それからシーガーデンの楽しみ方とか、あとはたまた小山城のPRとか、そうした吉田町のどこに行けばどういふ楽しみ方ができるかということを防災公園の、これから設置してまいります、建物の中に情報発信ができる機能を備えまして、そこで発信してまいりたいという

ふうに思っております。

以上です。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 続けてですけれども、今防災公園の中に情報を発信するというふうな、以前から計画の中にありますけれども、具体的に今少し話をさせていただいたんですけれども、さらに具体的な考えがあればお聞きしたいと思いますけれども、ありますか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まず、これから建設してまいるもの、建物についてはこれから建設してまいりますので、余り具体的などころまでは申し上げることは難しいわけですが、視覚で、目で情報を拾えるというようなところを主体にして情報発信をしていきたいと。それから、実際に防災公園でございますので、防災と情報発信を絡めてリンクさせていくということも忘れてはいけませんので、町の産業ともつながるような非常食をそこで味わってもらおうとか、そういうさまざまな吉田町ならではの情報の発信の仕方というのを工夫してまいります。ただ考えているだけで行政だけではとてもできかねますので、そうした取り組みを実際にやっていただけるような能力を持った方々にそこにかかわっていただきながら、行政と一緒にそれを達成していただけるようなものもこれから育てていきたいというふうに思っております。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 今、具体的と言ったものですから、なかなか難しかったと思いますけれども、一つ今能力のある皆様の知恵をかりながら、そここのところの情報発信並びに防災のところも含めて考えているというふうにおっしゃいましたので、町民の中からそういう人たちを選んでいただけるのか、またはごくごく身近な例えば北区の人たちなのか、その辺のところのお考えがあったらお聞かせください。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まだ確固たるところのものではございませんが、構想の中の一つとして申し上げれば、先ほど町長の答弁の中にもございましたが、防災公園そのものは指定管理で運営をしていきたいというようなことがございましたが、指定管理を全体としての、しかも防災公園だけではなくて、物資供給拠点エリアの全体の機能を損なわないような運営ができる指定管理者に任せていきたいというふうに思っておりますので、個人というようなレベルではなくて、ちゃんとした法人格を持つような主体を想定したいというふうに思っております。

以上です。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 法人格のところ指定管理ということですが、まだ決まっていなくていいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 先ほどの答弁で申し上げましたが、確固たる

ものでなくて、構想の一つとして申し上げておまして、まだ決まったものはございません。  
以上です。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

今、このところをお聞きしたわけですが、もう一つこのところの1番のところに関係することなんですけれども、吉田のインターから富士見幹線のところに行き当たるまでの部分ですね。今おっしゃった、町長さんもおっしゃいましたけれども、吉田町の玄関として考えているので、そこは当然情報発信のいろいろと構想があるというふうなことなんですけれども、ちょっともうあそこのところの開発されているところは幾つかあるんですけれども、私が心配するのは、無秩序な開発があそこのところでされてしまうと、せっかくお客様をお呼びするところのイメージが壊れてしまうのではなかろうかということで心配しているわけなんですけれども、土地開発利用というふうな課題とも取り組みながら、また先ほどちょっと話がありましたけれども、進めていくことで、農地から転用するという大変な難しいことがあるということもお伺いしましたけれども、それらも含めて将来ビジョン、今答弁の中にもちょっとありましたけれども、そこのところを教えてください。

もう一回言いますと、インターから富士見幹線までのところのこの道路のところとすると、北区のエリアの辺ですけれども、そこのところが玄関として、顔として持つときの将来ビジョンですね。具体的ところは情報発信ということをお伺いしましたけれども、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今の御質問については、午前中の山内議員の将来構想について答弁させていただいた中にもちょっと共通するわけですが、インター付近から物資供給拠点確保、現在事業化をしようとしている7.7ヘクタールの区域まで含んで、全体の総合特区、内閣府の総合特区の指定を受けているエリアというのは96ヘクタールでございますので、将来的には96ヘクタール全体を対象として事業化を進めていきたいというふうには思っております。

ただ、96ヘクタールの中には民家もございますし、農地もございますし、神社もございますし、いろいろなものがございますので、実際に開発余力があるところというのは限られるとは思いますが、全体の景観とかイメージのつくり方というのは、その96ヘクタールについては、そこに入っただけで統一的なイメージができるような、ちょっと具体性がないかもしれませんが、そこに行けば大体のイメージができて、そこの雰囲気がわかるというようなまちづくりができればいいというふうに思っております、それで先行的につくり上げるのが今の防災公園を核とする7.7ヘクタールのその部分だというふうに位置づけて開発をしようとしているところでございます。

以上です。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 今そこのところがわかったわけですが、防災公園のところの向かい側のところ、今開発して30%ですか、土地の整理ができたというふうに先ほどお聞きし

ていますけれども、かなり広い土地があると思うんですね。先ほど幾つかもう大きい企業が、大型店舗等決まっています、もう提携をするという段になったというふうなお話を伺いましたけれども、それを今考えている以外にまだ考えてというのはあれかもしれませんけれども、物資供給拠点確保事業ということもあわせて、今大型店が来ていますけれども、有事のときにそれで十分耐えるかというふうな大型店舗、それから幾つかまだあるかもしれませんけれども、それとあわせて平常時ににぎわいがあり、かつそこで生活している人たちが歩いて用を足せるというふうなことが望ましいと思うんですけれども、そういうふう考えたときに、今考えている大型店舗以外というか、大型店舗に合わせてと言っているのでしょうか、どんなふうな商業施設を、または形を考えているのかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 防災公園の南側の3.1ヘクタールの部分ですが、その部分については実際に商業施設の立地がもう決まっているということで町長も答弁しておりますが、そこについては生活用品などを販売される大型店が今立地を決めておまして、それと電器店が立地を決めているという具体的に申し上げますとそういう状況でございますが、物資供給の品目についてはできるだけバラエティーに富んでいたほうがいいのではないかというふうに思いますので、できるだけ多種類の品物を扱う店舗を誘致できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。この商店の誘致につきましては、現在内陸フロンティアの県のレベルになりますが、内陸フロンティアコンソーシアムということで、県内のほとんどの金融機関が参加していただいているコンソーシアム、内陸フロンティアの事業を仕上げるための支援団体がございます。そこにほとんどの金融機関が参加していただいているわけでございますが、そうした金融機関の御支援もいただきながら、情報提供をいただいておりますので、そうした支援母体の御支援もいただきながら達成してまいりたいというふうに思っております。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。期待したいと思います。

○議長（大塚邦子君） 挙手。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

今わかりましたけれども、そここのところで住んでいる者にとしてみると、自分たちの住むところの計画をされるときに、意見が具体的にどのように取り入れてもらえるのかというふうなことが一番私たちとしては、町民としては心配なところなものですから、その辺のところ、委員会があって、何人か町の代表の方たちが出席している委員会があるというのは知っておりますけれども、それ以外に本当に私のような者がちょっとあそここのところをこんなふうにするといんだねとかというようなレベルのことを聞いてもらえるというふうな組織のことはどんなふう考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この事業を進めるに当たりましては、行政サイドだけで進めることがないよということで、国のほうでも総合特区の指定を受けるときにもそうですが、また県の内陸フロンティアの指定も受けておまして、ダブルで指定を受けているわけですが、その両方とも行政だけではなくて、事業化する段階では必ず地域の推進協議会を立ち上げることということで条件になっております。

それで、現在物資供給拠点確保事業地域、それからもう一つある企業活動維持支援事業の事業地域、川尻にございますが、その両地域とも推進協議会を立ち上げているという状況でございます。物資供給拠点につきましては、行政のほかに地元の地権者の代表の方々、それから農業の一部も機能を提供していただいて開発しますので、農業委員の方とか、それから地元の自治会の役員の方とか、それから実際に開発を進める開発者の方とか、今後においてはそこへ融資をするような金融機関の皆様とか、そういう方々が入っていただいて推進協議会を立ち上げております。また、地元の商工会の代表の方も入っていただいているという経過がございます、地域の住民代表として地権者の皆様とか自治会の皆様、それから農業委員の方とか入っておりますので、そういう中で地元の意見というのはある程度吸い上げられるのではないかなというふうには思っておりますが、あとは地元の皆様方とは運営面で御意見をいただきながら、地域と密着した運営をさせていただくほうが大事ではないかというふうには思っておりますので、整備よりは運営面でかかわっていけるような、そういう取り組みをしたいというふうには思っております。

以上です。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。期待したいと思います。

○議長（大塚邦子君） 遠藤議員、発言を求めてください。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） すみません、何回も。学習できてなくて。

次に、2番目のところになるんですけども、榛南幹線からシーガーデンの付近のところに関してなんですけれども、先ほど町長さんのほうから浜田地区のお話、それから、今企画課長さんのほうからちょっと話がありましたけれども、かつて当局の答弁の記録を見ますと、人の流れが浜田地区に活気をもたらすよう誘導していくというふうにしてありました。ですから、今浜田地区のところ、この商業施設の誘致ということは、浜田地区を抜きには考えられないのではないかと思います。時々私も見に行きますけれども、もう区画道路ができていますね。そうしたときに、あの浜田地区のところと、それから海浜回廊のところ、あのところのこの部分を含めてエリアとして住民も含めた開発になるというふうにするんですね。そのときにさらに縦の線の東名川尻線が完成し、今横の榛南幹線がこういうふうにしてありますよね。そうすると、先ほど話がありましたように、人の流れも車の流れも違ってきて、それで横の流れというのは想像以上のものがあると思うんですね。焼津のほうからこちらのほうに、それから、御前崎のほうからこちらのほうに来るというふうな、その横の流れ。だから、縦と横の人の流れがあり、かつシーガーデンシティのところの浜田地区を含んだところなんですね。すみません、長くなって。その浜田地区がかなり重要なところだと思いますけれども、そここのところの誘致の計画といいますか、誘致はどんなふうになっているかわかれば教えていただきたいんですけども、浜田地区のところ、境界の誘致がわかれば。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 浜田土地区画整理事業内の進出企業等のお話と承りましたので、浜田の所管であります都市建設課のほうからお答えをさせていただきます。

現在、町長が推し進めております都市防災の推進事業ですとか、榛南幹線の開通によりまして、かなりの引き合いが来てございます。具体的な名前は申し上げられなくて申しわけな

いんですが、大きな商業店舗等が引き合いに来ている状況でございます。区画整理組合の職員もそういうようなこともありまして、夢を持って積極的に事業に取り組んでいただいております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 今大きな店舗がかなりというふうなことですけれども、もう少し具体的に、つまり、あそこのにぎわいのあるものをつくるために大きな店舗が来るということですが、にぎわいのある町のところにふさわしいような、さらに幾つかの店舗は考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） すみません、浜田の区域内ということでお答えをさせていただきますが、浜田の組合自体でもそうですが、今言った人の流れを壊すのではないですけれども、阻害するような施設というものは当然考えていませんし、そこから新たなにぎわいづくりが発生するような施設の誘致を第一に考えていただいていると思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） それでは、都市建設課長の答弁に加えましてですが、浜田土地区画整理組合で事業展開していただいている部分も含めまして、その周辺含めて一帯をにぎわいのあるところにしていきたいというふうに考えておりますので、組合で取り組んでいただいている部分については、さらに事業を前向きに進めていただきたいというふうには思っておりますし、その周辺で一帯のにぎわいをつくっていただける部分については町としても積極的に取り組んでいくと。そういう中で、多目的広場については特に水産振興を図っていく位置づけをしておりますので、そうしたところでも人に集まっただけというようなところをつくってまいりたいと。現在、榛南幹線については本当に何もしなければ通過するだけの幹線道路ということになりますので、そうしたことにはならないように、東名川尻幹線と両方を活用してにぎわいをつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） もう少し具体的にお聞きしたいと思いますけれども、榛南幹線と、それから東名川尻線ができますね。そのときに先ほど話をしましたように、両方のところで人の流れと車の流れ、またはもろもろさらにいろいろなことがあるわけですが、そのときに外からの人たちのところはどうにかいろんな形でとどめるというふうな方策を今して下さると思いますけれども、そこに住んでいる、つまり、川尻地区の人たち、住吉の人たちもちょっとかかるかもしれませんけれども、それから北区、片岡の人たち、そういう人たちのかわり方、それから効果という先ほど町長さんからお話を伺いましたけれども、住民が直接かかわる、つまり、あそここのところでは人がふえてくる、当然雇用もそここのところにかかわってくると思います。それから、またはそういうところに住んでいる人たちの生きがいなんかもそここのところで創出されるのではないかと思うんですね。そういうふう考えたときに、すみません、あちこち飛びますけれども、あそこに住んでいる町民が具体的にどのような将来メリットが考えるか。つまり、今生活しているとき、あの道路ができたならば、自分はこうしてやるぞというようなことが具体的にもし考えられれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 現在お住まいの皆様方にもどういふ影響があるかということだと思いますが、現在、当町人口ビジョンをつくっておりますが、何もしなければどんどん人口が少なくなっていくだけでございまして、勢いを失うというところで、負の影響があることはもう間違いない、もう目に見えていることだと思います。それを食いとめて、さらににぎわいをもたらすと。町外から人がおいでいただけるようなところになれば、現在吉田町の既存の商店といいますか、物を売っていただいている方々というのは、それぞれの場所においてみずからの店舗のところで営業を展開するというパターンが多いものですから、非常にどこに行けば何があるのかというのは、そこを探し当てていかないと、なかなかめぐり会えないというようなところもございまして、そこまで誘導するような仕組みをつくるか、集約をしていくか、そういうことによってもっと町外から来られた場合でも、自分がわかりやすいような、物を買うにしても、もっとわかりやすいような町づくりをすることによって、さらに人の流れというのはふえてくるだろうと。それに魅力ある商品、そうしたものを付加して行って、全体として魅力を上げることによって、さらに吉田町というのは勢いを持たせることができるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） すると、今現在ある小売店等はどこに行けばわかるというようなことなんですけれども、今現在ある小売店が支店を出すということもあるかもしれませんけれども、そういうふうな商店だとか、それから漁業だとか農家を営んでいる方、または新しく仕事を起こす企業の人たち、そういうふうな町に住んでいる人たちがかわれること、つまり、仕組みをつくったらいいか、集約したらいいかということをおっしゃいましたけれども、そういう人たちへの海岸のほうに、海岸というか、あの辺でいうと、すみません、浜田、あの辺の限界ですね。あの辺のところそういうふうな町の企業、そういう人たちがそちらのほうにも店を出したり、また人がかかわったりというか、そういう働きかけというか、誘致というか、そういうふうなことはお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そうしていきたいというふうに思っております。今の現在ある商店、そうしたところも人の流れがふえることによって、そこまで誘導するような情報をどこかで出していかないといけないわけですね。そういうことでタイアップしていけばいいと思っておりますし、そういう既存の魅力のあるところまで誘導するような仕組みも今ないわけですね。不足していると思っております。そうした機能をまず作り上げるという、そこから始めていきたいというふうに思っております。そこには吉田町の場合、これだけ優良な企業もたくさんございますし、そういう今までは本当にそうした連携も全く重要視していなかったという反省もございまして、そうしたところを連携をさせていくような機能そのものをつくっていくということも大きな狙いとしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

今、これからいろいろなことを考えてやっていただけるということで、大変期待をすることでありまして、この計画がぜひ構想どおり町の人たちを巻き込みながらして、町



の人たちが住みやすい、それから特に子供たちが将来このところに住み続けたいと。それを真に思い、一度離れても、やっぱり吉田町へ戻ってきたいと、そんなふうに思える誇りある町にぜひしていただきたいと思います。それを願い、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今の議員のお話でございますけれども、私は近々二、三の大臣にお会いして、この構想について具体的に説明申し上げるつもりでございますけれども、要はまち・ひと・しごと、今安倍首相が一丁目一番地の形で音頭をとっておりますまちとしごとを一つの自治体のモデル的なものとして、ぜひとも中央で取り上げていただきたいというふうなことをこれから働きかけていくつもりでございます。そのためのアポをとってございますので、そのような方向でございます。

○4番（遠藤孝子君） ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時58分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目でございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第49号の質疑

○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第49号議案 平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第49号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き歳出は、款別に区切って質疑を行いたいと思います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありますか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

決算書の中で13ページの町税の軽自動車税について、長い間、滞納処分ということで、金額がだんだん減っていきってしまうということですが、これに対して、町として徴収に対してどのようなことを行っているかをお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 未納者の方に対しましては、町のほうで督促状とか催促状をお送りいたしまして、その上で調査も重ねております。調査の結果、滞納処分できるものがあれば滞納処分させていただいている状態でございます。

それから、転出した場合につきましては、転出先のほうに照会をお送りいたしまして転出先の課税状況等もお伺いをして、処分をするなり、調査をするなり、近いところでしたらお伺いするなりで対応させていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） そうした結果、こういう金額が残ってしまっていて、また滞納処分としてのものがだんだんなくなっていったりしてもらえなくなっちゃうということがあるもので、ちょっとやはり車を持っている人は平等でやっているということがあるもので、その平等、公平、そういう中では、やはり税を納めないということは大変なことだと思うもので、その辺で、今のやり方でこれだけ残っているというのはちょっと甘いのではないかなと思うんですけども、今後、それ以上というような考えがあったら教えてください。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 確かに把握できない面もあるかとは思いますが、うちが今できる限りで、預金調査、財産の調査とかもさせていただいておりますし、住所の異動があった方には追跡調査も行っております。ただ、未納額が減らないという原因の一つに納めていただけないという理由もございますが、うちが適正に滞納処分を行っていることによりまして、分割納付とかということで未納額が一気に減らないという事情もあるかとは思っております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 自動車税って金額的に、軽自動車でそんな大きな金額じゃないですけども、年間ですとたまるとやっぱり大きくなってしまいうということで、それでよくネットオークションなんかを見ると、官公庁のオークションとあって、やっぱり物を税金を納められない方に対して物納というか物をいただいてというのがあって、軽自動車税だけではございませんが、できるだけそういう形で軽自動車に乗っている方は皆平等だよというような立場で考えて、今後もう少し厳しい納税をしていただくようなことでやっていただくということを要望して終わります。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

1款の町税でございますが、1項の町民税から5項の固定資産まであるわけですが、過去、平成22年から26年までの関係で約5億円ぐらい減っているわけですね。前年度の25年と26年度対比に対しても1億7,600万ぐらい減っていると。この減っている理由というのは何かということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 全体として町税の収入済額が減っているという御質問でよろしいですか。

〔発言する人あり〕

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 御質問の趣旨が、すみません、少し理解できないのでお聞きしたいのですが、町税全体の収入済額が減少しているということに対してのお答えということよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

今減っている理由ということでお伺いしたわけですが、それでは、それに対して、一番の

歳入の根幹……

[発言する人あり]

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 町税の収入が減っているということで、その理由をお聞きしたいということで私のほうは質問をしました。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 収入済額の減少している理由につきましては、町民税につきましては、全体に申し上げられるものですが、調定額が減少しておりまして、それに対しまして収入済額が減少しているということでございますが、収入率に関しましては上昇をしております。

調定額がなぜ減っているかということにつきましては、町民税につきましては、課税人口の減少とか所得金額の減少ということが考えられるかと思えます。

それから、固定資産税につきましては、地価の下落等がございますので、そちらの関係と、あと償却資産の減少ということがございまして、税が減少しております。

軽自動車税につきましては、増えておりまして、こちらは自家用の軽四の台数が増えていることによるものでございます。

たばこ税につきましては、たばこの販売本数が減少したことによるものでございます。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今、町民税低数や人口の減少、地価の下落というような形で理由が言われたわけですが、今の中で理由はわかりました。

ただ、それに対して、やはり町税ということは吉田町の収入の根幹をなすものです。そういう中では、やはり減るよりも上げていくという、増額するということが必要かなと思えますし、いろいろこれからも主要な事業をたくさんやっていくという中では、歳入不足もそう渋るというような形にならないとは思いますが、やはり非常な町の運営に対して影響を及ぼすということで、どんな対応をしているのか、あるいは今後どういう対策をしていくのかということちょっとお伺いしたいと、こう思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 町税の減少については、御指摘のとおり、ピーク時と比べますとかなり収入が減っているという状況にあるわけですが、その中で先ほど税務課長が答弁いたしましたとおり、収納率に関しては努力の結果が出ておりまして、収納率自体は向上していると。それで、その税金の大もとの発生源に対してどうしていくかと、こういうことになるわけですが、この税収の減少傾向というのはリーマンショックを契機にいたしまして当町の町税というのは減ってきておりまして、まだ回復していないという状況でございます。

それで、個人町民税、それから法人町民税ともに、他の回復よりも今おこなっているような状況ではございますけれども、こうしたところも、当町は製造業が主体となっております、その製造業の回復基調が他よりも今までの傾向として少しおくれぎみで景気の回復傾向が訪

れるということもございまして、これにつきましては、27年度、28年度にかけて増収を期待できる状況にあるのではないかというふうに思っております。

それから、固定資産税、これについては議員も御承知のとおり、津波の影響というのがかなり重大だというふうに受けとめておりまして、これに対しましては津波防災まちづくりを緊急課題として進めておりますので、こうした効果をもって固定資産の下落というものを抑えていって、なおかつ減少傾向にあった人口が上向きに転ずるといようなところへ持っていきたいということで、現在全体の政策をそこに焦点を当てているというところでございます。

こうしたところによって内陸フロンティア等の取り組みもございまして、総じて町民税については押し上げていく傾向で、今のところは取り組みをさせていただいているというふうに思っております。御了解いただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本。

今いろいろお答えしてくれたわけですが、やはりいろいろな中で一番の努力をしていただきたいなと思えます。ふるさと創生の人口の問題もあります。そういう中でいくといろいろな中で絡んでくるかなと思えますので、バランスのとれた行政をしていただいて、何としてもいろんな事業が町民のためにいくというような努力をぜひしていただきたいし、厳しいかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、頑張っていたきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今杉本議員からも出た内容について、ちょっともう少し掘り下げて聞かせていただきたいと思えます。

人口減ということもございまして、個人町民税、リーマン当時と比べましては確かに大分変わっていると思うんですが、5年前の参考資料ナンバー4の2ページに書かれております町税最近5カ年の決算推移等を見ますと、それも少し調べたんですが、平成22年の個人所得が約396億円、納税義務者が1万2,851人。26年度決算におきましては、394億円です、個人所得の合計が。納税義務者が1万2,783人という形で、余りそんなに差はないですね。平成22年の決算でありますので、3.11前と比べて、個人所得で約2億円ですね、課税対象をする額ですけども。そういったことがあるものですから、この決算も見まして、個人町民税に関しましては、若干は減ってはいるというよりも増えているんですね、個人町民税は。平成22年は、14億1,600万、26年度は14億8,000万という形で、増えているわけでございます。これはいろいろなものが介在されているものもあるでしょうから、ですから、人が減っているといった認識、25年度と比べて減っているかもしれないけれども、22年度、震災前から比べて、そういうものの震災による、津波による、風評被害による人口減とか、そういったことだけではないと思うんですが、それについて先ほどの御答弁とちょっと違った認識なものですから、それについて御答弁のほうをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問にありますとおり、個人町

民税については平成22年当時を上回っているという状況でございますが、法人町民税、それから固定資産税についてかなりの影響が出ていると。リーマンショックから戻ってこないというのは、法人町民税でございます。それと、津波の影響によって当町に減収要因がもたらされているのが固定資産税でございます。とりわけこの中で、土地というよりも償却資産の設備投資が行われにくくなっているというところが、この固定資産税の減収につながっているというふうに分析をしております。

先ほどの答弁の中で、個人町民税というふうに捉えられたのであればちょっと説明が悪かったと思いますが、町民税の中でも法人町民税、それから、町税の中の固定資産税、こうしたところが減収の大きな要因であるというように捉えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

法人町民税という形で、大企業の方々もいらっしゃいますけれども、中小の会社の方々もいるわけございまして、法人町民税、償却資産の減収という形で、22年には法人数が826社あったんですが、それが765社という形で法人数自体も減っているわけでありまして。この辺のところは、出のほうの事業として考えることでもあるわけですが、そういった大手を誘致するだけではなくて、1件1件、均等割もありますので、しっかりとした法人を育てるといった事業的なものが足りなくなっているのではないかなど考えるわけでありまして、それとあわせて、償却資産というお話がありましたけれども、平成22年度においては726億円という形で課税標準額、課税をするに当たってのどのぐらいの額があるかという償却資産合計が726億円だったんですけれども、26年度決算では486億円ということで、240億円、これは本当に3.11の影響だと思います。でありますので、先ほど当局が御答弁されたとおり、やはりこういう懸念に対して、津波防災まちづくりのさらなる推進を期待するとともに、この法人数も減っているということ認識をいただいて、小さいところから大きいところまで活力ある法人町民税が得られるような形の施策を期待するものであります。それについていかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 御指摘のとおりでございます。法人の企業数を増やしていかなければいけないと、こういうことも当町の課題として重要に思っております。今回の地方創生の中でも、今企業支援に対してどういう取り組みをしていくかというようなところをテーマとして検討を進めておりまして、金融機関などの御支援もいただきながら、そうした取り組みを早急に進めたいというふうに思っておりますので、今御指摘いただいたところは本当に大きな課題だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） ぜひよろしく推進のほどをお願いしたいと思います。

そうは言っても、26年度、過去5年の収納率に比べましても、全体で96.3%という形で、22年が94%でありましたので2.3ポイントの改善ということで、本当にすばらしい改善効果だと評価するところであります。

現年分においては99.1%という形で、県内市町においても本当に誇れる数字で、御苦労さ

れているということですが、その影響かもしれませんが、滞納繰越が25年度を頭に若干下がっているんですけども、この辺のところというのはどのような影響で、このままずっといくということはないんですけども、現年でたくさん、しっかりと収納していただいたことによって、その辺の滞納分が減ってきたのか、その辺の状況について御説明のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） ただいま御指摘いただいたとおり、滞納繰越につきましては収納率が減少しております。ここ数年、徴収強化に取り組んでまいりまして、滞納繰越分、現年分につきましても、収納率は上昇してきたわけですが、本年度は昨年度と比べて滞納繰越の収納率が減少しております。

この主な原因といたしましては、困難な案件が残ってしまったということが大きな原因かと思っております。それに加えて、滞納処分も適正に行われていて、長期差し押さえとか債務がある方には分納をさせていただいたりということで時効の中断も行ってまいりますので、収納率は下がってきているのではないかとも思っております。

いずれにいたしましても、引き続き未納の方につきましては調査を行って、それから未納者の方と折衝を図って、一日も早く納めていただけるように努力してまいりたいと思います。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

資料、説明書の25ページですが、生活交通確保対策費ということであります。

これは毎年ですが、このOD調査というのをやっておって、効果のところを書いてあって毎年同じなんです。バス停留所ごとの利用者数や客層等の状況を把握することができたということを毎年のように書かれております。その結果というのは、把握したその後というのはどのようなことをされているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） このOD調査の目的でございますけれども、国庫補助事業の路線として見合うだけの乗降客数があるかどうかということが主な目的になっております。それで、この時点でのOD調査結果が悪いということになって、それで収支バランス、これとあわせて見て、国庫補助路線としての存続が見込めないということになりますと路線廃止というようなことになってまいりますので、そのOD調査の結果も踏

まえて、その結果を県の協議会に報告をいたしまして、それでどういう対策をとれるかというところを検討する材料になるものでございます。町単独でこれを活用するという事は、今のところ行ってないという状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 町単独でなかなか利用が難しいということかわからないけれども、でも、統計要覧とかありますよね。そういうのにインターチェンジの利用の数とかというのは出ているんですね。でも、せっかくこれをやっているのに、そうしたのも統計として載せていけば、利用者に訴えることができるというのか、なくなっちゃうと困るんだよということで啓蒙にもなるのかなと思うんですが、そうしたものにも載せることができないのか、載せる必要がないのか、そこのところはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） このOD調査結果を統計資料として扱うかどうかということについては、少し測定期間が余りにも瞬間過ぎるところもございまして、インターチェンジの乗降数などについてはずっと通年で行っておりますので、統計調査としての制度もございまして、いろんな観点を捉えて、統計として捉えた場合にはもう少し工夫しなければいけないのかなと。ただ、結果として、吉田町の実態がどうなのかということについての情報の持ち方ということについては、検討をしなければいけないというふうに思っておりますので、バス利用の促進の観点からも少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

その点についてはわかりました。

次に、そこのところで吉田町バス交通活性化対策事業費補助金ということで、今回は照明設置ということでやられて、これは業者のほうから申請があつてやるよということであつて、また、それについても利用者が事業者をお願いをして、それで事業者がやるからということになっていると先日の全協で聞いたんですが、じゃ、町民の方が町へ、ここのバス停、ちょっとベンチももう古いし、だめなんだけれども何とかならないですかというような要望があつたときは、それはうちではできないからバス会社に言ってくださいとかということになるのか、町でそういうのをまとめといて、何かの会議のときにこういう要望があるんだけどどうですかといて、それについては2分の1の補助があるのでぜひやってくださいねというようなことはできないのか、そういったことをこれまでもやっているのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） バス事業者にかかわる施設の整備については、一義的にはバス事業者でございますので、今回の照明についても、バス事業者の施設に設置する照明ということで、所有区分としてはバス事業者のものになりますので、それに対する助成を行ったということになります。

全てバス事業者が窓口になるのかということでございますけれども、利用者から町に対してそういう要望、要請があつた場合には、町が町の責任において実施するもの以外はバス事



業主任者にそれをお伝えをいたしまして、バス事業者としての事業計画を持てるかどうかというところまでお話をさせていただいて、バス事業者と連携して事業を組み立てていくというふうにしております。

そうしたものとして、役場の一角にもございますが、駐輪場とかそういう整備は町と連携を図って事業者が設置をしているというものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） この地区にとって本当にバスは非常に必要なものであって、これがなくなっちゃうと本当に移動できない方も増えてしまうという中で、確保しようということによってやるんだっつたらもっとサービスをよくすればもっと利用者が増えて、黒字路線になってくれば、どんどんよくなると思うんですよ。そういう中でもっと使いやすいバス停にするとか、パーク・アンド・ライドということで、そういうのにもこれ使えるよと。もちろん事業者がやらなきゃいけないんだけど。そうしたときに、じゃ、バス停の近くに駐車場があるのかというとなかなかない。そういうこともいろんなところで工夫をしてやっていかないといけないのかなと、確保するという意味でも。その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 使いやすいバス路線にしていくというのは理想的でございまして、そういう取り組みはしていかなければいけないというふうには思っておりますが、そうした観点でバス事業者との打ち合わせも実は何度も行っているわけですが、バス事業者としてどれだけの余力を持っているかというところもございまして、使いやすい乗降所、そうしたところが望ましいわけですが、なかなか今バス事業者がそこまで投資して設備を整えようかというところまではなかなか余力を持っていないというのが実態でございまして、今当町の中で運営していらっしゃるバス事業者の最大の課題というのは、運転手さんの確保なんですね。なかなか運転手さんが集まらなくて、既定のバス路線ダイヤを維持することが難しいというところがございまして。

そうした課題解決も終わって、施設の整備費まで今対応できるかどうかというとなかなか難しいところがあると。これに対して、それでは行政が独自の取り組みとして取り組んでいくかというような考え方もあろうかと思いますが、まだそこまでは踏み切れないというところもございまして、バス事業者とどういう連携が図れるかというところをもう少し詰めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

主要の施策と成果に関する説明書の13ページですけれども、庁舎管理費の中で、全協でも伺いましたが庁舎防水改修工事、これでこの効果といたしまして、快適な公共施設空間の確保が図ることができたとなっておりますが、いまだに雨漏りが直っておらず、1階のフロアには左官さんが仕事で、モルタルを練る舟というんですか、プラスチックの大きな四角いも

のが三つぐらい置いてあって、タオルが置いてあってということで、大変私としては見苦しい、役場の庁舎の中としては見苦しいのではないかなというふうに思っております。

そういう中でも、効果として快適な公共施設空間の確保が図ることができたというふうに書いてあるものですから、本当にそうなのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいま御指摘のありました防水工事のことですが、確かに今現在庁舎のところが最近雨が降りますと、やはり一部漏るということがありますが、ここの効果のところで快適なということではしておりますが、これは事業全体としてのことで捉えさせていただいているものですから、防水工事だけではなくて、ほかにもその他、清掃の関係であるとかそうしたものもあるものですから、全体としてここは効果として書かせていただいております。

ただし、議員御質問の防水工事につきましては、これまでも幾つか修繕を重ねてきておりました、この間の全協のときもお話をさせていただきましたが、バルコニーのこれまで漏っていたというところを修繕させていただいたんですが、これで一応、今現在の原因というところまで、どこが漏っているのかと、庁舎の形の関係もあるものですから、そうした原因のところを突きとめてきておりますので、今後、この工事のほうも早急に対策のほうをしながら、予算計上等もしていきながら対応をしていきたいと、こういうふうに思っております。

御指摘のほうはありがたいと思いますし、工事のほうは、ぜひ今後進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

これまでエレベーター室、高い大きなガラスの空間ですけれども、そこのコーキングというんですか、その打ちかえとかそういうのもやって、今回こういうふうにシート防水の張りかえをやって、まだ雨が漏っているということで。結局、これは業者のほうの、防水工事というのは大体10年の瑕疵担保があると思うんですけれども、そういう関係でやり方が悪くて漏れて、それじゃ補償をしてもらうのか、それともまた新たに予算をつけてやるのか、その辺をお伺いしたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 防水工事につきましては、今回、今御指摘いただいております庁舎の漏れているところですが、こちらは今回やった工事とは別のところに起因するものですので、瑕疵というのはうちのほうはないというふうに思っております。ですので、今の原因のところ、これまでに防水工事をしていない箇所ですので、新たに予算要求等をしていきながら対応を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

雨だれが落ちてくるところから、下から上を見るとどこから落ちてくるかなんてちゃんとわかると思うんですね。そういうことで、ぜひ、また来年予算をつけるならつけるで、何しろ役場へいろんな方が来ます。ある程度、町民だけではなくていろんな関係の人が来て、

あそこからエレベーター乗ったりするのにあそこを通るものですから、本当に雨降りの日は、私自身は恥ずかしいかなという気持ちにもなるので、そういうことでぜひ早目に改修工事をして、本当に快適な庁舎の空間が確保できるようにお願いをいたしまして終わります。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

説明書の13ページのところでお伺いをいたします。

庁舎管理費の中で、前回お聞きをしました。先ほどのバスの利用にリンクしてくると思うんですけども、その中で、最近、朝、役場の駐車場に行きますと、結構バス停で車をとめて行く人が多いと。それはもう認識をしていると思うんですけども、その中で先日お聞きしたのが、庁内で基本的には町民税とか賄っているということですよ。受益と負担の中で官給は出てくるんですけども、庁内で利用している人、いいとはいいませんけれども、それが例えば契約があるとか、最近特別な用事が多いです。その中で必要な人がとめられないときがある。そのために、隣の未舗装の駐車場にとめるようにしていただいている。

その部分で、やっぱり必要なときに、町の人が必要なときに必要な部分、よそから来た人が町に来たときにとめられない状況になったときに、やっぱり不便さを持たせてはいけな。そういう意味で、その辺の調査、例えばしっかりとした調査をして、どこかで対応しなければいけないと思っているんですけども、その調査というのは、これからやっていただきたいと思うんですけども、どうなんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 駐車場の来庁者の方の確保の関係だと思います。

こちらにつきましては、先日の全協のときもお話をさせていただきましたが、現在8時までパイプをしまして、私どもも8時に一応車のほうを見るんですが、やはりその後、パイプをとった後もとめられている方がいるというのは、うちのほうも何台かあるというのは把握をしております。ただ、この所有者と、それからあと町内か町外かというのは、そこまでの調査は行う権限が個人のあれもあるものですから、そのかわり、やはり来庁者のための駐車場ですので先日紙を張るということをさせていただいたんですが、以前、これ昨年行っておりませんが、一時期は朝8時15分前までにあそこに職員が交代でいまして、そこにとめないというようなことはやって、2週間とかそうした期間のスパンを持って行った経緯もございます。そうしたことも、うちのほうとしましても来庁者の方がとめられないというのはやはり問題でありますので、その対応については今後も同じような形をとるかちょっと検討をしていきながら、来庁者の方がとめられるということをやっていきいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、町内か町外かを調査するに当たって相手のことも考えなければいけないという話ですけども、そのときに、現実的にとめる方が入った形を見せて乗っていく、要するにわかっている人がいるんですよ。そうすると、じゃ、もうわかっている人がいるときに、やっぱりその人にアピールをしないとね。アピールというか、もうやらなきゃいけない権利だと思う

んですよね。その辺でやっぱりもうちょっと考えていただきたいと思うんですよね。その辺はどうなんですか、やる義務があると思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 一つの方法としては、以前ほかのところではあるかと思いますが、よく銀行等で入り口に遮断のするポストを置きまして、コインを入れればあくというようなシステムもあるかとは思いますが、やはり費用対効果の関係、また一番は来た人がとめられるということが一つだと思いますので、実際に私どもも、こういうときにとめられないというのは一応見てはいるんですけれども、全くとめられないというときに年に何回か、苦情とかお客さんからとめられないよということといただくこともあるものですから、その点につきましては、中に入って出るというのは入場のような鉄道のような切符ではないものですから、その辺はなかなか難しいかなというのはありますけれども、ただし、やはり、かといっても駐車場を来庁者の方が利用できないというのは困りますので、その辺の調査は今後していきたいと思います。対応のほうにつきましては、今後検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、中に入って出るというのではなくてカモフラージュのためにやる人というのがいるんです。バスに乗るために。そういう意味です。ですから、ぜひその辺、もうちょっとしっかりと調査をして、そして皆さんが十分に使えるような、困らないような、必要な人が使えるように。

それと、せっかく吉田町の対応は外から来た人にとっては非常にいい対応と聞いておりますので、特に1階にいる方々がわざわざ手をとめて引っ張って行ってくれたと、場所まで。そこまで聞いていて、藤枝から来た方なんですけれども、非常にいい好感を持っています。だから、その辺ぜひまたやってください。

それともう一つ、管理の中で重大なことだと思うんですけれども、エレベーターがありますよね、何回か言っていますけれども。エレベーターのボルトが、雨漏りによってボルトないんですよね。今はいいですけれども、あれ地震のときに、強固になればなるほど吹っ飛びますからね。その辺は早急にやっておかないと、もう目の前に来ている地震ですから、ぜひ管理はしっかりやっていただきたいと。そのことも何回も言っていますから、どの辺でやるかとか、その辺の予定とかわかりませんか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） やはり庁舎を利用される方、来客者、それから職員もおりますので、職員だけではなく来庁者の方の安全ということがありますので、この辺につきましては多分ボルトの話がされていると思うんですが、一応点検のほうも行ってございまして、以前議員から御指摘をいただいたときに、点検業者も含めてその耐震性のほうもさせていただいたんですけれども、ただ、今現在はというのはありますけれども、ここはやはり時期を見て、改修といいますか、そちらのほうはやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

主要な施策と成果に関する説明書の20ページの国際交流推進費、これは決算額で100万1,000円ということで、1,000円が旅費ということですから、あとの100万円が国際交流協会補助金としてなっているわけですが、こうして国際交流に関して国際交流協会に全てお任せをして、町では一切考えていることはないかどうか、その辺を伺います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 現在、国際交流事業といいますと、国際交流協会にほとんど委ねているというところでございます。

それで、この国際交流につきまして、町として独自の対応を図るかどうかというところでございますが、もともとの成り立ちからいきますと、町が主導して協会を設立していただいて、町が主導してここまで来ているというような状況がございます。かなり最近まで、町が事務局のほとんどを担って事業を実施していたというような状況が長かったわけですが、ここ数年で運営面については国際交流協会独自で運営面まで自力で行っていただけるような協会に育てていただいております、あと事務的なサポートは行政として行わせていただいているというような、その協会と行政とでタイアップしながら国際交流という面に対応をしているというのが実態でございますので、そうした国際交流協会の事業というのを重視して、今後とも国際交流というものを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

内容を聞いてわかりました。

例えば、ダンス健康づくり事業とかありますよね。それも予算を渡して、そちらでやってくださいというような形でやっていると思いますけれども、それと同じような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） もともと国際交流協会を立ち上げたときには、多くの他の国際交流協会もそうでございますが、自主的に運営をされると。例えば当協会でも、ホームステイ事業などが、行政が入った中で進めるのと協会独自に進められるのでは、おのずと方法が違ってくるかと思えます。行政が行いますと、どうしても公平感がどうのこうのというようなところが主な視点になってまいりまして、機敏な対応ができにくいというようなところもございまして、今の協会の方々がみずからの考え方でいろんな角度から国際交流を進めていただくということが望ましいというふうに思っておりますので、できるだけ自主運営できる協会としてさらに充実されていくように、こちらとしてもサポートしていきたいというふうに思っております。

他の団体については、それぞれの考え方がございますので、全て同一だということではなくて、国際交流協会についてはそうした意向を持っているということでございます。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

主要な施策の37ページの自治振興費でございます。全協のほうで振興補助金という形で正副会長活動費、町内会長活動費、隣の組長活動費等々、見直しをやっているかということで確認したんですが、5年以上見直しをしていないよということなんですけれども、近年のさまざまな世の中の動きを考えますと、町から自治会にお願いしていることも相当増えているのではないと思われるわけでございます。自治会の皆様方とは年に1回お話し合いをして、どうですかということを知っていると思うんですけれども、町として、仕事量的に何割ぐらい増えているという認識で今考えておりますか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 割合といいますか、この辺につきましてはちょっと、どれくらい増えているかというのはあれですけれども、一つは、重点化というか、自主防の関係等がございまして、津波防災の関係もございまして、そうした自主防災会活動のほうが非常に活発というか、そちらのほうに今重点を置かれているというふうに思います。そうしたことの活動で、町内会長さん、また自主防災会長さんが非常に御苦勞をされ、また御協力をいただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 自治会という形で、住民の共助といった形の中で、自助もあるんでしょうけれども、その中でも公の形で御協力をいただいているということもあるものですから、なかなかこの正副会長活動費という名称が、これを上げるとなると何か自治会長さんたちのお金を上げてほしいということで上げたということになってしまうと、何か自治会長の手当はそれぞれの自治会が会則の中で決めていることとありますので、そこまで町は言えることではないんですけれども、仕事量全体を考えたときに、そういったことも配慮して検討することが必要ではないかなと思うものですから、別の名称というのをそろそろ、過去の議会の中ではこの自治振興費の中で、細目ですよ、町内会活動費の算出根拠についても過去聞いたことがございます。これは正確な理由というか、今ある実数で暗算したいろんな形でこういう形になったと、これも余り変化していないということも知っているわけございまして、新たな第5次総合計画を策定し、自治会と町との連携も考えたときには、こういったものもやはり使いやすい補助金という形で、使い勝手のいい形での運用も見直すべきではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 議員御指摘のとおり、自治会の役員の皆様方、それから自治会の皆様方には本当に町と御協力をいろいろといただいております。地域の活動のほうをやっ

ていただいております。そうした中で、補助の見直しということでございますけれども、これは毎年検討等させていただいているわけですが、確かに5年以上、額が変わっていないという実態はございます。当町としましても、やはり近隣市町もいろいろ見ながら、近隣はあくまでも参考として、町としてどうかということは考えていきたいと思っております。

まず、近隣市町については、具体的な額はあれですけれども、例えば自治会長さん、それから副自治会長さんの補助額については、当町のほうがちょっと上回っているという現状が

ございます。全体の自治会に対する補助金につきましても、1人当たりの額が他市町、近隣市町に比べて額が大きいと、例えば一つの例でいきますと、全てのあれではないですが、自治会でいろいろ補助金のやり方が市町によって違いますので何とも言えませんが、例えば他市でいきますと、一つのA市でいきますと、1人当たりが大体800円ぐらい、計算をしますと800円ぐらいが出ている。それから、ほかのところでは近隣のBのところでは、1人当たり470円ぐらいの計算になります。当町におきましては、約1,200円、人口割にしますとそれぐらいの補助が出ていると。

ただ、これはあくまでも当町の場合は、先ほど議員御指摘のとおり町内会活動費の中にいろいろ交通安全であるとか、そうしたのもトータルの補助金がありますので、一概に比較というのはできないんですけれども、そうした額が補助の事務については出ているという現状を踏まえた中で、やはり今議員さんのほうから言われました使い勝手のいいというか、その辺につきまして、特に町内会活動費、こちらにつきましては今一括の補助に、これまで使いやすいという中で一括にしているんですが、こうしたところを目的別、また、もうちょっと今の重点的な補助のあり方とか、その辺は検討していきたいというふうに思っています。

この中には、要するに交通から防災から全て入っておりますので、そうしたところの重点化の考え方をしていきたいなというふうに思っています。今後、また自治会の皆様ともお話をしながら、より使いやすく、また効果のある補助の出し方というのを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） ぜひともお願いします。

今の御答弁の中で、うちの町は他市に比べて非常に高いということで、自治会に対してしっかりとした形でバックアップしているということも確認できましたので、そういったことは、皆さん、町民の方は知らないものですから、非常にいい確認ができたなと思うんですが、1人当たり1,200円ぐらいということでありましたが、その時々で人口は変わりますが、各自治会でどうですか、各自治会ごとの差はないですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当然、自治会によっては、当町の場合は人口割はしておりませんので、世帯割をしておりますが、あくまでもまず均等の基礎額として均等割と、それから世帯割という2種類でやっておりますので、例えば自治会長さんとか、そうした固定的なものについては固定額を均等配分しておりますので、その点の差は、当然世帯数に応じては当然自治会とは差が出てくることだと思います。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木ですけれども、主要な施策と成果に関する説明書の30ページですけれども、大井川流域スマイルネット事業費の中の委託料でコミュニティFM放送従事者等育成業務委託料783万7,141円ですが、全協で伺ったときにこれは18人おりにまして、そのうち3名が町内の方だと伺いました。就職とかというと結局町内の方がおられなくて、

吉田町のお金を使った事業ではあるんですけども、町内在住の方にはほとんど結果が出ていないということで、費用対効果があるかなというふうに思うんですけども、その辺はどう考えておるか伺います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 費用対効果ということでございますが、この緊急雇用の事業でございまして、10分の10の助成事業でございまして。それで緊急雇用創出事業臨時特例交付金という、かなりリーマンショックの経済の落ち込みから失業者が増えたということで、その失業を解消するべく国がつくり出した交付金でございまして、この交付金がいろいろな変遷を経まして、なくなる、なくなると言われながらも、26年度までは企業支援型と、会社を創立して10年以内という非常に若い企業を対象にして、それでそこに従業員として雇用されるようなそういう取り組みに対してだけこの制度が維持されました。

それで当町の場合、町内になかなかそういう対象が見当たらないというところもあったんですが、FM島田と放送の連携を図ったばかりのときでございまして、また、実際にこの中で雇用創出だけではなくて、実際に放送もこの交付金を活用しまして放送番組も組んだというようなところもございまして、そういう補助事業の中で全て満足するような事業立てを行って企業支援を行ったということで、直接吉田町の方が雇用されるような機会になればよかったんですが、FM島田のバックアップと、それから当町の放送という観点から効果を引き出すためにこういう緊急雇用の取り組みを行ったということでございまして、全く町に効果がないということではございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

効果のところ、6月から月2本ずつ、町の情報発信番組の制作をし、放送をしたと。これは実際に行ったということで、これだけの効果があったよということはおわかりですけども、実際に就職した6人のうち、1人も吉田町の方がいなかったというのは本当に残念に思うもので、こういうのをやるに当たっても募集の仕方というのも一応あると思うんですけども、何か応募した人も少ないかなと思うんですけども、何かそういうところにも原因があったんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この募集につきましては、FM島田の事業者のほうで行っているわけですが、この計画として国でも認めていただいたのは、メディア・コミュニケーションセミナーというものを開催するというので、メディアの中で活躍できる人材を育てようというような、そういう取り組みをベースとして組み立てておりましたので、そういうセミナーに対して公募をかけております。広く一般というよりも、そういうメディアの中で活躍できる方々ということでしたので、就職先もラジオ放送業に2人ほど行っておりますし、あと、旅行代理店とかそういう話術をもってなりわいとするようなそういう方々を育てたということでございまして、対象がある程度絞られていたのだからこういう結果ではなかったかなというふうに思っています。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。



○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

53ページの総務管理費の職員研修事業費でございます。

全協の中で臨時職員のタスクというんですかね、その辺のところの指導はしているかということで、しっかりとした形でやっているということでありましたが、この職員研修の中には臨時職員の方々の研修等もやっているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 53ページの職員研修費のほうで、こちらの関係で臨時職員の研修ということでございますが、これは経費としては、今年度26年度につきましては、臨時職員の例えば講習料であるとか、そうした経費は出ておりませんけれども、当然個々に臨時職員を採用した際、それから年度途中でそうした接遇を含めて研修のほうは行っております。これはOJTとして行っているわけですが、一応そのようなことになっております。

なお、ここの、すみません、ちょっと質問にはなかったかもしれませんが、7の賃金の臨時職員の賃金ということでありますけれども、これは新規採用職員を事前に採用する前に研修をする賃金のほうになるものですから、そうした形で臨時職員賃金ということで掲載をさせていただいてございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

OJTの中で、臨時職員の中には、日常業務等で特に町民とファーストタッチで一番最初に接する方々もいらっしゃいます。それ以外にもさまざまところの除草作業なんかに行きまして、町民の方々の近くにお出かけして作業される方々もいらっしゃいますので、そういうことも含めまして、OJTで結構でありますので、町民に対するサービス精神、その辺のところもしっかりまた確認、教育していただきたいなと思います。

そうした中で、今度この決算をやったわけでございますが、その中で階層別研修という形で行われているわけなんですけれども、アビット株式会社というところでやられたと思うんですが、この主な内容というのはどのようなことでしょうか。この1月30日に行ったものでございますので、これからの人事異動等を踏まえた研修なのか、どういったものか。普通考えると年度当初にやって、新たな職員、課長さんたちとか、それそういった者の研修をやられたほうがいいのかと思うんですが、もう年度末になってやるというのは、どのような内容をやられたか教えてください。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） こちらの今回の階層別研修なんですけれども、こちらにつきましては、研修内容でございますが、パワーハラ、セクハラ等、管理職としての心構えも含めてパワーハラ等の研修を行いました。この時期が逸しているのではないかとのお話もあるかと思いますが、当然これは階層別として、やはり職員の健康管理、メンタルヘルスも含めて、管理職として気づかなければいけないというようなことで、今回この管理職研修を行ったわけなんですけれども、当然管理職のあり方ということで新たに、当初は、これもOJTということで話になりますけれども、これは毎月、各課長と各月に庁議を行っております。そうした中で、

町長、副町長、それから参事からも、課長級の人材育成ということで、その都度こうした管理職としてのあり方ということで会議のほうを行っておりますので、そうした中で今回パワハラ等の階層別研修を実施したということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

これ参加者を見ますと、参事級4人、課長級18名と、参事は3名じゃなかったですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 参事級ということですので、理事が含まれています。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 理事は国から見えていらっしゃいますので、今さらこういった研修をされなくても十分ではないかなと思いますし、参事の中のお一人は延長になりましたけれども、2名は定年という形で、1人は再任用で短時間ということで、今のパワハラ等、管理職のあり方とか教える立場の方々ですよね。そういった方々も御一緒に参加する、ましてやもう年度末に近づいてやるというその意味合いがよくわかりません。それについて伺います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） このパワハラ研修につきましては、講師からの一方通行ではなく、グループ別にしまして、各参事級の方々がそれぞれのグループのリーダーになりまして事例研修等を行っておりますので、当然そちらのほうに参加をしていただいておりますし、これまでの経験も含めて、そうしたところで当然そのグループの中で協議、事例検討をしておりますので、そうしたところで役立っているものというふうに解釈をしてください。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうすると、グループ研修の中で、指導的立場で講師をフォローするためにあえて入っている、十分知っていらっしゃいますけれども入っていただいたという認識ですよ。

言いたいのは、今回の決算ですけれども、執行率が41.8%でございます。再任用制度が始まってずっと長い間たつわけでございますけれども、新たな参事という職を設けて、定年も延長しているといった形で行っているわけで、その目的というのは職員が育っていないと、職員の年代別階層のバランスがとれていないということで、延々と行われてそういう方々に御指導を仰いでいるわけで、もっとこの研修予算を使ってそういったものを、OJTもやられていると思うんですけれども、しっかりとした形で人材を育ててきていなかった結果、そういった方々に快適な定年後の生活をあれしないで、しっかりとした方に働いていただいているという形でやっているわけで、また、うちの町は津波防災という形であるにはしても、本当ならば定年になるころをあえて残っていただけてやっていたらいいということもあるもので、そういったことを考えて、そういう方々がいる間にしっかりとした形で外へ出て行って、管理職の養成、今後管理職候補生の方々にはしっかりとした形で研修に行ってください、先輩たちが憂いを残さない形で若い人たちが頑張るべきではないかと思うんですが、そういったものを強制もできないとは思いますが、もう少し参加率を上げるよう

な形で、課長補佐級とか、将来管理職を目指そうとしている方々にとりましては、ここずっとですよ。最初は予算額が1,000万あったというときもあったんですよ。それが減って減って、今は41.8%ということで、予算も800万という形になっているものですから、その決算を見て、やっぱりそういったところ、先輩方に甘えるばかりじゃなくて、残っているプロパーの職員がしっかりと研修意識を持ってやるべきではないかなと思うんですが、それを管理する担当課長として決意のほどをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 非常に年齢構成ということでこれまでお話もさせていただいておりますが、若干ちょっと1点、定年延長と参事というか、その職種はちょっと考え方が違いますので、定年延長というのは、その事業、今年度に行われる事業のこれまでの継続、あと年度の重要施策をする場合に定年延長ができるということになっています。その点は御了解いただきたいと思います。

まず、参事職につきまして、確かに職員の若年化ということがございまして、その辺は大変、今議員のほうからも御指摘のありましたとおり、やはり職員もどんどん若くてもひとり立ちしていくということはやはり必要なことだと思っております。研修について、確かに執行率が大変低くて、330万ほど使わせていただいて研修のほうに行かせていただいているわけですけれども、私はちょっと、大変申しわけないんですが、執行率が低いからやっていないというふうには考えておりません。確かにいろいろお金がかかる研修、それからかからぬ研修というのがあるわけですが、当然管理職につきましても、OJTだけでなく、外部にも出て、他の市町の課長級同レベルの研修に参加したり、また、政策形成の関係の研修に参加したりということでさせていただいておりますので、今後も、確かに当然年数が来れば定年になってくる話になりますので、やはり職員も一日も早く自立をしまして、研修のほうは充実をして行っていきたいと思っております。

当然、OJTも大変重要な話です。それだけではなくて、やはり外部にも出て職員の自己研さんも含めて、今後の職員の質をさらに上げて町民サービスの向上に寄与したいというふうに考えております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時32分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 資料のほうの102ページ、お願いします。

ひとり暮らしの高齢者等対策事業費の中の安心・安全でその人らしく生き生きとした日常生活を送ることのできる自立包括ケア体制が整備されているということの予算現額106万1,000円、決算額70万6,000円、執行率が66.5%についてお伺いいたします。

核家族が増えている中で、ひとり暮らしの高齢者が増えている現状があります。その中で、予算現額106万1,000円、対策事業費70万6,000円、そして執行率66%でありましたが、予算の立て方はどうだったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） ひとり暮らし高齢者対策等事業費でございますけれども、予算現額が106万1,000円、決算額が70万6,000円ということで、ここの事業につきましては、ひとり暮らしの方が安心して地域で暮らしていけるような施策について、見守りを兼ねたような事業を入れさせていただいております。

そして、この事業の執行率につきましても66%ということで、これが100%に近くなっていくのがいいのかどうかということではございますけれども、ここのところにつきましては、高齢者が増えていく中で、ひとり暮らしを続けていくのがちょっと不安であるという方がここの事業を利用させていただいているということになっておりますので、全てがここで執行されるというわけではなく、ほかの事業でもひとり暮らしの方が利用しているサービスもございますので、そういった中ではここのところの事業が完全に執行されていなくても、高齢者の方が地域で暮らしていけるように私どもは支援していきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

不安であることと、また、ほかのほうで支援をさせていただいているということで、その執行率というのはこのぐらいの程度だということでお聞きしましたけれども、ひとり暮らしの高齢者緊急通報システム事業で、これのほうで社協でもやっていらっしゃって、またこちらのほうのひとり暮らし対策事業費のほうでも21人が使われているということでもありますけれども、民生委員の方がひとり暮らしの高齢者のお宅を訪問して、緊急時の連絡システム機器設置借用のお知らせをしているということでもあります。緊急システム率の利用者が21人、配食サービス1人、役務費に使われております金額が706万円ということでもあります。執行率が低かった26年度の決算を踏まえても、27年度の予算も108万2,000円でもありますけれども、それだけ必要な予算だったと思っております。そして、執行率が高くなるようなサービスが行き届くようにお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 執行率を高くしていくというふうな議員のお話だったと思うんですけれども、この緊急通報システムや配食サービス、この配食サービスにつきましては、他の介護保険事業のほうで配食もやっておりますので、そのところでは事業費も入っておりますので、配食につきましてはお一人ということで今現状はなっておりますけれども、このような緊急通報システムも使っていただきながら、今、社会福祉協議会の緊急通報システムも選りながら、自分に合ったサービスを選んでいただいていると思っております。窓口相談に来ていただいたときも、相談の中でこういうサービスがありますよというところでは

御提供をさせていただいておりますので、そんな中でこの事業を活用していただいていると思っておりますので、なるべくひとり暮らしの高齢者の方が安心して生活できるように、これからも支援していきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 現在、このひとり暮らしの高齢者の支援ですけれども、二人暮らしで片方が寝込んでいる場合、そういう場合のあれば、またどちらかのこういう緊急システムというのは貸してくれるということは考えていらっしゃいませんか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） ひひとり暮らし世帯等ということでは、高年齢者世帯でもお一人の方が寝たきりとか、非常に不便をかけているというところであれば、私ども、そこは柔軟に対応をさせていただいております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

そういうこともこれからもあり得ることですので、ぜひサービスの向上と幅広い考えでこれからまた取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

説明書130ページを見てください。

放課後児童健全育成事業費についてお伺いいたします。

前回の全協の中で、各児童設備の定員であるとか、指導者とか、それはお聞きをしまして、そしてこの制度そのものが始まって以来、利用者が大分増えてまいりました。それで、26年度、この中で中央小学校では体育館の一室、それとさくら保育園と児童館は使っていたんですけれども、それと自彊小学校も集落センターを使っていたと。本来の予定からかなり大きくなってきています。そうして、この26年度の実績を踏まえて、子供たちの教育や生活環境が重要なことになってくると思うんですけれども、この中で26年度に関して、指導者の人数とかは足りていたかどうかをちょっとお聞かせいただきます。考えを聞きたいです。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 社会福祉課です。

在籍する児童に対しての指導員の数というのは、これは基準を満たす以上のものを確保しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

順次増えてきて、特に集落センターであるとか、中央小学校の体育館の一室ですとか、その辺でいくと環境として十分な環境ではないと。そして、27年度からは6年生までが対象になってきて、この子供たちの数に関してはかなり多くなってくるだろうということですが、これに対して、町のほうとしてはこれまでの実績を踏まえて、これから対策とか検討とか、そういう考えているものはあるんですか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 児童数が、特に北区の自彊小学校において児童数が増加傾向にあるということもございます。そういうことについては承知をしております。

これに対する放課後児童クラブの状況でございますが、本年度、神戸集落センターをお借りできたことで施設定員と現受け入れ児童数の差は、まだ20人余裕がございます。中央小学校の体育館の一室と専用の放課後児童クラブの建屋と施設の快適性の比較というものについては、若干劣る部分はあるかと思いますが、今後の小学校の児童数、それから放課後児童クラブを希望される方の数、ともに動向を注視しまして、希望者全数受け入れが可能となるように対策は検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

対策をどのようにするかは具体的に知りたいものでございますけれども、その中で、特に実際の子供たちの状況を見させてもらおうと、とにかく自彊小学校のところを例にとりますと、子供たちが外でも活動しますよね。そのときに、裏側にスペースがあつてというところを使っているんですね。そうすると、これから増えてくる、恐らく人数が増えてくるでしょう。その中で、そういう運動できる確保とかそういうのも含めて、例えば集落センターでやったときに、ほかのもの、会合とかそういうのと合同になったときには、なかなか難しい部分もあるし、それとあとは耐震性——耐震性はとれていますけれども、やっぱり子供たちを守るためにはどうしても安全な建物である施設、それが必要となるんですね。だから、その辺で町がこれからは、子供たちが定着することによって、当然吉田町の評判、人口の増加にもつながってくると思うんですよ。そうすると、これ意外と自分の中では重要な政策ではないかなど。そういう意味でのこれからの吉田町の方向性というのを踏まえて、どのように考えているかというのをちょっとお聞きしたかったわけです。

○議長（大塚邦子君） 山内 均議員に申し上げますけれども、ただいま議員の質問については、27年度の神戸集落センターと、それから中央小の体育館を使つての放課後児童クラブは27年度事業になりますので、26年度事業の決算の中での質疑となります。その点を御承知いただきたいと思います。その上でのお答えを社会福祉課長に求めることとなりますが、それをしたほうがよろしいですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほどのいろんなことの質問と何が違うんですか。何をしたい、何をしたいの。

○議長（大塚邦子君） お答えします。お座りください。

○6番（山内 均君） いいです。やります。続けます。

決算をするということは、その動向、1年間を通じて何が問題であつたか。何が起こつていたか。そうして、それら福祉に対して、それが何が必要かというものをやっぱりそこで議論をして、そして、じゃ、ああそうですかで終わったら何にもならないじゃないですか。議論ではなくなっちゃうじゃないですか。先ほどからもずっとやっているわけですから、その辺は重要なことじゃないですかね。確かに27年度、これからは増えてくることだという、先に向かつてやっぱり意識をしていかないと決算が無駄になる、必要なくなっちゃうじゃない

ですか。私はそういう意味で、決算、そう短期的な話ではなくて、瞬間的な話ではなくて、やっぱりそれを踏まえて、先ほどから26年度を踏まえてどうするんですかという話をしているんですよ。だから、それはやっぱり必要なことではないかと思っております。同じようにとめてください。同じことをやってください。その辺どうですか。

○議長（大塚邦子君） 議長として申し上げます。

ただいまの山内議員の質問の中の繰り返しになりますけれども、自彊小学校区で行われている神戸集落センターの事業については、27年度事業となります。ですので、この決算審議にはふさわしくないのではないかと議長としては判断いたしました。しかしながら、26年度決算におきまして、先ほど議員の質問にありますように、児童数が増えてきていることについて、26年度決算を踏まえて27年度どのように取り組んでいくのかという質問であれば、当局の答えを求めたいと思いますが、それでよろしいですか。

ですので、個別具体的な自彊小学校の放課後児童クラブで行っている神戸集落センターの周辺裏に広場がないとか、遊ぶところがないとかいう議論については、また別の機会に議論していただきたいと思っております。あくまでも26年度決算の事業の中の質疑となります。御承知おきいただきたいですけれども、よろしいですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そんなもの、承知しませんよ。だって、決算って、先ほど言った決算をやってその中でいろんな問題があったときにこれからどうしようということなものですから、と私は理解をしていますので、そういうのを踏まえてやっぱりこれからの計画であるとか、そういうのにどう反映させていきますか、どう考えていますか、決算を通してどう考えますかというのが決算であると認識しておりますので、その辺でもし答えがいただければいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 26年度におきましては、自彊小学校において確保してある定員の内数として、全数の児童を受け入れることができおりました。グラウンド等の遊び場については学校と協議をいたしまして、スポーツ少年団等の活動のないときにグラウンドをお借りしておりました。26年度中において、27年度の児童数の見込みが把握をできたものですから、27年度はもう一つ神戸集落センターをお借りして全数の受け入れを確保しようという方向を定めました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。今返事をいただきました中で、子供たちへの教育とか生活環境、また指導者の執行環境をとにかく考えながら、またしっかりした政策を26年度の決算の上に立ってやっていただきたいと思っております。これは要望でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

施策と成果に関する説明書の103ページですけれども、この中の報償費ということで、精神障害者相談員報償費ということで2万円ということで、これは事前に担当課の人に伺いに

行ったら「広報よしだ」にもこういう方の集まりがあるよということで、内容的には、相談員の方がいて、その方が自分もそういう障害者を持つ家族というかそういう方がいて、そういう方が何人か集まって自分たちの家庭の中の問題とか、そういうことをお互いに意見を出し合って、ここの効果というところありますように、家族の不安や負担を軽減するということが大変効果を持っていいことだと思いますが、そういう中で、これに仮に参加をすると大体どこの誰と集まった人にわかってしまうわけですね。今、吉田町の中でもこういう問題を抱えている人が何人いるかというのはちょっと把握はできないと思いますが、そういう中で、やはり他人に知られたくないというそういう気持ちを持っている方もおると思います。

そういう中で、これはこれとしていいんですけども、県のほうはあざれあだかどこかで、ちゃんとした専門員というんですか、そういう方が相談員として個人的にそういう方のお話を伺って対応しているというのものもあるもので、町として、これを踏まえて日曜開庁もやっていることなものですから、そういう中で月に1回とか、そういう専門的な人を招いて個人的に周りの人にわからないような形で相談を受けるとか、対応について話をするとか、そういうことを考えていただけたらいいなと思うんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 先ほど議員のほうからもお話がございました、ここで計上してございます相談員ですが、毎月の広報に載せてございます知的障害者の相談、それから精神障害者の家族相談等、それから身体障害者福祉会の方の相談等の場も設けてございます。そこでの例えば相談件数であるとか、そのニーズ等を今後把握をしまして、日曜開庁のときに専門員を常置しておくこととの比較をさせていただいて、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

広報も何かPRの仕方が、ちょっと載せているところが小さくて、隅から隅までしっかり読む方ならわかると思うんですけども、なかなかそういうことをやれと言っても、私がお話を伺った方はそういうことを知らなかったみたいで。

あとは、106ページのほうですね。この間全協で伺いましたポケットティッシュの「もしかしてうつ病」、この辺もきちんと配布をしないであるスペースに置いて持って行ってもらおうという、だからこういうことを少し、町でもイベントがいろいろあります。よく小山城まつりなんかのときもいろいろ、献血とかいろいろほかの方もたばことかいろいろなものを配ったりしているもので、そういう形でもっと広く町内の方に知っていただいて、なおかつそういう同じようなあれを持った方が集まるというのもそれはそれで効果があっていいですけども、今言ったように、ぜひともそういう宣伝をする中で、また来年度といいますか、この予算をつけるとしたら月に1回くらいは日曜開庁の中で、本当に世間の人に、周りの人に知られたくないという人も結構いると思うんですよ。やはりそういう考え方として。だから、そういう方のために、ぜひとも専門の方とマンツーマンで話ができて、今後の対応というそういうことができるようにしていただきたいという、その辺で、いま一度PRの仕方と、月に1度、個人的にどうかなということでお伺いをしたいんですけども。



○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 議員のお話の中で出てまいりました106ページのティッシュの「もしかしてうつ病かも」というものの配布方法におきまして、関連する公共施設にただ置いただけということでございました。これについて、御指摘のとおり、もう少し広く広報する方法、集客のイベントの際に手配りで配るとかということの改善方法はあったかと思えますので、これについては、今後このような事業をやるときがありましたら、また参考にさせていただきたいと思えます。

もう一つの日曜開庁の際に、たとえ月1回でも、専門の指導員を招いてそういう機会をとということでありますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、それぞれの障害者の団体等がございまして、ここらで必要性等について意見を伺って検討するかどうか判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

私が言っているのは、その家族の方が割かし周りの人に知られたくないという人も中にはいるわけですよね。実際にそういう団体とか、今言ったように今現在相談に来ている方たちは、周りの方と話し合っただけで私はどこそこの誰で、こういうことがあるんですよと言っていて、うちの障害を持った方の存在というものは知ってもらった上でやっているわけですよね、団体も。しかし、そうではなくて、町の中に住んでいる方の中には誰にも知られたくないという気持ちでそういうふうを考え込んでしまっている人もいます。そういうことを把握できておられますか。じゃ、町内にどれぐらいそういう方がいるかというのを把握できておられますか。まず、それを聞きます。こういう障害者を持って困っている方、何人いるかわかりますか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ただいまこの席で、例えば精神障害をお持ちの方が何人いるかということは、ちょっと数字を把握しておりませんが、この相談者の方は御自分の身内にそういう方がおられて、相談して下さる方と親身になってお話ができるということで、この相談会を設けております。その相談は「あつまりーナ」で月に1回やっているわけですが、そこに家族会の全員がいるわけではございません。相談員がお一人いらっしゃいます。そこに相談することで、相談者が全て会の中にお名前が知られるということではございません。広く皆と悩みを共有したいということであれば、こういう家族会があるけれどもどうですかという御案内をいたしますが、このあつまりーナでやっておりますのは担当の相談員が1人そこにおるだけですので、口外しないでほしいという申し出であれば、その相談者については口外をいたしません。ですので、場所を日曜開庁の役場でやるということ、これも人の目に触れるということについてはある程度のリスクがあるかと思えます。あつまりーナで相談員が1人おまして、相談を受けるということも議員からの御提案にかなうものかと思っております。それが専門のドクターか、それとも、そうではなくて悩みを共有できる家族かということの違いはございますが、議員の御提案にある程度かなうものではないかと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

この間聞きに行ったときの説明を聞いて、私が解釈をちょっと間違えた部分もあると思います。私は、何人かで懇談会、座談会、そういう形で何人かで話し合いをするというような形で伺ったような気がしたもので、それだと顔もわかってしまうし、どこの誰かわかってしまうよというようなことで。

この相談員も1対1で話を伺うという、そういうことで今お話があったと思いますが、それならそれで、そういう形をもう少しわかりやすく広報なら広報に、多少なりとも大きなページのある程度大きなスペースをとって宣伝をしていただければ、そういう方も集まると思うんです。なおかつそういう家族の方が潜在的にかなりいるかもしれません。そういう中で、私は特別に、もう少し専門的な医学療養士とか、よくわかりませんが、うつ病とかそれに対するお医者さんとかがおれば、そういう方と直接相談をするようにしたいんですけれども、町ではそういうようなことをやってくれないんですかねというような形で伺ったもので、ですから、今言われたように1対1で相談員が同じ家族を持つ方がいるということはわかります。ですけれども、その上の、もう少し上の形で専門員を月に1度か、あるいは2カ月に1度でいいですから、そういう形でそういう家族を持つ方のちゃんとした対応を図るといいですか、そういう形でやることについて、いかがか、どういうものですかということ再度お伺いします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 議員から御提案をいただきました広報への掲載でございますが、御指摘のとおり、記事は一つ当たり4センチ角程度の小さなものでございますので、情報ボックスの中にほかの記事と合わせて掲載をしておりますので、大変小さなものでございます。悩みのある方がこのページをめくっていただいたときに気づいていただけるかということはあるかと思えます。ですので、今後、広報への掲載方法等を検討してまいりたいと思えます。

それから、うつ病等いろんな可能性があるということでございますが、先ほども出ております「もしかしてうつ病かも」ということも4,000戸配ったことには、今15歳から39歳までの方の死因の第1位が自殺ということがございまして、これを憂慮すべき事態、改善すべき事態ということで、この事業の中でティッシュをつくらせていただき、各公共施設に配布をしたところでございます。

この中には、簡単な5項目のチェックリストとともに社会福祉課の電話番号を記入してございます。何か気づいた、例えば奥様が、旦那さんが最近おかしいであるとか、御本人がちょっと最近寝られないであるとか、そういったときに社会福祉課にお電話をまずいただきまして、社会福祉課に保健師を配置しておりますので、まず話を伺った上で、近くの専門の医師を御紹介することもできますので、このティッシュを配ったこと、それから、うつ病等の精神疾患等に対する対策というような、そのような窓口を設けております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

広報のほうも、私がこういうことを言っただけなんです、できれば担当課で特集というんですか、たまには1ページぐらいの大きさで、いろんな事業をやっているもので、特集みたいなものを組んでいただいて、その中でこういった大事なことを広報していただく、そうす

れば、見るほうも目にしっかりと入ってくると思うので、そういうことも一つ考えていただければと思います。

それから、やはり再度お願いをするようなものですけれども、やはりそういう潜在的な方がおるということは事実でございますので、できるだけそういう方の期待に応えるように、来年度は多少なりとも専門員の方、そういう方と相談ができて、今後よりよい生活が送っていただけるような形にしていいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 28年度予算については、28年度予算の編成過程で全てのことについて、議員の御指摘の点について検討するかわかりませんが、28年度予算編成時点で検討をさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 八木です。

副町長の温かいお言葉をいただきました。ぜひ御検討のほどよろしくお願ひいたしまして、終わります。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員指摘の点については、必要であれば、あるいはそういった要望が先ほど議員が質問の中であったように、ビーバイシー、費用対効果についての言及もあったようでございますが、そういったことも踏まえて、特に聞いていた感想では、医師、ドクターを1人、1日常駐させれば費用についてはまさにたくさんの費用がかかって、我々とはちょっとコストが違いますので、医師を1日常駐させるということになれば多大な費用もかかりますし、そうして先ほど言われたように、その相談者が1日何人来るのかわからないのに常駐させておくことが必要かどうかについても十分検討する必要があるというふうに思いますし、先ほど社会福祉課長が答弁したように、もしそういった方がるのであれば、まず議員は社会福祉課の保健師の方に相談すべきというようなアドバイスをするのが適切かと思えますし、28年度予算であれば、もしそういったことはなかなか厳しいかと思えますが、28年度4月からでないとしたことはできませんし、補正予算もありますけれども、そういった意味であれば、日々困っている方があれば議員としてアドバイスをしていただいて、その方の不安を取り除いていただくのが適切というふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 八木 栄です。

今の副町長のお話のとおり、私も帰って、自分に話をしてくれた方にちゃんとこういうものがあるよということで、また周りのもし知っている方があったらそのようにということでちゃんと伝えます。

それとあと、今1人常駐するということのお話がありました。それは当然ですけれども、法律相談のほうも予約制でやっていることもあるもので、やり方を考えれば少しはその辺も抑えられるのではないかと思いますので、御検討のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の114ページです。低所得者利用者負担軽減措置事業ということで、これは社会福

祉法人のほうに入所されている中で低所得の方が今回7人おつてということでありますが、まずこの認定の基準というのがあるかと思えます。これは施設のほうで基準があつて認定しているのか、町のほうでもう低所得の基準を設けておられるのか、まずその点を1点。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 低所得者の利用負担の軽減措置でございますけれども、この軽減につきましては社会福祉法人が低所得者であるというところの認識を持っていただくのも1点ありますし、これをもって、これは申請主義でございますので、申請してきた中で対象者が市町村民税の非課税世帯であるとか、世帯の年収がどれだけであるとか、そういうところもうちのほうで見させていただいて、そしてその方がこの軽減の対象者になるかどうかを判断して認定させていただいておりますので、まずは社会福祉法人がこの方にさまざまなサービスを使った中で、減額をした中でも生活が大変だということを判断した中で申請をしていきますので、そこで私たちのほうで対象者であるかを見て認定させていただいております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうすると、その世帯ということで判断をしていくということなんですけど、仮の話で申しわけないんですが、お孫さんとか息子さんが何人かおつて、独立しておつて、その人たちは非常に収入がある。でも、その世帯には余り収入がない。単独になっちゃつていて、みんな出払っちゃつていて。そうしたときの判断というのは、その世帯で見ると非常に低所得なんだけれども、そのお子さんであるとかお孫さんは非常に、町外に出ていて収入もあつて立派にやつているのにというようなことでも大丈夫なのか。もし、そうであると、その方々がもっとほかのところではほかのいい施設に連れて行つて、そこでも申請がもしできるようだったら、何か不公平なような気がするんだけれども。そういった点もちゃんと見てのことなんですか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 利用者につきましては、その市町村民税の非課税世帯で、次の全てを満たす人のうちに収入が総合的に考慮して生計が困難というところで認めた人になるわけですが、負担能力がある親族等にも扶養されていないというところも条件にはなつておりますので、それを返しても生計が困難というところで見ております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

その点は理解しました。

そうした中で、今非常に待機者が多い、入所する待機者が多いということを聞くんですね。そういう中で、もし低所得の方がおつて、そのときにこの制度というのはその施設側が申請する制度ということであるわけで、その入所者がそういう制度があるのを知らなくて、私はとてもじゃなくてああいうところには行けないよと言っているような方が、もし待機者に——待機者にもなつていないのかもしれないけれども、そういう方がいるというような可能性はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 施設に入る希望をお持ちの方で、今在宅で一生懸命介護されている方々がいらつしゃると思えます。そうした方々につきましては、ケアマネさんが

サービスの調整をしていただいておりますし、ケアマネさんがある程度その世帯の状況も把握しているというところがありますので、その中で特養とかに申し込みをして、その世帯の状況も含めて申し込みをしていると思いますので、そのところではケアマネの力もやっぱり必要になるかなと思っております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そのケアマネさんがそれだけの力というか、いろんなことを知り得る状況にあるというのは、もちろん、じゃ、その方々が低所得であるというようなことまでも把握しちゃっている、そうした個人情報もかなりケアマネさんというのは持っているということに理解してよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） ある程度の個人情報は持っていると思います。ただ、それを口外することはできませんし、その方の状況は把握した中でのサービスの利用になると思いますので、介護度もありますけれども、そして施設側でもこの方が施設の利用に、優先順位もありますけれども、そこにふさわしい方かどうか判断をしていると思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その今出た優先度、介護度もあるのかなと思うんですが、そういう中で低所得の方はなるだけ早く入れてあげようというあっせんもケアマネさんがやっているようなことはあるんですか。順番というのは、たまたま本当に順番待ちでおられるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） あっせんということですが、それは一切ございませんので、入所調整をかける基準がありますので、それに照らし合わせた形で入所の順番が決まってきます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 増田です。

そういう中で、そういった制度もあるよというのをケアマネさんがわかっていればいいのかもしれないけれども、もっと広報をしてあげて、周りからも、もし見てそういう方がいたら大丈夫だから入居希望出しなさいよというようなこともできると思うので、その辺の広報をまたよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

先ほど11番議員が質問をした箇所と多少は重複するわけでございますけれども、主要施策の108ページ、109ページのあつまりーナの施設管理事業費という形で、その中のやる内容としては地域生活支援センター事業、相談支援事業、障害児放課後児童クラブ事業の計画及び実施という形で、社会福祉法人牧ノ原やまぼと学園に委託して行っているわけでございます。

先ほど質疑の中にもあったように、町民のほうから家族の方でそういった相談事というのは、やはりここの集まりの事業の指定管理の中で行います109ページの13節の相談支援事業

委託料として792万6,000円という大きな金額で委託しているわけで、1名の相談員の方がいて、月1回そういった方々の相談を受けるという形でやられているんですけども、今の質疑で感じた中では、町民の方々からの相談員という形で全部で10の方が103ページですけども、身体・知的・精神という形で補助費という形で御協力いただきながらやっていただいていると。それで、片方では指定管理という形で、あつまりーナでやまばと学園がそういった相談事業を行っているということはやられているんですけども、町として、担当の福祉課としての動きが少し委任し過ぎているのではないかというようなことを感じるわけでございますけれども、どのような形で担当課として先ほど言った相談員の方々の家族の支援会の方々の相談員10名の方々の情報、また、やまばと学園の1名の相談員の方々の情報等をフィードバックをして反映していくのか。790万も大きなお金を委託で行っているんですから、そういったことも考えると、役場に来たり、いろんなところに出張して相談をやってもいいんじゃないかなと思うんですけども、そういった対応をもう少し、あつまりーナという大きな全国的にも誇れる施設があつて、やまばと学園というすばらしい社会福祉法人の方が委託されているのですから、町はもう少しリーダーシップをとってやるべきではないかなと思いますが、それについて御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） やまばと学園にあつまりーナを指定管理で施設を委託しまして、そこでの事業として相談事業等も展開しておりますが、これが相談する町民の方にとってその場所が相談しやすい場所であるかどうか、むしろ役場にあつたほうがというようなことがあるか、いま一度この事業を検討いたしまして、開催場所等も検討してまいりたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

しっかりとしたフィードバックをいただいているかということです。そういった相談内容について、担当課として把握しているか。それに対してどういったアクションを起こしたかということをお答えをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 相談員の相談事業、それから、あつまりーナにおける相談事業、ここでの内容等を私自身がフィードバックしてかみ砕いておりません。次の事業展開へということにつながっておりませんので、この点については改めたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今後、28年度予算等は間に合いますので、十分な確認と、27年度中でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、128ページ、あやめ保育園であります。こちらのほうも全協のほうで確認をさせていただきました。解体を行ったという形で、地代については借地料という形で2名の方6筆1,858.65平米、約107万円のお金で借地料を払って解体した後もそういった状況で払ったということではありますが、この地主さんとの契約内容についてでございますけれども、今までずっと使っていて浸水域内にある保育園という形と、今あるほかの4園で賄えるという形でここは廃園となったわけでございますけれども、それと契約内容について御答弁のほうをお願いします。

- 議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。
- 社会福祉課長（内田宏一君） 地権者との借地契約でございますが、このあやめ保育園を設置いたしましたときに10年単位の賃貸借契約を結んでおります。ですので、あやめ保育園自体は23年度から9年、そして再開の見込みなく昨年建物を解体したわけでございますが、下の土地についての賃貸借契約期間はまだ少し残っております。
- 議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。
- 10番（藤田和寿君） そうした中、地主さんも休園、廃園、解体という形で流れを見てみるとどういった形かという印象になったと思うんですけども、契約か更新のときに急に言われても地主さんも困られると思うものですから、町としてこの地域をどういうふうにやっていくかということをお示ししながら、そういった借地料を払うときには、今使っていないんだけど悪いねとかいろいろなことがあると思うんですけども、そういった話というのは、今後の町の方針というのを地主さんのほうにお示しして、これから買い上げするのか、このまま借り上げてほかに利用するのか等々も含めて、そういったもののお話というのはされているんですか。
- 議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。
- 社会福祉課長（内田宏一君） 建物の解体を26年度にさせていただいたわけですが、これに対しまして、地権者のところへ訪問をいたしまして、廃園に至ったいきさつと、それから建物を解体することの説明をいたしました。今後、この土地を保育園として再び使うことはないということも申し上げました。先方の方とは、いまだ賃貸借期間が残っているということの確認も双方でいたしました。
- 以上です。
- 議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。
- 10番（藤田和寿君） 決算の質疑ですのでそれ以上突っ込みませんが、そういった形で既得的なものもあるし、中には町の地所もあるわけですよね。そういうところを有効利用するための施策をお願いして、地主の方々にもずっと長い間御協力をいただいているんですから、誠意を持って有効利用を図るべく、いろんな方策で考えていただきたいなと思います。
- 以上です。
- 議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。
- 10番、藤田和寿君。
- 10番（藤田和寿君） 98ページでございます。
- 高齢者社会参加推進事業費でございます。昨年度高齢者人材活用センター建設を行って供用開始をしているわけでございます。その予算が載っているわけでありましてけれども、あそここの場所というのは、第1種低層住宅専用地域であるということでございます。建築基準法によりますと、郵便局で延べ面積が500平米以内のもの、地方公共団体の市長、または市長の用に供する建築物、老人福祉センター、児童更生施設、その他これに類するもの、延べ面積が600平米以内のものという形で考えているわけでございますけれども、一般社団法人として、吉田町はシルバー人材センターをそこに建てるということは、今二つ目に言った老人福祉センターに類するものという考え方でよろしいのか。
- 議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齡者支援課長（久保田明美君） この人材活用センターでございますけれども、現在はあ  
とふるのところに老人福祉センターが一つございます。そして、そのところの利用が今活  
発にされているわけでございますけれども、第2の老人福祉センターという位置づけで高齢  
者人材活用センターを建設し、そこでの健康相談とか活動の場所を設置しながら、そこに設  
けたわけでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 名称は高齢者人材活用センターという形であります老人福祉センタ  
ーではないわけでありまして、面積まで考えたときに、このシルバー人材センターさんの事  
務所棟とかいろんな駐車場を見ても、車なんかはほとんどシルバーの方々に、実際の設置目  
的と運用が、設置目的の第2の老人福祉センター的な要素という部分がちょっと弱いんでは  
ないかと思うんですが。というのは、町が行った事業でございます、第1種の。だから、民  
間がここでやっても許可おりののかなど。町だから許されたというようなことがあつては困  
りますので、目的外使用ということも考えられますので、しっかりと計画を立ててやっ  
ていただかないと、なかなかそこにお住まいで新たな展開をしようとしたときに、吉田町の  
唯一の第1種低層住宅専用地域という形で、さまざまな規制がかけられているところにあ  
いった施設をつくったわけでありまして、それなりのものをしっかりやらないと、やはり  
誤解を生むような形になっても困りますので、やはり町が民間に対してちゃんとした指針を  
示す意味からも、先ほど言ったようなところのほうがメインですよ。シルバー人材よりも  
そっちの第2の老人福祉センター部分の研修とか、講習とか、集会とか、そういったほうが  
メインなんですね。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齡者支援課長（久保田明美君） 高齢者人材活用センターにつきましては、シルバーとは  
言っておりますけれども、シルバー人材センターに管理をお願いしているというところでは  
ございます。あそここのところの活用方法につきましては、生きがいくくりとか社会参加のた  
めにあそこを活用していただきたいという目的もございますので、そういった意味で  
も高齢者の活動の場として活用していただくように、こちらのほうも促進していきたい  
と思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

私はシルバーさんが扱ってはいけないということを行っているのではなくて、やはりさま  
ざまな角度から建った場所が第1種低層住宅専用地域ということでもありますので、町民の  
の方々にしっかりと形で理由づけができるような形でお願いしたいなということで、シル  
バー人材の方々が福祉的なことをよりよくやっていただければ目的を達成されると思いま  
すので、その辺のところを指摘させていただきました。

あと1点ですけれども、建てるときに東名川尻からお夏橋にかけて高畑高島線のところ  
で、県費で交差点工事を行うときに県のほうで歩道部分を工事していただきました。あそ  
この前のお夏橋のところまで歩道をつけました。反対側も多少ついております。土地を買  
って建てるに当たりまして、将来的には、高畑高島線の設置する面には歩道をつくるという形  
でポールを敷地内にやって、すぐにでも今後隣接地の土地の買収ができれば歩道部分の工事



をするような形の施策を行っているわけですが、あの状態でいったときに、しっかりと今後受けられるような工事、将来見込んだ工事までされているんですか。せっかくアスファルトでその部分が無駄になっちゃう可能性があるものですから、貴重な税金を使っているものですから、将来的なことの絵がしっかり示されて、町が誘導している施策である以上、その造成工事においてそういったものをしっかりした形で、雨水の関係、その舗装部分の関係も見込んだ工事を行ったんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 建設に当りましては、土地利用委員会とかそういうところの委員会にかけまして、あそこの道路から何メートルセットバックするという事で指導もいただいております、その中で将来的にこういうことになるからセットバックするんだよということで指導もいただいておりますので、そのところは承知をして、こちらのほうは建設をしていってまいりました。雨水の関係も、駐車場が調整池と兼ねているということも以前言われたわけですが、このごろの大雨に対してもちょっと様子を見させていただいたんですけれども、特に大雨に関しては浸透性のあるアスファルトを使っている関係上か、あそこがつかうようなことはなかったというふうには聞いております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうした形でセットバックしていただいて、町として将来的にはあそこに歩道をつくるという意味表示をされているということで理解しました。

ただ、1点、あそこの場所の西側の民家との隣接部分ですが、民家の前の水路、U字溝のところの真上に境界線の柵がありまして、あそこを子供たちが通るんですよね。非常に出っ張っていて危ないという声もあるものですから、そういったところの周り等の環境も配慮されて、やはり公の施設でありますので、さまざまな角度から見直しを図っていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。それについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 施設に関しまして、周りの環境とかそこを通る子供たちのことも配慮しながら進めていかなければいけないと思っております。隣のお宅との境にフェンスをつけるということは決定していたものですから、あそこはフェンスをつけさせていただいているんですけれども、その危ないというところにつきましては、シルバーのほうも管理していただいておりますので、そこは配慮していただくように伝えたいと思っております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 資料のほうの136ページ、137ページの保健衛生管理費、13節の委託料についてお伺いいたします。

健康増進計画の委託料146万8,800円をかけて、「健やかプラン吉田21」健康増進計画・食育推進計画を中間見直しのための実態調査を行って、現在の町の現状が明らかになったとの全員協議会での報告でした。この「健やかプラン吉田21」は23年度に行っていると思います。そのための中間見直しのための実態調査だったと思いますけれども、現状が明らかになったとの全員協議会での報告でありました。乳幼児の保護者、小学6年生、中学3年生、一般成人を対象としたアンケートでしたが、現状は理解いたしました、このことを踏まえて、これから健康管理、食事の管理が大事になってきますので、アンケートの結果をどのように生かしていくのか、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

アンケートでございますが、26年度に実施をしたアンケートでございますが、先日もちょっと御説明をさせていただきましたように、一般の成人の方と、乳幼児の保護者、小学生、中学生の皆さんに調査をさせていただいて、結果を少し報告をさせていただいたところでございますが、このアンケートの結果から幾つかの課題が見られております。あるいは、この5年間、計画を策定いたしました23年2月に完成していますから22年度ですね。この結果から今に至るまでの自分たちがやってきた事業、あるいは町民の皆様の行動、いろんな関係機関の皆様の御協力、そういったものでまた今の町の状況が少し見えてきてまいりましたので、この結果と、あるいはいろんな関係機関の皆様の御意見を会に、部会もあわせて、いろんな部門から会議で協議をいたしまして、この後半についての計画を見直し、策定ということで実施をしていく予定でございます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番。

その機関の協力をしていくということでもありますけれども、このアンケートの結果、改善したいところが明らかになったと思いますけれども、一番のこの改善をしたいというところが見えてきたと思いますけれども、どういうふうな対処をする予定でいらっしゃるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 対応について計画を策定をしていくということになるんですが、今後どのような目標を立てて、どのような取り組みをしていったらいいのかという、健康に関するいろんな分野からのそういった計画を策定をしていきます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） これからのいろんな協議をしていく上で、目的とかそれぞれの分野での特徴を生かしながらやっていただくということでもよろしいですか。

それで、計画、今までアンケート調査の結果を踏まえまして、町民の意識を健康づくりに向けるための改善、町民に対しての意識づくりをどういうふうにしていくかということも必要だと思っております。具体的に健康づくりを町民に意識させるためにはどのように考えていらっしゃるでしょうか。運動のほうは、結構皆さん、意識的にやっているところがあると思いますが、食生活、そのほうがどうしても、私もそうなんですけれども、なかなか本当に意識するということが難しいところもあるけれども、吉田町の県の健康調査のあれで血圧は高いほうになっていると思うんです。そういうことも踏まえまして、町民たちに意識をさせるためにはどういうふうな対策をしていこうかと考えていらっしゃるでしょうか。ち

よっとお伺いいたします。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） ただいま健康づくりの中でも、特に食生活の分野のことでお話がございましたが、確かに成人の血圧が少し高目ということで、今現在のところで私たちが思っている課題が、血圧に対することの食生活ということで、例えば減塩の意識をどのように町民の皆様にとっていただくかということが、例えば幾つかの中の一つとしてあるといたしますと、この減塩ということを町民の皆様を意識していくためにはどんなことをしたらよいのかということ、具体的に行政ができること、それから各種団体、関係機関、いろんな皆様ができること、そういったことを皆様で話し合っていくということになります、町といたしましても、いろんな関係団体の皆様と協力をして、ここの町民の意識づけについてできるアプローチをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） せっかくそういうアンケートをとって結果が出ましたので、ぜひ町としてはいろんな広報を使ってでも皆様に意識をしていただいて、予防医学というか、これからの時代は予防医学になってきますので、そういうところからでもぜひ多くの皆様に行き渡るようによろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 165ページと167ページで、比較で見てください。

全協の中でお聞きをしましたこの健康づくり事業と健康体操運営費、目的は健康のための一つの、いろいろ分かれていますけれども、似たような、目的は同じですね。その中に、これは合理化というか、そういう統合とか、そういうものは考えなかったんですか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり事業費と健康体操運営費の統合と合理化ということではよろしいでしょうか。

まず、167ページの健康体操運営費でございますが、この事業は、ここに臨時職員賃金、講師謝礼、特定消耗品、スポーツ生涯保険ということでなっておりますが、健康づくり課が行っている事業の中で、総合体育館で12の教室を行っております。この総合体育館を使っての12の教室を限定してのここの事業になっております。どうして一緒にしないかということでございますが、一緒にして全くいけないわけではございませんが、ここの事業は運動習慣の継続を目的に行っている事業でございます。ですので、長く続けて自分の習慣として運動習慣を定着させていただく皆様に活用してほしいという事業として、総合体育館を使っている事業をここにに入れてございます。

それで、164ページの健康づくり事業費でございますが、ここには各種会議や団体等の事業が主に入っているんですが、中には運動教室もあるものですから、どうしてこの運動教室と違うかということですが、ここの健康づくり事業費の中の運動教室は、実は主には初めて運動に取りかかるために、取りかかりやすいように、取りかかっていたかのためにというようなアプローチをするような事業をもとに設けてございまして、ただ、そこを卒業して、総合体育館の健康体操運営費の事業に行く方ばかりではないので、自主グループをつくる方もあるということで、自主グループもできましたよということで、自主グループについては

経費はかかっていないのでございますが、こういうことがありましたよということで報告をさせていただいております。健康づくり事業の事業費のほうは新たに取り組んでいただくための事業や、それにかかわる関係会議等のものが入っております。

このような説明でよろしいかどうかですが。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

内容はお聞きをいたしました。

ただ、この目的というのは、最終的にはどこを使ってということではなくて、要するに健康を継続して保つために何をするか、そういうため、一つのほうが合理化をすることができないかということなんですね。それは経費の削減であるとか、そういうものにもつながるのではないかと臆測なんですね。多分そうだと思うんです。

そうすると、168ページの中に、継続するために費用、臨時職員、いろいろ講師謝礼金216万とかそのお金が出ております。ほかのものもたくさんやっております。その中で、特にリズムウォーク、男性筋力アップ体操、ニコニコ健康体操スマイル云々、これが約8人、5.9人、17人、12.2人、1回当たりで。それに対して、この結果を踏まえて多いと思うのか、少ないと思うのか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康体操運営費の中の総合体育館の事業の中で、事業によっては非常に参加の少ないものと、中には毎回50人以上が参加するというような事業と、非常にばらつきがございます。これにつきまして、対象の少ないものはどんな事業かと申しますと、男性専門の事業がたった一つあるんですが、その事業の参加者が少ない。あとは、非常に強度の強い、中等度ぐらいの強度のものが少し参加が少ない。比較的緩い、運動強度が弱いものが参加が非常に多くて、60代、70代の方も非常に大勢参加をしております。そういった方々が参加する少し弱い事業がやはり50人以上が参加するような幾つかの事業になってきているという状況ですが、これを全部同じような事業にするかどうかということ非常に難しい問題がございます。実は全部の事業でならして講習料を参加者で賄える程度というような考え方で、1回の参加料を徴収をさせていただいているところですが、この参加が余り少ない事業につきましては、どのようにしていくかというのは毎年検討しているところがございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 要するに、決算をやるということはそういうことですね。それを踏まえて、福祉に対してどういうふうに向かっていくかということなんですね。そう思いませんか。

その中で一つ聞きたいんですけれども、ちょっとこの中に吉田町健康づくり推進協議会というのがございますよね。これは残念ながら年1回の開催です。この開催の時期というのは、要するに今言われた前の結果を見て、どういうふうにしましょうか、何をどうしましょうかという計画を委員会で協議をするのか、どういう、どんな人たちがどんな役割を持っているかというのをちょっと、確認になっちゃうかな。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり推進協議会ですが、年1回開催ということで、

例年6月くらいに実施を実はしております。前年度の事業を全部終了して、自分たちの中でその事業の評価まで各担当者が書面につくったところで会議を開催という形になっておりまして、委員のメンバーといたしましては、保健所、それから、医師会、薬剤師会、歯科医師会の3師会、それから小学校、中学校、保育園、幼稚園等の関係者、それから自治会、民生委員、それから体育協会、それから食生活推進協議会、ダンス推進会等の代表者、それから包括支援センターの方、それから町長や教育長にも入っていただいて管理をしているんですが、町の健康づくりについて大きな視点で協議をしていただくということで、担当からはそれぞれの事業の報告をさせていただいているんですが、実は少しこの方向性を変えたいと思っております、現在、健康増進計画等の中間評価をしておりますので、こういったことで考えると、事業が終了した段階よりももう少し、毎年ちゃんと行政の中で評価をして、この先の見通しを立てたところでもう少し月をおくらせて実施したほうがよいのではないかと思います。そのような協議はさせていただいております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） よくわかりました。

ただ、今、吉田町の目指している健康づくりに関して、今時期が6月で、まさに前年度の結果を見て評価をして、それで次の年にどうするかということ協力をしていると。まさに、そこに決算をやる必要があるわけです。そうすると、できたらそのときに、これだけ町も推進をしているし、重要な部分でありますので、6月と本当は年2回ぐらいやることが、自分では今まで2回ぐらいやっているのかなというのを感じたんですけども、その辺の一番合理的な部分というのはどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 年2回ということも考えられないわけではないんですが、実はそれに準ずる部会のような立場の会議が非常にございまして、例えば、住民歯科会議というのがございまして、これは年2回やっているんですが、ここで協議されたものがこの健康づくり推進協議会の中に持ち込まれるというようなことですか、あるいは食育推進会議というのもこれも年1、2回やっているんですが、ここで協議されたものがここに持ち込まれる等のこともございまして、その辺の関係も兼ね合わせてのことになると思います。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

包括的な重要な会議ということがわかりました。しっかりと皆さんの健康を管理してやっってください。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

施策と成果に関する説明書の159ページの公害対策費ですけれども、この件で、その中の委託料が370万5,780円で、再々このことを自分としては伺っていると思うんですけれども、160ページに細かいことも書いてありまして、右の下のほうのAというところの水質検査ですね。ナフタリン類が検出されているためということで、魚が死んじゃった件で、それがあったものではないかということで調査したよね。その結果、この後何をしたかというのを伺い

ます。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

これは、例えば河川等で魚が浮いていました、それから、ちょっと油が浮いていましたとかという通報がありましたときに、緊急時に環境調査、分析をいたしまして、こちらのほうで原因が特定できればということで緊急にいつも対応しているものでございます。

ただ、これにつきましては、原因が特定されて、例えば上流の事業所であるとかそういうものに特定される部分であれば対応はできますけれども、現在そういうものが特定されない場合につきましては、直接住民に影響があるというものがない場合につきましては、検査をいたしまして、それで原因が特定できないということ、それから住民に対してその河川の水、河川水が影響がないということを確認させていただいております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

いつも思うんですけれども、検査をして、この検査をする目的は何かというと、ただ検査するのが目的で、その結果、じゃ、根源を突きとめてそれに何か対処するというのを今まで割かしやっていないですよね。ただ、検査をして結果はこうだったということをごここに載せてあるだけで、どちらかというと今回もそのナフタレン類が、じゃ、なぜそれが出てきたか、流れてきたかということ、魚がたくさん死んじゃったわけですよね。それを、じゃ、なぜそれがどこから流れてきたかと、そういうことを調べないということは、最終的にはその根拠を突きとめないということですよ。それはまた同じことがあるかもしれませんよね。そういうことで、いつも思うんですけれども、何か目的が調査することだけかなというふうに思うんですよ。なので、もう少し対応をして、対処というんですか、そこまでやっていただけないのかなと思うんですけれども、それについていかがですか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 確かに、ただ、検査するためではなく、その成分等を検査いたしまして、それが影響があるかどうかを調べるためでもございます。例えば工場等のものであるのならば、それなりの成分が出てくるかと思えます。それが上流に向かって特定できるものであれば、こちらのほうも指導はさせていただきますけれども、ここに書いてありますナフタリン類、防虫剤なんかでありますと、例えば農家の方が薬剤であるとか、それに限定するわけではございませんけれども、例えば個人のお宅でも例えば残りを河川に捨ててしまったとかそういう場合もありますし、実際にその原因が特定できないということでもありますので、むやみにその特定できないものをここではないかということで追求するということはできませんので、人体に影響がないということの確認はとれましたので、そういうことで調査をさせていただいております。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今のところの160ページのほうの細かく書いてあるEのところ、これは騒音、振動なもので、ちゃんと根源がわかったということで、この事業所に結果を持って行って対応をお願いしたということで。ほかのものもできれば、割かし今説明ありましたが、河川とかそういうのを調べてもなかなかその根源がわからないということも十分わかりますが、ほかのBと

かCも困難であったとなっているんですけれども、それが結局環境のほうのことなものですから、住んでいる方にも影響があると思うので、できればEのような形で最終的にこういうことでこうでしたというような結果が載せられるように、もう少し頑張って追求していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、河川水につきましても、流れているものが瓦れきであれば、上流までちゃんと確認をいたしまして、原因が特定できるかどうかのこともやっておりますけれども、その結果、特定できないということであれば、先ほども申し上げましたように、むやみにここではないかということの判断で追求はできないものですから、結果としては実際に例えば酸欠であるとか、そういうことの原因によっても死亡するということもありますので、特にその水が人体に影響があるということであるとか、そういうことは出ておりませんので、このような対応をさせていただいております。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時55分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

158ページ、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費でございます。新聞紙上で出た、今警察が調べているところでありますので、全員協議会の中で吉田町の一般会計にかかわる内容で負担金を出しているということで、広域施設のほうで不明金108万が出た内容について影響があるかと確認をしたところ、何ら影響はないといったような御答弁をいただいておりますのであれですが、この事態を受けまして、町のほうから調査中であるからということで正式なコメントはありませんが、やはりいろんなところでそういった事案が起きた場合には、やはり横展開し、水平展開という形で現金を扱う業務である町として、さまざまな箇所について見直しを多分図られていると思うんですが、その辺と新たに行った指導等があるようでしたら、御答弁のほうお願いします。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ごみ処理費については説明が必要なんでしょうが、広域処理施設組合のその現金保管体制であるとかそういったものについては、組合議会で議論されるのが必要でありましょうし、広域組合の決算の審議は9月30日ということになっていきますので、そのときにその保管体制等についても説明されるというふうに御答弁をさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 私の質問の仕方が悪くて申しわけなかったですけれども、その事案

を受けて、吉田町の内部としてやはり見直しを図るべきだと、やはり職員の交流等を全く関係ないことではありませんので、よその市で起きた事案ではなくて、少なくとも吉田町が関係しているところであったということで、町内にそういうことがあるということではございません。でも、そういったことに対しては、そういった事案がある以上、町の中でも現金等を扱う業務があるわけでありますので、通常であればそれなりの指示もあるだろうし、見直しを図ったと私は認識しておりましたので、多少この件とは外れますけれども、やはり町民に対してそういった事案がある中で、しっかりとした説明を行う見地からもあえて質問をさせていただきます。その点についてお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私が答弁するのが適切かどうかということはありませんけれども、町の現金保管体制については、会計管理者を中心に適切に処理をされておりますし、本日まで、少なくとも私が就任してからはそういった事案も起きておりませんし、適切に処理をされていると。少なくとも現金保管については規定どおりに処理をしていけば不明金が発生するというような事態というのは発生しないように規定上なっているわけですので、盗難とかそういった事件についてはなかなか防ぎようがないところはありますが、きちっと吉田町においては現金保管処理体制、取り扱い体制はできているというふうに思っておりますし、なされているということですのでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） なされているということですが、その事案を受けて、新たな指導とか動きというのは、見直しとかそういうことはしていないということで、もう完全にできているからそういったものであるよということですか。私が聞きたいのは、やはりそういった事案があった以上、しっかりとした形で守られているということも理解できますけれども、それなりの指示はやはりすべきではないかなと思うわけでありまして、それをなされたかについても再度お伺いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど最初のところでお答えしたんですが、ただいま少なくともこの広域組合の使途不明金の発生原因については警察に捜査をお任せし、その捜査結果を待っているところですので、少なくとも私どもはふだんから現金保管体制については適切に保管をし、取り扱うように指示しておりますし、改めてこの件でどうしたかということについては組合のほうにはどういったことかというような指示をしていますので、それは組合議会のほうで説明しますし、吉田町においてはここで言うまでもなく、この使途不明金が発生するまでもなく、日ごろから町長以下、私も含めて現金の取り扱いについては注意するように言っておりますので、御安心をいただきたいと思えます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、河原崎昇司君。



○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

1点お伺いをいたします。説明書の177ページ、雇用対策費、これは職業訓練法人榛南職業訓練協会への補助金ということで執行されておるわけですが、この効果の状況を見ますと、22年から25年までの間には吉田町からお一方、生徒ということで訓練をされたと思うんですが、26年度には吉田町からの生徒がなかったと、こういう状況であるかなと思います。本年も新しく年度当初予算では補助の対象では、補助の対象で予算がついていると思っておりますが、この職業訓練法人榛南職業訓練協会というのは、榛南のどこからどこまでの市町であるのか、まずお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、市が2市で、吉田町の1町ということで、牧之原市、御前崎市、吉田町という形になっております。

○議長（大塚邦子君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） この職人さんというんですかね、現場で働かれる大工さん、あるいは左官さんの訓練の場であるかなと、このように思うわけですが、この今吉田町は26年はゼロ人ということですが、この補助金はこれからも実行するのかどうか、再度お伺いします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 吉田町出身の訓練生がいるから補助金を出すということではなくて、職業訓練法人の榛南職業訓練協会に補助金を支出しておりますので、たまたま吉田町出身者がいないということでありますので、本年度も執行する予定であります。

○議長（大塚邦子君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

大変これからの世の中が変わったとはいえ、やはりこういう職人さんがいなくなると大変であると。ぜひまた補助金を出して、ぜひ雇用の状況下を建築業界、あるいは左官業界に送り込んでいただきたいなど、このように思います。

これに対して、町でもある程度PRをして訓練生を求めなければいけないと、このように思います。その点はいかがか、お伺いします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、私の記憶によると過去に広報等で募集をかけたということがなかったと思います。別個の協会独自のほうではやっておりますけれども、町としてやったというのはちょっと覚えがないという状況ですので、今後につきましては協会のほうとの話し合いの中でちょっと進めていきたいと思っております。

○12番（河原崎昇司君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

参考資料の186ページの耕作放棄地対策事業費について伺います。

予算では10万円という予算がついていまして、執行率ゼロということで、取り組み内容として、耕作放棄地解消アクションプランというのを策定したというふうになっているんですが、そのプランが実行がされていないという中身ということでもよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） アクションプランにつきましては、毎年策定をしているわけなんですけれども、田んぼや畑についての現状や課題、そういうものを含めまして今後の取り組み方針等も記載してあるようなものであります。こういう中で、取り組み内容も記載してありまして、広報等の話とか、補助金の話、それから作物の振興、そういうようなものをうたっています。

現状は執行ゼロでありましたけれども、お金のかからないところで、このアクションプランに載っているものについてはある程度の執行はしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この10万円という金額が有効に使われるというのが予算の正しい執行の方法だとは思いますが、ただ、ゼロという数字からみれば何もやっていないということになってしまいます。

ただ、この事業については、国・県からの補助金もついているというふうな説明を伺っております。この中身としては、重機や、それから保管に対する補助金というような説明を伺っているわけですが、吉田町の場合、年々放棄地が増えているという状況にあるんじゃないかなと思うんですが、それに対する歯どめがかかっていないという認識なんです、対策は有効に働いているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 吉田町の特徴でありますけれども、耕作放棄地につきましては、優良農地ではほぼありませんけれども、町のほうで幹線道路のほうもかなり今できてきて、その残地というのか、そういう形が悪くなってしまうたり、耕作がちょっとやりにくくなってしまったというような幹線道路沿いのところに増えてきております。

おっしゃいますとおり、毎年少しずつではありますけれども増えております。よそと比べますと、特によその場合、隣町でいきますとお茶がメインでやっていますので、お茶はかなり今厳しい現状ということの中で、もう何十ヘクタールとかという単位で毎年増えているようなんですけれども、うちの場合は増えてはいますけれども5ヘクタールぐらいちょっと増えたという状況ですけれども、これにつきましても、認定農業者さんとか新規の就農者の方たちにあっせんをしながら解消に努めているわけなんですけれども、やはり先ほど言ったように、形が悪い、耕作しにくいと、そういった悪条件がありまして、なかなか耕作の対象というまでには至っておりません。

ただ、全くゼロかといったらそうではなくて、現実問題としまして、25年度から26年度にかけて、8ヘクタールの耕作放棄地がありましたけれども、3ヘクタール解消をいたしまして5ヘクタールの結局耕作放棄地が増えたという形になっておりますので、全く手をこまねいているというか、手をこまねいているといえれば確かにそうなんですけれども、全くしていないというわけではございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今お話がありましたように、確かに小さな形の悪い土地が放棄地になっているという状態があると思いますので、ここでいう補助対策事業というよりも、むしろ近くの人が家庭菜園的にそういう農地を利用するような、別な観点からの対策についてぜひ検討をしてもらえないかなと思うんですが、幅広いそうした利用の検討というのはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、町が介入しまして、農業のプロの方じゃなくて趣味の方がやっていただくような趣味農園というものは町でも進めておりますけれども、現実問題として、面積はちょっと広くなったんですけれども、まだ現在吉田町の中では町が介入した趣味農園は1カ所しかないものですから、そこら辺の形のものに進めていきたいと常々考えておりますけれども、今言われたように、例えば隣の方とか、そういう方につきましてはちょっと町のほうでは考えていなかったことなんですけれども、そういうこともPRの中に入れて解消に努めたいと思います。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

説明書の206ページ、観光振興費についてお伺いいたします。

この中の小山城に関してお伺いいたします。小山城の資料によりますと、年間入場者の数が、23年が1万2,000、24年が1万2,000、25年が1万、26年が1万5,000。協議会で聞きましたけれども、中に土曜日、日曜日、祭日に1万1,369人、122日の平均が約93人、平日が約260日で4,504人、約17人。この中に、まず臨時職員賃金費が483万、25年度が609万、需用費が469万、25年度が417万、役務費、委託費、使用料等を含めまして3,379万610円ということになっています。この中で調べまして、関係費用、小山城にかかってくる費用というのが、約1,660万円ぐらいが調べる範囲でかかっていると思います。結果的にはもう少し大きくなりますけれども。このときに、毎年毎年、この1,600万円が支出をされていまして、これを今の人数の中には小山城まつりに関しては26年度は2万人と、それはまた別の形で入っていると思いますけれども、その費用に対する効果というものをどのように感じているのか、そのような議論というのは今までなされたことはあったのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 今議員がおっしゃったように、数字を出しますとかなりのマイナスという形になっております。それにつきましては、町の中でも何とかしなければいけないということで、何らかの対策を立てたいということで四苦八苦しているのが現実であります。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) よくわかります。自分も全くそのとおりだと思います。

ただ、これはやめろとかそういうことではなくて、いかにしたら効果を出せるかということですね。そうすると、小山城の、現在は歴史上の三日月堀等が実際にあるんですけども、これが使われていない、利用されていない。今、世の中に歴史というものに関していろいろ関心が高くなってきた人たちがいるんですけども、これに関しては、26年度に関してどのような形で表現していくかという議論というのはなされてはいなかったですか。

○議長(大塚邦子君) 産業課長、八木三千博君。

○産業課長(八木三千博君) 小山城に関しましては、先ほども言ったように、どうしたらいいか、要は今のマイナスという数字もお客さんが入っていただければいい方向に向かっていきますので、いかに人を呼び込むかということに関しましてはかなり考えておりまして、26年度につきましては、大垣市が主催になっておりますけれども、お城スタンプラリーというものがありまして、そちらのほうは参加しました。先ほど議員が言ったように、25年度につきましては1万537人という人数でしたけれども、26年度につきましては1万5,873人というように、5,000人以上の人数が増えたのもこのスタンプラリーの成果かなと思っておりますので、今後につきましても何らかの形で仕掛けをしていかなければならないのかなと思っております。

その一つとして、三日月堀等も一つの材料になるのではないかとは思いますが、現在のところはどんな形ということまでは検討しておりません。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

確かに三日月堀もそうですけれども、ソテツとかあの一帯をやっぱり魅力を持っている人、その人たちを呼び込むことが非常に大事なことであると思うんですよね。だから、一帯としての計画であるとか、そして常に何がいいかをやっていたきたい。もちろんだったら人が集まるか、魅力が出せるか、全体のこと考えながらやってください。そして、上の駐車場の部分もできるだけ早くの解決ができればと思いますが、その辺は多分わかっていますのでいいんですけども、その中で、今スタンプラリー、大垣市の話が出ましたね。それでこの中で、日本どまんなかお城スタンプラリーに参加したと、まさにそのやつがあったんですけども、このパンフレットの中に、これはちょっと考えなければいかんと思うんですけども、国宝の城と展望台の小山城が同席をしているんですね。三日月堀、とりで、ソテツ、一帯を含めた中に歴史として日本の城スタンプラリーでやっていくのはいいんですけども、その中にそれを見た人は、本物と思うわけですよね。要するににせものを売り込んでやっている形になるんじゃないのかな。だから、そうすると、その中で一番危険なことは、それを見た人たち、特に子供たちがああいうのを見て行って、そして吉田町がいつの間にか20年後、30年後に城下町になるような気がするんです。そういう意味で、今スタンプラリーをやることによって人数が増えるだろうと予測をしておりますけれども、もう少し歴史的な認識をしながらやっていかないと誤った発信をしてしまう、そう思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長(大塚邦子君) 産業課長、八木三千博君。

○産業課長(八木三千博君) ただいまの件ですけれども、確かに小山城という今あるような形のものが昔から存在したかといったらそういうことじゃないんですけども、その辺につ

きまして、小山城に来ていただければ解説のほうもしてありますので、子供も間違った認識ということもないんじゃないかなと思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、中に書いてあればわかるということなんですけれども、今言おうとしていることはそういう意味ではなくて、正しい歴史というものを教育の中でもそうなんですけれども、正しく教えていかないとまずいだろうということなんです。だから、その認識の上でそういうスタンプラリーもいいです。いろんなものを考えながらぜひやっていきたい。それでこれからの対策としてはそういうことが必要になってくるんだろう。そういう意識を含めて、歴史という重い意識を含めて、それを念頭に置きながらやって盛り上げていただきたいと思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） くどいようでちょっと申しわけないんですけれども、先ほどもちょっと言いましたように、事実をねじ曲げて報道しているということはないものですから、事実のもの、もちろんパンフレットにも載っておりますし、曆みたいなものにもそういうものが判明できるような形になっておりますので、決して事実をねじ曲げてやっているとかということはないと思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

つくる側としてはそういう意識を持つかもしれませんが、今本当に、本当にしっかりした歴史をあらわすのであれば、下に書いとかなきゃいかんです。一番最初に言った国宝と並んでいるわけですから。しかも、その名が戦国小山城ですよ。それを考えたときに、やっぱりもうちょっと歴史を含めてしっかりした形でぜひやっていただきたいと思うんですけれども、それでもあれですか、何か思うこと、考えることはありますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 今言っていることがちょっとはつきりわからないんですけれども、例えば、小山城の入り口に、これは、言葉は悪いですけども、要はにせものですかみたいなようなそういうものを書くと、そういうことなんでしょうかね。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

そういうことを言っているのではなくて、しっかりとした、そこにパンフレットあるじゃないですか、そこにお持ちでしょう。パンフレットの中に国宝と並んでいたときに、スタンプラリーへ来たときにそういう気持ちで帰っちゃうわけですよ。だから、そのときにそういう正しいものを正しく入れていくことが必要ではないですかということなんです。別に、にせものだとそんなことを書く必要はないです。ただし、そこに正しい、つかいなるものを入れておくことが必要じゃないですかということです。まあいいです。その辺はこれから、どういうふうに皆さんのほうで考えるか、また意識の中でやっていただければと思いますので、答えはよろしいです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） スタンプラリーのことについてやや誤解があるかと思っておりますので、

私のほうから余計なことかもしれませんが説明をさせていただきますと、スタンプラリーについては私どもが入れてくれということではなくて、スタンプラリーを主催する側が今現存している、当時歴史的に天守閣があったかどうかは別として、今残っているものについてスタンプラリーをやるので参加をしていただけませんか。うちのほうは、別にこれが戦国時代、あるいは武田信玄の時代にあの城があったということを行っているわけじゃなくて、今あそこにあるものの中で、国宝の大垣城も含めてスタンプラリーという仕組みをつくるのでそれに参加いただけますかということに参加をしたわけであって、私どもがその歴史を詐称するわけでもありませんし、必要であればきちっとそういったことも説明に書いて——必要なことは小山城にたくさん来ていただくことは、小山城だけではなくて吉田町全体の魅力を高めて吉田町にたくさん人が来ていただいて、その中で、今小山城という立派な観光資源が我が町は持っているわけですので、そこにたくさんの方が来ていただける、来ていただいたときに、山内議員の言う歴史的な価値もそこに説明をするようなものがあるということが望ましいということをお答えさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今言われた町がつくったことではないということは、ちゃんと調べて伺っておりますので、その辺はその上でお聞きをしたということです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

同じく今の観光振興費の中で、小山城に関係をしますが、小山城の下にある売店周辺の吉田町の観光の入り口といいますか、玄関口といいますか、そういう施設が今有効に活用されているかどうか、その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、ちょっと忘れてしまったんですけれども、一般質問か何かで出たような気もしたんですけれども、なかったですかね。何か売店が本来の目的として活動していますかというようなことのお話を伺ったことがちょっとあったんですけれども、確かに売店等をつくった当時と比べますと、少し様子が変わってきたというのが事実であります。ただ、売店でありますので昔はお土産みたいなものを売っているような売店でしたけれども、今は駄菓子屋みたいな感じになってしまっていますけれども、そういうお土産みたいな、そういうものを提供してくれる人がいなくなったということも事実です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 私ちょっと説明が不足していて申しわけなかったのですが、私はこの小山城の周辺を含むあの地域は、非常に吉田町の中心地になってやっぱり観光の中心地としても、もっと十分に、もっと有効性を持って活用が必要ではないかなと、これは私の意見ですが、現状を見ますと売店の建物もかなり古くなっていますし、中の蛍光灯も半分消えていると。あるいは横の水洗トイレも水が出なくなっている。あるいはポンプのぐあいが悪いとか、いろいろな年数がたっているもので施設そのものが老朽化していると。しかし、この予算の中

を見てみますと、それに対しての修繕、あるいは改修等の費用が余り使われていないということで、実際問題、毎年計画的にそういう観光の玄関口だと私は思っていますけれども、それについてもっと予算をつけて張りのある改修をしていくなりをやっていないと、本当に何とか、看板もちょっとみすぼらしくなっているということで、ちょっと観光という名前に値しないような場所ではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 大変ありがとうございます。今言われた施設に関しましては、26年度におきましては壊れているというのが発覚したわけですがけれども、ことしの予算の中でも改修するような形で動いております。トイレにつきましても、小山城まつりでもたくさんの方が来ますので、改修をして使えるようなものにしてありますので、施設につきましてもいいと思います。

ただ、今言われたように老朽化しているというのは事実でありまして、長くもたせるように早い段階から手を加えていくということはしていきたいなと思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 一遍に改修というのはなかなか大変なものですから、計画的に改修を図っていただければと思いますが、売店の中身が駄菓子のようなものというお話がありましたけれども、シルバーの方たちがつくった小物等を置かれていますよね。非常に売り上げも多少あるということで、張り合いがあるというようなお話も聞いております。それから、子供たちもあそこに行って、それこそ駄菓子を買うということで、朝一で来る方、あるいはグラウンドゴルフをやる方、一度は売店に寄ってそういうものを見たり買ったりということで、かなり活用方法はあるのではないかなと思いますので、もっとその辺は皆さんが活用できるように、十分対策を立てていただきたいなと思えますし、売店の前の大きな看板も、あれもちょっと色あせていると。それから、小山城入り口という小さな標識が、能満寺の参道の入り口にあって、それだと能満寺に入っちゃうんじゃないかということで、場所がわからないよという人も出てきているということで、もう少しその辺を観光としての観点から見直していただきたいんですが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、見にくくて間違ってしまうということもあるようでしたら当然直していかなければいけませんので、もうとにかく現地のほうを詳細に踏査した中で、検討していきたいと思えます。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

同じく観光振興費の中の浄化槽点検手数料のことなんですが、今回146万円なんですが、ちょっと議会記録を調べたりしてみたんですが、前年度が190万2,800円くらいなんですが、今年度減になっているんですよ、46万円ほど。その理由として、この議会の記録と過去のを調べたら清掃と点検が以前は一括契約になっていたらしくて、それが清掃と点検が分離した結果なのかなと推測するんですが、減額の理由を教えてください。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 確かに議員がおっしゃるように、以前は一括で発注していたものを分割をしました。それから、それによりまして業者の数が増えまして、競争の原理が働いたということで大分安くなりました。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

町にとっては、最少の経費で最高の結果が出てよかったことだと思います。この結果を踏まえて、あと、この金額が下がったことで、町全体として今後どうやって捉えていくのかなと思って、そういうお考えがあればお聞きしたいです。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、契約関係等でやっているものですから、所管をしているものですから、私のほうで今後の方針を答弁したいと思います。

まず、今担当課長のほうからも小山城のトイレの関係で大幅に減額になったということでありましたけれども、これは平成26年度につきましては、こうした先ほどの分離発注は2カ所行っていたということがあります。それにあわせて、実はこの関係を踏まえまして、平成27年、今年度からなんです、当町におきましては、ただこれが全て分離発注をすれば安くなるかということちょっと私どもは思っておりませんで、何人槽の数によって変わってくるであろうということで、一応今年度につきましては、平成27年度に、これは全課に対しまして浄化槽に対する契約ということで通知のほうを出させていただいております。

その中で、現在としましては、250人槽以上の施設については分離発注を行うようにということで今年度における契約については通知のほうを出させていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） すみません、ちょっともとに戻るんですが、今回の決算の中で、特に小山城のトイレに関しては使用中止になっていたり水が流れないとかという話がよく、実際に私も行ってみて流れないというのがあったので、そういったお話は把握されているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 当然、小山城のほうに管理をしている臨時さんがおりますので、そちらのほうから報告を受けておりますけれども、やはり報告を受けたからすぐに直すというか、予算というものがおりますので、予算を確保してからという形になりますので、どうしてもちょっと時間がかかってしまっております。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

じゃ、この26年度の中では、その改修のための予算は入っていないということでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ポンプ等も2基あるうちの1台が不良というような形になりましたけれども、26年度予算で対応ではなくて27年度予算の対応という形にさせていただいております。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。



○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

小山城まつりもまた11月にあるので、利用者の人が困らないように速やかに改修をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

大分人気の206ページです。ここで、全協でも確認したんですが、小山城案内板設置工事という形で、一つの箇所であります東名川尻間線沿いの一角に国の地域元気臨時交付金を使って、10分の10の事業で行った事業でありますけれども、385万という大きな金額、国のお金でありますけれども、国民の税金でありますので貴重に有効に利用しなければならないと考えるわけございまして、見た形ですけれども、あれで380万という少しお金がかかり過ぎているんじゃないかなという形を理解しているわけあります。担当課のほうで確認をしたところ、看板を立てているところは2.25平米、買収したのが66平米、非常に30倍弱ぐらいの用地を取得しているわけでありまして、国の交付金事業を使ってやっている事業として、そういった今後において会計監査等があった場合に、看板だけが2.25で、用地全体が66平米という、30倍弱の土地を買収して、そういった事業を竣工したんですけれども、その理由というのはどうなんでしょうか。ちゃんと説明できるんですかね、それに対して。その地域の元気臨時交付金を使ってやる事業ということで。目的の看板としてはいいと思ひますよ、やっても。でも、余りにも本体に比べて周りがでか過ぎるというので、それについてどうなんですか。詳しく説明をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございまして、おっしゃいますように今現在縦長の看板であるということもあまして、敷地につきましては少ない面積になっております。こういう中で、現在の看板のほかにイベント開催がわかるような掲示板みたいなものの設置も考えておまして、将来的には現在の看板の横にもう一つそういうようなものを小山城付近の整備に合わせて設置していきたいなというふうに考えております。

したがいまして、現在のところ、いつごろそういうものが設置できるかということとは不明でありますけれども、将来的にはあいているスペースを有効利用したいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

私、ちょっと聞いたところによると、県の事業で用地買収等々があつて、その附帯のために町が買ったということをおつと聞いたんだけど、そういうことはないということですね。東名川尻とあそこに交差する町道の関係の用地買収等の拡幅工事ですね、歩道をつくったりしたときの用地のいきさつの中での一環であそこの地所もしっかり確保したといったことではないんですか、違いますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 今議員がおっしゃったように、今回の看板設置の場所につきましては、あそこの中瀬北原線の歩道設置工事のときの残地でありますけれども、当然、当時

も道路敷地の一つとして有効利用したいというふうに考えておりましたけれども、断念した経緯もありまして、それなら小山城のほうで有効利用させていただきという形で、産業課のほうに受け継いだという経緯があります。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。そういった経緯があつて誘導する看板ということであるんですけども、過日の一般質問の中で、東名インター周辺の景観の一般質問があつた中での答弁の中に、やはりその看板とか誘導的な指導を行っているよということの答弁が都市建設課長からたしかあつたと思います。

そうしたところで、あそこの中瀬北原線のところの入り口のところに2.25平米の長い、通常の3面の看板があつて、その横に誘導するということになっていて。非常に目立つような看板でいいんだけど、周囲との景観とかいろんなことを東名のインターからずっと下がって東名川尻に、町のにぎわい創生に誘導するわけですよ。そうした中で、そういったことを考えていくには、しっかりとしたそういった全体的なコンセプトをとってやっていただかないとまずいと思うものですから、そういった点が1点と、もう一点、あそこ全部コンクリのべた打ちになっているじゃないですか。そういったことを有効利用するのであれば、あとの投資において無駄にならないような形で、外さなきゃならないですよ、何かやるとしたら。そういったことも考えられての工事なんですかね、全体的に。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 一つ目の誘導看板の件につきましては、ちょっと違う課のほうで対応していただけるとは思いますけれども、2つ目のコンクリを打って無駄な投資になるんじゃないかという件ですけれども、これをつくったときには小山城のほうの整備のほうも大分頓挫しているというのがあります、すぐにまた手をつけるということはもうないだろうと、当分の間はちょっと、そちらのほうが解決しなければ無理だろうという中で、やはりコンクリートをやることによって雨とかそういうものに対しましての盛り土のもちとか、そういうものにつきましてはやはりやっておくべきだということの中で実施しておりますので、今うまく勾配をとって水路のほうに導いていますので、あれは間違じゃない、正解なものだと、そういうふうに思っております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の203ページ、商工振興費ということで、26年度において産業振興事業費補助金というのをしらすマーケットのほうに補助したということを出ております。この補助金に当てはまるためにというのか、このしらすマーケット自体がイベントという感じであつたかと思えます。その横を見ますと、5,000人以上の人が集まるようなことで、50万円以上の支度するお金がかかるようなものであるというようなことがあつて、77万円ほど補助されているわけですよ。そうすると、カムカム補助金がありますね。カムカム補助金は2万人以上の来客の見込みがあつて、上限が50万。そうするとこっちを使ったほうが条件はいいのかなというのがあるんだけど、その辺は、町内でイベントをやるので当然町内のことを宣伝して活性化につながるというような、どちらもあつてと思うんですが、そのすみ分けというのはどの

ようにされているのでしょうか。カムカムは2万人以上集めて上限が50万、こっちの補助金のほうは5,000人程度で出資を50万以上使ったら、上限はあるんでしょうけれども、今回の場合は77万出ているということでありまして、こう比べていくと、イベントをやろうとしたときに、どっちを使ったほうが得か。得といたらおかしいんですが、当然補助金の対象になりたいと思って申請すると思うんですが、どうお考えでしょうか、この違いというのを。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） まず、カムカム補助金と産業振興費補助金との違いでございますけれども、カムカム補助金につきましては、人数で大規模かどうかということ判断しておりまして、2万人を超える規模でのイベント開催があれば、それなりの町内のお客さんだけでは賄い切れない人数ですので、町外者からの参加もいただける規模ということで2万人ということで、それに対しまして50万、それから100万という段階を設けてございます。それに対しては、2分の1補助とか補助率は設けていないということで、開催をしていただけるということがまず主でございます。

ところが、産業振興補助金のほうは、地元の特産品とか地元のものを活用していただくとか、それから、新たな特産品をつくっていただくとか、そういうところに結びつくことを目指しておりまして、なおかつ取り組みとしては、独自で取り組んでいただくと、それを補助するというので2分の1の補助になっておりまして、事業を行う方々の持ち出しがないとできないという部分で異なるものでございまして、そうしたところでおのずと事業を行う方々はどちらを選択するかということで選んでいただけるものかというふうに思っております。

イベントを開催する側の趣旨によって全く、大規模イベント、カムカム補助金の対象になるのか、産業振興費補助金の対象になるのかと、こういうことは違ってきていますので、おのずとそれに合う趣旨のところへエントリーされるのではないかとこのように思っています。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 一応違いはわかるんですけども、実際に町内でイベントをやろうということで、よそから来る「頂」とかああいうのはわかりますよ。当然、また違うというのわかるんですけども。町内の方でイベントを町内の団体がやるといったときに、条件をやっぱりどうしても見ちゃって、趣旨はあれなんだけれども、条件を見てこっちのほうとか。当然、カムカムのほうは持ち出しどうのこうのはなくて、人数が大きなポイント、見るポイントだと思います。こっちの産業振興のほうは、ある程度の持ち出しはするわけですよ、イベントを開くには。その半分が助成いただける。5,000人という数字が多いか少ないかわからないけれども、5,000人ぐらいは来るだろうというようなときを考えるとこっちのほうで得だなと思ったり、何ていっていいかわからないけれども、似たような補助金にどうしても見えちゃうんですが、どうなんですかね。もうちょっと区別するべき。この産業振興のほうは、3条のほうでいろいろたっているわけで、（1）、（2）、（3）とかあって、それを全部網羅した上での補助なのか、これ（3）にイベント交流事業ということで載っていますけれども、これだけを捉えると、カムカムと比べてこっちのほう条件がいいなと思ったりする。だからこの3条全部を含めて審査しますよというようなことだったらなるほどなとなるんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 産業振興費補助金のほうは1号から3号まであるわけですが、それぞれ独立しております。ただし、エントリーできる対象が決まっております。産業団体とか、商品開発を目指す任意の団体とか、団体とかということで、個人では応募ができないというような、産業界が取り組むものという前提をもってつくり上げた制度でございますので、イベントであってもそうした観点でのイベントということで、5,000人というふうにしてありますのは、大体大きなイベントを行えば大体5,000人ぐらい集まらないとイベントとしての規模というのはかなり中途半端なものになるので、5,000人ぐらいの規模であればアピール力もあるだろうというところで5,000人にしたわけですが、それがさらに大きくなって2万人以上の規模にできるということであれば、カムカムへのエントリーも可能でございますけれども、2万人規模のイベントと5,000人規模のイベントでは大分異なりますので、そうしたところで大規模イベントで取り組めない部分を産業界については、そういうところで別の道もあると、こういう制度でございます。

なお、大規模イベントのほうは、空港を活用しておいでいただけるように、町外からもおいでいただけるような交流促進事業の一環でございます。そういう観点で、性格は異なるものであるというふうに思っております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番。

205ページの企業立地振興費についてお尋ねいたします。

この住吉工業用地にヤマザキさんが立地して売却にかかわるさまざまな費用が計上されているわけございまして、この売却に当たる、議会の中でもいろんな答弁の中で、堆肥工場という形で向こうのほうに実際に見に行って確認してもらいたいとか、そういった御答弁もいただいて、地域の皆様方に御迷惑かけないような形でということであったんですが、町長が今回、回覧文書を流したような形で、まだしっかりと整備されていない状態等々の問題で、一時、今操業停止しているといったことの実事があると思えます。

この企業立地に関しまして、これからも内陸のフロンティアで川尻地区にもいろんな誘致がされて企業が来るわけでありまして、やはりそういったものをしっかりとやはり町からの補助制度という形で、インセンティブを与えて誘致をして行っているわけございまして、そうやって誘致をするからには、やっぱり町民に影響がない形という形で議会の中でもやったわけでございますけれども、そういったところの担保というものをしっかりとやはりやっていただくということがあったんですけれども、今回の場合、8月、お祭りが終わったごろくらいから急激に動いたんですけども、実際はその前からいろいろ環境部門のほうには話が行っていたと思うんですけれども、そういったところに対して強い形での申し出を行ったということで、非常に来ていただいているところにそういった形で発言するというのは非常に厳しいことかもしれませんけれども、これから長い年月にわたって町内で活動していただいて、しっかりとした形で町に貢献していただくという見地からも、しっかりと言うべきものは言わなきゃまずいと思うんですけれども、そういったところの流れの中で、今回この決算を迎えたものですから、議会の中で本当に大丈夫なのかという議論もあって、大丈夫

ですという形で答弁を聞いているわけでございまして、それについて、やはり今回町の町民に対して回覧という形で文書が回っていることもありますので、再度ここで経過について説明をいただき、また今後、内陸のフロンティア構想等々、いろんな企業を誘致するに当たって町としてのしっかりとしたビジョン、姿勢というものはやっぱり示すべきではないかなと、どんな企業でもいいというわけではない。やはり吉田町の町民にとって利益があること、町民の生活に影響はないこと。もちろん雇用も増進するということがあると思いますので、この決算に当たりましてちょうどいい機会だと思っておりますので、その辺のお話をいただきたいなと思っております。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この企業立地に関しまして、ヤマザキの工場進出という問題に関しましては、議会の皆様方に議案として上げさせていただいて御審議いただいたという経緯がございまして、ただいま御質問にありましたとおり、議員の皆様方からも堆肥工場という計画があるんだけど、周りへの影響は大丈夫かというような御質問をいただいたということも強く頭の中に現在もあるという状況でございます。

それに対して、私どもといたしましては、実際にヤマザキの社長にもじかにお話をお伺いして、環境悪化を招かないだけのノウハウを持っていると、こういうことを強く意思表示をしていただいたということを前提に、そうした事態には陥らないという御回答をさせていただいたということも強く記憶にとどめております。

そうした中で、実際にどうなったかといいますと、堆肥、野菜残渣を工場に持ち込みまして、それで、おがくず等を急速に圧力を加えてまぜ合わせまして発酵させるというような技術で、当初始める前は、私もそうですが、担当の町民課長もどういう手法をもって事業を始めるのかということで現地の説明会があったものですから、それにも参加をいたしまして、実践されたものも実際に目にしております。においも確かめたと。

それと、その説明会の中では、近隣の住民の方も御参加いただいておりますので、そうした中で、そのときには御参加いただいた方々から私に異臭があるというふうに感想を述べられた方はいないというふうに確認しておりますが、おがくずのにおいはするけれども、ごみのおいしはないというような、そういう状態でございます。

それであれば安心だろうというようなことで、近隣の皆様方も企業立地に対する期待度のほうがまさっておったこともあると思いますが、操業されることについては異論もなく移行していったというふうに思っております。

その後、実際に大量の野菜残渣を入れて、それで処理プラントをつくられてまして、実際に稼働をしていきましたら、床面にずっと細かい溝を掘ってまして、コンクリの床に溝を入れて、そこから空気を出すようなエアのパイプが入っております。それを入れ込んで空気を送り込むことによって発酵を促進させるというようなそういう技術なんですけど、それを設備することによってにおいを発しないで製品まで持っていけるというような計画で進んでおりましたが、非常に大量の処理量になったということもございまして、エアがうまく送れないような状態が一時的に発生をいたしました。そうしますと、発酵が順調に進まないものについては腐ってくるというような状態になりまして、その腐った異臭が外に流れ出したというようなことでございます。

その対策につきましては、脱臭装置をつけて解消をするというようなことで、脱臭装置を

途中つけましたけれども、十分な効果が得られなかったわけです。その脱臭装置をつける前も、町長も私も産業課長もそうですが現地へ行きまして、社長立ち会いのもとで対策を求めてそうした脱臭装置をつけるというところでお約束をしていただきました。

ところが、それがついてもまだにおいが外に出るということで、議員の特にお二方からも御指摘をいただきまして、非常に近隣も迷惑をしているというお叱りもいただきまして、地元の住民の皆様方の声も当然耳には入っております、担当の町民課としては毎日においを確認するというようなことをずっとモニタリング的にしております、非常に我慢できないような状態のときには必ず会社側にも話をしまして、対策を求めてきたということも継続してやってきたんですが、抜本的な対策にならなかったものですから、社長とまた町長と直接面談の機会を設けまして、これが解消できないのであれば、すぐさま堆肥工場をストップしてくれということで申し入れをさせていただきまして、議会で議決をいただくときに、社長もその場を傍聴されておりましたので、我々が何を言ったのか、社長としては十分認識をしている中で、このまま稼働を続けるということはやってもらっては困るということも申し上げまして、その結果として抜本的な対策を講じるまでは稼働を中止するというようなことで、多分10月ごろまでには抜本的な対策、設備を補充いたしまして、においが出ないような状態にして再稼働を目指すということになっております。

再稼働をする際には、説明会も開いて、においが出ないことを確認した上で再稼働をさせていただくというところまでお約束をいただいておりますので、大変周囲ににおいが出てしまったという期間が少し長くなりまして、近隣の住民の方々にも本当に御迷惑をおかける事態になってしまったということで申しわけなく思っておりますが、ヤマザキについては、そうしたことで今後の方針も近隣に迷惑がかからない状態までお互いに話し合いを続けながら稼働に向けて調整をしていくということで決まっております。

それと、内陸フロンティアで今後商業施設、それから製造業の誘致、そうしたところを進めてまいります、当然そうしたところも今の企業の皆様方、今回のような事態を引き起こして大変申しわけないんですが、公害を出すような企業が地域に根差してはいけないというようなことは百も承知されている世の中だというふうに思っておりますが、我々といたしましてもそうした事態を引き起こさないよう、十分に立地する企業の皆様方に対して、十分事前にお話もするし、稼働に向けてもそうしたことがないように十分に注意を払ってまいりますというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

本日の質疑の中で、冒頭、固定資産税の中で償却資産が少ないということで、240億減っているということで、企業さん、今回ヤマザキさんが設備をしていただければ償却資産も増えるわけでございますけれども、そうはいつでもやはり町民の生活がしっかりした形でいかないと、影響があるということはずいと思っておりますので、参事が言われた御答弁のとおり、しっかりと良好な町との関係を築いていただいております。

ただ、我々議会としましても、この議案に関しましては採決しまして、もろ手を挙げて全員一致で可決したことでございます。そういった責任もございまして、再稼働の折には、ぜひとも説明会に議会のほうにも一報いただいて現地を見るような形で確認をさせていただ

きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

主要な施策と成果の237ページ、富士見土地区画整理組合補助金ということで128万5,295円ということであります。これは前年度、その前と比べますとかなりの減額ということで、この原因をちょっと教えてもらえますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 237ページの19節の負担金交付金のところだと思います。富士見土地区画整理事業におきましては、利子補給を行っているわけですが、現在2銀行から借入れを行っております。その一方の1銀行の利子補給の減額によるものでございます。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

減額されてくることは結構でございます。ここ6年間を見ますと、1,000万円を超す利子補給がなされているという中で、この利子補給も積もれば大きくなるんですね。ですから、この利子補給がこれからも永遠に続くということにはいかないと私は思っております。ですから、この区画整理組合の保留地ですか、これの売却をいっそ早く進めていただきたいと、そのように思っております。

町は町道を守るという強い決意のもと、津波防災まちづくりを進めております。こういった中で、風向きもちょっと変わってくるんじゃないかなという中で、この保留地の一掃の売却を進めていただきたい。その対策はどのようにしておられるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 町としましても保留地の売却をより早期に行いまして、事態の解決を図りたいという気持ちは同じでございます。

そんな中で、保留地は今4区画5筆あるわけですが、2年前、坪7万という価格を設定をさせていただきました。それもその前は9万という数字であったと思いますが、少しダウンをさせていただいた中で、26年度からは、乱暴な言い方をしますと、いい値でもいいので価格応談で売り払うということで広報等をさせていただいて、PRをさせていただいた中で、早期の売却を目指すというような手はずもしておりますし、いろいろところでPRをしておるつもりではございます。

何にしても、第一義的には保留地の処分ということを進めたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

これもいつかは必ず精算をしなければならないと、そういう中で、一掃の売却の御努力を

お願いしたいという要望ということで、以上でございます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今、同僚議員が質問をしたわけですが、私のほうからは、26年度に128万五千何がしの利子補給をしているということなんです、大分利子補給がかさんでいるということで、そういう中で、昨年度、組合とどんな協議をして、何回ぐらい協議をして、どれぐらいしたのかと、それでどういう指導をしたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 今手持ちの資料等では記録簿等がないものですから明確な数はお答えできなくて申しわけないんですが、その都度、担当の課としましては、打ち合わせた記録簿をつくってございます。その打ち合わせ内容でございますが、保留地の処分のことですとか、これからの進め方のことですとか、草の処分をしてくれだとかいろいろな面からの打ち合わせをしてございますが、それと理事長宅、副理事長宅にも伺ったりもしている回数を合わせますと、打ち合わせといたしましては月1回ぐらいのペースではなっていると思います。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

私としても組合とは十分協議はしていると、こう思うわけです。そういう中で、やはり町だけではなくて、組合と協働をしてやっていかなきゃならないなど、組合の土地区画整理事業ですので、やはり事業主体は富士見土地区画整理組合ということになっていきますので、その辺でぜひ十分な指導をしていただきたいと思います。何年に終わるかという目標もやはり組合と話をしながら定めていかないと切りがないなと思うのです。またことしも、来年もと延びていくと、やはりそうなるとう組合のほうも非常に苦痛を感じていくと、町のほうも事業が終わらないということで一つの足かせになっているかなと思うんですが、その辺で、あと何年ぐらいかけて事業を終わりたいかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 実施計画上では平成28年度までということになってございます。それに向けて全力を傾けているわけではございますが、若干延びる可能性もあるかもしれません。早期に解決を望みたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

いろいろな話を聞いて申しわけですが、私のほうの要望としては、やはり一日も早く解散できるという中で取り組んでいただきたいなと思いますし、やはり町として組合の指導もしていかなきゃならないということで、十分な指導をしていただいて、いろんな協議をしていただいて、一日も早く終わっていただきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。



9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の249ページ、公園愛護会支援事業費ということですが、これは全協のところで聞いてはおるわけですが、5万円ずつ6団体にお支払い、報償金として出しているということでもあります。

これに関しましては、町のを綱が吉田町都市公園愛護会報償金交付要綱というのがあります、それにのっとしてやっているよというようなことで全協のときにあったんですが、実際、この6団体、実体があるのかというのがまずあるんですよ。実は、我々議会報告会をやるよと前期にあつて、団体の方に出席をお願いしようよということで行つたことがあるんですよ。そうしたら、その会長さんはいるんですよ。だけれども、じゃ、その団体の方はどなたか出ていただけますかねと聞いたら、いや、団体といつてもな、というようなことになっていたんですよ。そういうお答えをされた方がいて、本当に大丈夫かなと思つちやつたんですが、そこのところの把握というのはされておるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 愛護団体の皆様には公園の管理等をお願いしております。その内容としましては、草刈りですとか、公園が良好に機能するためのいろいろな活動をしていただいているわけですが、年度末に完了実績というものを上げていただきまして、それには事業内容も報告がございまして写真もついてございます。それをもって、私どもは、その前に申請もございまして、実績をもって確認をしている次第でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 自発的にやっていたいでいる団体に報償として出すよというような形ですか。お願いしてやつてもらっているのではないでしよう。そこのところどうですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 私は自発的にやっていたいでいると理解をしております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 自発的にやっていたいでいるよということ。

6団体という、この要綱に沿つた団体、愛護会というものは、そういった団体がもし申請をしたら、一つの都市公園につき何団体でも認められるよということによろしいでしようか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 今までにそういった一つの公園に複数が入つたよという実例はございませんが、良好な公園を守つていける、維持していけるよという中でちゃんとした計画を出していただき、それが合理性、適合しているよものであるならば、そこに複数の団体が入るよことは間違つたよことではないよと思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） できるよということよ理解してよろしいよんですね。

その要綱の中に、その報償金の額よということよ上限は5万円ですよと。均等割額よというのがあつて1公園当り7,500円ですよと。その後、面積割よということよ公園面積1メートルにつき6円を乗じた額よということよあります。これは公園面積よというのよ、やる公園がよということよあつて、自分たちが、公園は広いよですね、何ヘクタールよあつて。その一部をやるよといつても、それを何回かやるうちにそれに当てはまれば6円を乗じて5万円までいっちゃ

うという勘定なのかなと。要は、全部の団体に5万円ずつ払っていますよね。ということは、上限払っているわけですよ。一つの公園当り7,500円で、それを引くと大体4万2,500円で、残り面積割りという。それをクリアするのに、じゃ、どれぐらいの面積をきれいにしていけばいいのかなという勘定をするのか、もう一つの公園がこれだけの広さがあるんだから、全体をもう見て、もうこの上限になっちゃっているよというのか。もしそれだったら、このイの面積割りなんて必要ないよね。その辺はどういう勘定をされているんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 報償金の額の算定方法ということだと思います。増田議員のほうから1メートル当たりと申されましたが、1平米当たりでございまして、面積で勘案しているものでございます。計画の中で、公園全体を管理するというものもあるでしょう。一部というところもあるかもしれません。そういったときに、その面積、公園全体であるなら公園全体の面積にこの所定の金額を掛けたものと、上限5万円を比べたときに、上限5万円という値が出てきていると思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、この6団体は全てもうクリアしている、計画書を出すわけですよね、まず最初に申請書みたいなものを。ということで理解をしていいということですね。それで最終的に、年度末にこれだけの広さをやりましたよということで出しているということで間違いないですね。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 間違いございません。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） わかりました。間違いないということで。

今後そういったことで、もしほかの団体もやりたいということ、これは広報とかというのは余りしていないのかなと思うんですが、こういったものがあるよというものをしていたら、一つのあの広い公園が、小藤路公園にしてもほかの公園にしても、広いところを一つの団体でなかなか上限5万円という、1年間で5万円という金額でなかなかできないですよ。補助金だから半分以上がボランティアの方々でやっていると思うんだけど、いろんな団体が一つの公園をみんなできれいにしてくれるということは非常にいいことだと思うので、そういったPRというものをして、この6団体をもっと増やしていきたいというような考えというのはあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 常に公園をきれいな状態で、安全な状態に置いておきたいという気持ちは私どもも同じでございます。そんな中でPRが足りない部分におきましては、広報等を使いまして積極的に行っていかなければならないものだと感じております。そして、いいものを求めていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひPRをしていただいて、そうすれば町の持ち出しも減ってきますよね。公園の管理費とかというの、だんだんね。そういう中でもそういうことを考えても、ぜひ広く、都市公園に限っていると思うんだけど、その中でももっと、毎年6団体でこれ何年続いているか知らないけれども、ずっと6団体できていますので、もっと広くPRを

して多くの方に参加していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

昨年台風17、18号という形で、町内の内水氾濫が非常に出ているわけでございまして、それに関連する決算内容について質疑を行いたいと思います。

2級河川、県が管理する河川以外の町が管理する河川、下水等があるわけで、その辺のしゅんせつについて、今回、下水のしゅんせつは10万円の決算内容であったと思われるわけにありますけれども、この計画というんですか、優先順位、住民からはいろんな要望、町内会を通じての要望等がある中で順次やられていると思うんですけれども、予算枠のある中で今回昨年度におきましては、いつも出ているところ以外も今回は出てしまったという形で、影響が広く町民に出たわけでございまして、その辺の内容についての優先度合いというのはどのような形で決めて執行されているわけでございでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田議員、ページ数、どこの事業でしょうか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 226ページの機械借上料、普通河川しゅんせつ。それと、ちょっと後ほど関連します所以说っておきますけれども、234ページの土地利用対策費の中の調整池コンクリート打設工事、それと、ずっといきまして246ページ、都市下水路費で14節機械借上料10万円、都市下水路内の樹木に関して、この辺の一連の流れの中の決算数字についての内容でございます。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員から教えていただいたページ数のところで、いろいろな施策をうちのほうでは行っております。しゅんせつですとかポンプの借り上げをやっています。おっしゃったように想定外の豪雨でしたので、今まであったところ、被害が浸水したようなところに加えて、新たに出てきているということも若干ございます。

そんな中で、復旧というか対策は急を要するものでありまして、大体この辺は浸水が起こりそうだよということは把握をしていますが、そのときには緊急を要するところを最優先で、当日のお話をさせていただいていますが、対応をしています。

予算的にどういう方法で予算取りをしていますかと、当初予算等をしていますかというような御質問だと思いますが、現在、問屋川、稲荷川、御指摘のあった2級河川を除きまして、住吉下水の住吉川と、宮裏川、給食センターのところの河川ですね、あのあたりが弱い、弱いといったらあれですけれども、浸水が多く発生している部分であります。そういったところをパトロールしまして、第一義的にはしゅんせつ、草が生えているだとか、土が川の水が流れるところをいじめているというものをとっていきます。そして、パトロールも情報が先に入りますので、パトロールを含める中で堰等の確認をして、内水氾濫の起きないような対策をとるとともに、場合によってはポンプの設置ということを考えて対応をしている次第です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

従来はそういった河川でよかったんだけど、昨年度は西の宮川がちょうど湯日川とのところで逆流したのかな、というところでカネハチの裏側の団地が広く水がついたよという、今までつかなかったことが起きたわけでございまして、そういったものも年度途中であってもしゅんせつ等をやっていくのか。また、先ほど言いました土地利用の関係で言いますと、住宅開発をしたときに公園用地なんかを町に寄附しますよね。調整池等の管理も町へ寄附されているんですか。そういうところのところで、この間の一般質問の中の土地利用の中で言ったときに、町は指導を行う権限を持っていますよということで、例えばその住宅の皆様方が管理するのであれば、今後そういったことがありますからしっかりと管理をしてくださいということで指導を行うということを知っているわけで、町が管理しているのと、その団地の皆さん方が管理しているところは違ってくると思うんだけど、そういったところの対策というのは、この決算でいったときに、その土地利用の予算の中でそういったコンクリの打設工事等もあるわけでございまして、そういったところの検討というか、そういった住宅地の調整池、開発された住宅地の調整池についてもそういった形で確認をしておるわけですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） まず、1点目の西の宮川のお話をさせていただきますと、西の宮川は岩留橋の上流の左岸で2級河川県管理の湯日川に注いでおります。湯日川を見ていただくとわかるんですが、中州がかなりついていまして、県のほうでも考えていただきまして、本年度予算でしゅんせつを、あそこの土をさらってくれるという作業をしていただきます。それと同時に、私どもとしても、西の宮川をしゅんせつをするということで、今年度で予算措置を遅いのかもしれませんけれどもさせていただいていることでありますので、事態は解消されると思っております。

2点目の調整池でございしますが、宅地造成の場合で、皆さんの10軒、20軒のお水が調整池に流れ込んでくるというものにつきましては、原則そこに住んでいらっしゃる方たちが積み立て等をしていただいて、草刈りとか良好な調整池が保てるような維持管理をしていただくということになっております。

そんな中で、私どもがパトロールをしている中で、余りに防災機能として劣るような調整池というのがございます。最初、その方たちにお願いをいたします。こういうことでと災害が起きてしまいますし、におい等も発生してしまうというようなことで、何とか改良をお願いしたいということで、隣組単位ではございませんが、そこに住んでいらっしゃる方たちにお願いをします。そんな中で、ちょっと負担も大きいしできないやというようなお話もございます。そんなときには町が調整をいたしまして、予算計上をさせていただいて、緊急を要するものに対しましては、防災上のこともありますので施工させていただいております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

本年度のことについては聞けないものであれですけども、今説明を受けたとおり、発注も湯日川に関しましては県費につきましても看板も出て工事も始まっておりますし、担当課で昨年度聞いて、西の宮川のしゅんせつについては予算がつくということで聞いておりますので、早期な対応をお願いするんですけども、234ページの調整池コンクリート打設工事というのは、今課長が言われたような形で町民の方々の手に負えないというか、なかなか難

しいよといったところのコンクリートの99万ということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 結構でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

なかなか自分の事象のいろんなことをやるのに精いっぱい、なかなかみんなで協働するというのは非常に難しいと思われま。さりとて、全てを町がやるというのもこれはちょっとおかしい感じもしますので、その辺について非常に困っているところもいろんなところであって調整も必要だと思えますけれども、ある程度のルールをつくっていただいて、一部負担なり何なりという形で、多くのところの地域のこういった調整池の改良とか草が生えているのを実際に目についておりますので、そんな施策をお願いしたいなと思えますし、いろんな面で確認できましたので、了解いたしました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

先日、東北地方で大分大きな鬼怒川の氾濫等出て、その市の対応、避難勧告、発令、そういうものが全部の地区になかったという形で、いろんな形で議論を呼んでおります。

そうした中、昨年度において、坂口谷川だったと思えますけれども、隣の市は避難勧告指示等を出してやったと、それで、うちの町のほうは出なかったという形になっていると思うんですけれども、過去においても3.11のときにも避難指示といった形でうちの町は安全だということやってきたということがあるわけでございまして、そうした中、271ページ、防災メールという形で、月額使用料を今1,356人という方が携帯メール登録をされているわけで、私もしていますのでメールが送られてくるたびに担当課の職員がここにいて発信しているのかなと、非常に、夜中の2時、3時に送ってくるものですから本当に大変な業務だと思うんですけれども。でも、今回のいろんな事象を見ますと非常にありがたいツールになりますし、情報だなど考えるわけでありまして、この普及に関しまして、さっき言った避難指示、避難勧告等も含めて、非常にどこにいても情報が入るということで、防災メールというのは非常に役立つことだと思うんですけれども、この目標に対してはどうなんですか、この1,356人というのは。多い状況なのか、少ない状況なのか。そういったところをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） そこに目標の数値を掲げてございますが、防災メールに加入するときに県のほうともいろいろ話をしたんですが、約10%くらい入れればということが目標ということで掲げさせていただきました。いろんな町で今防災メールをやっているわけですが、それを目標にどの町も進めているというところでございます。

現在、今話があったように、1,356人ということで、若干さっきの半分ぐらいということでございます。藤田議員のほうから先ほどお話があった2時、3時に防災メールが飛んでくるよという話なんです、気象情報につきましては自動的に送られてきます。入っている方については自動的に飛んでくるものですから、ぜひ入っていただきたいということで、いろいろな会があるときにうちのほうで講師で出かけたときにも、この防災メールに必ず入ってくださいという推進はしているところです。また、2年前ぐらいから、小山城のブースを設けて、小山城まつりでも勧誘の促進をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 一番冒頭の避難勧告の話ですが、避難勧告のほうはうちのほうも出しております。以前、そういうことがあったということですが、今は話をしながらやっていますので、同じ水位計でということなものですから、同じような形を出しているということになります。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

昨年、台風17、18号のときには避難所開設という形で、また片岡区民の方も多く避難をされて、そういった情報で今のニュースなんかを見ますと、やはり自分の命は自分で守ると。あくまでも町からの指示は目安であって、自分で守ろうといったような報道もされているわけでありましてけれども、うちの町さえこそ湯日川等であるわけで、この防災メール以外で防災ラジオ、発信手段として同報無線、マスコミ、メール等々があると思われるんですけども、そういったところの中で、事前の近隣との打ち合わせという形で、どのぐらいのレベルになったときにそういった打ち合わせというか、情報になってくるんですかね。その辺のところをしっかりと行って、町民の方々も大井川とかあるけれども大丈夫かななんて最近のニュースを見ていると多くの方が言われているわけではありますけれども、大井川は自分も大丈夫かなと思っているんですけども、そういったところの意味で、どういった段階を踏んでいるかということを確認したいと思います。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問、何かちょっと誤解があると思われますので、まず正しておきたいんですけども、基本的に隣の町が出したから私が出すとか、そんなことはありません。最終的に私が出します。私が判断をして、私が出します。これは当たり前のことであって、災害対策の法律で決まっているんじゃないですか。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 避難勧告、避難指示は首長の権限でありますので、よその市町に影響されないというのは確かなことだと思います。

今回、こういった事象があるものですから、あえて確認をさせてもらったわけでありまして。過去に違った場合もありましたので、その辺についてどういった検討をするかということで、じゃ、よそとは、あくまでも気象庁の情報、町が把握できる情報をもとに町長が御判断をされるということでもよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に同じような情報が基本的に流れているわけですけども、そ

の情報をどのようにとるかによって、当然異なった判断が出てくる可能性はあるわけで、それを排除することはありませんし、3.11のときに一番如実にわかったんじゃないですか、3.11のときに。単純な話、沿岸市町の中で吉田町は出さなかった、ほかの町は出したと。議員はそれを出した町の首長に聞いてみたらどうですか。どういう判断をされたのか。私の場合は、当然議会でお話をしておりますのでわかっていると思いますけれども、ほかの町のいわゆる首長さんがどういう判断のもとで避難勧告を出されたのか、聞いてみたらおもしろいと思いますよ。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） ちょっと話がそれてしまいますのであれですけれども、町長が御判断をされて出すといったことでありますけれども、その当時は何回も何回も出すと非常にまずいというような形でありますけれども、ちょっと今は雰囲気が変わっているんじゃないですか。危険の予知があったら早目に出そうというトレンドになっていると思いますので、それについては認識を新たにして今の風潮に沿った形のほうがいいんじゃないかなと思います。

私が聞きたいのは、この防災メールとかそういったものの利用の促進と避難勧告、最近のニュース等もありますので、その辺について確認をしたかったわけでございまして、そうしますとあくまでも町単独の判断といったことでよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 法的に避難勧告を出す、避難指示を出すというのは、法的にそれぞれの自治体の首長に権限がありますので、その辺を間違わないように。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 川にはいろいろ水位が決められておまして、1番には水防団待機水位から始まりまして、避難勧告水位まであるわけです。その段階を追って増えてくるわけですね。そのときに当然私のほうは町長に報告をさせてもらって、避難勧告を出すか出さないか判断をしてもらって出しているという状況でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

266ページ、地震対策費ということで歳出の詳細（3）のところで、⑦、⑩ということで、避難タワーに関しての工事であるとか保障というものが載っております。避難タワー自体は、メンテは50年くらい大丈夫だよと言っていました。それで、じゃ、今回こういう2つのものが載っているわけですが、その周りのことに関して、今後、まだこういったものが出てくる要素というのはあるんでしょうか。これは、あくまでもこれでほぼ落ちついて、これ以上は大丈夫だよということが言えるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） そうです。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 建設当時、このようなことは想定はしていなかったということよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） ⑦の関係でございますが、これについては25年のほうから話がありまして、報告はさせてもらってあると思いますが、板しがらでやらせてもらっています。それで25年に隣接の地権者と協議が調わなかったものですから、板しがらでやらせてもらって、本設を補正をかけさせてもらってやったということになります。

これ以外にこちらに来ているかということですが、ないということでございます。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時58分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

10款教育費について御質問をします。説明書の273、274ページに関して御質問をします。

教育委員会費ということで、左の下にあります教育委員の知識を高め、取り組む内容と実績に関してなんですけれども、今後の教育施策に役立てるため、9月に先進地視察研修を行ったということで、つくば市のほうに9月28、29日という研修旅行に行かれたということなんです。右の下にあります視察の成果ということでここに書いてありますけれども、読みます。「現行の6・3制のデメリットを解消するために、小中一貫教育に取り組んだ結果、不登校の解消につながっていることや、ICTを活用し学力向上を図れた」ということを書いています。今年度も事務局に聞いたら、埼玉県の草加市のほうに研修に行くということだったんですが、町のほうの流れとしたら、小中一貫をお考えなのかということを質問します。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 小中一貫教育についてどんなふうに考えているかというふうに捉えさせていただいて答えさせていただきたいと思います。

以前からもこの小中一貫教育について吉田町では話題になっていると思います。と申しますのも、3小学校、1中学校という適正な規模であるということ。あるいは、ほとんどの小学生が吉田中学校へ進学しているという、そういった中で小・中を踏まえた一貫教育が重要であると、そういうふうに認識をしております。

一方で、総合教育会議の1回目、あるいは教育推進会議の1回目の中でもつながりのある教育の重要性、あるいは先ほど出た3小学校、1中学校という適正な規模を生かした魅力ある教育が必要ではないかというような意見も出されておりますので、小中一貫、あるいは保育園も視野に入れたそういった一貫教育を考えていきたいというふうに思っています。



○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

3月17日、政府から小・中学校の9年間を弾力的に運用ができる、制度化する学校法の改正案を閣議決定しました。名称としましては、義務教育学校の名称のもと、平成28年4月1日の施行を目指しております。

町としては、保護者の方が一番心配されるのは、当町としてはこの義務教育学校、多分、吉田小中義務教育学校の名称になると思うんですけども、例えば来年度、再来年度、そのような傾向は、当町としてはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今後の展開ですけれども、先ほど申しましたように、現在総合教育会議だとか教育推進会議をやっている中でもその小中一貫教育の重要性が課題となっていて上がっていますので、そういったことを踏まえて、具体的な推進とかそういったことについては考えていきたいと思っています。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

先駆的に品川区とか浜松市では小中一貫校、また政令都市の静岡市では来年度から小中一貫を進めるという話になっております。今、教育長からはお話を進めるということだったんですけども、ここの成果にありますように、6・3制のデメリットと書いてありますけれども、昭和20年に制度ができて70年になります。多分一貫校ですと4・3・2制とか5・4制とかということで、多分一貫ということで進めているメリットが、「中1ギャップ」という言葉であったり「小1プロGRESS」という言葉があるように、今問題が大きくなっていると思います。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 小中一貫教育のあり方、あるいはどんな小中一貫教育を進めていくのかということら辺にかかわってくると思いますが、今議員がおっしゃったように、児童・生徒の発達段階、そういったものが何十年かの間に非常に変わってきております。そういった社会の変化に対応をしたような工夫はしていかなければならないなというふうに思っています。

したがって、一貫教育の内容だとか方法については、先ほど申したように、教育推進会議、その後の教育会議の結論をもって進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 山口一博議員に申し上げます。26年度の決算審議でございますので、余り飛躍されないように。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 先輩議員である藤田議員が、前回のこの問題に関しまして、町としては施設一体型は考えていないという答弁をいただきました。中には、施設の分離型というふうな形もあるということだったものですから、そのあたりをどうお考えかとお聞きしようかと思ったんですけども、今議長から言われたので以上にします。よろしくお願ひします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

説明書の279と280ページの教育振興事業費の中の需用費の中の図書館費であります。図書費320万で、小・中学校図書の購入費と書いてあります。学校図書館事業の中で、学校図書館連絡会議、学校図書館支援センター委員会、学校司書を各校へ配置、図書費の購入ということで告知欄のほうに書いてありますが、平成26年度5月の時点の各小学校の児童数と、このかかった購入費の額を単純に割っていくとすごくばらつきがあるんですが、このばらつきの理由というのは、何か配分基準があるのか、それをお聞きしたいのと、このばらつきについてどう思われますか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 学校図書の予算配分のご関係でございますが、児童・生徒1人当たりの金額で算定をしておりますので、この学校のそれぞれの生徒数によって金額が変わってくるという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

学校ごとに児童数が違うのでばらつきがあるというんですが、1,000円のところもあり、1,000円を切っている小学校もあり、中学校が多いのは図書費がかかっているのがあるのでわかるんですが、ちょっとこのばらつきはすごい気になるんですが、ずっと私も読み聞かせのボランティアをしてきて、やはりお母さん同士の中で気になるのは、やっぱり学校当たりの、児童1人当たりの図書費がすごいばらつきがあるというので、割とそれがずっと話になって、そこはちょっと関心があるところなんですが、このばらつきはもうずっとこのままの状態、過去のあれをちょっと覚えていないので何とも言えませんが、このばらつきをどうにか対処するとかということとは考えていないのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問の関係でございますが、児童1人当たりの金額で算定するのが最も公平な配分だというふうな理解をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

購入している冊数も違うので本の額によっても違うと思うんですけども、やはり読書というのはすごい大事だと私は思っています。やはり自分の文章を書いたり、人に物を伝えたりするときには、読書から学ぶことがたくさんあると思っています。また、調べ学習もやっぱり今いろいろな方法はありますけれども、基本は紙を使った、紙媒体、本から調べることが一番大事ではないかと思っております。

その中で、このごろの調べ学習とか読書に関するそういったデータとかというのは、購入のいろいろ冊数が違いますけれども、購入状況とかというのは誰が決めるんでしょうか。この本がいいと選択肢をするのはどちらでやるんでしょうか。学校でやるのか、必要な本の選択ですね。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ここに出ている図書の購入方法、そういったことは、当然学校で職

員、あるいは中学生あたりですと生徒からとかも希望をとったりしてやっていきます。そういった中で、校内で上がってきたものについてきちっと選定委員会というんですか、そういったことを経て、こういう力をつけたいのでこういう本はよいだろうとか、これはまだ数があるので次に繰り越そうとかという、そういったようなものを上げて決定をしていきます。そういった形になっております。

当然、足りないものもあっても、ここに書いてある図書館ネットワーク事業等でそれぞれの学校の本を借りたり、図書館にある本を借りることができて、そのために学校司書さんを配置して、そういったことをスムーズにいくようにやっていますので、その辺は心配ないと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

今年度の決算で図書費は321万なんですけど、過去の決算を調べると、平成25年度の決算では493万円だったんです。今回、平成27年度の予算を見たら、ちょっと、えっと思ってしまったんですが、私の数字の見間違いかと思ったんですが、156万円なんですけれども、この減額になっている理由を教えてください。

○議長（大塚邦子君） 蒔田昌代議員に申し上げます。決算審議ですので、決算の執行額と昨年度の比較であればよろしいんですけれども、それでよろしいですか。決算の額が違うということ。

○5番（蒔田昌代君） 決算同士ですね。

○議長（大塚邦子君） 決算同士で比較をされたようなんですけれども。

教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 25年度と26年度の比較におきまして、図書費が減額をされているということでございます。これは当然、財政状況等そうしたもののなかで、ほかに26年度につきましては教育委員会でも大きな工事等も実施をしておりますので、そうした中で優先順位の中でそういう金額になったというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 大きな工事等をしたということで、決算が減っていったということで了解しました。

やはり町としてもラーニングプランというのをやっておりますので、読書はやはり大事だと思うので切り離してはいけない、ちょっとそこからというのはいかがなものかと思いますが、子供たちの学習の向上のために、また頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいま教育委員会事務局長からの財政事情のようなことで答弁がありましたけれども、当町といたしましては、町長の姿勢として学校図書費というのは非常に大事にしておりまして、交付税算定上でも基準財政需要額に算入される単価があるわけでございますが、それと同等の金額を学校図書費として予算化しようということで、長年、県内でもトップクラスの学校図書費を予算化しておりました。

そうした中で、学校の学力検定などもあって、実際に学校図書費として予算化しているだけの効果が出ているかどうかというところも含めて、もう一度再検討を教育委員会としてお願いをしようということになりまして、その結果、ラーニングプランという新しい事業を組み立てまして、その中で学校図書の活用方法も検討していただきながら、最も学校としていい形で予算化を図るといようなことから、一旦予算を下げてはいるものの、ラーニングプランなどを受けて、さらにお子さん方の学力を上げるためとか、最もいい方法でこういう形を想定するというので予算要求をされればいつでも予算化されるというようなことですので、全く財政事情でそうなっているわけではございませんので誤解のないようお願いしたいと思います。

○5番（蒔田昌代君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

説明書の中の283ページ、ちいさな理科館事業費についてお聞きをいたします。

26年度の決算額が648万、25年度が599万、昨年度は金額にして増加をしております。その金額の増加をしている中で、講座回数を調べまして、まず25年と26年で、25年度の4月が5回、26年度が3回、5月が5回と3回、6月が6回と3回、飛んでいって、8月が2回と4回、11月が7回が4回に増えている。こういう状況で回数としては、25年に62回行った通常講座が、26年度では57回でした。人数にしますと、4月が48人が28人に、5月が58人が27人に、6月が56人が39人に、7月は36人から48人へ増えています。8月は48人から17人に、あと軒並み減っていったって、11月が26人が53人、あとは近い数字、1月が25年38人が22人、3月が25年が33人から18人、トータルすると25年が245人、26年が381人、78人は減少しているんです。

この減少講座数及び参加人数、その減った理由というのは、考えられるものはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまのちいさな理科館の講座数の回数及び人数の前年度との比較の関係でございますが、特に26年度の前半につきましては、ちいさな理科館のスタッフが、25年度は8人おりましたスタッフが退任をされまして少し人数が少なくなった時期がございまして、その関係でこの講座の回数が前半少なくなったという状況がございまして。ただ、後半につきましては、その後、回数を戻したということで、トータルをしますと前年度と減ってはおりますが、特に今申し上げましたとおり、この講座の回数、参加者人数につきましては、26年度の前半の理科館スタッフの退任による関係で講座数が減ったという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今、退任という話がありました。その退任する理由、それは何かおありになったんですか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） スタッフについては、ちいさな理科館ができた当時からお勤めいただいた方もいたので、ある程度の年数がたって御自分の仕事をやりたいだとかそういった方

もありましたし、少し年齢が上がってきたので辞退したいという方もありました。そんなところですよ。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

先ほどの数字の中で一番気になったのが、夏休みの8月に4講座が2講座開設されたこと。特に参加人数が48人から17人。どういうものを行ったかちょっと内容がわかりませんので何とも言えませんが、その中で8月の子供たちの夏休み中に、子供たちに本当に理科に興味を持って、そして子供たちの理科に邁進する、科学者を育てるためには、こういう学校から外れた自由時間、そういう時間が非常に子供たちに見てもらおうと、そういうときに一番ここが恐らく大事な時期だと思うんです。それこそ、昔は夏休みの研究とか、そういうことで理科に関する興味とか知識とかそういうものを行ったと思うんですけれども、その8月にできなかったというのは特に何か理由としてはあったんですか。通常講座の回数が、25年度が4回で、26年度が2回、それよりも25年が48人来た子供たちが、26年は17人という部分がちょっと気になっているものですから、その部分に関しての何か推測できるものというものはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 御指摘のとおり、8月の通常回数につきましては2回ということで非常に少ないわけですが、8月につきましては、特別講座のほうで2回実施をしております、8月につきましては昨年8月4日に有馬先生の模擬実験等の講座も実施をしておる中での回数ということでございます。ただ、今お話にありましたとおり、理科館としまして、当然夏休み中の実験等につきましては、今後力を入れていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今局長からも説明がありましたけれども、むしろ七、八月というスタンスで見ただけならばなと思っています。夏休みはもう8月の下旬には学校は始まってしまっている状態だったので、本年度のことですが、本年度も理科館のほうへ夏休みのための自由研究の講座等は、もう少し早くからやってもらいたいというような保護者からの声もありましたので、そういったことで対応をしておりますし、自由研究のほうについては7月に来る子供さんもありますので、7、8というスパンで見えていただければいいかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

7月、8月がなかなかスパンというのも難しいと思うんですね。ということは、小学校の夏休みがことしは23日からですね、終わりは25日までですか、だから、その間の同列で見ていくということに関してはちょっと抵抗がありますね。

その中で、講座はどんなものを行っているか。なかなか行けないものですから、以前は行ったことがあるんです。その中に、こういう講座、内容に対する計画、年間の計画であるとか、それとか目標とかそういうものというのは恐らくことしはこういうものを行おうとかと

いう計画性のもとにやっていると思うんですけれども、苦手なものばかりやられちゃうと子供たちが非常に迷うということがありますから、その辺は計画性を持って、目標講座と目標の人数、講座へ参加する子供たちの人数、特に今さっき言った特別講座の話がありましたけれども、この子供たちがその辺はちょっと聞きませんけれども、やっぱり子供たちに科学に興味を持たせる、今理系がだんだん減っているという話なんですけれども、子供たちに科学に興味を持たせることをしたい、それを今目標としてつくっているわけですから、その辺で思うわけですね。

そうして、もとに戻りますけれども、年間の目標とか講座の回数目標とか、講座に参加する人数の目標、予想、そういうものを立てながら、こういう計画というのはやっているわけですか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） この理科館の講座の運営等についてのことかなというふうに思いますが、先ほど話したスタッフ等含めてスタッフ会議というのがありますので、そこで年間の実験の計画を立て、あるいは月々の確認をしながらやっております。あるいは、学校の先生方にも連携をとっておりますので、そういった方々の実験をやっていただくところがどこどこというようなそういったことも決めて計画的に、意図的にやっています。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） この計画の中で立ててやっていただければ、できるだけ子供たちにばらつきが出ないと思うんですよね。有効に使うためには、利用するためにはそういう形でやっていただきたい。そうして、ちょっと気になっているんですけれども、26年に学校の先生や地域の外部講座を依頼することで講座内容が多種多様化できると。受講者のニーズに対応した講座を提供することができたとあります。

その中で、備品購入が284ページにありますけれども、アルニコ磁石セット、1セットとか、この中で大電流磁界電源装置1台、電流による磁界実験機、こういうものが磁界に関しての26年に購入をしているものがあります。これはどのような形で決まっていますか、買うものを。どこから要望が出て、誰が決定をして買っているんですか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 実験用教材等の備品の購入の関係でございますが、このうちのアルニコ磁石セット、それから磁石球の衝突実験器、磁界観察プレート、大電流磁界電源装置、電流による磁界実験機、電磁石実験セット、磁石セット、ここまでが8月4日に実証しました有馬名誉館長の模擬実験の際に使った実験教材でございます。その後ろの天体投影機、アイスメーカーにつきましては、理科館の備品として別に購入したという経緯でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の説明を聞きまして、何となく理解はしますけれども、この磁石のセットがどこで決められたかというのは、ちょっと疑問を持ってまして、それが対象が子供だけではなくて、科学に精通している人に近い人たち、その人たちも対象になっているのかなと感じたものですから、その辺の質問をさせてもらったんです。

これは、このちいさな理科館に関しては、子供たちが科学に興味を持ち、吉田町から科学

者を出すと、そういう目標でつくられておりますので、できるだけ子供たちにも易しいものができればと思っています。もちろん有馬先生が来てくれてやっていただけることも、吉田町にとっては非常に重要なことだと思いますので異論はありませんけれども、これを踏まえて、どのような形での運営とか、それをお考えになるかと。議長、これは聞いていいですか。よろしいですか。これを踏まえて、そういうこれからちいさな理科館を前に進んでいって、子供たちとにかく科学というものに興味を持たせる目標に向かって、どのようなものという目標というのは、もしあったら最後に聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 答弁願います。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今までも何回か、このちいさな理科館については答弁をさせていただいたと思いますが、設立の趣旨に従って進めていますし、それぞれ先ほど言った学校の教員や地域の外部講師、そういったような工夫を26年度はさせていただいて取り組んでおりますので、そういう方向で今後も成果と課題を明らかにしながら進めていくつもりでおります。

実験器具についても学校への貸し出し等をしておりますので、あるいは、もう一つの理科わくわく講座というところでもここを会場にしてやっておりますので、さまざまな工夫をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

318ページ、図書館管理費ということであります。15節のところでは監視カメラということで更新を8台されたわけですね。町全体でも防犯カメラ4つくらいしかないですね。そういう中で、図書館だけで監視カメラということでこれだけのものを設置する。ここに何かあるんですかというのはすごく思っちゃうんだけど、成果というところでトラブルに対して素早く対応ができる環境が整ったと。じゃ、図書館で起きるトラブル、監視しなければいけないようなトラブルというのはどういったものが過去にずっとあって、これを設置しないとどうしようもないよという状況で6台つけるということなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 先日、全協のときにはそれまでは4台だったのが増えたということで御説明いたしましたが、実は今年の春先、習字の先生が2階の硬筆展で展示しているんですが、そのときに手提げバッグを置いたままにして、たまたまその上にお財布を置いていたというのが置き引きに遭いまして、ことしの春に犯人が見つかったんですが、そういうこともあります。年に1回や2回、警察のほうにということがたまにありました。職員は回っていますが、傘がなくなっただけでも利用者の方は盗まれたとあって、監視カメラはないのかとか、必ずそういう苦情ではないんですが情報もあります。それだけではなくて、図書館のほうは、うちの図書館はかなり規模にして大きくて、1階、2階、それから公開書庫までありますので、職員の目が届かないということがありますので、今回増やすということをお願いをしました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 年1、2回そういう事件もあるということで、それにしてもびっくりするぐらいの、8台、2台は可動式を外をチェックするというようなものですが。その下にありますネットワークディスクレコーダー、これはネットワークというところとつながって、防犯というか監視をするためにそれこそ警察とつながっているとか、そういったどこにつながっているのか。どういった、その後の管理ですね、それこそ個人情報も絡んでくると思うし、そういったことに関してはどのような対策をされているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） ネットワークディスクレコーダーにつきましては、そのカメラを事務室のほうに集中して記録に残すということで、今言われたように非常にプライバシーに図書館は厳しいので、残すか残さないかということもありますので、一応今の吉田町の期間では1週間記録を残すということで、その記録を残すこのレコーダーということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

これを設置したからそういったトラブルが、対処は早くなるけれども減るとは限らないですね。そういう中で、それはもう図書館が特殊な空間というわけじゃないと思うんですよ。町全体どこでもそういうことは、体育館でも傘を持っていっちゃうとか何とかというのはあると思うんで、そういったことが起きないというか、要は防犯になると思うんですけども、そういった試みというか、そういった啓蒙はどのような形でやっておられるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 図書館長、浅井勝巳君。

○図書館長（浅井勝巳君） 啓蒙といいますか、置きっ放しにしている方には、館内を職員がパトロールしていますので注意させていただきますし、傘については以前は鍵付がなかったんですが、鍵付の傘を備品として置かせていただいて、あとは個人の利用の仕方に任せていると。基本的には危ない、かなり吉田町の利用の皆さんはのんびりしていらっしゃるというのと、図書館なら大丈夫というようなところがかなり見えます。ですので、職員が小まめに注意をさせていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今回はこの図書館ということでこれだけのことをされているんですが、ほかの施設に関して、じゃ、どうなんだというのが今の答弁を聞いていると余計に思っちゃったんですが、中央公民館であるとか、ほかの施設に関しては、今ここで言うことじゃないのかもしれないけれども、どなたかお答えいただければありがたいんですが。

○議長（大塚邦子君） 関連質問になりますが、当局答えていただけますか。公共施設の防犯について。

総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 公共施設全般ということで総務課のほうで答弁させていただきます。

図書館のほうではそういうことがあったということでカメラのほうを設置しているという



ことですが、当町におきましても必要などころにはカメラ、例えば庁舎でいえば正面玄関のところ自動交付機があります。あそこのところには、当然お金とかも無人のところになりますのでそうしたところ、また、あと庁舎の今度は南側になります。自転車の駐輪場がありますが、そうしたところにはやはり財産とか盗んだり、犯罪に巻き込まれるというようなところにつきましては、防犯カメラを今設置している状況でございます。

現在庁舎の中につきましては、防犯カメラについてはおりませんが、警備員、例えば人感センサーがありまして、庁舎を例えば職員が出た後、セットをしますと人が動くともうそこでブザーが鳴るというようなシステムになっております。ただ、カメラまでは出ておりませんが、そうしたことで一応警備保障会社と契約をしております。

ほかの施設につきましても、警備保障会社等の、施設によっては公共施設では、上水場もそうですし、そうしたところはそうした警備のほうを依頼をしているという状況でございます。

このカメラが必要かどうかというのは、現段階では今、中で問題等が今のところ起こっておりませんが、今後は検討はしていきたいと思いますが、やはり費用対効果の関係もございまして、ましてや、こちらの図書館の場合は来場者も多いという中で、庁舎の場合は一部の区間は職員しか使わないというスペースもございまして、そうしたことを加味しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 多少関連になりまして申しわけないと思っておりますが、今後も、本当はこういうのがないほうがいいと思っておりますので、なるべく犯罪とかそういったことがなくなるようなPRというか啓蒙をしていっていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

もう一つ聞かせてください。中央公民館の運営費で、決算書は23ページに収入がありまして4万8,020円、説明書では312ページ、まず最初にお聞きしたいのは、担当課として、ちいさな理科館、26年度中に一度実際に行っているところを見回ったというかごらんになったことはありますか。

○議長（大塚邦子君） 山内議員、小さな理科館と申しましたか。

○6番（山内 均君） ごめんなさい、中央公民館の中の2階、3階、4階で、実際稼働してから見回った、中を調査していただいたことは、歩いて回ったことはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 中央公民館の2階、3階、4階ということですが、確認をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

聞いた理由は、公民館のこの施設の中で、実際に使われている生涯学習教室、ことぶき大

学、盆栽、華道教室、それから各種団体の会議など、ある程度静粛を必要とする方々が使っている部分が多いんですね。私も何回か使っているんですけども、3月から使っていて、そうして、毎日ではないんですけども、吹奏楽の方々が入ってきます。そして、その吹奏楽の方々が誰がとは言えませんが、入ってきたときに非常に対処しているわけではないので、音がやっぱり聞こえない部分があったんですね。普通の会合であれば時間が過ぎますからいいんですけども、こういうことぶき大学、集中力を必要とするときに、非常にこの中央公民館の性質そのものに抵触するんじゃないかと、そういう意味でちょっとお聞きしたんです。これは12月の議会で先日言いました。承認をしましたよね。そして、どなたでも使えると、町の人たちがいなくても使えると。そのときに、吹奏楽のそういう部分での予測というのは多分行っていなかったと思うんですけども、そういうのを実際に中央公民館が運営されていく中で、その不都合な部分が出てきたときに、許してオーケーを出した以上、町としては、先ほど言った、行ってくれたそのときにどんなものを感じたのか。当然、騒音とかそういうものについての利用の仕方に関する制限をつけるとは言いません。それを単純にどのように感じたのか。そういう場面に合ったのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんです。これ前に進んでいきますから。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問でございますが、吹奏楽につきましては文化協会等に所属をしている団体というような認識でおります。そうした団体が公民館を利用する際には、貸し出しの担当のほうで、会場を別にするとか、これは当然公民館の利用状況によりますが、そうした配慮の中で、利用をすみ分けしているというようなことを伺っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言った、皆さんにオーケーを出した以上、責任としてそういう防音とは言わないですけども、例えばトランペットにキャップをはめるとか、そういう指導とかそういうことは今までなされたことはあるんですか。要するに、吹奏楽は意外と音が大きいから、どうしても制限かけられるわけですね。それでここだけが制限がないと、やっぱり恐らくここへ集まってくるというか、クーラーもきいていますから、集まってくると思うんですけども、その辺の懸念、要するに、中央公民館が正常に大勢の方に使われて、それで快適な空間の中で、必要な環境の中で使われると、それが一番大事な公民館の役割だと思うんですけども、その辺で、それを踏まえて、そういう対策をしなければならぬんじゃないかと思っているんですけども、そのような対策に対しての考えを持ったことはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 先ほど申し上げましたとおり、回を分けて利用するか、そうした運用の中でその辺の支障がないような環境を確保するというような中で今担当のほうでやっておりますので、今現在その団体に対して制限を加えるというところまでは今現在考えておらないという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) すみません、ちょっと誤解があったようで。制限を加えるというのは、使う使わないの制限ではなくて、そういう音の軽減、消音に向けたそういう指導を当然しなきゃならないんじゃないですかということなんで、その辺の指導というのはおっしゃっているのか。やっていなかったら、これからのことになると思うんですけども、それを踏まえてどうなんですか。そういう指導というのは行っていますか。

○議長(大塚邦子君) 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長(水野辰明君) 吹奏楽部以外の団体からそうした要望等が、現在はうちのほうに届いておられない状況でありますので、もしそういう要望等がありましたら、その辺の内容も検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

要望というよりも、調査をしてください。それだったら。自分が施設を使ったときに、聞こえなくて、皆さんが1つの真ん中に入ったときに、会議ができなかったという事実があったんです。だから、言ってこないからないだろうじゃなくて、それはやっぱりあると思うんですね。その辺で重要なこれからの役割を担うための、公民館に対する考え方、それと何をしたらいいかというのをお願いをしたいと思うんですけども、その辺をちょっとだけ回答を願います。

○議長(大塚邦子君) 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長(水野辰明君) ただいま議員がおっしゃいました内容のものを現地で確認してみたいというふうに思います。

以上です。

○6番(山内 均君) 了解。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番(山口一博君) 1番、山口です。

説明書の299ページ、予算事業、吉田中学校要保護、準要保護生徒就学援助費について質問をします。

事務局でお尋ねしたところ、左の下にあります認定者58名と書いてあります。これはいつのタイミングで認定をされるのかとお聞きをしましたら、学期の初めに担任の先生から紙を渡しまして、それを受け取って後払い方式で支払いをすとお聞きしました。1点お聞きしたいのは、この要保護というのは、生活保護家庭、準要保護というのはそれに準ずる家庭ということでお間違いありませんか。

○議長(大塚邦子君) 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長(水野辰明君) 就学援助費の関係でございますが、要保護につきましては、生活保護法の第6条第2項に規定する要保護者という規定でございます。それから、準要保護につきましては、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるものという形となっております。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今、吉田中学校は、生徒の人数が約900名弱、29学級だと思います。それに対して58名ということは、これには関連しないかもしれませんが、パーセンテージにすると約6%の生徒が手を挙げているわけなんですけれども、こういうことはありませんか。例えば中学生になると思春期ですので、この候補に挙がっているけれども、担任の先生にわかるのが嫌だということで隠すとか、申請しないかという、ちょっと数字は見えないかもしれませんが、パーセンテージとしてはちょっと少ないような気がしますけれども、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 中学生が思春期でというような御指摘でしたけれども、大部分はやはり保護者と相談をさせていただいておりますので、直接生徒を介してやるということはありません。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

これに関連したことかもしれませんが、今新聞等によくあります生徒6人に1名、30人学級ですと約2名の生徒が貧困にあえいでいるというよく発表があります。この援助費をいただける方は、生活保護をもらっている方でないと適用にならないということで、もっと困っているような方は、もっともっているような気がしますけれども、これに関して、関連質問になるかもしれませんが、別に、この援助費以外で、町のほうで援助しているというのはあるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 先ほどの私の説明が下手で申しわけなかったですが、要保護の方は生活保護の方、それから準要保護につきましては、生活保護の1.5倍の所得のある方というような定めになっておりまして、そうした方に支給対象経費の学用品費、通学用品費、それから校外活動費等、これを学期ごとに支給をするというような形になっております。

これ以外に、町としましては、この299ページの次の300ページに、特別支援学級費の中に特別支援学級就学奨励費、こうしたものも制度としてございますので、こうした中でやっておるという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今、平成26年度、今のページ、299ページになりますけれども、予算額が517万、決算額が490万です。前年度を調べましたら375万、今年度の予算を見ましたら579万というふうになっております。年々やっばり増える一方になっていると思うんですが、午前中に八木議員からもお話があったように、根本的な原因を解明しない限り、これは増え続けるというふうになっているんじゃないでしょうか。何かそれに対する対策というのは立てているのでしょうか。お願いします。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 今議員の御質問は経済対策ということなんですか。

○1番（山口一博君） はい。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） それは、ちょっとうちのほうではお答えできません。

○議長（大塚邦子君） ただいまの1番、山口一博君の質問については、説明書の要保護、準要保護の町の予算に対してでございますが、それに対しては、議員の質問としてはまだ申請していないという方はいるのではないかとという質問に対しての答弁について、教育委員会事務局長からいただいた内容、300ページの内容が示されましたが、そこについては議長としてはちょっと答弁違いがあるのではないかとということを思いますが、それはそれとして、貧困対策ということについての御答弁を。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 答弁することが何ら効果があるかどうかわかりませんが、せっかくの質問ですのでお答えしますが、多分教育委員会ではそういったことが増えることについてはやはり適正にこの予算をつけていくということしか対策がないんでしょう。私どもも社会格差が広がっているとか、経済的弱者がたくさんこれからもっと増えていくということについて、余りこれは私どもの政策の中で直接的な政策というのではないわけですよ。これはやはり国が中心となって、社会格差、あるいは低所得者に対して、どういう支援ができるかということを考えていかなければいけない、社会的な課題というんですかね、いろんなところで日本も社会的格差とか所得格差がどんどん広がっていくというようないろんなところで、それと県費とかですね。いろんな方が主張していますが、どちらにしてもそこは国の経済対策の中で解消をしていく、きちっと雇用を増やしていく、あるいは生活保護を受けている方に対してちゃんと訓練を施して仕事をして、所得を上げていくみたいな労働政策も通じて、そういう人を少なくしていくということしかないんじゃないでしょうか。ですから、余り町のほうでは直接的に対策ができているかということ、必ずしもどこの市町も私どもの町も自信がないというのが現状ではないでしょうか。そこはきちっと国のほうで雇用対策をしていただくということが必要ではないかというふうに思います。

○1番（山口一博君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

279ページでございます。吉田町ラーニングプラン委託料2,000万円という形で、初年度の決算でありますので、またかと言わずに聞いてください。お願いします。

成果については、教育委員会のほうから資料をいただいているものですから、いい結果が出ているなということでございます。過日、静岡新聞の記事なんかで見ますと、教員の学力指導以外での負担が多くなっているということで、給食費とかいろんな徴収業務とかそういったもので非常に増えているよというようなニュースもございました。新聞の記事でありますけれども。このラーニングプランの成果の280ページのほうで、静岡大学の学力向上施策の委託ということで、教員の指導力向上という形で特任教授を派遣して、先生方に対する指導の仕方等をお教えしているということでありますけれども、今先生方は県費の教員でございますので、町からのあれではありますけれども、吉田町に見えていただいている教員の皆様方の対応というか、その辺の話し合いをやった結果でございますけれども、先生方からの反応というのはどのような状況なんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今お話に出たその教職員への指導という側面によろしいでしょうか。

静岡大学の特任教授を派遣しているということですが、特別休暇、産休とか育児休暇とかそういった方がおるので、講師として入っている方もあるわけですので、そういう講師の先生方への指導ということで一つはやっていただいています。住吉小学校で41回、中央小で52回、自彊小で51回、吉田中学校で38回というような実績が上がっております。それぞれのなかなか講師の先生というのは、正規の初任者の教員とは違って、研修制度が確立はされておられませんので、こういった特任教授の方に授業を見ていただいて指導をしていただくということで、大変自分の授業のやり方、工夫をする視点とか、そういったものが見つかったというような感想を聞いております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

その辺の内容については、過去、前期ではありますけれども、一般質問等でいろいろ言われたので情報を得ております。

そうしますと、その講師の方々以外の正規の教員の方々には、特にそういった考え方とかそういったものについては行っていないということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 直接的な指導と間接的な指導とありますけれども、校内の授業研修会等へはこの特任教授の方も参加をしていただいて、授業を指導していますので、そういった部分ではいわゆる講師以外の先生方への指導という部分もあります。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

そうしますと、吉田町の小・中学校の先生方というのは、ラーニングプランをやることによって、そういった研修会の中ではありますけれども、それ以外については、書物を渡していただいたりということでの指導ということで余りには大きくは変わっていないと。主には放課後とか土曜日、長期休業中の補充学習、そういったものをこのラーニングプランをやる前とやっているときとの違いとしての考え方でお聞きしたいんですけれども、先生方の教育に熱い情熱を持っていらっしゃると思いますので、負担という言葉を使っていいのかわかりませんが、負担というかその指導を行う時間というものがラーニングプランをやる前と後で相当増えているという意識でよろしいんですか。それとも変わっていないんですか、実際は。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 子供への指導といっても幅広くありますので、そういった授業にかかわるような指導、あるいは学習にかかわるような指導というのは、当然放課後学習もやっておりますので、放課後学習に正規の教員がかかわっている学校もありますし、先生方が会議の日は支援員の方がやっているということもありますので、全体としては当然、指導する時間としては増えていると思います。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、このラーニングプランという形で吉田町の基礎学力の向上策をやるに当た

りまして、講師の先生方及び教員の皆様方に御協力をいただきながら底上げを行っているということで、それについて現場の職員からは反応とかそういったものは特になく、この事業について方向性とか多少の束縛時間というか、そういうのが増えてくるわけでしょう。そういう認識はないわけですか、全然変わっていないのか。それがちょっと心配なんです。要するに、先ほど冒頭言ったような形で、本来のこれは教職員の仕事でありますけれども、それ以外の仕事も非常に増えていて、時間がとれなくて、自分の授業の研究とか、そういったものをやる時間がなくなってきているよというところの中で、このラーニングプランを行うことによって、そういったものの時間が束縛されていることだと本来の趣旨とちょっと相反するなと思ひまして、その辺の同意をいただきながら来年度以降もずっと継続してやっていかなきゃまずいと思いますので、底上げのために計画を立ててやっておりますので、その現場サイドの御理解というのはいただいているかといったところでございます。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 26年度ラーニングプラン初年度でしたので、さまざまな試みをやっている中で、当然、今議員もおっしゃったように、先生方の一番の仕事というのは、授業が一番の仕事です。それにかかわって当然放課後の補充学習だとか、そういった面では増えているというふうな事実があります。でも、そういう中で自分の指導力の向上につながる部分もあるので、そういった面では好感を持っていただいている部分もあります。

あと、授業以外のことがたくさん増えているというようなことも確かにあると思います。それについては、授業に専念できる環境づくりということで、これは今年度になってからですが、先生方にもアンケートをとって、実態を調査して、我々のほうで支援できることは支援していくというような、そういったスタンスをとっております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

最後に、本議案全体を通しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

決算書の8ページ、9ページですけれども、不用額というのがこの9ページのところで2億4,630万8,270円ということで、26年度の収入済額に対して、大体2.2%ということとなっておりますが、これについてどのように考えるか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 不用額が多いか少ないかという議論かと思いますが、もともと予算措置というのは、1年間の歳出を見通して、それと歳入総額を見通して、それをどういう支出を立てるかというところで予算編成が行われるわけでございますが、この不用額が余り多いというのは余り好ましいことではないとは思っておりますが、これが余り極端に不用額が少ない状態でも、この不用額が翌年度予算に対してどうなっているかという、これが繰越金になってくるわけです。大体今の予算編成でいくと繰越財源というのは当初で2億ぐらいいは見込んだ中で編成を行っているという実態がございますので、この今回の繰越財源の一部として2億4,630万8,274円もございますので、全体の予算編成から考えますと、不用額としてこの程度のものが繰り越されるというのは、翌年度の予算からいくと好ましいことだというふうに思っております。無理やり予算措置したものをってしまうというようなことは、現にないよというところで各課に指示もしているところでございますので、これが余り多過ぎるという状態だと好ましくはないということで、3月補正の補正対応ということもやっているわけでございますが、極端に減らそうというような考え方も持っておりません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

私も無理に年度末になったからよく急いで使っちゃおうとか、そういうこともよくないとは思いますが。そういう中で、きょうの質疑の中でも予算的なことも言った、多少はというようなたしか要望とかそういうのも出たと思えます。先ほども学校の図書もどうのこうのということもありました。

そういう中で、繰越金として残すのもいいですけれども、単年度でやるとある程度そういう中で、住民からかなり要望が小さなこと、大きなものは予算をちゃんとつけなければいけないものはじっくり計画してやらなければいけないと思えますけれども、簡単にできるような金額のもの、そういうものもかなりあると思うんですけれども、とりあえず、そういうものがどのくらいあるかと聞くと内容確認とかになっちゃうと思えますので、それがあつたとして、毎年それをこなしていくとしても、かなり自分がここへ住んでいる人に聞くのには、毎年出しているのになかなかやってもらえないというのも聞いているものですから、できればそういう中で、少しでもそういう要望を減らしていったら、住民に対してのサービスを、町長がよく言う役場はサービス業だということですから、そういうことで身近な問題を住んでいる方の本当に毎日の中の身近な問題を小さなことでいいですから、それを一つ一つ片づけていくというそういう形



で少しでも使っていかなければ、繰越金もいいですが、そうすれば住んでいる方たちも少しずつそういう要望を出したものが減って行って、賄っていってくれば自分たちもありがたいなというふうな気持ちになると思うもので、その辺をちょっとお伺いしますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ようやく質問の趣旨がわかりましたのでお答えをいたしますが、当初予算において繰越金を見込むようなことは全くございません。当初予算の中では年間の歳入と歳出を見積もって、全く差がないように予算編成を行っております。したがって、余る予算というのはない状態で議決をいただいております。

当初予算で基金に積み立てをするような積立金を組むような状態であれば、かなり潤沢なところでして、全ての要望をも満たせるとそういう状態になるわけですが、当初予算のときには議員の皆様方も御承知だと思んですが、予算措置を行うときに、どれだけの各課からの要求が出てきて、どこまで達成できるかというのはすごい調整が大変な作業であります。その中では、不用額が出ることを想定しての予算編成はしませんので、全てが執行されるという前提で当初予算はつくっております。不用額が見込まれてくるような時期というのは、12月とか3月とかという時期になってまいりますので、そうすると事業執行がなかなか難しいと、こういうようなところになってまいります。

その段階でまだ予算執行して行政サービスにつながるものであれば、さらに予算措置をするということで、補正予算を認めた額というようなことになるわけですが、当初どの程度要求を予算の中に入れ込めるかというところで、大体年間の行政サービスというのは決まってきますので、そういう編成の内容だということで御承知いただいて、できる限り税収なども上がって行って、当初予算で潤沢に予算措置ができるというような状況になるように努力してまいりたいと思いますので、そうした中で行政サービスを上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今の説明で言わんとしていることは十分にわかります。そういう中で、やっぱり年々税収のほうも下がってきている、これをどうして上げたらいいかなということもわかります。各担当課がいろいろな予算の要求をしても、なかなか思うように予算が反映されないということも十分わかります。ですが、そういう中で、やはり自分は決算の結果しか今見ていないものですから、そういう中で今話をさせていただいておりますので、そういうことで予測することは大変難しく、出たものに対して見て、物を言うことは楽だということは十分わかりますけれども、そういう中で言わせていただきますが、やはり先ほど補正予算ということもありましたので、そういう中でできれば町民の方が抱えている少しでも要望を、小さな金額のものができれば、幾つか毎年やっていただければ、ずっと要望がたまっちゃっているのではなくて、少しずつ減って行って、皆さんに喜ばれる形にしていきたいなと思いますので、ぜひその辺を考えてこれからもやっていただきたいと思います。要望として終わります。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

以上で、第49号議案についての質疑を終結します。

---

◎散会の宣告

- 議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
御協力いただきありがとうございました。  
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時19分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会16日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第46号の質疑

○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。

本日は提出された議案について質疑を行います。質疑は昨日審議した第49号議案を除く議案を議案番号順に審議いたします。

日程第1、第46号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第46号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 全協の中でも先日お伺いしました。担当課に聞きましたけれども、その中で全てではないけれども何件か、幾つかはやっている。そうすると、だめということではないんですけれども、性別をなくすことよっての弊害がないということを散々聞いてきました。その中でなぜ今なのか。何割くらい、2割か3割の、2割くらいですかね、やっているということなんですけれども、なぜ今やるのか、その必然性をお聞きできればと思います。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） これは平成15年7月に性同一障害者の性別の取り扱いに関する法律が成立いたしまして、1年後に施行されております。その後に各全国の市区町村のほうで印鑑登録証明書から性別欄が削除ということが進んでおりまして、現在1割強、200団体以上の団体が既にこの改正をされているわけです。今後も増えていくというふうに町では考えております。

当町におきましても、この点につきましては同様に配慮いたしまして、今回、印鑑登録証

明書の性別欄の廃止をとということで条例で提出させていただいたわけですがけれども、これにつきましては現在、住民基本台帳ネットワークシステム等の改修がございますので、その機会に合わせて実施をさせていただければ、システム開始等もスムーズにいくということで判断いたしまして、今回提出させていただいたということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

今、まず疑問に思ったのが単独でやることによって、いずれにしてもコンピュータに委託費というかそういう形で出てきますよね、金額的にはね。それは今言われた全体的に変える、パソコンというかシステムが変わるときに、その時期に合わせてやるということですよ。そういうことですよ。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、今回のシステム改修がございますので、それに合わせて改修を同時にするというごことばでございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 財政的にもシステムのことも大事なものをやるということでその確認を、確認というか、一つの不安材料を払拭したかったということでお尋ねしました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第47号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第47号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第47号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

10月に番号法の関係でマイナンバーを発送するといった形での通知カード、個人番号カードの再発行手数料という形であるわけでございますけれども、国のほうのPRが少ない、新聞等、連日のように特集を組んだりいろいろやっているわけでありましてけれども、実際に来年の1月から年末調整とかさまざまな形で企業の皆様方がその番号を使って、さまざまな税の関係の業務が一番最初の業務だと思われまして。

そうしたときに、送られて来たその番号を使おうとしてもないといった場合に、再発行の手続をとるということになってくると思うんですけれども、個人番号カードに関しましては、自分で申請をしてやってきますから意識的なものはあると思われるわけでございますけれども、通知カードに関しましては町から送って来るという形で、やはり認識が薄いと。まして

や赤ちゃんから生きている方々、日本国民全員に番号が付加されるわけで、それを住民票のある町が発行するという業務であるわけでございます。

発行する以上、町としてもしっかりとした管理と一緒に、今度再発行するに当たって500円とる予定ですよ、通知カードに関しましては。そういったものをとるということで、今月の広報の中にも予定ですよということで、故意的なものでない限りとかいろいろなことで書いてあるんですけども、この辺のところ、やはり再発行の手数料をとる以上、こういった番号がどういったもので必要ですよ。実際に企業の考え方もあると思うんですけども、町としてやはりその手数料をとる以上、今回、特集を組んで2ページにわたるのを拝見しました。

しかしながら、どのようなものに使えるかというのはいまいちゃちょっとわからないと思うんですけども、きょうの新聞で焼津市は対策本部というものをつくって、土曜開庁もやって全町的にローラーをかけてやっていくということでもありますので、そういったことも含めて、ただで何回も再発行するのなら別にいいんですけども、再発行手数料ということであるものですから、やはり町民の方々が認知するまでの間、手数料をとる以上、それなりの対応が必要だと思うんですが、それについて御答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、通知カードの再発行、今回、再発行の場合の手数料を条例として一部改正ということで上げさせていただいてございます。町民課のほうから出させていただいてあるわけなんですけれども、これに関しましては、第1回目は無料になります。

2回目以降ですけれども、御本人の責任に帰するもの、例えば御本人が管理上の不手際等によって、例えば汚損したですとかというような状況のときに再発行の場合、手数料をいただくというような形になりまして、例えばシステム関係上のミスによるものであるとか、住民票、戸籍の変更、券面のほうに住民異動した場合とかの記載が載るわけなんですけれども、そのスペースがなくなってしまった場合なんかにつきましてはいただかないということになっておりますので、あくまでも御本人の責任に帰するものについてはいただかせていただくという形になっております。というような形で、今回手数料条例を改正出させていただいてございます。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、手数料条例の関係でございます。管理のほうの関係、先ほど議員のほうから住民の皆さんが不安だというようなことで、もっと周知が必要だということの御解釈で受けとめております。

今回、特集を組みまして、広報を先月号、今月号ということで特集でやらさせていただきました。ただし、確かに議員のおっしゃるとおり、どうしたものを使うのか、今後どうなるのかというのが非常に不安なところが住民の皆さんあると思います。

そういったことも踏まえまして、当町ではあくまでも法律に定められた事務、利用に当たりましては全て法律で定められた事務、97事務あるわけですが、その中で吉田町で利用するのは27事務と、これは住民基本台帳の事務を除きまして27事務を予定しております。こうしたものを今後、個人番号等を所得等必要な場合というのを踏まえまして、今後、引き続き広報のほうもさせていただきながら、インターネットも含めて、あと自治会連合会等も含め

て、そうした中で説明等をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ管理方法の中で、焼津市、藤枝市さんとかが先ほど本部を設置したというのがございます。当町におきましても、課レベルの関係なんですけど、連絡体制の委員会のほうは設置をしてございます。ただ、あくまでもこれは実務者レベルのところになりますので、今後はさらに上の組織ということで設置、もしくは既存の庁議等もございますので、そうしたところで対策のほうはしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そのような形でお願いしたいと思うんですけども、やはりこの間の静岡新聞で6割の自治体が不安であるよと、発行する自治体の6割が不安であるといった認識しているということは、そこにお住まいの住民の方々はそれ以上に不安だと思います。

それに当たって、やはり今、個人的な、個人の過失による喪失ということでもありますけれども、なかなかカードをいつもお使いになられていてということでもありますけれども、なれている方々はよろしいかと思うんですけども、なかなか高齢の方とか、親御さんがしっかりして管理して、お子さんのこととか、赤ちゃんからお年寄りまで全部でありますので、それを世帯主の人がかわりに管理する等々ありますので、その辺のところ、全員の番号が必要ですよというのをまだ浸透していないんじゃないかな、そういった利用する人にだけ必要であるかのような認識があると思うんですけど、とにかく一番最初、扶養者に係りましても、お子さんが要するにいらしても申告の場合、名前の上に必ず番号を書かなければならないということでもありますので、その都度、いろんな形で再発行という形になる可能性があるものですから、送りつけるものに関しましては簡易書留ではあるんですけども、本当に目立つような、これはもう全国統一のものですか、それとも吉田町独自のものなんですかね。郵送する形のやつ。モデル的なものがありますけれども、それはどうですか。やはりそれがしっかりしていないと、督促状みたいな格好でよくイエローカードとかありますけれども、そういったところの対応というのは町独自ですか、全国統一ですか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 通知カードの送付につきましては、実際には10月の後半になる、実際に御本人のほうに届く時期につきましては10月の後半以降になるかと思っておりますけれども、これは各全国の自治体のほうがゼイリスというところに依頼をいたしまして、そこから発送をしていただくようになります。

ですので、全国全て同じような形で発送されることとなります。それも順次発送されますので、到着時期につきましては、それぞれの市町によって時期のずれがあるかと思いますが、11月末ぐらいまでには到着するのではないかというふうに思っておるという説明がございました。

それで、先ほど議員もおっしゃったように、これは簡易書留で世帯ごとに送られるというものでありますので、実際に簡易書留になりますので、御本人が受け取らないと受け取れないというような状況もございますので、確実に届けられるというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

住民票のあるところの世帯に送られるということで、なかなか住民票を移していない方も中にはいらっしゃるんですね。そういった異例なことは、各自治体のほうにお伺いしていただければということで広報にも書いてありましたけれども、やはりやる前でありますので、心配過ぎで別に結果がよければいいんですけれども、多分、これ結果出ると相当、市町で差が開くんじゃないかなと。そのPR、周知の関係においてね。やはりワンコインとられるということでありますので、非常に家族大勢いらっしゃる、1人だけだと500円ですけれども、多かっただらそうなりますよね。

私は知らなかったと、こういうことは知らなかったというような理由で来られないような形のPRも、やはり今回の手数料条例を改正するということでお金をとるということを決める以上、しっかりとそれ担保するような格好の瑕疵担保じゃないけれども、町ではこういったこともやってきました、こうですということはより一層お願いしたいし、結果は多分、来年頭ぐらいには出て来ると思いますので、ぜひとも時間は十分ありますので、手数料をとる以上、町民の皆様にとしっかりと浸透をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいんですが、どうですか、大丈夫ですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 通知のほうももう既に来月から始まる形になりますので、また、確かに今議員がおっしゃられたとおり、実際の事務というのは今後始まっていくということになります。周知のほうもいろんな手段を使って徹底していきたいと思っておりますので、また、今回は広報という形をとりましたけれども、例えば見やすいパンフレットを作成するか、独自のそうしたこともアイデア出しながら周知のほうを図っていきたく思います。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この再交付に関しまして、今回は料金ということなんですが、よく免許証なんかなくして再交付という、すごいいろいろ聞かれてあるんですが、そういったことも町としてはやっていくということでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、今回の再交付手数料につきましては、例えば先ほど申し上げましたとおり、通知カードについては紙になりますので、御本人が例えばお水の中に落としたりとか、破れてしまったとかということ、それと実際の……

[発言する人あり]

○町民課長（久保田千江子君） 確認する事項ですね。それは当然、御本人確認とかいたしまして再交付するような形、再交付する場合になりますので、申請していただいてそれなりの手順を踏みまして、最終的には交付するという形になります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

その再交付の際、この方は何度もなくして来るとかという可能性もあって、この人何回目だよというようなのがチェックができるのか、そのカード自体にそういったもの、これは国のあれなのかもしれないけれども、2回目、3回目というようなものが、もしなくしたんだ

けれども、どこかで出てきてしまったという場合もあると思うんだけど、そういう対応  
というかそういうのもあると思うんで、これはもう過去のものは1回目なくしてきた場合は、  
もう1回目のそのカードは使えませんというか、何ていうのかわからないんだけど、そ  
ういった再交付、この人は何回もしているよというようなチェックができるような体制にな  
っているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、システム上、こちらのほうで再交付自体が何回  
かというのは個人別に確認すればわかるという状況にはありますので、窓口でも同じ再発行  
ということ自体がそんなに多いものではないかと思われまますので、この方は何度も来ている  
という方については、見えていただければわかりますので、こちらとしても、その人につい  
てはちょっと気をつけていきたいなというふうには思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 増田です。

気をつけていくというよりも指導というのが、もう何度もなくさないようにという指導も  
されるということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） これは個人の番号で大変重要なものであるということの御説  
明もさせていただきます。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第48号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第48号議案 吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条  
例の制定についてを議題とします。

これから第48号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今の質問の続きになろうかと思いますが、こうした個人情報の保護に関して、今マイナン  
バー制度の導入に伴ってたくさん問題点が、あるいは住民からの不安が出ているというこ  
とは今までの話の中にありましたように、実際問題で番号を受け取った御本人がどうしても  
必要だという認識がまだ十分ないんじゃないかなと、この制度が十分理解されていないとい  
うこともあるんですが、そうしたら必要性が認識されないと、やはり通知番号も軽視されが  
ちだということも多分あると思うんですが、この制度を本当に安全に運用するためには、こ  
の個人情報の保護条例の改正だけで足りるのかどうか、その点、まず伺いたいと思います。



○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） やはり安全面というか、いろいろ新聞報道等もありまして、住民の皆様も不安に思っているということがあると思いますが、まず、今回の個人情報保護条例の改正の趣旨でございますが、この条例というのは町民の権利、利益を守るために制定をしている条例でございます。その関係で、今回マイナンバー制度導入に伴いまして、その個人情報、特定個人情報になるわけですが、それを守るといいますか、この吉田町の個人情報の中に入れ込んで、例えば実施機関が、職員が何かあれば罰則を受けるとか、そうした管理体制を含めてするために、この条例改正の中に今回マイナンバーの法律の趣旨に基づいて個人情報保護の運用にさせるために、今回改正をするものです。

管理というのは非常に安全面というところは確かにありまして、これは先日の行政報告会の際にちょっとお話をさせていただいたと思いますが、当町におきましては、情報系と基幹系システムというのが完全に分離されているという状況でございます。

また、現在もマイナンバーということではいろいろな専用回線を当然使っていくわけですが、現時点も住民基本台帳ネットワークということで、各全国の市町とつながっているシステムがございます。そうした管理を含めて、町ではセキュリティーポリシーを制定しまして、そうした安全対策ということにもこれまで行って来ております。

ですので、確かにこれがもう全て安全だと、いろんな標的というかハッカーなり、ハッカーだけではなく人的な被害であるとか、そうしたこともございますので、確かに条例だけではこれはあくまでも権利利益を守ることになりますが、法的措置が例えば罰則であるとか、こうした手続を明確化するというのがこの条例になります。

また、新たに条例とは違いますが、今度は施設面です。そうした管理体制も当然さわると思いますか、その情報を取得、取り扱う職員というのは限定をしなければいけないと思っています。そうした管理体制も、また、庁舎内におきまして、人がみだりに、職員が関係のない業務を行っている者がその端末であるとか、そうしたところに近づかないというような物理的な措置も必要になってくると思います。

一応、今回当町におきましてはそのようなことで、今回、別の議案になりますが、補正予算のほうにもそうした物理的な面も含めて管理体制の充実ということでさせていただいているところでございます。

とにかく完璧な安全というのはないかとは思いますが、まず考えられるものは全て安全対策をとりまして、さらに住民の皆さんが安心できるようなシステム、それから措置を構築していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今お話しのように、管理面についても安全性を保っていくということでのいろいろ準備が大変だろうとは思いますが、ただ、これまでの住基ネットですらそういうネット系の制度をより以上に幅広く今回は運用されるということは予定をされているんですけども、町内にそれこそ学校関係とか、それから医療関係、あと民間の事業所とか、そういうこれまで住基ネット以外で広がるようなそうした情報のやりとりが予想されるんですけど、そうした場合もネット上といえますか、そういう安全性というのは図られるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 大石議員の質疑は、この個人情報保護条例のどこに、どの部分の質疑に当たるのか確認をさせていただきたいと思います。関連質問が許されるのであれば、個人番号法制の質疑をしているわけじゃなくて、我々は吉田町の個人情報保護条例の審議をお願いしているわけでありますので、保護条例のどこにその今の質疑が、問題があるなり質疑をしたいのか明らかにして質疑をしていただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この保護条例は、要するに町内の個人の情報の保護をするということになっているんですが、これからのこの改正の中身についても、これからのマイナンバー制度に対応する内容ということになっていますので、それに対応して行政機関としての今後の安全性の確保という点では、これまで以上に大事な問題だと思いますので、その点についての安全性ももう一度確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 今確認の質問と言ったんですけれども、確認の質問というのは許されているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 確認という言葉は、先ほど総務課長からの回答をいただいて施設面、それから安全面について、職員の対応についても十分に行っていくという回答をいただいたんですが、それ以上にもっと幅広く運用が進むんじゃないかなという点での安全面の危惧があるということですので、その辺についての今後の対応について伺いたいということです。

○議長（大塚邦子君） 大石議員に申し上げます。ただいま審議をしているのは第48号議案でございますので、この条例に直接係ることについての質疑というふうにさせていただきたいと思います。全体的なところということではなくてよろしくお願いします。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この保護条例の改正の中に第5節利用停止という条文が追加をされます。これは、もしこういう特定の情報が漏れて、これはそういう情報を停止してほしいというときのための条項だというふうに理解をしていますが、こういう場合、本当にその出た情報が停止だけで足りるのか、あるいはその情報を取り戻すことができるのか、あるいはその番号を取り消しをして新しい番号をつけるのか、そうした対応についてはこの中に書かれていないわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいま御質問の利用停止が新たに加わったということですが、これは法の趣旨に基づいて、やはりそうしたこちらの下にもありますけれども、いずれかに該当する使用があるときは、29条の2になりますが、1号、2号とありますが、こうしたときに利用停止を請求することができるということになっています。

先ほど来、各関係する機関ということでの管理というお話があったわけですが、まず、私たちといいますか、地方公共団体、一つの機関になりますが、行わなければならないのは、私たちは住民の利益を保護すると、住民の情報を守るとというのがまず今回のマイナンバーあ

と思います。そうしたことで、各それぞれの機関がネットワークでつながるという中ですが、それは当然それぞれの機関が責任を持って情報の管理者として行わなければならないものというふうに認識しております。

当町におきましては、当然、当町からそうしたことが発生しないように万全な体制を期すというのが私どもの使命というふうに思っています。そうしたことで、これは利用停止というのはあくまでも権利を認めるということになりますので、これは住民の皆さんにとって利益というわけじゃないですけども、担保といいますか、そうした手続がとれるという権利を保障しているものになりますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（大石 巖君） 終わります。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第50号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第50号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第50号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

主要な施策の3ページで、大井神社コミュニティ用地を一般会計へ売り払ったという形になっているわけございまして、これでそちらのほう、町の普通財産という形、一般会計に戻したということでもありますけれども、参考資料ナンバーの6の2で土地取得特別会計の一覧図が参考資料で上がっております。

この中には、例えばの話、小藤路公園用地とか、さくら保育園建設用地とか、そういった形で残っているわけございましてけれども、これ事業というのはいち早く完成しているわけがありますよね。この辺のところ、一般会計に売り払うものもあり、なおかつ、まだ特別会計で持っているものもあるというその判断というか、その辺のものというのはどういった、今回はコミュニティに関してはどういった形で売り払って一般会計のほうにしたのか。

なおかつ、今残っているものも事業が終わっているところで、団地なんかはあれですけども、あるわけですよね。この辺は、本来ならば一般会計へ戻するのが本来の考え方としてよろしいんですか。その辺のところをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務部グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 土地取得特別会計から一般会計の買い上げという時点でございましてけれども、本来であれば、一般会計における事業が完成する際には買い戻しをして、土地取得事業特別会計にお金が入るというようにして、基金にそれが積み立

てられるというのが適正な処理だというふうに考えております。今回の場合は、神戸コミュニティ広場につきましては、そうした基本的なことを念頭に置いて、そのとおり処理をしたというところでございます。

また、これと附属いたしまして、今回の場合は、この土地取得事業特別会計からの買い上げについても県の補助対象となるということもございまして、事業全体を仕上げるため、それから財源手当てのためには、そうしたタイミングで買い戻しをするというのが最も適切な時期であったと、こういうこともございまして、そういう選択をしたわけでございます。

また、ほかの事例でございしますが、御指摘いただきましたとおり事業が完成しているにもかかわらず、土地取得事業特別会計、基金の中に土地として残っているというものがあるわけでございますけれども、これもそうした考え方に基づいて買い戻しをすれば、一般会計の財政的な負担が比較的軽い中で買い戻しができたかとは思いますが、補助金の関係とか補助対象になるか、ならないかというようなところも過去においては多分議論をされた中で、買い戻しの時期を見送ったというようなことで基金の中に土地として残っているのではないかというふうに、これはあくまでも推測でございしますが、そうした状態になっているのではないかというふうに考えます。

財政的には、土地として土地開発基金の中に残高として残っているか、これを一般会計で買い戻しをして現金として基金の中に残すかという財政上の管理の形が非常に財政運営上、重要なことになってまいりますので、今後、いち早く買い戻しに向けて一般会計としては動き出したいと思っておりますが、そうした全体の運営とあわせて開始を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

こんなことを言うのはもうあれですけども、土地取得事業特別会計というのはあくまでも今後、町が計画しているさまざまな事業を一時に大きな金額を使わないで先行取得という形で、これから計画されている事業が速やかに計画するために特別会計という形で先行取得をするという事業であると思えます。

26年度決算を踏まえますと、ある程度財調に積み立てたり、そういったものを行っているわけで、今後、町が考えるシーガーデンシティ構想とかさまざまな内陸フロンティアとかそういったものを考えたときに、計画的なものとしてやはり特別会計にそれだけの先行取得するための現金としての蓄えをとって、今後考えられるものに対応していくのにちょうどよいチャンスではなかったのかなと思うんですが、それについて今、参事からのお話でありますと、県の補助がちょうどあったということで、今回はコミュニティについてやったということでもありますけれども、過去の事業についてはもうそういったものは利用できないということでもありますので、やはりそういった見地から考えますと、特別会計という形で本来の土地取得事業特別会計の先行取得を行うという見地から考えたときに、本年度は一般会計の中でそういった形で通達もやっているものですから、そういった一部をそちらに回してもよかつたのではないかなど考えるんですが、その辺について御検討されていると思うんですが、もう少し詳しく御答弁お願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 土地開発基金の活用方法については、議員おっしゃられたとおりでございますが、この土地開発基金、それから土地取得事業特別会計、こうしたものができ上がったのは、これと連動するような感じで同じような趣旨で土地開発公社などもあったわけですが、土地開発公社は既に廃止をしたという経緯がございます。

なぜそうなってきているかと言いますと、土地というのは当時、右肩上がりであっていくというような、そういう状況の中で先行取得をして、できるだけ効率的に土地取得を進めていくというような、そういう思想のもとで国が主導してそうしたものができあがっていったような経過がございます。

それで、今の土地の情勢というのを考えますと、決してそういう状況にはなっていないと。長期的に計画を立てて土地を取得していかなければいけないというような、そういう状況にはございませんので、できるだけその年度の事業の中で取得を図っていくという、そういう今の事業の取り組み方法に変えてきております。

それで、土地開発基金について、この11億ほど残高があるわけですが、ここへ現金を繰り出しても基金を廃止しない限りは、そこへ寝かせておくだけの現金になってきます。土地をどんと買ってあげばいいんでしょうけれども、買っても土地だけになってくるといことで、財政効率としては、現在は非常に悪い状況になってきますので、そういう今の状況を考えますと、余り土地開発基金に現金を蓄えておくということが効果的だとは思っておりませんので、そうした中で全体の事業運営を考えているところでございます。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第51号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第51号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第51号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

国保会計の中で26年度は国保税の収入は増えております。しかし、収入未済額も6,648万6,000円ということで増えている傾向にあります。この原因はどういったところにあるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 収入未済額が増えたということですが、当然26年度につきましては、税率改正をさせていただきました。その関係で調定全体も増えているわけで

す。その中で収納率がございますので、そちらの収納率、26年度につきましては全体で92.17%という収納率でございました。確かに税率を上げたということで、前年から比べますと下がっている状況ではございますが、そういうような関係から全体調定も多くなっておりますので、収入未済額は増えているというような形になります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今のお話ですと、26年度税率、均等割額の1万2,000円から2万4,000円ということで増えているわけですが、そうしますと、やはりかなり所得の低い方、負担額が増えたと大きい印象があるんじゃないかなと思いますけれども、そうした負担が大きくなったということが直接の原因ということの要因が大きいわけですかね。未収額が増えたというのは。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、今、低所得者ということをおっしゃっていただきましたので、税率改正をして、全体的には被保険者の皆様に御負担をお願いしたという形ではございます。低所得者の方に関して申し上げますと、26年度の改正につきましては、確かに医療関係の均等割を1万2,000円から2万4,000円、それから税率につきましては、所得割につきましては4.5%から6.3%というふうに変更させていただいてございます。

それにあわせて、25年度までにつきましては、当町におきましては軽減割合が6割、4割という軽減を使っておりましたが、それを7割、5割、2割という形に変えさせていただいてございます。均等割分がこれによって軽減されておりますので、もし低所得者でありまして所得のない方につきましては、均等割だけでしたら各世帯ありますけれども、従前の6割から7割に保険が増えたということによりまして、実際、所得割のない方については全ての方で下がっているという状況もございますので、そういう点につきましては、低所得者に対しましては配慮ができていくというふうを考えております。

○3番（大石 巖君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

41ページのところでお願いをいたします。

特定健診診査等事業費の中で月並みの質問になりますけれども、特定健診の委託料いろいろ含めて、そして受診率が残念ながら40から38.8へと。それで、ただその中で昨年、同僚議員が同じ質問をした中に受診率向上の試みに向けて、土曜日の1日、土曜日検診に充てたが、がん検診と同じ日になった、それでも午前中の検診ということで期待をしたようだが、残念ながら昨年より受診率が40から38.8%に低下している。これで結果は出なかったんですけども、この結果に対してこれからちょっと進んでいきますけれども、どのような判断を、何が原因であったか、そういう判断、何か感じられるものというのはあったんですか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 特定健診ができた当初から、当町におきましては、例えば御本人負担をなくすとか、いろいろな手だてをしてきたわけですがけれども、実際、25年度以前につきましては40%の受診率で横ばいであったということで、受診環境を整えるというよう

な形で、土曜日検診を26年度につきましては1日実施させていただいてございます。

結果として受診率については伸びなかったという状況ではございますが、より今後、その受診をしない方に対する勧奨であるとか、今後もそういうものを進めていきたい、例えば40歳から受診になるわけですけれども、若い世代につきましては、仕事の面であるとかそういうもので受診になかなか行かないという方もあるかと思しますので、平成27年度につきましては、土曜日検診ですけれども、男女とも受けられるのは1日ですけれども、女性限定ですけれども婦人科検診とあわせて2日間、土曜日検診を増やしてございます。

そのような形もございますし、健康づくり課のほうとも協力いたしまして、機会あるごとに啓発というふうなことも進めていきたいというふうに考えておりますので、今後、町民課としても受診率の向上に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

これから聞こうと思ったやつを先に言われてしまったんですけれども、実は、恐らくがん検診と重なったとかそういうことだと思うんですけれども、ここで非常によいことであると思ったのが常にチャレンジをしているというか試みをしていく、それが結果は出なかった、いろんな要因があるでしょうけれども、出なかったとしてもこの試みをしていくということで、これからその試みを、どんな試みをこしは26年を踏まえて何をしていただけますかと聞こうと思ったんですけれども、今まさにやってみました。

そうすると、あと、ここに金額は少ないんですけれども、特定保健指導委託料ということで非常に少ない金額ですけれども、これの数字が非常に下がっていると。これが最終的には保険療養費であるとかそういう大きな金額に跳ね返って来るものでありますので、その辺を考えていくと、常にこの診断率というのは意識を持って上げていただきたいと。

そのときに、将来的に療養費であるとかそこに跳ね返ることを考えると、検診に対して、これはちょっとあれかもしれないですけれども、よそでもやっているような形ですけれども、インセンティブを与えるようなそういうものも将来の効果を考えるときに非常に役に立つと思うんですよ。その辺でそのような考え方というのは持ち合わせはありますか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 健康づくり課のほうで実施をしております健康マイレージの関係がございますけれども、特定健診を受診いたしますとポイントになるというようなことも今年度からはなっておりますけれども、受診をしたことによって御本人に何かしら特典が行くというようなお話でございましたので、今年度始めたことにつきましては、今申し上げたようなことを始めております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今のポイント制も含めて、各市町やしているところがあるようですのでちょっと見ていただいて、それはあくまでもこれからどんどん増えていく保険に対する医療の療養費、それに対する一つのセーブをかけるためにも必要なことであると思しますので、ぜひ考えていただきたいと。

それと、これからそういう試みをどんどんやっていただきたと。試みがないところには改善点は出てきませんので、ですから、そういう意味で今回はそういうお願いを、お願いというかしたかったということです。その辺でこれからの希望とか何かもしあれば、考えがあればお願いをしたいと思えますけれども、なければよろしいです。

○議長（大塚邦子君） よろしいですか。この決算を踏まえた中での特定健診の……  
町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） まだこの実績については確定値ではございませんが、現段階でも受診率が下がっているということでございますので、この結果を踏まえまして今年度新たな試みもしておりますので、より受診できるような環境を整えるよう、こちらとしても検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 健康づくりについては、議員おっしゃるように非常に重要なことで、国民健康保険のみならず厚生保険、組合健保を使っている方も当たり前でありますから、一般会計で何らかの健康対策をやるということが将来の医療費の、今、この間の日経で40兆という医療費負担を下げるという意味では必要ですから、必ずしも国民健康保険でそれをやるのが、健康保険料を支払っている方が健康な人のためにそういうお金を使うことがどうかというのはありますから、一般会計、特別会計含めて全般で当然必要なことでありますから、検討していくことが必要であります。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。  
10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ちょっと似たような質問になって、ちょうど打ち合わせてなかったんですけども、人間ドックとか無受診世帯表彰という形で、入のほうで見ますと5ページです。賦課状況ということで、現年分で1人当たり平均調定額が8万円ですよ。1人平均ですから8万円の、それ以外は後期高齢者分と介護納付分があるもんですから、医療費分で考えたところで行くと8万円の保険料をいただいて、それにかかるとか、かからない人でうまく一般会計からもお金を入れて、この国保会計がもっていると思われるんですけども、そう考えたときに、やはり健康で長生きしていただいて、病院にかからない形で自己管理していただくというのが一番費用的にも少なく済んで、保険者として考えたときに収支もうまく行くんじゃないかなと思われるわけでありまして。

過去の一般質問で、後期高齢者も人間ドックを補助するような形でということで、うちの町は補助するようになりました。今、ドックの関係ですけれども、普通の検診とは違ってやはり人間ドックでやりますとエコーもやりますし、さまざまな形でより一層のチェックができるわけでありまして、この負担の2万円という金額をもう少し出しても、8万円もらって2万円補助しても6万円残るわけでありまして、単純計算でそればかりではいけないと思いますが、そういう考え方。

もう1点は、今、保険証も各1人1人にありますので、この世帯表彰というよりも個人表彰でもいいんじゃないかなと。金額をもう少し下げても結構ですけども、やはりそれぞれのお宅でずっとこれ継続されています。昨年度は、25年度は39世帯、本年度47世帯と増えて



おりますけれども、個々にかかる方々の1人1人のやはり意識というものを啓蒙する意味からも、金額は見直しては結構ですけれども、それぞれの人に表彰で健康ありがとうございますという形でも管理ができるのではないかなど考えるわけでありましてけれども、先ほど山内議員が言ったようなインセンティブ的な要素なんですよ。

本当に特定健診もちょっと下がってしまったものですから、まち、ひと、しごと総合戦略の中でも特定健診のほうは目標値設定してありますので、そういったことを考えたときに、そういったものも今回の決算を踏まえまして見直してもよいかなと思われるものですから、その辺についての御検討の余地はありますでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 無受診表彰につきましては、1人世帯であれば3年間無受診の場合、2人世帯であれば2年間無受診、3人以上であれば1年間ということで表彰させていただいてございます。この関係につきましては、ずっとこの金額ということもありますし、今後、関心を持っていただくという形の中でもちょっと検討することは必要であるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 質問の中で人間ドックの件もあったと思うんですけれども。

町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、人間ドックの補助の単価のことでございますけれども、現在、これは病院ごとに一応金額もございまして、それから人間ドック単独であるとか脳ドックということもございまして、その項目ごとに金額を変えて、最高額でいきますと3万5,000円までのもので補助をさせていただいておりますので、現行につきましてはこの金額でいかせていただきたいというふうに考えております。

今後、状況がありましたらまた検討するし、その段階で検討させていただくということはあるかと思っておりますけれども、現状ではその金額で考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） インセンティブも人間ドックの負担も課長は検討しますと言っているから検討するんでしょうから当然なんですけど、議員にぜひ御理解いただきたいのは、そういった歳出を増やせば、先ほど大石議員のほうから低所得者の国民健康保険税の負担がというような話がありましたが、当然、議員御存じでしょうけれども、特別会計の財源は国民健康保険税と国庫支出金等から成り立っているわけですので、その歳出を増やせば健康保険税をそこに充てるということですから、将来の負担増が増えてもいいんですねと、そういうことも踏まえた上で歳出、いわばインセンティブも自己負担額の分についても適切に考えていく必要があるということを御理解をいただいて、国民健康保険に入っている加入者がそういうことが必要であるという一般的なコンセンサスがあるのであれば、私は必要だと思いますし、検討することは必要だと思いますが、そういう健康保険税が充てられているということを念頭に、保険ですから、あくまでも保険税が主な財源となっているわけですから、そこを御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

私は町から基準外の繰り入れは反対をしておりますので、副町長が言われるとおりでございます。ただし、一般論的で申しわけないですけれども、医療費分としては8万円の平均ですけれどもいただいていると。その中でうまく運用して赤字にならないような形でやっていくということでもありますので、人間ドックに関しましては、普通の集団健診に比べて早期にさまざまな病気を発見しやすいという利点もありますので、そういったことで補助金額もあわせて人間ドックを促進するような格好での考え方も一つの案としてよいのではないかなど。

それと、世帯表彰ではなくて、1年間なり2年間頑張っていた方にはそれなりのものということで、私は現状の世帯の金額の範囲の中でもできるのではないかなと思われるものですから、なるべく費用が出ない形での、この先ほど言いました無受診世帯表彰にしましてはずっと変わっていないですから、見直しをしてもよいのではないかなど、提案ですけれども言わせていただきました。

副町長が言われたとおり保険税が上がってしまっは元も子もないですけれども、重篤化して医療費を出すよりは健康でいていただくということのほうがやはり大切だと思われるものですから、そういった面から御検討をお願いしたいなと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私、検討を否定しているわけでもなく、健康であることが将来の医療費負担を軽減するということは十分理解しておりますし、そこは先ほど山内議員の質問でも答えたように、そこは一般会計でやるのか特別会計でやるのか、そこは十分検討して町民が健康で長生きをできるような施策というのは十分必要だと思いますので、国民健康保険でやるべきものについてはきちんとやる、一般会計で健康づくりについてもきちんとして、別に町民は国民健康保険だけでなく、さっき言った組合健保もたくさんいるわけですから、そういった施策をきちんとして町全体の医療費を下げていく。それは、人間ドックであれ、表彰であれ、あるいはジェネリックの使用かもしれませんし、医療費を下げていくというのは十分必要だと思いますので、検討することはやぶさかではありません。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第52号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第52号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第52号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

主要施策の2ページでございます。実質、後期高齢者医療制度は国、町、また現役世代の手厚い補助と言うんですかね、見守りの中で0.7%という形で軽減されているわけでありま

して、非常によい制度だなと思います。

そういった中ですけれども、今回ですけれども、保険軽減措置状況の中で5割軽減が前年度73人から209人ということで増えております。また、被保険者数も3,160人から3,220人という形で、これ団塊の世代の方々はまだあれだと思うんですけれども、それに向かって少しずつそういった傾向にあると思われるんですけれども、5割軽減がこのような形で今後想定される場所として、やはりこの辺のところは毎年毎年所得によって変わってくると思われるんですけれども、後期高齢者の方々で現役世代並みの所得を持っていらっしゃる方々の中で、このように大幅に増えるというのは何かあるんですか。その辺、何か把握していることがあったらお願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） この5割軽減が増えたということですが、御承知のように国保のほうも軽減のことについては国の指導によって拡大をしておりますけれども、26年度もしましたし、というような形になります。

後期のほうにつきましても同じような形で、対象者の基準につきましては拡大をされておりますので、この分につきましては当然、被保険者も増えているということもございますが、そういうようなことで増えているというようなことになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうすると、より一層、後期高齢者の方々に対します軽減策というのは図られているといったことでよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） これにつきましては、運営自体は静岡県の後期高齢者広域連合になりますけれども、権限につきましては26年度も拡大をされておりますので、その関係で増えているということになります。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

### ◎議案第53号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第53号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第53号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。藤田です。

主要施策の18ページ、これは全協でも確認させていただきまして、数字、理解しておりますが、二次予防事業対象者把握事業という形で基本チェックリストを5,683名に配布し、そのうち決定者が1,031人、そのような方々に対しまして運動器の機能向上事業という形で特別会計のほうで事業を行っておるわけでございますけれども、実参加の方々が82名でございます。非常に少ないということで、そういうのに参加しない方も元気だよという方々がいるかもしれませんけれども、必要であると、二次予防の事業に参加したほうがよろしいのではないかとということで決定されているわけでございますので、これに対してやはり大きな予算を使っているわけでございます。

その辺についてどのようなアナウンスをして状態になっているのか。それと、この82名の方々というのはずっと同じ方々が参加しているのか、入れかわっているのかと。やはり固定化する可能性もあって新しい方が入りづらいいということもあると思われまますから、それについてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 二次予防の参加者の人数でございますけれども、対象者が1,031人に対しまして参加者82人というところで非常に少ないわけでございますけれども、これに関しましても、国でも二次予防への参加者が少ないというところで、当初5%ほどを目安にしてきたわけですが、実際には国全体でも0.8%というような低調を示しているということがあります。

当町におきましても、26年度は1.3%の参加率ということでありますので、チェックリストによる二次予防対象者の参加率が8.0%ということで非常に低いわけでございますけれども、高齢者御本人の気持ちの中には予防は大事だという意識は持っておられますけれども、実質的に体操教室に通ったりとか、御自分で予防をしている方も中にはいらっしゃいますので、一概にも全部の方がということではないとは思っておりますけれども、介護予防教室への誘い出しについては、各地区で説明会を行っておりますし、介護予防講演会なども行っております、合わせて12回、459人の方に参加していただいております、参加者の掘り起こしを毎回してきております。

そんな中で、特に男性の方の参加者が少ないというのを以前にも言われたわけでございますけれども、包括支援センターとともに参加者の掘り起こしを行うような形で誘い出しに努力しているわけでございます。そして、実際にも介護予防の大切さをこれからも促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今、御答弁の中で男性の参加が少ないということでございます。お達者度を見ましても女性は上位にはいるわけですが、男性は少ないということでありますので、男性の方々が参加しやすいメニューを新たに考えるなり、今回、介護予防教室体験会という形で全部で4地区でやって、そのときに欠席された方をまた町内全域でやっている、5回やられて、いろんな形でやっているんですけれども、そういったときにこういった運動とか、こういった介護予防のメニューというものは必要ですかというようなアンケートを実施して、参加しやすいような環境をこちらで考えてやるというようなことはやられているわけでございますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 参加しやすい環境というところでは、誰でも参加できますよというところをやはりお伝えしているわけでございます。そして、御夫婦で参加もしていただいておりますので、そういう誘い出しの中で御主人も一緒にどうですかというところで、私たち、この予防教室の体験会もお願いして、御主人も一緒に来ていただきたいというふうな形をお願いしております。

そんな中でも今議員がおっしゃられたアンケートというところも、やはりその実施に必要なことを皆さんに考えていただくよい機会ではあるかと思えますけれども、今後考えていきたいと思えます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の10ページなんですけど、これは全協のときにもお聞きしたんですが、住宅改修するに当たっているような業者が町内、町外いると思います。その中でこういうものを、こういう介護サービスに関して非常に得意な業者と、そうでない業者とかいろいろあると思うんです。

その中で使用者の方が余りよくわからずに業者を選択して、余りにも高額な請求が来てしまったとかということがあるのか、ないのかというのがまずあって、そういう中で、そういったものに関して町としてあっせんじゃないけれども、この業者は大丈夫ですよとか、昔からやってくれているんでこの業者は安心ですよというようなアドバイスとか、そうしたことをされているのかどうかということをお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 住宅改修の事業者の件でございますけれども、これにつきましては、町はあっせんはしておりませんが、住宅改修につきましては、福祉事業をやっている会社とかそういう業者もありまして、ケアマネさんがやはり住宅改修が必要だよというところを判断していただいたりしていますので、そのところでは事業者を選定するに当たってはアドバイスなどはあるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

その改修に関して、ことしは手数料を変えます、次の年、予算が多分やる方にもあると思うので、次は段差をなくしましょうとって段階的にずっと何回も何回もやっていくということは可能なんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 内容確認とらないようにお願いいたします。

高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） 住宅改修につきましては、上限が20万まででございますので、その範囲内で住宅改修は行いますので、そこでやはりこのところの手すりしてほしいとかというところで相談があれば住宅改修はできます。上限の中では1回ではなくて、上限の中での行いはできます。

○9番（増田剛士君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほど藤田議員からの二次予防の話が出ました。参加者が少ないと。そういうことで全協のときに、まず2ページの冊子、200冊、400冊、それと8ページの400冊、それぞれの理由がある、全協のときには理由をお聞きしました。皆さんのためにもう1回言っていただいても構いませんけれども、そのときに、今、二次予防とか結果、目的としてはそういう二次予防を防ぐための目的を持ってしっかりとしたリーフレット、パンフレットをつくるわけです。

そうすると、目的を1つにしたときに、2つのセクションで1つをやるよりも、やはり1つにしてベクトルを大きくしてそこに集中できる、その分だけ集中できるというか力を入れるということができると思うんですよね。このままでいくと、1,038人に82人だと消滅をしていきますよね。

そういう意味で、やはりそれぞれに考えることも必要なんでしょうけれども、たくさんの意見が出る中で意見を1つにまとめて、そうしてこういうリーフレットとかそういうものに集中的にやるとか、そして、二次予防のそういう事業とかそういうものに向けてやっていただいで健康になってもらおう、目的が同じである以上、2つに分けてやることも必要性はあると思いますけれども、それ以上の必要性、優先性というのを考えて1つにするというような考え方というのはいないですか。

○議長（大塚邦子君） 高齢者支援課長、久保田明美君。

○高齢者支援課長（久保田明美君） それぞれの予算事業の目的がありまして、わかりやすく事業を分けているというところもあります。今回、事業費がどちらもパンフレット代というところでありましたものですから、事業を合体してというふうには思われるかもしれませんが、介護支援サービス推進事業費のほうは介護サービスを受けようとする方、家庭で困っている人など窓口相談に来られたときに、介護保険制度の仕組みとか申請からサービスの利用までの説明をさせていただくときに提供しているもので、そういうところで予算を使っているものです。

そして、趣旨普及につきましては、65歳になられた方に対して介護保険受給者証が送られるので、その中で介護保険料の納付のこととか、利用できるサービスを紹介したりとか、65歳を迎えられて介護保険制度を意識していただくためのものとして、この中でパンフレットをつくって送らせてもらっていますので、それぞれのところでの事業というふうに私たちは捉えてはいるんですけれども、そして、趣旨普及というところでは、じゃ、65歳になった方々で今、今回パンフレットの作成ではありますけれども、65歳になられた方に対して制度についてもっと詳しく説明を行う機会をつくったりとか、そういうことはできるかなと思っていますので、それぞれの目的に合ったもので事業を行っているというところでは理解していただきたいなと思います。

その中で、介護予防にもっと力を入れていくというところではまた別の事業でありますけれども、そこも同じように、今後こういうふうに介護にならないためには、こういうふうに介護予防事業がありますというところも同じように周知していく必要はあるかと思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 理由お聞きしました。確かにそれぞれの目的ということですが、言いたかったことは、要は最終目的は1つということですね。その中にいかに効率的に、いかに財政的にも効率的にやることができるかということで、これはやはりだんだん進んでいく中にもっと大きくなりますからね、その中ではいずれどこかでは検討しなければならないことが大きくなるということで、今回のこういうのを踏まえて、そういうものはできませんかとお尋ねしたんです。それは今は検討しませんということだったですけれども、できたらということをお願いをして、質問は以上にします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時36分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

#### ◎議案第54号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第54号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第54号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大塚邦子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第55号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第55号議案 平成26年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第55号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

石綿管についてお伺いしたいと思います、前々からちょっと石綿管439メートル残って

いるということで、大変撤去が難しいような場所だというふうには伺っておりますけれども、大分古い管だと思いますので、どうして撤去されないのかいま一度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 石綿管の撤去ということだと思いますので、計画では来年、その439メートル撤去する予定であります。

以上です。

○3番（大石 巖君） はい、了解しました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

参考資料ナンバー11の1の8ページの給水原価でございます。この原価ですけれども、今年度、前年度と比べて12円31銭という形で原価が大幅にダウンになっているということでもありますけれども、長期前受金戻入が新たに新しい公会計制度のもとになった形で原価的に下がっているわけなんですけれども、前年度と同じような基準で考えたときにはどうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 給水単価の25年度のような計算でやりますとどうなるかという質問だと思いますので、給水単価が21.75になりますので、ほぼ大体同じような数字になると思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 給水原価が前年度の118円85銭ぐらいと同じような、原価的には足らなかったということでもよろしいんですね。わかりました。大分、前年に比べて人も減っているし、配水量も減っているし、有水量も減っている中で、原価は変わらなかったということですね。了解しました。

続きましてですけれども、そういったことであると率が悪くなったということですね。有水量、有収水量が減っている中で原価は変わらないというと、売ったものに対して割合的には減っているということで、ちょっと若干悪くなったという認識でいいんですか。企業会計的に考えたとき、売り上げが減っているのに原価は同じとなると、固定的なニュアンス的な考え方でいいんですか。どうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 有収水量は少し下がっておりまして、給水原価も121.7でございますので、供給単価と給水原価の差が純利益等に反映すると思いますので、議員さんがおっしゃるように旧の会計でいきますと、利益は下がっているような状況になります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

わかりました。続きまして、参考資料11の2の13ページ。今回、石綿管というか古い不要貯蔵品の費用化を行ったということでございますけれども、こういった長年にわたってずっ



と置いてあったということは全員協議会の中でも確認しているわけでございますけれども、その在庫の持っている基準というものはお持ちであったのか、それとも今までなくて、今回新たに作成してこういう形になったのか、それについてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 貯蔵品の在庫の基準ということだと思いますので、うちのほうに在庫のほうは先入れ先出しをとというような原則でやっております。しかし、石綿管のほうの改修はかなり全て終わってきておりますので、それに基づいて本来ならその石綿管の改良が終わった時点で必要でないものは処分することが適切だと思うんですけども、それがずっと残ってしまっていて、それが今回150万ぐらい使いまして石綿管の改修に伴う貯蔵品、もう不要となった材料を処分させてもらったということです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうした場合、今ちょっと答弁聞いて、処分費なんですか。それとも購入した資産としての原価で除却したのか、どちらなのでしょう。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今のが150万というのは、購入したときの資産の金額でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ちょっと石綿管の鋳造品というんですかね、だと思われるんですけども、これ売却とかリサイクルとかそういったことは可能な資産ではないのでしょうか。売れるものではないんですか。雑収益で上がっていませんが、価値がないものなのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） その後、石綿管の貯蔵品でございますが、価値があるかないかというような判断してもらうようなことは今回、行っていませんでした。ですので、うちのほうは雑収益に計上はしていないということです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 処分するに当たって、その処分業者に確認して、それこそ広域施設の組合もありますので、そういった方々に相談するなりその価値を見出して、150万というお金を捨ててしまうばかりじゃなくて、たとえ1万円でも2万円でも売却できるものであるならば売却するなり、また、石綿管をまだ何か利用価値があるところであれば、そういったものも検討すべきではないかなと思うんですけども、していなかったということなんですけれども、ちょっと問題ではないですか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 貯蔵品に対して業者等に見てもらわなかったということは、うちのほうのちょっとミスかなと思いますけれども、売れるかまた売れなくて、また別に費用を払うようなことも考えられるということもあると思ひまして、やらなかったというところも

ありますので、今後はそのような貯蔵品の売却に対して、もっと慎重に考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今後でありますけれども、やはり貴重な税金で水道料金という形で賄っている企業会計でありますので、その辺のところ、処分に当たっては、処分費というものはかかっていないということですか。かかっていないということですね。

処分するに当たってそれなりの、どのぐらいの量なんですかね。トラック一杯ぐらいになりますか。その辺ちょっとわからないですけれども、それだけコストかかってきても持って行っていただいていると、これはどこに出したんですか、このものは。処分に当たって、相手先というのは広域施設組合のほうへ持って行って処分してもらったのか、それとも産廃業者なのか。もし産廃業者であるならば、マニフェストをしっかりと形をとらなければまずいと思いますが、その辺についてどういった処理をされたんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時06分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） すみません、先ほどの藤田議員からの貯蔵品の除却について、再度説明をさせていただきます。

まず、貯蔵品の処分の件でございますが、監査の中で監査委員さんのほうから、もう使用しない貯蔵品については適切に処分するという助言を受けましたので、それに基づいて、うちのほうは今年度除却をさせていただいたところでございます。

あと、先ほど貯蔵品の在庫でございますが、今現在、貯蔵品のほうは旧の事務所のほうにあります。そして、今現在、その貯蔵品の適切な効率的な処分方法を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

言おうかということで、私もちよっと恥ずかしい質問をしてしまったんですけれども、石綿管ということで、セメントにアスベストが入っているということで、売れるどころじゃなくて処分にお金がかかるという、それこそ平成17年7月に労働安全法で石綿障害予防規則という形で処分についてもしっかりとした手引きがあるということでございますので、じゃ、まだ物はあるということですね。再度聞きますけれども、

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 石綿管に対する貯蔵品は、まだ今ございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうすると、過去において敷設がえしたときの石綿管というのもちろんとした形で、そういったものを過去のときに見たことがないんですけども、決算のときにね。過去においてはそういったちゃんとした産業廃棄物の指定したもので、その手引きに基づいた処分をされていたんですか。

○議長（大塚邦子君） 水道課長、大井一弘君。

○水道課長（大井一弘君） 今、貯蔵品は石綿管ではなくて金属のようなものでございますので、うちのほうの石綿管の配水管にも敷設がえのときは、しっかりもう石綿管は除去しまして、しっかり手引きどおりに処分をさせてもらっています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ちょっと質問と答えがかみ合っていないような感じもしますので、私のほうから答弁をさせていただきますと、石綿管については石綿管として資産計上されていますから、それを除却したときに、取りかえたときには当然、適切に処分をしているということでございます。

今回はそれを取り扱うための貯蔵品でございますから、貯蔵品としても今後使用する見込みがないことから経理上、資産から落として経費として計上させていただいたということでございます。

敷設されている石綿管については、それは敷設がえをするとき、適切に処理をしているということでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 監査の指摘ということで始まったあれですけども、適正な企業会計という形で費用化した処分ということで妥当でわかります。今後そういったものが残るわけでありまして、そのほうも労働安全法に基づいた適正な処分もまた今後お願いするところでございます。よくわかりましたので、ありがとうございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大塚邦子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第56号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第56号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第56号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大塚邦子君） 質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

11ページの臨時財政対策債であります。これは普通交付税とともに臨時財政対策債の発行可能額を国が決めて、それに基づいて町のほうは発行可能額目いっぱい借りられたと、対策債をしたということでもありますけれども、起債を行ったといった中で、また基金の積み立ても行っているといったことで、考え方として御指導願いたいんですけども、可能額は全部使わなくてもいいのではないかという議論もあると思われるんですけども、一方では借りて、一方では積み立てているという形でありますので、その辺のところの考え方について、今回大きな基金の積み立ても行っておりますので、なおかつ臨時財政対策債を限度額100%借り入れを行っているということで、それについて説明を求めます。

○議長（大塚邦子君） 総務部グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 臨時財政対策債につきましては、今、御質問にあったとおり国が決めるものでございます。これは交付税の交付額を国が算定上の半分を負担して、半分は各自治体が起債を発行して財源調達をするという折半ルールというのが国の借金が増えた時点で作られたものでございまして、本来は交付税が交付されるべき金額でございます。

当町の場合は、平成22年まで不交付団体でございましたので、その不交付団体としての自治体の場合は交付税そのものが交付されないという団体でございまして、そのときにはこの臨時財政対策債を発行しても、この臨時財政対策債というのは、元利どもの償還額の100%を国が後々の交付税で補填をしてくれると、こういうものでございまして、国の地方交付税の延払いというような、そういう位置づけのものでございます。

ずっと交付税をもらっている団体であれば満額借りて、それで後々償還に合わせて国から補填をしてもらうという方法で財政運営をするのが一番得策というふうになっておりますが、当町の場合、不交付団体のときにはそういうルールの中におさまらない団体でございましたので、極力、臨時財政対策債といえども借りないという姿勢を堅持しておりました。

ところが、22年を境にいたしまして、非常に歳入が落ち込んできたということもあって、しばらくは不交付団体に移行するというのは難しい状況かなというふうに判断をしております。さらに、ここ数年、交付税措置の多い起債を発行しているということもございまして、基準財政需要額自体の算定が増えてまいっております。

したがって、臨時財政対策債自体は国の措置としては低減を図っていくということで、今年も国の財政計画の中では19.1%前年度よりも減じているという実態がございまして、これをさらに減じていくという方向にありますので、いずれこの起債もなかなか借りるのは難しい状況になってくるのではないかというふうに思っている中で、当町としては逆に増えているわけでございます。

これは、交付税措置のある起債とか事業を多く行っていることによるものでございまして、こうしたときに臨時財政対策債を後々補填される可能性がある起債を発行して、それで今後、津波防災町づくり、どれだけの財政需要が必要か、まだまだ予断の許さない時期でござい

すので、その財政需要が高まる時期に備えて、積立額も増やしていくというような財政運営が適当であろうというふうに今のところは考えておりますので、こうしたものも町が置かれている財政力、それから今後の財政出動の予定、こうしたところとあわせて借入額を決めていっているというところが現状でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

不交付団体に返り咲くのはしばらく先だよといったような認識の中で、交付税措置されるそういった制度を最大限利用する形で今回やったということではある程度理解したんですけども、やはり不交付団体になりますと、自主財源という形で自由度を持ったさまざまなものが展開できるということで非常によいこととありますけれども、めど的には10年スパンぐらいで考えているんですかね。

この借金というのは、この臨時財政対策債の償還年数というのは長いですよ。ですから、あるときでは方向をある程度考えていかなければならないと思うんですが、今の不交付団体に返り咲くのは10年ではちょっと無理だよといったような認識ですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 少なくとも津波防災町づくりが進んで町の固定資産の流動化、土地の流動化等も高まっていくというような、そういう状況を迎えない限りはなかなか不交付団体になっていくというのは難しい状況ではないかなというふうに思っております。希望といたしましては、10年をめどには不交付団体には返り咲いていきたいというふうには思っておりますが、その鍵を握っているのはやはり津波防災町づくりでございまして、それとあわせて、あと今行っている施策が順調に推移していくということをもって不交付団体に返り咲いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今の質問と同じ項目ですが、臨時財政対策債、これ8事業の起債を廃止して起債を切りかえたということの説明を受けましたが、金額的に廃止する起債の限度額が1億1,620万円、それに対して対策債が1億7,818万3,000円ということで、廃止する起債よりもたくさんの対策債に切りかえているということで、その差額は何かほかの事業とかというのは入っているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 臨時財政対策債につきましては、起債の中でも一般財源となる起債ということで特異な起債でございます。この部分については、既存の一般財源をこの臨時財政対策債の一般財源に振りかえていくと、こういうようなことをもって全体の財政の柔軟性を高めていくという効果に用いているものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) 私どもちょっと認識が足りないと思うんですが、8事業の起債を切りかえるということの私の理解だったんですが、それだけじゃなしに一般財源としてのプラスアルファが入っているというふうな理解をしてよろしいでしょうか。

○議長(大塚邦子君) 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長(塚本昭二君) 臨時財政対策債という特異な性質を活用いたしまして、そういう一般財源にも活用していくと、こういう御質問にありましたとおりでございます。

○3番(大石 巖君) はい、了解しました。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚邦子君) ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚邦子君) 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) 3番、大石です。

2款総務費の事務改善対策ということで、マイナンバーの制度導入に伴うシステムなり庁舎内の改修なりということで予算の補正がされていると思いますが、これまでそうしたマイナンバー制度にかかわる改修費、26年度分も入っていると思いますが、26、27年度、町の国保会計などの特別会計も含めて全体的におおよそどのくらいの費用がかかったのか教えていただきたいと思いますが。

○議長(大塚邦子君) 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長(塚本昭二君) このマイナンバー制度に対応するためのシステム改修というのは26年から始まっておりまして、26年度、それから27年度の予算計上まで含めましてシステム改修を行っておりますけれども、システム改修の直接的な部分については、おおよそで申し上げますと5,483万程度ということで把握しております。このうち一般財源としては552万5,000円程度が一般財源で、残りの4,630万5,000円ぐらいの額は国からいただいている、そういう内容でございます。

あと、そのほかにソフト的にといいますか、臨時職員の賃金とか、それから窓口、印刷製本費とか事務的な部分も加えますと、今予算計上、補正まで入れまして7,374万5,000円程度ということになります。このうち国の委託金で賄われる部分が5,823万5,000円というふうに把握しております。一般財源としては1,551万円になるというふうに今のところは集計をしているところでございます。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 3番、大石 巖君。

○3番(大石 巖君) 3番、大石です。

2、3日前に共同新聞のアンケートということで、全国の自治体に対してこうしたセキュリティ対策の費用というアンケートがありました。それに対して吉田町も多分、回答しているんだろうと思いますが、今の金額がそのアンケートに対する回答というふうに受け取ってもよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） こうしたただいま申し上げたのは費用面だけでございますが、セキュリティ対策については前の議案でも出ておりましたが、セキュリティ対策の思想的なものがまずそれぞれ違っておりまして、当町の場合は不要なシステム同士は連携させないということを堅持しております。

したがって、総合情報システム、基幹システムでございますが、これはこれで独立をさせていると。あと、マイナンバーが運用されるL GWANの国と連結しているシステムでございますが、これはそれで独立をさせると。それから、あと細々した戸籍システムとか、それから介護システムとかいろんな個別のシステムがございますが、それはそれでまた独立をさせております。

最低限必要なところでしかシステム連携というのは図ってなくて、それでまず、システムの的に独立をさせることによってセキュリティを保とうということでございますので、そうした点では他の自治体よりも格段にそういう対策は確実にできるのかなというふうに思っております。

あと、システム的な不安というのはそういうところで補われていると思いますが、あと、例えば端末の設置場所とか、端末の操作上のセキュリティをどうしていくとか、それから、建物の中でどうやって人の出入りを制限していくとかいう、そうした細かいところの対策をセキュリティポリシーとして制度化を図るわけでございますが、それに向けて今、取り組んでいるところでございますので、そうしたところの対応はまだまだ検討をしなければいけないという状況にあるんで、その辺の不安要素はあるというふうに感じております。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解しました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の15ページでホームページを全面的にリニューアルされるということなんですが、これはたまたまこの上乗せ分が来るからと言ったらおかしいんですけども、そのためにやるのか、もともともうリニューアルしなければいけないというを感じている中で、たまたまこの上乗せ分が当てはまるという形でほんと今回補正という形になったんでしょうか。卵が先か鳥が先かの話になるかもしれないんですが、どのような考えでこれを充てるというような形になったんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ホームページにつきましては、過去にもいろいろ御質問もいただいているところでございますが、当町のホームページが非常に先駆的ですばらしいなどというふうにしか思っていないで、これまでもカスタマイズしながら対応してきたというところがございます。

企業誘致を進めるとか交流人口を増やしていくとか、そういう中では今のホームページというのは余りそのままの状態ではよくないだろうということで、何らかの改修を図りたいというふうに思っている中で国の地方創生の交付金が出てまいりましたので、この交付金を活用して一気にリニューアルを図ろうというところまで計画を進めたというのが内情でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、この地方創生先行型という形の補助金交付金を使うその条件みたいなのが多分あると思うんですが、それをじゃ、このリニューアルの際、新しいコンテンツをつくることによってその地方創生に資するということか、そういった効果があるというようなものをコンテンツの中に盛り込んでいくということでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） おっしゃるとおりでございます。地方創生のメニューとして加えるためには、先日、懇談会でもお話をさせていただいたように5原則、これを満足しない限りは採択にならないものですから、その5原則にのっとった事業の仕立て方をするという事になっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

わかりました。そうした中で、全協の中でお聞きしたときに委託業者もかえていきますよというお話があったんですが、その委託業者というのはどのような形で選定されるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 委託業者、かわるかどうかは結果によるわけでございますが、既存の業者に捉われずにプロポーザル方式で私どもの考え方を提示して、それに提案をしていただくということで、最も満足度の高いところと契約をさせていただきたいと。

今のものでいきますと、非常に自前でといいますか、手元でみずからがリニューアルできる部分というのは非常に少ないものですから、そうしたところの幅が広がるようなところを重視してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そういう中で600万という数字を出してきておるわけですが、その見積もりというか、600万くらいでそれができる程度のものという形で600万という数字を上げてきたんでしょうか。それにはその根拠と言ったらおかしいんですが、リニューアルに当たっている業者がかわればサーバーかえるとか何とかと、いろいろそれに附帯する負担するお金が増えてくると思うんですが、そういうのも含めて試算して600万という数字を上げたんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 交付金の額をそのまま充て込んだわけではな



くて、当町で今、こういうホームページにしたいという概要をまとめまして、それに沿って荒い積算ですが、積算をした結果として600万あれば達成できるだろうという数字でございます。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大塚邦子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 33ページの教育諸費の中で小・中学校活動補助金、これは説明の中で実績に応じてということで説明を聞いております。その説明、実績、これによって基準というかそういうものというのは当然あると思うんですけども、その辺のどのような基準を持っているのかというのを教えてください。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） この補助金でございますが、吉田町学校教育事業費補助金交付要綱に基づいて交付をいたす内容でございます。補助対象経費につきましては、車借上料、大会参加費、ゼッケン作成料、懸垂幕それから、東海大会以上につきましては、車借上料、大会参加費、ゼッケン作成料、宿泊、こうしたものに支出をするという内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、聞きたかったのは、東海大会とかかなり小・中学生頑張っていますよね。その中でもうちょっと細かい基準というか、例えばしっかりした基準を出すことによって、子供たちの励みになる部分もあるかなと思って聞いたわけですが、非常に今大ざっぱなというか、そこにできれば出すという要するに奨励金のようなものになるわけですね。

細かいもうちょっと、例えば、当然ここには参加をするときに、それに関係する人たちももちろん出るわけですが、そういうものに関して出てきますか。先生ももちろんそうですけれども、監督とか、それとか車を借り上げる中でその車そのものが子供たち、参加する人たち、学校関係だけなのか、そういう補助としてもうちょっと細かな部分というのはあるんですか、ないんですか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいま対象の方ということで理解して答弁をさせていただきますが、地方大会、県大会におきましては、出場登録選手、それから出場クラブの部員及び顧問、こんな方の先ほど申し上げました対象経費について支払うという定めになっておりまして、東海大会以上につきましては、出場登録選手、顧問を対象とするということになっております。この中で事業費を、対象費の支出を補助をするという内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 例えばもうちょっと柔軟性があるって、子供たちの応援ができるものかなと思ったんですけれども、その基準ということであればわかりました。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

35ページに中学校の維持管理あるんですけれども、今、33ページのほうでこの小・中学校活動補助金というのが結局、部活動が結構よい成績でということで、33ページのほうに補助金が出ているわけで、それに対して今回、吉田中学校の野球部が春夏の県大会で優勝して東海大会、全国大会はちょっと行けなかったんですけれども、そういう中で御褒美という言い方はどうかわかりませんが、中学校のグラウンドの野球部のネット裏のところの一応、観客席みたいなところがあるんですけれども、そこへ屋根を、暑いときも父兄から観客の方からみんな来て見たりしていますけれども、そういうものを入れてもらうというようなことはできませんかね。

○議長（大塚邦子君） 八木議員の質問の具体的なページ数をお願いいたします。

○11番（八木 栄君） 35ページのところで維持管理費になるんですけれども、これ体育館の借り賃ということで5万6,000円上がっていますけれども、それ以外に補正なものですから、補正を使ってそういう日よけとか雨よけというか、そういうものの施設整備のほうができないかということなんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 予算の説明ということの中でこの費用が入っているかというところになると思いますが、その点、答えられますか。

教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問で、今回、私どものほうで予算で上げてありますのは、中学校の維持管理費としまして特別支援学校の体育館の利用に関する使用料を計上させておるところでございます。

ただいま御質問にありました吉田中学校のバックネット裏の部分の整備に関しては、現在、予算としまして計上しておらないという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） その辺のことでぜひ補正に載せてもらえればよかったなというところで、今ちょっとお伺いしたんですけれどもね、今回載らなくてもちょっとその辺を考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 関連質問となるかと思しますので、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今、同じところ35ページなんですけど、今説明があったようにこの使用料というのは吉田中学校の体育館の工事中、支援学校を使うということでの使用料なんですけど、お互い公立の中学と公立の支援学校という中で使用料をどうしてもとらなければいけないというような何か決めごとがあるのか、お互いさんなもんでというような話、そういった減免の交渉ということとはされたんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 吉田特別支援学校の施設等の開放に関する細則という定めがございますが、本来、この施設の開放に係る実費、その部分は実際には電気料等になりますが、この部分をこの細則の中で支払うというような定めになっておりまして、利用の1時間当たり300円というような、これはこの支援学校の6月までの電気料を算定しまして出された金額でございますが、この金額で利用させていただくということで、細則に基づいてお支払いをするというものでございます。

もちろんこの利用につきましては、吉田町総合体育館のほうでなるべく吉田中学校の要望にお応えをしまして利用するというのがまず第1にありまして、どうしても総合体育館、土曜日、日曜日各種大会がございますので、こういった大会等の場合はやはり大きなもので、先々もう決まっているものもございますので、そうした中で総合体育館等が使えない場合にこちらのほうをお借りして、部活動に支障を及ぼさないというような内容でお借りをするということでございます。

説明は以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 電気料であるとかというそういう説明を聞いたわけなんだけれども、だからお互い公共のものという考えで減免の交渉をされたかどうかというのがまず1点。それがまず抜けているんです。

あと、5万6,000円という金額、先ほどどうしても総合体育館のほうが使えないというところでそちらを使うというので割り出したのかもしれないけれども、時間で割り出したり、これが上限という形で割り出しているんですか。

まず、1点は交渉したのかということ、この金額が上限で出しているんでしょうかということをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） このお話につきましては、今年の3月にまだ開校前でしたが、特別支援学校のほうにこの体育館についてお借りできないかというような交渉をさせていただいております。その中では、当時、細則等がまだ定めができておらないという状況でありましたので、今年度に入ってこの細則ができた段階で私どもの事務方で特別支援学校と交渉をする中で、この細則に基づいて支払うというようなお話になったという経緯でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 予算の5万4,000円が上限かという話。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 交渉の過程について今局長から説明があったとおりですが、そもそも県立になるので、県の管轄というか直結した管理運営になってきます。御承知のように中学校の場合は吉田町が設置及び管理があるわけですので、そういったところでルールの違いがありますので、先ほど説明した要綱に従って借りるということです。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） それから、先ほどの使用料の積算の関係でございますが、時間当たり300円、1日当たり6時間、それから工事期間、どれくらい利用するかということで割り出した日数が31日ということで、これはあくまでもマックスというようなことでございます。これで計算をした金額でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 管轄が県ということであります。大体、町のいろんなそういうものに関しても減免措置というのはどこかにありますよね。県のそういったものには一切そういった減免というものに当たるものというのはないんですか。たまたままだ細則ができていないときにもうそういう話をしている中で、そういう減免に関することも県は入れて来ないということは、県というのはそういうことはまずないよというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 県の中にも減免という対象というか枠はあります。これが減免には当たらないということですよ。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時52分

○議長（大塚邦子君） 予定よりも少し早いですけれども、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

以上で第56号議案についての質疑を終結します。

---

#### ◎議案第57号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第57号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第57号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第58号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第58号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第58号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第59号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第13、第59号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第59号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大塚邦子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第65号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第14、第65号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第65号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第61号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第15、第61号議案 平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

全協の中でも副町長からお答えをいただきました。その中でよくお聞きしたいのがあります。本来なら23社があるということの中から2社だけが参加をして1社が辞退をして、最終的には1社になったと。そのときに、23社に対しての参加への働きかけというものに関しては特にはなかったわけですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） ございませぬ。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 山内です。

副町長からの以前のお答えの中に、入札の理由が何社かやって公平な中で競争をすると。そうしてよいもの、安いもの、安くできるところをその入札の中で決定をしていくと。そういう中で、私が考えたのは、こういう工事に関しての本当は随意というものに関する意見と申しますか、そういうものがでなかったのかということが、随意契約のまさに条件幾つかありますけれども、質を含めていろんな状況を知っている、それと、前回と同じように何をどういうものを目的がちゃんとわかっているとか、非常にそういう中で随意でもよかったのではないかな、随意でも契約できたのではないかなと。

そして、随意をやるに当たって、もししっかりした当然、査定というんですか、その金額の査定とかいろんな査定をやったときには非常に合理的なものができるし、いろんな不必要な経費はかからないし、そういう意味で金額とかいろんなものに関しては前回いろんなものが情報としてありますから、それに合わせればできるわけです。本来はここに、役場の中にそれに準ずる人がいればいいんですけれども、可能性としてはいろんな情報の中でできると思うんですよ。そのときに随意という考え方というのは出なかったんですか。

○議長(大塚邦子君) 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長(大石剛久君) 全協の中でもお話をさせていただきましたが、契約制度のほうに基づきまして、制限付きの一般競争入札ということで基本的に考えてございました。随意契約というものは初めから考えてございません。

その中で、幅広く一般競争入札の中で、競争でもって執行を行うというところで競争原理というのはもうそこで働いているという形で思っています、たまたま参加が2社であったと。そのうち1社が辞退をしたということでありまして、初めから成果にのっとって制限付きの一般競争入札で行ったというところでございます。

○議長(大塚邦子君) 6番、山内議員。

○6番(山内 均君) わかりました。この随意に関しては自分も関係をしたこともありますし、内容はよくわかっている中でお聞きをしたわけです。以前にはちょっと疑問なやつもあったんですけれども、それがあったもんですからお聞きをしました。

これで入札の中で一つの限られた枠の中でやる工事なもんですから、その間違いということとはもう前回の業者がやればもう頭の中に入っているし、環境を全部わかっているはずですので、その中でしっかりと管理なり検査なりやっただけであれば十分な効力は発揮すると思っていますので、それでちょっとお聞きをしたわけです。

以上です。

○議長(大塚邦子君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) 全協の中でも申し上げたんですが、我々というのは地方公共団体ですが、国も地方公共団体も1社と随契をするというのは原則ではないんです。これは1社と相対でやるというのはいろんな弊害もありますし、弊害というのは本来であれば我々は制限もつけず、全てのできる業者に全部明らかにして競争する、それが公平性なんです。

民間企業であれば、自分の系列企業でありますとかそういうところと1社随契をして、その後、話し合いをして単価を決めていくというようなトヨタが一番一般的なんです、それで経費を下げっていくという、そういうことは我々は許されていないんですよ。我々は民間業者に対して1社随契をして、それからどんどん経費を下げっていくなんていうことになれば、

業者の方が逆に迷惑がかかるんです。

ですから、予定価格もきちんと決めて、この中で全てのこの制限つきですから、この制限に合致する企業の方に来ていただいて、会社の方に来ていただいて、入札という競争をしていただいて、その中で一番低い価格で入札した人にその価格で工事をしてもらおうと、これが原則なんですよ。

だから、我々はやはり、我々とそれは民民の契約かもしれませんが、我々が高い立場でどんどん経費を節減していったら、随契みたいな形でしていったら全く公平性保たれないですよ。ですから、随契は特別な場合しか許されていないと言っているわけで、できる限り競争性のある入札制度で契約することが好ましいと。

ですから、本来であればこれについて随契をやるなんて全く考えていないです、最初から。全くありません。できる方には全部競争していただくのが、それが公平性ですよ。東芝と随契したら、ほかの人は入って来られないですよ。そういうことで、我々は契約制度については競争を原則としているというのを説明しているわけです。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、契約制度の関係の今回、随意契約というようなお話が出ておりますけれども、副町長、先ほども申し上げていた部分もありますけれども、まず基本は、原則は一般競争入札です。随意契約には当然、施行令の168条のところに該当しなければ随意契約をすることができないわけです。今回の入札の内容につきましては、こちらに該当しないということで随意契約にはしていないというものになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

よくわかりました。なぜ聞いたかという、実はそう言いながら以前あったんですよ。あったものですから、それは例外として認めますかということなんです。もう1つ、僕が感じたのは、要するに閉ざされた空間の中でやはりやるということ、これはもう特別な環境の中でやるということなものですから、そういうものは考えられるんですかと聞いたわけです。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、ただいま第61号議案を審議として行っているわけでございます。以前のお話ということでありましたが、それについてはちょっと内容がどの内容なのか不明になりますし、また、当然そのときには随意契約ということであれば、随意契約の理由があってやっているというものになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回のものについて、先ほど随意契約というのは自治法の施行令に該当するときでなければ随意契約できませんので、今回は先ほども申し上げましたとおり今回の工事内容、工種については、工事内容については随意契約に該当しないということになります。それ以外にもし随意契約ということであれば、何号かということでお示しをいただければ、その点のあれはなるかと思いますが、審議というかその辺での御回答はさせていただくということではできるかと思ひます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 外れますけれども、物件を出していいですか。やめたほうがいいです



か。

○議長（大塚邦子君） 本議案とは関係がありませんので、ここでは発言は許可できませんけれども。

○6番（山内 均君） わかりました。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この前の全協からもそうですけれども、藤田議員もそうですし、山内議員もそうでございますけれども、本来議員というものは行政のチェックをするのが、皆さんよく言いますけれども、チェックするのが仕事ですよ。それが本来の公会計をやるときの反対のことをやれと言っているわけでございます。いわゆる執行権に属する、そういうことに関して議員がそういう形で介入してよろしいと思っっているんですか。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

介入するとかそういうつもりはなくて、やはり隣につくったやつがあったんですよ。理科館なかったですか。もし記録があったらとんでもないことになりますので謝りますけれども。だから、特にその中で合理性を求めたときに、今言った随意というものが法律の中に示されているわけですから、それが全て悪でだめではないということはどう思いますかね。

○議長（大塚邦子君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 2時50分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内 均でございます。

先ほどは皆様の貴重な時間を割いてしまいまして、申しわけありませんでした。希薄な記憶の中で皆様に大変な御迷惑をおかけいたしました。忝意とかそういうものは全くございませんで、純粋な気持ちの中での質疑をしましたがけれども、それによって大変な御迷惑をおかけしたことを今ここでおわびさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

### ◎議案第62号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第16、第62号議案 平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから第62号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会18日目、最終日でございます。  
ただいまの出席議員は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
ここで、6番、山内 均君から発言を求められていますので、許します。  
6番、山内 均君。  
○6番（山内 均君） 先日、9月16日の本会議において第61号議案の審議中、内容が工事に  
関する契約ではなく、設計に関する契約であったことについて、誤解を招く発言をしてしま  
いました。当局の皆さんにも誤解を招かれるような発言であったことを、ここで改めておわ  
びをいたします。  
○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。  
本日は、提出された議案について討論及び表決を議案番号順に行います。
- 

◎議案第46号の討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、第46号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕  
○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第47号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第47号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

第47号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を申し上げます。

この条例の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う番号通知カードの再交付に伴う手数料500円、個人番号カードの再交付に伴う手数料800円について加えようとする条例改正案であろうと思います。

法施行に伴う個人番号の通知は、10月の後半にも行われるということを知っております。国民全員に番号が付され、納税、社会保障、年金、医療保険、災害者生活支援などの事務に利用される膨大な個人情報の番号が、国、自治体、金融機関、事業所などで管理されていくということになります。

年金機構の個人情報の大量流出事件は、電子情報化の社会の中で絶対安全などないということ象徴的に示したものでありました。一たび情報が流出すれば、詐欺やなりすまし被害など生活を脅かす被害をこうむることになります。第48号議案の吉田町個人情報保護条例の改正という手続、あるいは情報ネットワークをインターネットから切り離す処置などで情報流出の懸念が払拭されるとは思えません。

○議長（大塚邦子君） 大石議員に申し上げます。

ただいまの発言の中で48号議案とありましたが、47号議案となりますので、訂正のほうをお願いします。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 関連の48号議案というふうに申し上げました。

第48号議案の吉田町個人情報保護条例の改正という手続、そういう手続を経て、なおかつ情報ネットワークをインターネットから切り離す処置、そういうことなどを処置するという話ですが、それでは情報流出の懸念が払拭されないというふうに思います。

年金流出の原因究明や再発防止が定まるまで、10月からの番号通知、あるいは来年1月からの利用開始は延期すべきであるというふうに思いますので、本案については反対をいたします。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 第47号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回の改正は将来的なマイナンバー制度の中での改正と、このように受け取っております。何ら問題はないと、このように思います。

以上であります。賛成討論といたします。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第48号議案 吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

第48号議案 吉田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を申し上げます。

この条例の改正は、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う特定個人情報を保護するための条文を加える条例改正案の中身であろうと思います。第47号議案の件について述べましたように、国民全員に番号が付され、納税、社会保障、年金、医療保険、災害者生活支援などの事務に利用され、膨大な個人情報の番号が、国、自治体、金融機関、事業所で管理されることとなります。

9月13日付の静岡新聞では、共同通信のアンケート結果が掲載されていました。全国の自治体60%が安全対策に不安を感じているという報道でした。主な理由として、セキュリティに対する予算や専門職員の不足を挙げていますが、当町でも5,483万円もの費用をかけるということが明らかになっております。

個人情報が一流出した場合、生活への悪影響ははかり知れず、第一義的には国に実効性ある対策を求める必要があります。しかし、住民との直接の窓口である行政には、住民生活の安全を守る、住民から信頼されるという基本の上に立ったセキュリティの強化が求められます。情報ネットワークをインターネットから切り離す処置などで情報流出の懸念が払拭されるとは思えません。国に対し、年金流出の原因究明やさらなる再発の防止を求め、10月からの番号通知、来年1月からの利用開始は延期すべきであると考えます。

よって、本案には反対をいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私は、賛成の立場で討論いたします。

今回のこの条例につきましては一部を改正ということで、もちろんマイナンバー制度にかかわるものではありません。ですが、先ほど大石議員が述べられた情報の漏えいを防止するために、本町ではこの条例を改正して規定していくものであると考えますので、賛成いたします。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論が終わりました。

賛成討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第49号議案 平成26年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第50号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第50号議案 平成26年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第51号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第51号議案 平成26年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第52号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第52号議案 平成26年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第53号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第53号議案 平成26年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第54号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第54号議案 平成26年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり認定されました。



---

◎議案第55号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第55号議案 平成26年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

---

◎議案第56号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第56号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第57号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第57号議案 平成27年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第13、第58号議案 平成27年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第14、第59号議案 平成27年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第15、第60号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第16、第61号議案 平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第62号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第17、第62号議案 平成27年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第18、発議案第9号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書についてを議題とします。

本案については、提出者、三輪正邦君の趣旨説明を求めます。

7番、三輪正邦君。

〔7番 三輪正邦君登壇〕

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

発議案を朗読し、意見書を読み上げて説明とさせていただきます。

発議案第9号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年9月18日提出。

吉田町議会議長、大塚邦子様。

提出者、吉田町議会議員、三輪正邦。

賛成者、吉田町議会議員、遠藤孝子君。同、山内 均君。同、増田剛士君。同、八木 栄君。同、河原崎昇司君。

重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書。

静岡県における重度障害者（児）医療費助成制度は、昭和48年に開始されたが精神障害者に対しては、長年対象から除外されていた。このような現状から、本町では、昭和49年4月から精神科入院医療費の一部助成を行ってきた。本県においては、平成24年10月から1級所持者に対する入院医療費助成がようやく開始されたところである。

公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会の入院実態調査によれば、平成22年1月から8月までの実態調査期間中に、1級手帳所持者の45%が入院（うち90%が7か月以上）、2級3級手帳所持者の16%（うち51%が7か月以上）が入院するという結果が出ている。

また、静岡県の精神保健福祉手帳交付総数に占める1級の割合は10%で、全国都道府県の1級交付割合16.8%を下回り、全国的には下から9番目という低さであり、県内の2級以下の手帳保持者の中には少なからず1級に相当する方も存在すると思われる。

精神障害者の病気の回復は、必ずしも順調な過程を辿るものではなく、様々な原因により再発又は悪化した時には入院を余儀なくされる。このような場合は、一時的にも精神疾患の

重度状態というべきである。しかも、このような症状の多くの方は、就労が困難であり障害者年金程度の所得であるため、入院医療費負担が障害者家庭に重くのしかかっており、通院医療費も助成されていないのが実情である。

以上の点から、静岡県重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者保健福祉手帳2級3級所持者の精神科入院医療費及び通院医療費の適用改善を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年9月18日。

静岡県榛原郡吉田町議会。

静岡県知事殿あて

以上です。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

三輪議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（大塚邦子君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議院派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 日程第20、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成27年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君 登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が提出をいたしました議案につきまして、熱心に議論等をしていただきまして、まことにありがとうございます。また、議決していただきまして本当に感謝をしております。

ただ、議員の皆様、とりわけ一般会計の決算等でいろんな意見がたくさん出ましたけれども、これは私の評価でございますけれども、でき得れば大半のものは所管課にいただければ大体わかるものでございますので、ぜひとも常日ごろ所管課に行って、疑問点があれば聞いていただければ、それで了解されると思いますので、ぜひともそうしていただければ議事等もスムーズに進むのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

先日もお話し申し上げたことでございますけれども、私も13年目の町長の立場になりました。選挙も平成15年4月、それから平成15年12月、平成16年4月、そして今回と、都合4回やらしていただきました。平成15年4月は全くの素人でございます、右も左もわからなくてやってきた結果として勝たしていただきました。

平成15年12月は、皆様御承知のとおり、私がやりました入札制度への談合の排除というふうなことに對して、その利益を奪われた人から警察に告発がまいりまして収賄の問題で取り調べを受けました。本当に町民の皆様には、公職選挙法に触れた行為でございますので、本当に申しわけなかったと思っております。ただ、私がやりました公職選挙法に違反する行為、

すなわち祭り等における祝儀の問題は、基本的には社会的な慣例として警察も、検察庁もその辺は重々わかっておりまして、恐らく強制捜査にはそれまでは乗り出さなかったと、こんなふうに思っております。

しかしながら、告発が入れば警察が動きますので、私が公職選挙法の、いわばその条項に違反するものとして妻ともども10日間朝・昼・晩と取り調べを受けました。結果として、すぐ辞職をいたしまして、改めて町民の皆様の審判を受けて、また返り咲いたわけでございますけれども、それが12月のクリスマス選挙、次の4月が私のバースデイ選挙でございまして4月22日、私の誕生日にやった選挙でございまして。これも勝たしていただきました。本当にかろうじて勝たしていただいたと、こんなふうに思っております。

都合4回の選挙の中で、今回の選挙は非常におもしろい選挙でございました。と申しますのは、恐らくこの選挙というものが今後の吉田町に対して、町づくりに対して非常にいい結果を残すのではないかと、こんなふうに思っています。

なぜかと申しますと、平成15年4月、平成15年12月、平成16年4月の選挙においては、議員の皆様は恐らくは当然のことながら、水面下では反田村で動かされた方もおられたと思えますけれども、今回の選挙では議員の皆様のかなりの方が反町長派として、これは固有名詞となっております。総務省へ行けば反町長派と有名でございまして。そういうふうな反町長派の議員たちが、公然と私の対立候補の応援に回ったと、これは私の選挙では初めてでございまして。私が嫌いだからとか、私が生理的に合わないとか、そういうことで恐らく議員たちが私の対立候補の応援に回ったとすれば、それこそまさに有権者をばかにした行為でございまして、そんなことはないと思っております。

議員の皆様は選良と申されますので、いわば該博な知識と町づくりへの厚い志を持って議員になられておるわけでございますので、恐らく私の平成15年4月以降、町づくりの政策の体系、政策の束でございまして。とりわけ東日本大震災以降の町づくり、シーガーデンシティ構想も含めて大きいタイミングの町づくりの構想の政策の束に対して、またその政策の束を具体化する政策の運び方に関して、それは当然のことながら、その実現のためにはものすごくお金がかかるわけでございますので、霞ヶ関であるとか、永田町であるとか、そういうふうなところへの働きかけも含めて、そういうふうな私のいわば政治的なものの考え方、政治的な動き方について、恐らくは当然のことながら町づくりというものは、町の発展と町民の福祉の向上というものに資するわけでございますので、恐らく対立候補のほうが私のやっている町づくりよりも町の発展と町民福祉の向上にまさるであろうと、そのような大きな大所高所の判断に立って対立候補を応援されたと思っております。

そのことについて、私は別に非難することも何もございません。むしろ、いいことであると思っております。初めて私の政策について公然と異議を唱えたわけでございますので、皆様には当然のことながら考えというものがあろうと思っております。皆様はまさに町づくりに参画されておられるわけでございますので、皆様がこの町づくりに関して私とは違った、対立候補の言葉をかりますと、みんなで作る吉田町というわけでございます。どういうふうなことになるか私にはわかっておりませんが、皆様が公然と、いわば支持されたわけでございますので、恐らく皆様はそのみんなで作る吉田町というものがどういう政策の体系なのか、その政策の実現化の運び方、政策の実現の仕方でございます。当然お金がかかるわけでございますので、中央に対する働きかけの問題も含めて、全てを総括した上で対立候

補の応援に回ったと、私はそんなふうに思っております。

そういうことである以上、ぜひとも私は先ほども申し上げましたように、今度の選挙というものは非常にこの町にとって有益なものであると、先を見た場合はそんなふうに思っております。なぜかと申しますと、私の政策に公然と異を唱えるわけでございますので、皆様はそれぞれ公然と政策の束であるとか、運び方、霞ヶ関とか永田町も含めて、全て皆さんは持っていると思うんですよ。である以上は、一般質問のような形で結構でございますので、正々堂々とここでぜひとも私の政策にぶつかってもらいたい。私は本当にそういう意味において、いわば議会というものが町づくりに関して首長と両輪でもって進むんだというふうな一つの形、公然といわば現職に対して違った政策を提示しているわけですから、そういうふうな町づくりの仕方。

もう1点は、遠藤議員に象徴されると思うんですけれども、本当の意味で私なんか考える意味において、いわば議会と首長が手を携えて両輪として町づくりを進めていこうと、2つの町づくりの仕方があると思うんですけれども、前回の選挙においてはここにおられる5人の方、反町長派としてみなされる方でございますけれども、そのような方がおられるわけでございますけれども、みんなでつくるその吉田町、私とは違うと思うんですけれども、それが町の発展と町民の福祉の向上に、結果としてまさるものであるというふうな結論を抱かれて皆様はやられていると思いますので、ぜひとも一般質問において堂々と私の政策に対して論陣を張っていただきたい。受けて立ちますよ。

私も昨日、雨の中でございますけれども、東京に行ってまいりました。二、三の省庁の大臣秘書官であるとか、特級の官僚の方にお会いしまして、いろいろとこれからのシーガーデンシティ構想について御助力をお願いしてきたところでございますけれども、これから秋の陣が始まるというわけございまして、10月からは頻繁に東京へ行く回数がふえると思っています。

昔、八木 栄議員に言われたことがございまして、町長は空出張しているんじゃないかと言われたことがございますけれども、懐かしい思い出だなと思っています。そのくらい東京へ行く回数がふえるというわけでございますけれども、ある町民の方から、二、三の町民の方からこんなことも言われました。いろいろなまちの首長さんはよく新聞に大臣であるとかいろいろな方と並んで写真を撮るけれども、うちの吉田町の町長さんは何にも出たことがないけれども、どんなことなんですかと言うから、いや、私は偉い人に会うのが苦手なものですから写真に出ないようにしておりますと言ったら、ああ、そうですかと、そんなことを言っていますけれども、写真に出るのも一つのパフォーマンスでしょうけれども、私はああいうようなやり方はいたしません。

要は首長というものは、町の発展と町民の福祉の向上にいかにか結果を残すかが勝負でございまして、そのプロセスについては別に問題はないと私は思っております。むしろ、そのプロセスについては知らないほうがいいと、私は思っています。そういう意味において、私は結果だけを議会の皆様に、また町民の皆様にお示ししたいと思っております。

改めて最後でございまして、ぜひとも前回の選挙において対立候補の応援に回られた反町長派の議員の皆様におかれましては、町の発展と福祉の向上に関して、私の政策、また政策の運び方がまた問題があると、それはひいては町の発展にもならないし、町民の福祉の向上にもならないと考えたのか、それとも相手候補のほうが数段町の発展と町民の福祉の



向上に資するのではないかと判断されたと思いますので、ぜひとも12月以降、一般質問の形で結構でございます。論陣を張っていただきたい。それこそがまさに有権者に対して理解というものがエンターテインメントであると、また議員の皆様がエンターテイナーであるというふうなことで、議会の皆様はよく申されますけれども、開かれた議会として町民の皆様の関心を惹起するのではないかと、こんなふうに思っております。

つたない私の閉会の御挨拶でございますけれども、ぜひとも私の真意をおくみ取りいただきまして、次回以降、期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） 本日、ここに平成27年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日以来、18日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のためより一層御尽力賜りますようお願い申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） これで平成27年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

閉会 午前 9時41分